勝央町地域防災計画

令和８年１１月
勝央町防災会議

目　次

第１編　風水害等対策編 1

第１章　総則 3

第１節　総則 3
第２節　防災会議 5
第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 6
第４節　町の概要 17

第２章　災害予防計画 22

第１節　防災業務施設・設備等の整備 22
第２節　防災業務体制の整備 25
第３節　自然災害予防対策 29
第１項　治山対策 29
第２項　造林対策 31
第３項　土砂災害防止対策 31
第４項　河川防災対策 34
第５項　雨水出水対策 36
第６項　ため池等農地防災対策 37
第７項　都市防災対策 38
第８項　文教対策 40
第９項　文化財保護対策 42
第 10 項　危険地域からの移転対策 42
第４節　事故災害予防対策 43
第１項　道路災害予防対策 43
第２項　鉄道災害予防対策 44
第３項　大規模な火災予防対策 45
第４項　林野火災の防止対策 46
第５項　危険物等保安対策 48
第６項　高圧ガス保安対策 50
第７項　火薬類保安対策 51
第８項　放射性物質災害予防対策 52
第５節　複合災害対策 53
第６節　防災活動の環境整備 54
第１項　防災訓練 54
第２項　防災意識の普及 56
第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化 61
第４項　企業防災の促進 63

第５項　住民及び事業者の地区防災活動の推進 64
第６項　災害教訓の伝承 65
第７節　要配慮者の安全確保計画 66
第８節　防災対策の整備・推進 71
第１項　防災に関する調査研究の推進 71
第２項　緊急物資等の確保計画 73
第３項　公共用地等の有効活用 74
第４項　被災者等への的確な情報伝達活動 74

第３章　災害応急対策計画 76

第１節　防災組織・防災体制 76
第２節　防災活動 84
第３節　災害広報及び報道 135
第４節　罹災者の救助保護 137
第１項　災害救助法の適用 137
第２項　避難の指示等及び避難所の設置 139
第３項　救助 152
第４項　食料の供給 153
第５項　飲料水の供給 155
第６項　被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与 156
第７項　医療・助産 156
第８項　遺体の捜索・検視・処理・埋火葬 157
第９項　福祉・防疫・保健衛生 159
第 10 項　廃棄物処理等 160
第 11 項　住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去 162
第 12 項　文教災害対策 163
第５節　社会秩序の維持 165
第６節　交通規制 166
第７節　輸送 168
第８節　電気・通信サービス・ガス・水道の供給 169
第９節　防災営農 172
第 10 節　水防 174
第 11 節　雪害対策 176
第 12 節　事故災害応急対策 177
第１項　道路災害対策 177
第２項　鉄道災害対策 179
第３項　航空機事故災害対策 180
第４項　大規模な火災対策 182
第５項　林野火災対策 183
第６項　危険物等災害対策 185

第７項　高圧ガス災害対策 186
第８項　火薬類災害対策 187
第９項　有害ガス等災害対策 188
第 13 節　集団事故災害対策 189
第 14 節　自衛隊の災害派遣 190
第 15 節　広域応援・雇用 197
第 16 節　ボランティアの受入れ、活動支援計画 198
第 17 節　義援金の募集・受付・配分 200

第４章　災害復旧・復興計画 201

第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定 201
第２節　被災者等の生活再建等の支援 201
第３節　公共施設等災害復旧事業 203
第４節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成 204
第５節　災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置 206

第２編　地震災害対策編 209
第１章　総則 211
第１節　総則 212
第２節　防災会議 213
第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 213
第４節　町の防災環境 213
第５節　断層型地震の被害想定 214
第１項　断層を震源とする地震 214
第２項　被害想定 217
第３項　勝央町の人的・物的被害想定結果 220
第６節　南海トラフの巨大地震の被害想定 227
第１項　南海トラフを震源とする地震 227
第２項　南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化の概況 230
第３項　岡山県の震度分布図 231
第４項　岡山県の液状化危険度分布図 233
第５項　勝央町の人的・物的被害想定結果 235
第６項　減災効果 236
第７項　被害想定を活かす 236
第７節　地震災害対策の基本的方向 237
第８節　地震災害に関する調査研究 238
第２章　地震災害予防計画 239
第１節　自立型の防災活動の促進 239
第１項　防災知識の普及啓発計画 239
第２項　防災教育の推進計画 243
第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画 245
第４項　防災ボランティア養成等計画 247
第５項　住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加 250
第７項　要配慮者等の安全確保計画 250
第８項　緊急物資等の確保計画 255
第２節　迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理） 260
第１項　災害応急体制整備計画 260
第２項　情報の収集連絡体制整備計画 265
第３項　救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画 267
第４項　指定緊急避難場所及び避難路等整備計画 273
第５項　避難及び避難所の設置・運営計画 275
第６項　災害救助用資機材の確保計画 281
第７項　建設用資機材の備蓄計画 282
第８項　地域防災活動拠点整備計画 282

第９項　緊急輸送活動計画 283
第 10 項　消防等防災業務施設整備計画 284
第 11 項　広域的応援体制整備計画 285
第 12 項　行政機関防災訓練計画 288
第 13 項　公的機関等の業務継続性の確保 291
第３節　地震に強いまちづくり 292
第１項　建物、まちの不燃化・耐震化計画 292
第２項　公共施設等災害予防計画 295
第３項　ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画 299
第４項　廃棄物処理体制整備計画 304
第５項　危険物施設等災害予防計画 307
第６項　流出油等災害予防計画 308
第７項　地盤災害予防計画 308

第３章　地震災害応急対策計画 311

第１節　応急体制 311
第１項　応急活動体制 311
第２項　地震情報の種別と伝達計画 313
第３項　被害情報の収集伝達計画 314
第４項　災害救助法の適用・運用 317
第５項　広域応援 319
第６項　自衛隊災害派遣要請計画 321
第２節　緊急活動 326
第１項　救助計画 326
第２項　資機材動員計画 328
第３項　救急・医療計画 328
第４項　避難及び避難所の設置・運営計画 331
第５項　道路啓開 337
第６項　交通の確保計画 339
第７項　消火活動に関する計画 341
第８項　危険物施設等の応急対策計画 343
第９項　災害警備活動に関する計画 344
第 10 項　緊急輸送計画 345
第 11 項　救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画 346
第 12 項　ボランティアの受入れ、調整計画 349
第３節　民生安定活動 351
第１項　要配慮者支援計画 351
第２項　被災者に対する情報伝達広報計画 353
第３項　風評・パニック防止対策計画 355
第４項　食料供給、炊き出し計画 356

第５項　飲料水の供給計画 357
第６項　生活必需品等調達供給計画 358
第７項　遺体の捜索・処理・埋葬計画 358
第８項　災害時廃棄物応急処理計画 360
第９項　防疫及び保健衛生計画 363
第 10 項　文教対策計画 365
第４節　機能確保活動 368
第１項　ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画 368
第２項　住宅応急対策計画 370
第３項　公共施設等応急対策計画 374
第４章　地震災害復旧・復興計画 376
第１節　復旧・復興計画 376
第１項　地域の復旧・復興の基本方向の決定 376
第２項　被災者等の生活再建等の支援 376
第３項　公共施設等の復旧・復興計画 378
第４項　激甚災害の指定に関する計画 380
第２節　財政援助等 381
第１項　災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画 381
第２項　災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画 383
第３項　義援金等の配分計画 375
第３節　町復興本部の設置及び町復興計画 385
第１項　町復興本部の設置 385
第２項　町復興計画 385

第１編　風水害等対策編

第１章　総則

第１節　総則

第１　計画の目的及び基本理念

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、勝央町防災会議が勝央町の地域に係る国、県、町及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめ、災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を行うものとする。

また、災害対策の実施に当たっては、国、県及び町並びに指定公共機関は、国土強靱化基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画、勝央町国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえ、それぞれの機関が災害時等に担うべき役割、連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係るそれぞれの機関との連携強化を図る。あわせて、国、県、町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、町、事業者及び住民等が一体となって最善の対策を講じる。

また、溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について都市的土地利用の誘導を検討するに当たっては、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価のほか、その地域の状況や地域でとり得る防災・減災対策を幅広く考慮して総合的に判断することとし、必要に応じて移転等も促進するなど、風水害に強い土地利用の推進に努める。

第２　計画の構成

本計画は「風水害等対策編」と「地震対策編」をもって構成するものとし、指定行政機関又は指定公共機関の作成する「防災業務計画」及び「岡山県地域防災計画」と有機的なつながりを持ち、相互に補完するものである。

本計画は「風水害等対策編」であり、災害対策基本法第２条第１項に定める災害のうち風水害等に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定めることを予定している。

この計画は、「災害の予防」、「災害の応急対策」及び「災害の復旧」の３本柱で構成し、これを補完するため「資料編」を別冊で作成する。

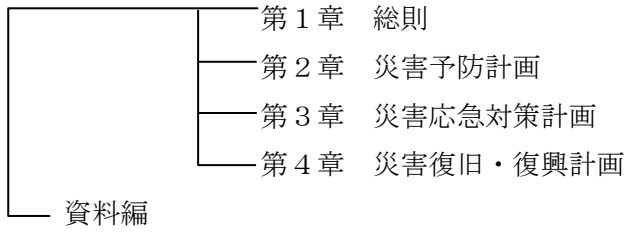

第３　災害の想定

本計画の作成に当たっては、町の地勢、地質、気象等の自然的条件に加え、人口、都市化、産業集中等の社会的条件並びに過去における各種災害発生状況を勘案した上で、発生し得る災害を想定し、これを基礎とした。なお、地震対策は別編とした。

本計画の作成の基礎として想定した主な災害は、次のとおりである。

１　暴風等による災害
２　大雨等による災害
３　上記１～２のほか異常気象による災害
４　大規模な火災
５　危険物の爆発等による災害
６　可燃性ガスの漏えい・拡散等による災害
７　有害ガスの漏えい・拡散等による災害
８　道路構造物の被災等による道路災害
９　鉄道における災害
10　航空機事故による災害
11　その他の特殊災害

第４　用語の意義

本計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各該当号に定めるところによる。

(1) 町本部・・・・・・・勝央町災害対策本部をいう。
(2) 県本部・・・・・・・岡山県災害対策本部をいう。
(3) 県現地本部・・・・・岡山県現地災害対策本部をいう。
(4) 県地方本部・・・・・岡山県美作地方災害対策本部をいう。
(5) 消防組合・・・・・・津山圏域消防組合をいう。
(6) 町地域防災計画・・・勝央町地域防災計画をいう。
(7) 県地域防災計画・・・岡山県地域防災計画をいう。
(8) 町本部長・・・・・・勝央町災害対策本部長をいう。
(9) 県本部長・・・・・・岡山県災害対策本部長をいう。
(10) 県現地本部長・・・・岡山県現地災害対策本部長をいう。
(11) 県地方本部長・・・・岡山県地方災害対策本部長をいう。
(12) 防災関係機関・・・・県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設を管理する機関をいう。
(13) 県水防計画・・・・・水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第７条に基づき知事が定める岡山県水防計画をいう。
(14) 県警察・・・・・・・岡山県警察をいう。

(15) 避難場所・・・・・・災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する施設や場所をいう。

(16) 指定緊急避難場所・・災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）で定める安全性等の基準に適合する施設又は場所であって、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、災害の危険が切迫した場合に、一時的に難を逃れるために緊急に避難する避難先として町長が指定したものをいう。

(17) 避難所・・・・・・・公民館などの公共施設等で、被災者等が一定期間滞在する施設をいう。

(18) 指定避難所・・・・・災害対策基本法施行令で定める規模、構造等の基準に適合する公共施設等であって、被災者等が一定期間滞在する場所として町長が指定したものをいう。

(19) 要配慮者・・・・・・高齢者や障害のある人、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。従来の「要配慮者」と同義で、「避難行動要支援者」を含む。

(20) 避難行動要支援者・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。

(21) 避難行動要支援者・・要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者。

第２節　防災会議

１　勝央町防災会議

町の地域に係る防災に関し、町の業務を中心に、町区域内の公共的団体その他関係団体の業務を包含する防災の総合的かつ計画的な運営を図るため、災害対策基本法に基づき町の附属機関として設置され、町の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること、また、町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議する。

２　町地域防災計画等の作成又は修正

(1) 町地域防災計画

勝央町防災会議は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき町地域防災計画を作成し、毎年同計画に検討を加え、必要があるときは、これを修正しなければならない。

町地域防災計画を作成又は修正する場合は、防災基本計画及び県地域防災計画を参考とし、特に県地域防災計画において計画事項として示すものについては、勝央町で地域の実情に応じた細部の計画を定める。さらに、計画の作成に当たっては、住民の意見を聞くなどの配慮をし、防災に対する住民の意識の高揚と自発的協力を得ることが重要である。

また、町地域防災計画を作成又は修正した場合は、速やかに知事に報告するとともに、その要旨を広報紙等により住民に周知する。

(2) 地区防災計画

町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

第１　実施責任

１　町

町は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責任者として、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

２　県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を超えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において、統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

３　指定地方行政機関

指定地方行政機関は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、その所掌事務について、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等を行う。

４　指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の防災活動が円滑に行われるよう協力する。

５　公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、災害応急措置を実施する。また、県、市町村その他防災関係機関の防災活動に協力する。

第２　処理すべき事務又は業務の大綱

１　町

(1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
(2) 自主防災組織の育成を行う。
(3) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
(4) 災害情報の収集及び伝達を行う。
(5) 災害広報を行う。
(6) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。

(7) 被災者の救助を行う。
(8) 被災者の広域避難及び広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れを行う。
(9) 県に災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請等を行う。
(10) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
(11) 被害の調査及び報告を行う。
(12) 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
(13) 水防活動及び消防活動を行う。
(14) 被災児童・生徒等に対して、応急的に安全・安心な生活環境を確保する。
(15) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
(16) 公共土木施設、農地及び農林業施設等に対する応急措置を行う。
(17) 農産物、家畜及び林産物に対する応急措置を行う。
(18) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
(19) 公共土木施設、農地及び農林業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
(20) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
(21) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
(22) 交通整理、警戒区域の設定その他社会秩序の維持を行う。
(23) 被災者からの申請に応じて、住家被害などの被害状況を調査し、罹災証明書を交付する。

２　消防機関（津山圏域消防組合）

(1) 火災予防等各種災害予防に関すること。
(2) 水火災等の応急対策に関すること。
(3) 被災者の救出・救護に関すること。

３　警察（美作警察署）

(1) 災害警備実施計画に関する業務を行う。
(2) 災害警備用装備資機材の整備を行う。
(3) 災害情報の収集・伝達及び被害調査を行う。
(4) 救出救助及び避難誘導を行う。
(5) 行方不明者の捜索及び遺体の検視、身元確認等を行う。
(6) 交通規制、緊急通行車両の確認等交通対策に関する業務を行う。
(7) 犯罪の予防・取締り、その他治安維持に関する業務を行う。
(8) 関係機関による災害救助及び復旧活動に協力する。

４　県

(1) 防災意識の普及啓発及び防災訓練を行う。
(2) 災害に関する予報及び警報等の発令及び伝達を行う。
(3) 災害情報の収集及び伝達を行う。
(4) 災害広報を行う。
(5) 市町村が実施する被災者の救助の支援及び調整を行う。
(6) 災害時におけるボランティア活動の支援を行う。
(7) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に基づく被災者の救助を行う。
(8) 水防法、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）に基づく立退きの指示を行う。

(9) 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置を行う。
(10) 水防管理団体が実施する水防活動及び市町村が実施する消防活動に対する指示、調整を行う。
(11) 被災児童・生徒等に対する応急の教育を行う。
(12) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等に対する応急措置を行う。
(13) 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置を行う。
(14) 緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書の交付を行う。
(15) 水防、消防その他防災に関する施設、設備の整備を行う。
(16) 公共土木施設、農地及び農林水産業施設等の新設改良、防災並びに災害復旧を行う。
(17) 救助物資、化学消火剤等必要資材の供給又は調整若しくは斡旋を行う。
(18) 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査を行う。
(19) 高層建築物・地下街等の保安確保に必要な指導、助言を行う。
(20) 自衛隊の災害派遣要請を行う。
(21) 指定行政機関に災害応急対策等のため職員の派遣要請を行う。
(22) 市町村長に対し、災害応急対策の実施の要請、他の市町村長への応援の要求を行う。
(23) 内閣総理大臣に対し、他の都道府県知事に対し応援することを求める要求を行う。
(24) 市町村が実施する被災者の広域避難及び広域一時滞在の調整、代行を行う。
(25) 指定行政機関又は指定地方行政機関に対し、災害応急対策に必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講じるよう要請等を行う。
(26) 市町村が、災害応急対策に必要な物資又は資材が不足し災害応急対策が困難な場合に、物資又は資材の供給に必要な措置を行う。
(27) 運送業者である指定公共機関、指定地方公共機関に対し、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請、指示を行う。
(28) 県が管理する港湾区域及び漁港区域の施設の維持管理及び清掃等を行う。
(29) 有害ガス、危険物等の発生及び漏えい（流出）による人体、環境に及ぼす影響の調査並びにその対策等安全確保を行う。

５　指定地方行政機関（注）（　）内には、県内に所在する主な下部機関を記載した。

［中国四国管区警察局］
(1) 管区内各警察の指導、調整及び応援派遣に関する業務を行う。
(2) 他管区警察局との連携に関する業務を行う。
(3) 関係機関との協力に関する業務を行う。
(4) 情報の収集及び連絡に関する業務を行う。
(5) 警察通信の運用に関する業務を行う。

［中国財務局（岡山財務事務所）］
(1) 災害復旧事業の適正かつ公平な実施を期するため、職員をその査定に立ち会わせる。
(2) 地方公共団体が緊急を要する災害応急復旧事業等のために災害つなぎ資金の貸付けを希望する場合には、必要と認められる範囲内で短期貸付の措置を適切に運用する。また、災害復旧事業等に要する経費の財源として、地方債を起こす場合は、資金事情の許す限り財政融資資金地方資金をもって措置する。
(3) 防災のために必要があると認められるときは、管理する国有財産について、関係法令等の定め

るところにより、無償貸付等の措置を適切に行う。

(4) 災害が発生した場合においては、関係機関と協議の上、民間金融機関相互の協調を図り、必要と認められる範囲内で、災害関係の融資、預金の払戻し及び中途解約、手形交換又は不渡処分、休日営業又は平常時間外の営業、保険金の支払い及び保険料の払込猶予について、金融機関等の指導を行う。

[中国四国厚生局]

独立行政法人国立病院機構との連絡調整（災害時における医療提供）を行う。

[中国四国農政局]

(1) 農地保全事業、農地防災事業、農地保全に係る地すべり対策事業等の防災に係る国土保全事業を推進する。

(2) 農作物、農地、農業用施設等の被災状況に関する情報の収集を行う。

(3) 被災地に農畜産用資材等の円滑な供給を図るため、必要な指導を行う。

(4) 被災地における病害虫防除所及び家畜保健衛生所の被害状況等の把握を行う。

(5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置について指導を行うとともに、これらの災害復旧事業の実施及び指導を行う。

(6) 直接管理し、又は工事中の農地、農業用施設等について応急措置を行う。

(7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等を行う。

(8) 被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金の融通等について指導を行う。

(9) 災害発生の場合において、応急用食料等の調達・供給を緊急に行う必要が生じたときは、応急用食料等の確保に関する情報収集と農林水産省本省への報告を行うなど、迅速な調達・供給に努める。

[近畿中国森林管理局（岡山森林管理署）]

(1) 国有林野の崩壊地及び崩壊のおそれのある箇所について、山腹工事及び渓間工事等の治山事業を実施するとともに、災害に際し、緊急復旧を必要とする施設については、国有林野事業施設等に係る災害対策取扱要領に基づき復旧を図る。

(2) 国有林野の火災を予防し、火災が発生したときは、速やかに鎮圧を図り延焼を防止する。

(3) 国有林内河川流域における林産物等の流出予防を実施するとともに、災害発生に当たっては、極力部外へ危害を及ばさないよう処置する。

(4) 応急復旧用として、国有林材の供給を促進するとともに、木材関係団体等に用材等の供給の要請を行う。

(5) 知事、市町村長から災害応急対策に必要な機械器具等の貸付け又は使用の要請があったときは、これに協力する。

[中国経済産業局]

(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

(2) 電気、ガスの供給の確保に必要な指導を行う。

(3) 被災地域において必要とされる災害対応物資（生活必需品、災害復旧資材等）の適正価格による円滑な供給を確保するため必要な指導を行う。

(4) 中小企業者の業務を確保するため、その業務の再建に必要な資金の融通の円滑化等の措置を行う。

［中国四国産業保安監督部］

(1) 所掌業務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

(2) 火薬類、高圧ガス等所掌に係る危険物又はその施設、電気施設、ガス施設等の保安の確保に必要な監督、指導を行う。

(3) 鉱山における危害及び鉱害の防止並びに鉱山施設の保全に関する監督指導を行う。

［中国運輸局（岡山運輸支局、水島海事事務所）］

(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。

(2) 海上における物資及び旅客の輸送を確保するため、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対し、船舶の調達の斡旋、特定航路への就航勧奨を行う。

(3) 港湾荷役が円滑に行われるよう、必要な行政指導を行う。

(4) 特に必要があると認めるときは、船舶運航事業者又は港湾運送事業者に対する航海命令又は公益命令を発する措置を講じる。

(5) 海技従事者の海技免状の更新の際、一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより、海技従事者の知識、能力の維持及び最新化を図る。

(6) 船員労務官による監査及び指導を強化し、船舶の安全な運航の確保を図る。

(7) 危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため、船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施する。

(8) 鉄道、バス及びトラックの安全運行の確保に必要な指導監督を行う。

(9) 陸上における物資及び旅客の輸送を確保するため、自動車運送事業者に対し、自動車の調達の斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導を行う。

(10) 特に必要があると認めるときは、自動車運送事業者に対する運送命令を発する措置を講じる。

［大阪航空局（岡山空港出張所）］

(1) 岡山空港の管理の監督に関する業務を行う。なお、岡南飛行場については、大阪空港事務所がこれを行う。

(2) 管理する航空保安施設等の管理運用を行う。

(3) 航空機の運航の監督及び航行の方法に関する業務を行う。

(4) 航空情報に関する業務を行う。

(5) 障害物件等の設置について、空港管理者への必要な助言を行う。

(6) 航空機による輸送の確保に関し、必要な措置を講じる。

(7) 岡山空港及びその周辺において発生した航空機事故の処理に関する業務を行う。なお、岡山空港及びその周辺を除く地域における航空機事故の処理は大阪空港事務所が行う。

［大阪管区気象台（岡山地方気象台）］

(1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表を行う。

(2) 気象、高潮、波浪、洪水の警報・注意報並びに台風、大雨、竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災関係機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に提供するよう努める。

(3) 気象関係情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

(4) 航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて航空交通安全のための気象情報の充実を図る。
(5) 気象庁が発表した気象に関する特別警報、大津波警報・津波警報・津波注意報、噴火警報等を関係機関に通知する。
(6) 気象庁本庁が発表する緊急地震速報（警報）について、岡山地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
(7) 国又は県の洪水予報河川において、それぞれ中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県と共同して洪水予報を行う。
(8) 県や市町村、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
(9) 市町村が行う避難情報の判断・伝達マニュアルやハザードマップ等の作成に関して、技術的な支援・協力を行う。

[中国総合通信局]
(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
(2) 電波の監理及び電気通信の確保を行う。
(3) 災害時における非常通信の運用監督を行う。
(4) 非常通信協議会の指導育成を行う。
(5) 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送機器及び移動電源車等の貸与並びに携帯電話事業者等に対する貸与要請を行う。

[岡山労働局]
(1) 労働基準法適用事業場を対象として、爆発その他の災害を防止するため、監督指導を実施する。特に、大規模な爆発、火災等の労働災害が発生するおそれのある事業場に対しては、災害発生時における避難救助等について、労働者に対する教育訓練を実施するよう指導する。
(2) 被災者の医療対策のために必要があると認めるときは、管轄区域内にある労災病院又は労災保険の指定病院等に対し、医師その他の職員の派遣措置を講じるよう要請するとともに、救急薬品の配布等に努める。
(3) 二次的災害を引き起こすおそれのある事業場の事業者に対し、危険な化学設備、危険・有害物の漏えい防止等保安措置、労働者の退避その他の応急措置について、必要な指導を行う。
(4) 作業再開時においては、安全衛生等の危害防止上留意すべき点について必要な指導を行う。
(5) 災害応急工事、災害復旧工事等に対する監督指導等を実施し、これらに従事する労働者の安全及び衛生の確保に努める。
(6) 被災労働者に対する労災保険の給付を迅速に行う。
(7) 被災の場合、労働保険料の納付義務者に対し、国税徴収の例により納付猶予及び換価猶予を認める。
(8) 災害原因調査を行う。

[中国地方整備局（岡山河川事務所、岡山国道事務所）]
(1) 気象、水象について観測する。
(2) 吉井川、旭川、高梁川、金剛川、百間川、小田川等直轄河川の改修工事、維持修繕、防災施設の整備、その他管理及び水防警報の発表を行う。

(3) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、岡山地方気象台と共同して洪水予報を行う。
(4) 「旭川及び百間川」、「吉井川及び金剛川」並びに「高梁川及び小田川」の洪水予報河川において、浸水想定区域の指定及び見直しを行う。
(5) 一般国道２号、30 号、53 号、180 号直轄管理区間の改築工事、維持修繕、その他管理及び道路情報の伝達を行う。
(6) 緊急を要すると認められる場合は、申し合わせに基づく適切な応急措置を実施する。

[中国四国防衛局]
(1) 米軍及び自衛隊の艦船、航空機等に起因する災害に関する通報を受けた場合に、関係地方公共団体等に連絡を行う。
(2) 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整を行う。

[中国四国地方環境事務所]
(1) 廃棄物処理施設及び災害により生じた廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の情報収集及び伝達を行う。
(2) 家庭動物の保護等に係る支援に関することを行う。
(3) 災害時における環境省本省との連絡調整を行う。

[中国地方測量部]
(1) 災害情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力を行う。
(2) 防災情報及び災害復旧・復興に資する地理空間情報の提供と活用支援・協力を行う。
(3) 災害復旧・復興に伴う公共測量への技術的助言及び審査の実施を行う。

[中国四国管区行政評価局]
(1) 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う。
(2) 被災者への生活支援情報の提供を行う。
(3) 専用電話を備えた相談窓口や特別行政相談所を開設する。

６　自衛隊（陸上自衛隊中部方面特科連隊第３大隊）

災害派遣要請者（知事、管区海上保安本部長、空港事務所長）からの要請に基づき、防災活動を実施するとともに、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し要請を待ついとまがないときは、要請を待つことなく防災活動を実施する。なお、実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次のとおりである。

(1) 被害状況の把握を行う。
(2) 避難の援護を行う。
(3) 遭難者等の捜索救助を行う。
(4) 水防活動を行う。
(5) 消防活動を行う。
(6) 道路又は水路の応急啓開を行う。
(7) 応急医療・救護・防疫を行う。
(8) 人員及び物資の緊急輸送を行う。
(9) 給食及び給水を行う。

(10) 入浴支援を行う。
(11) 救援物資の無償貸付又は譲与を行う。
(12) 危険物の保安及び除去を行う。
(13) その他、臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

7　指定公共機関

［日本郵便株式会社（岡山中央郵便局）］
(1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付を行う。
(2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。
(3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。
(4) 被災者救助団体に対し、お年玉付郵便葉書等の寄附金の配分を行う。

［日本銀行（岡山支店）］
(1) 通貨の円滑な供給の確保
　被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ、被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な措置を講ずる。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、職員を派遣する等必要な措置を講ずる。
(2) 輸送、通信手段の確保
　被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信手段の活用を図る。
(3) 金融機関の業務運営の確保
　関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、必要な措置を講ずる。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の実施に配慮するよう要請する。
(4) 金融機関による非常金融措置の実施
　必要に応じ、関係行政機関と協議の上、金融機関等に対し、次のような措置を講じるよう要請する。
ア　預金通帳等を滅紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱いを行うこと。
イ　被災者に対して、定期預金、定期積立金等の期限前払戻し又は預貯金を担保とする貸し出し等の特別取扱を行うこと。
ウ　被災地の手形交換所において、被災関係手形につき、提示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。
エ　損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについて、実情に応じ、必要な措置をとること。
(5) 各種金融措置に関する広報
　上記（3）及び（4）で定める要請を行ったときは、関係行政機関と協議の上、金融機関及び放送事業者と協力して、速やかにその周知徹底を図る。
(6) （1）から（5）までに掲げるもののほか、必要に応じ、所要の災害応急対策を実施する。

［西日本旅客鉄道株式会社（中国統括本部）］
(1) 線路、ずい道、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係のある施設の保守管理を行う。

(2) 災害により線路が不通となった場合、自動車等による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等を行う。
(3) 死傷者の救護及び処置を行う。
(4) 対策本部は、運転再開に当たり抑止列車の車両検査、乗務員の手配等を円滑に行う。

[NTT 西日本株式会社（岡山支店）]
(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
(2) 防災応急措置の実施に必要な通信に対して、通信施設を優先的に利用させる。
(3) 防災応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備を行う。
(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。
(5) 災害時における公衆電話の確保、被災施設及び設備の早期復旧を図る。
(6) 気象等の警報及び地震情報等を市町村へ連絡する。

[株式会社ＮＴＴドコモ（岡山支店）、ＫＤＤＩ株式会社（中国総支社）、ソフトバンク株式会社（九州・中四国総務課）、楽天モバイル株式会社]
(1) 災害時における情報等の正確、迅速な収集、伝達を行う。
(2) 防災応急措置の実施に必要な通信について、通信施設を優先的に利用させる。
(3) 防災応急対策を実施するために必要な電気通信施設の整備を行う。
(4) 発災後に備えた災害応急対策用資機材、人員の配備を行う。

[日本赤十字社（岡山県支部）]
(1) 必要に応じ、所定の常備救護班が順調に出動できる体制を整備するため、救護員の登録を定期的に実施して所定の人員を確保するほか、計画的に救護員を養成し、災害時に医療・助産その他の救護を行う。
(2) 緊急救護に適する救助物資（毛布・緊急セット（日用品等））を備蓄し、災害時に被災者に対し、給付する。
(3) 赤十字奉仕団等による炊き出し、物資配給などを行う。
(4) 輸血用血液製剤の確保供給を行う。
(5) 義援金の募集等を行う。

[日本放送協会（岡山放送局）]
(1) 気象等の予報及び警報、被害状況等の報道を行う。
(2) 防災知識の普及に関する報道を行う。
(3) 緊急警報放送、避難指示等災害情報の伝達を行う。
(4) 義援金の募集及び配布についての協力を行う。

[中国電力株式会社（岡山支社）、中国電力ネットワーク株式会社]
(1) 電力施設の防災対策及び防災管理に関すること。
(2) 災害時における電力の供給確保に関すること。
(3) 被災施設の応急対策及び応急復旧に関すること。

[日本通運株式会社（岡山支店）]
(1) 災害時における知事の車両借上要請に対する即応体制の整備を図る。
(2) 災害時における物資の緊急輸送を行う。

［西日本高速道路株式会社（中国支社）］

(1) 災害防止に関すること。

(2) 交通規制、被災点検、応急復旧工事等に関すること。

(3) 災害時における利用者等への迂回路等の情報（案内）提供に関すること。

(4) 災害復旧工事の施工に関すること。

８　指定地方公共機関

［各民間放送会社（ＲＳＫ山陽放送株式会社、岡山放送株式会社、テレビせとうち株式会社、西日本放送株式会社、株式会社瀬戸内海放送、岡山エフエム放送株式会社）］

日本放送協会に準ずる。

［一般社団法人岡山県トラック協会］

(1) 緊急輸送対策非常用備品等の整備・備蓄を実施する。

(2) 災害応急活動のため各機関からの車両借上要請に対し、配車を実施する。

(3) 物資の緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の派遣を実施する。

(4) 災害時の遺体の搬送に協力する。

［岡山県貨物運送株式会社］

日本通運株式会社に準ずる。

［公益社団法人岡山県医師会］

(1) 医療及び助産活動に協力する。

(2) 防疫その他保健衛生活動に協力する。

(3) 災害時における医療救護活動を実施する。

(4) 日本医師会の編成する災害医療チーム（ＪＭＡＴ）の活動を調整する。

※　日本医師会の編成する災害医療チーム（ＪＭＡＴ「ジェイマット」）

日本医師会の名の下に、都道府県医師会が、地区医師会を単位として編成する災害医療チーム

［公益社団法人岡山県看護協会］

公益社団法人岡山県医師会に準ずる。

［一般社団法人岡山県ＬＰガス協会］

(1) ＬＰガス施設の災害予防措置並びに被災施設等の応急対策及び災害復旧を行う。

(2) 災害時におけるＬＰガス供給の確保を図る。

［一般社団法人岡山県建設業協会］

災害時における被害情報の収集・伝達への協力及び公共施設からの障害物の撤去、応急復旧への協力に関すること

［社会福祉法人岡山県社会福祉協議会］

(1)　被災地域においてボランティアセンターの支援を行う。

(2)　岡山県災害派遣福祉チーム（岡山ＤＷＡＴ）の派遣を行う。

(3)　被災生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付を行う。

［社会福祉法人岡山県社会福祉協議会］

災害時にボランティアセンターを設置及び運営等する。

９　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

［水防管理団体］

(1) 水防施設、資機材等の整備及び管理を行う。

(2) 水防計画の作成及びその実施を推進する。

［水道事業者］

(1) 災害時における飲料水等の緊急補給を行う。

(2) 被災水道の迅速な応急復旧を図る。

［農業・経済団体（農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、商工会議所、商工会等）］

被災調査を行い、対策指導並びに必要資機材及び融資の斡旋について協力する。

［文化、厚生、社会団体（社会福祉協議会、赤十字奉仕団等）］

被災者の応急救助活動及び義援金の募集等について協力する。

［危険物施設の管理者］

自社の施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

［アマチュア無線の団体］

災害時における非常無線通信の確保に協力する。

［災害拠点病院］

(1) 災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行う。

(2) 患者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送に対応する。

(3) 災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の自己完結型の医療救護班の派遣を行う。

(4) 地域の医療機関への応急用資器材の貸し出しを行う。

※　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ（ディーマット））

災害の急性期（概ね 48 時間以内）に活動できる機動性を持った、医師、看護師、その他医療従事者で構成される、救命治療を行うための専門的な研修・訓練を受けた医療従事者で編成されたチーム。現場活動、病院支援、地域医療搬送、広域医療搬送等を主な活動とする。

［災害時精神科医療中核病院］

(1) 災害時にひっ迫する精神科医療について診療機能を提供する。

(2) 医療施設の被災により転院を必要とする精神疾患患者について、転院の調整を行う。

(3) 被災により入院機能が低下した精神科医療施設に対し、医療スタッフの派遣・斡旋を行う。

(4) 災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）の受入れ・派遣を行う。

※　災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ（ディーパット））

災害の急性期（概ね 72 時間以内）から被災地域の精神保健医療体制が復興するまでの間に活動する、精神科医師、看護師、その他医療従事者で構成される、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を目的とした災害派遣精神医療チーム。

［その他重要な施設の管理者］

自らの施設に関し、防災管理上必要な措置を行うとともに、近隣で災害が発生した場合には防災活動について協力する。

第４節　町の概要

第１　自然的条件

１　位置及び面積

勝央町は岡山県の北東部、北緯 35 度 02 分 30 秒、東経 134 度 06 分 58 秒に位置している。面積は 54.05 ㎢で、北は奈義町、西は津山市、東は美作市、南は美咲町と境界を接している。

２　地勢

本町は、南北に長いひょうたん形をなし、南北約 10 キロ、東西約 8 キロである。総面積に対し農用地 29.9%、山林・原野 37.9%、宅地 7.4%、その他 24.8%となっている。町の南端を JR 姫新線が東西に走り、町内に勝間田駅、西勝間田駅がある。この姫新線にほぼ沿って国道 179 号があり、そのほぼ北側を中国自動車道が走り、町の中北部を国道 429 号が東西に横断し、一方勝間田駅より津山市（旧勝北町）に向け主要地方道勝央勝北線が縦断し、さらに一般県道豊久田平線がある。

地形は、町の北部は中国山脈を背に受けて丘陵が起伏し、中南部は町の中心を南北に流れる滝川に沿って比較的平坦に開けた盆地を形成している。

３　気候

気候は内陸型であり、津山特別気象観測所における 1991 年から 2020 年の 30 年間の平年値でみると、平均気温は 14.0℃で、年間降雨量は 1,416 ㎜となっており、１年を通じて比較的晴天の日が多い。また、台風、地震等の災害は少ない地域であるが、台風に伴う那岐山ろくで発生する広戸風の災害が多少ある。

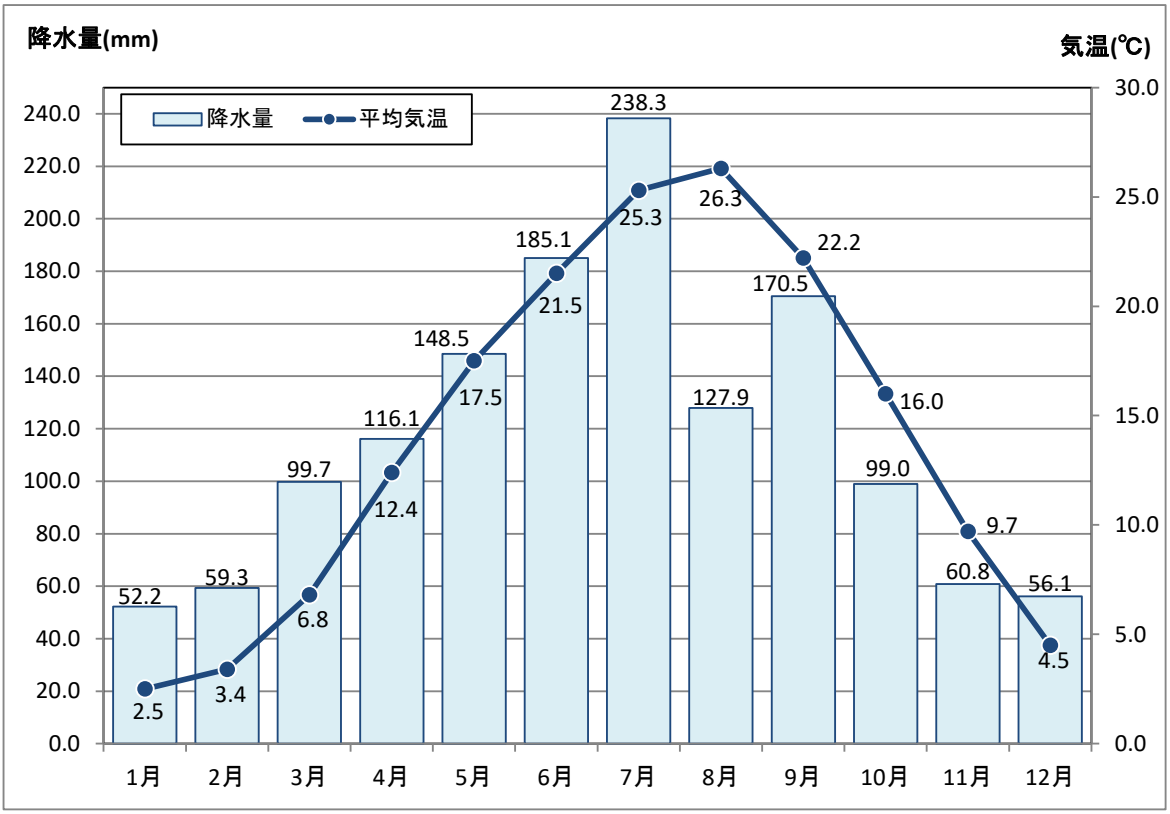

※気象庁：過去の気象データ　年・月ごとの平年値（津山地点）

第２　災害の想定

本町には、大雨、台風、地震等の自然的災害と火災、交通事故等の人的災害が想定され、近年産業の発達による土地利用により、山地、農地、河川、水路等従来の機能を低下させ、山くずれ、崖崩れ、洪水等を増大させる危険性がある。また、生活様式が変化する中で複雑化するにつれて、災害も起こりやすく被害も大規模化する傾向がある。さらに自然災害が人的災害を誘発し、複合災害として波及する危険性がある。

町内には、老朽ため池、土砂流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜危険箇所、密集集落地危険箇所があり、次の災害が想定される。

１　暴風

当地方は、比較的台風による被害は少ない地方であるが、台風の接近時には 20～30m/s の暴風となることがあり、特に町北部には台風が四国沖を北東進するときに大きな局地風、俗に言われる「広戸風」が起こり、家屋、農作物に甚大なる被害を起こすことがある。

２　大雨

大雨の原因は、梅雨前線によるもの、台風に起因するもの、雷雨による局地的なものとなっている。

昭和 38 年には、町の中央を流れている滝川が局地的決壊により氾濫し、家屋、農作物に莫大なる災害を起こしたことがあるが、最近においては災害復旧、河川改修が行われ、大きな災害は発生していないが、その他の小河川について改修されていないところがあり、気圧配置に特に注意し、常にその対策を講じておくべきである。また、雷雨による集中豪雨、老朽ため池の管理等についても十分注意を要する。

３　豪雪

この地方の冬季気候は、日本海側気候であり高原気候である。このため、西高東低の冬型の気圧配置となり、強い季節風が吹くときには、県北一帯に大雪が降り気象条件など考慮しつつ、雪の予報に十分注意して、豪雪災害に対し万全の策を講じなければならない。

４　火災

火災予防の努力にも関わらず依然として多発している。火災の種別では、建物火災とその他火災が多く発生し、建物火災においては生活様式の変化に伴いプロパンガス・灯油等の危険物火災が急激に増加しており、その他火災では空地や土手及び河川敷等における草焼の類焼によるものが多く発生している。

大火のあった場合には、気圧配置に次のような共通した特徴がある。

(1) 高気圧に覆われた好天による異常乾燥が原因で発生する場合

(2) 西高東低の冬型気圧配置で、季節風が原因で発生する場合

５　交通事故

国道 179 号線をはじめ、いくつもの主要地方道が通過する本町は、県内でも交通量の多い地域となっており、国道や主要地方道を中心に、朝夕の時間帯に多く発生している。交通事故は、運転者の不注意による発生が大多数を占め、子どもや高齢者等の交通弱者の事故も目立ってきている。道路や交通安全施設の整備を促進するとともに、豪雨、豪雪などの気象条件下の交通安全の啓発を進める必要がある。

また、中国自動車道における事故は、起これば大惨事になることが多いので交通災害を起こさない防災体制も必要である。

６　その他の産業災害

化学産業の急速な発展に対し、防災対策上の科学の遅れなどから、ガス、火薬又は危険物等の漏えい飛散流出等により、火災爆発、中毒などの災害を生ずる危険性が大きくなり、しかもこれらの災害は突発的に生じ、多数の人命身体に被害を与えるおそれがある。

第３　社会的条件

１　人口・世帯

本町の令和 2 年 10 月 1 日国勢調査による人口は、10,888 人で、平成 12 年以降は減少傾向で推移している。

世帯数は増加傾向で推移し、令和 2 年で 4,089 世帯、 1 世帯あたり人員は 2.66 人と減少しており、核家族や単身世帯の増加により、災害時においては、特に一人暮らしの高齢者などの安全対策の向上を図る必要がある。

人口の年齢構成については、年少人口（０～14 歳）は平成 17 年以降減少していたが、平成 27 年からは増加傾向となっている。一方、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向で推移している。令和 2 年における構成割合では、０～14 歳が 14.5%、65 歳以上（高齢化率）が 31.9%、生産年齢人口（15～64 歳）が 53.6%となり、高齢化が進行し、生産年齢人口の減少が進行している。

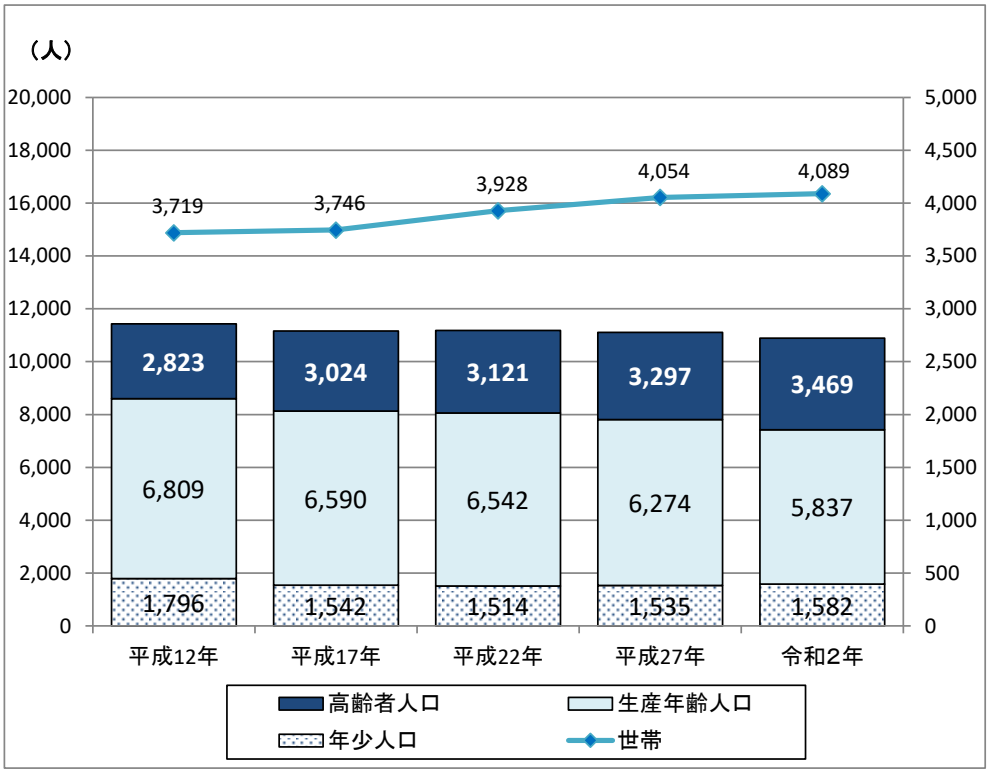

※国勢調査　人口と世帯

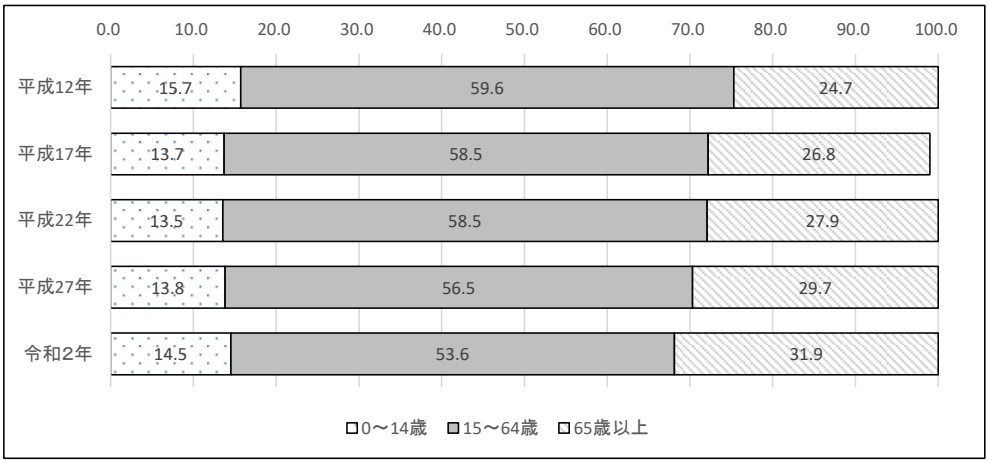

※国勢調査　年齢３区分割合

２　要配慮者等の状況

令和２年国勢調査では 65 歳以上高齢者は 4,089 人、65 歳以上の単独世帯は 515 世帯となっており、世帯総数に占める割合は 12.6%となっている。高齢者数及び高齢者単独世帯数共に増加傾向で推移している。

また、身体障害者手帳保持者は 413 人、精神障害者手帳等の保持者は 72 人、知的障害者（児）等 123 人となっている。

なお、要介護・要支援認定者 646 人のうち要介護３以上の者は 243 人となっている。

３　都市化等

昭和 54 年に勝央中核工業団地、平成２年に勝央第二工業団地、平成８年に新勝央工業団地が完成して以来、現在 27 社の企業が操業しており、これに伴い周辺部における山地・丘陵等の開発や低地の住宅地開発が進み新たな密集地を形成している。

４　生活環境の変化

宅地化や都市的土地利用の増加等による都市化や、工業化などの産業構造の変化は、本町における様々な生活環境を変貌させている。

農地から宅地や工業用地への転用による土地利用、景観の変化、市街地への人口流入、都市化の進展に伴う地域住民のライフスタイルの変化、電気・水道・ガス・電話などのライフライン及び交通網などの基盤整備の進展、都市的土地利用の拡大に伴う商業施設や文化施設の増加及び生活水準の向上等、生活環境の変化は多岐にわたり、しかも急激な変化であったといえる。

５　防災上の問題点

市街地における宅地化や無秩序な宅地開発に伴い、集中豪雨時における内水氾濫による低平地の浸水や盛土造成による新興住宅地周辺の土砂災害の発生が危惧される。また、住宅地付近における安全地帯や避難場所の減少あるいは縮小などの問題が顕著に増加している。

また、交通の輻輳や道路混雑等の激化による大規模な交通災害発生の危険性など、事故災害を引き起こす問題も増加している。

さらに、ライフスタイルの変化や都市化の進展に伴う共同体意識の希薄化や人口減少及び高齢化の進展等により、近隣住民による助け合いである共助の劣化も大きな問題となる中、要配慮者への対応も課題となっており、自主防災組織の育成と強化がますます重要となってきている。

これらの問題は社会・経済的条件に起因した人為的及び社会的災害あるいはこれらの災害を誘発する危険性を内包したものであり、今後の防災対策をより困難にするため、自助・共助の取組みの促進など、適切に対応する必要がある。

第２章　災害予防計画

第１節　防災業務施設・設備等の整備

各機関においては、それぞれ処理すべき業務が、迅速・的確に実施できるよう、施設・設備等を整備充実する。また、保有するコンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを推進する。

第１　気象等観測施設・設備等

気象、水象等の自然現象の観測又は予報に必要な気象観測施設・設備を整備するとともに、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集伝達するための体制及び施設・設備の充実を図る。

第２　消防施設・設備・体制等

１　町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資器材の充実、処遇の改善、ドローン等のデジタル技術の活用の加速化、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進等に取組むものとし、自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携や、住民と消防団の交流等を通じた消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるように努める。

２　消防機関等は、消防ポンプ自動車等の消防機械、消火栓、防火水槽等の消防水利、火災通報施設その他の消防施設・設備の整備、改善並びに性能調査を実施するとともに、危険物の種類に対応した化学消火薬剤の備蓄に努める。

３　関係事業者は、火災による被害の拡大を最小限に止めるため、初期消火体制の整備と消防機関との連携を強化するとともに、関係機関相互の連携強化を図り、災害発生時の即応体制の確立に努める。

第３　通信施設・設備等

１　災害情報

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図り、市外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備するとともに、多重化・耐震化を含め防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である町防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話、衛星通信の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATV ケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

２　医療情報

町、消防機関、医師会及び医療機関等を相互に結ぶ広域災害救急医療情報システムの的確な運用により、災害時において医療機関の被災状況、患者の転送要請、医療従事者の要請、医薬品備蓄状況等を迅速かつ的確に把握するとともに、応援派遣等を行う体制を強化する。

町、県及び医療機関は国と連携し、災害時の医療機関の機能を維持するよう努める。また、広域災害救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

３　防災情報

町、消防機関等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策を実施することができるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、雨量、水位情報などの観測情報や避難情報などの各種防災情報を Web サイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、L アラート（災害情報共有システム）等を通じて住民へ提供する岡山県総合防災情報システムを有効に活用する。

４　電気通信設備

電気通信事業者は、非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組みを推進することに努めるものとし、特に町庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

第４　水防施設・設備等

重要水防箇所、危険箇所等について具体的な水防工法を検討し、水防活動に必要な杭木、土のう袋、シャベル、カケヤ等水防資機材を備蓄する水防倉庫の整備、改善及び点検を実施する。この他、陸閘等の開閉等の点検、並びにライフジャケット等の備蓄及び点検を実施する。併せて広戸風等に対してブルーシート等の確保に努める。

また、重要水防箇所の評定規準に適合した抽出ができているかを総点検し、必要に応じて重要水防箇所を見直す必要がある。

第５　救助施設・設備等

１　町、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。

２　人命救助に必要な消防団の車両等の救助機械、担架、救命胴衣等の救助用資機材について、その機能等が有効適切に運用できるよう整備、改善及び点検する。

３　町は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される避難場所について、必要な数、必要な規模の施設等をあらかじめ指定し、そのうち指定緊急避難場所として要件を満たす施設の指定を推進し、日頃から住民への周知徹底を図る。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

4　町は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等に応じ、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底を図る。

5　指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

6　町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

7　指定避難所における貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、インターネット機器等の通信機器等のほか、洋式トイレなど要配慮者にも配慮し、避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

8　指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

9　町は、指定避難所として指定した学校等の建築物において、備蓄のためのスペースや通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

10　必要な物資の備蓄に当たっては、住民が最低限備蓄すべきものや町と県等の役割分担を明確にした上で、計画的な備蓄を進める。

11　町は、病院や要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者に対し、発災後 72 時間の事業継続が可能なる非常用電源の確保に努めるよう要請する。

第６　医療救護用資機材等

1　町、県及び医療関係機関等は、負傷者が多数に上る場合や輸送が途絶し、又は困難な場合を想定して、応急救護用医薬品、医療資機材等の確保に努める。

2　町、県、医療関係機関、鉄道事業者等は、あらかじめ相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関相互の連絡連携体制についての計画を作成する。

第７　その他の施設・設備等

1　災害のため被災した道路、河川等の損壊の復旧等に必要なブルドーザー、ダンプカー、トラック等の土木機械等の整備、改善及び点検を実施する。また、特に防災活動上必要な公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の防災点検を定期的に実施する。

２　水道事業者及び下水道管理者は、民間事業者との協定締結などにより、発災後における上下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努める。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。

第２節　防災業務体制の整備

第１　職員の体制

１　各機関は、それぞれの実情に応じ、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保等についての検討を行い、職員の安全確保に十分配慮して、非常参集体制の整備を図る。その際、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保についても検討する。また、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合を想定し、災害応急対策が実施できるよう訓練等の実施に努める。

２　各機関は、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

３　各機関は、応急対策全般への対応力を高めるため、人材育成を体系的に図る仕組みを構築するとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努める。

４　町及び県は、発災後の円滑な応急対応、復旧や復興のため、退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や、民間の人材の雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。

５　夜間、休日等の職員の緊急呼出については、町に入った情報を防災担当職員に、電話等で連絡することにより、早期に対応できる体制を整える。また、災害現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を指名しておく。

６　町は、災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底するものとする。

第２　情報収集・連絡体制

１　町、消防機関等がより迅速・的確に総合的な防災対策を実施するため、県が保有する気象情報及び河川情報を早期に提供する防災情報システムの活用を図る。また、効果的・効率的な防災対策を行うため、ＡＩ、ＩｏＴ、クラウドコンピューティング技術、ＳＮＳの活用など、災害対応業務のデジタル化を進める。

　また、町、県及び指定公共機関は、災害時に災害対応基本共有情報（ＥＥＩ）に基づいた関係機関との迅速な情報連携を行えるよう、あらかじめ、関連システムの整備に努める。

２　町は、県と連携し、Web 会議システム等を活用したリアルタイムでの情報共有に努める。

３　機動的な情報収集活動を行うため、航空機、無人航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、道路・河川ライブカメラをはじめとする固定カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

4　衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段を整備する等により、民間企業、報道機関、住民、事業者等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。特に、災害時に孤立するおそれのある地域で地上回線が途絶した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制の確保を推進する。

5　関係機関は相互に協力して、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも配慮する。

6　災害時に有効な携帯電話、衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。

7　災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理・整備等に当たっては、次の点を考慮する。

(1) 無線通信ネットワークの整備・拡充、多重化・耐震化、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保

(2) 有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化を推進

(3) 無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加

(4) 災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

(5) 非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅ろうな場所への設置等

第３　防災関係機関相互の連携体制

1　災害時には正確な情報伝達が必要なことから、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

また、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとする。町及び県は災害時に公共的団体又は民間の団体との連携を迅速に行うことができるよう、当該団体が災害時等に担うべき役割、当該団体との連携体制の構築や役割分担について認識を共有し、個々の協定の締結など、連携強化を進めるよう努めるものとする。併せて、協定締結などの連携強化に当たっては、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の輸送等）については、あらかじめ、町及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておく、民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。また、町及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

さらに、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開及び宿営の拠点、ヘリコプター離発着地、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。また、消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの効率的な運用調整及び安全な運航の確保について、岡山県航空運用調整会議であらかじめ協議しておくとともに、災害時において、情報収集や救助・救急活動等を複数機関のヘリコプター等航空機及び無人航空機により行う場合において必要がある場合は、県本部内に関係機関の職員で構成する航空運用調整班を設置し、航空機及び無人航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有を行う。

2　県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

3　町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

4　町は、避難指示等の発令及び解除を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整えておく。

5　町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

6　町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

7　県は、町と調整の上、他市町村との相互応援が円滑に進むよう、配慮する。

8　町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

9　町及び県は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

10　各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

11　町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

12　町は、消防の応援について、市町村圏域の消防の広域化を推進するなど、消防の対応力の強化を図るよう努めるとともに、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努める。また、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう連絡体制を整備しておく。

13　関係機関は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。

14　町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

15　気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、町、国、県、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

16　町及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

17　県及び町は、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

18　町及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

19　町及び県、中国電力ネットワーク株式会社は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力ネットワーク株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。

第４　業務継続体制の確保

１　町、その他防災関係機関は、災害時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

　また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行う。

２　町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。この他、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源の確保に努める。

３　町は、ライフライン施設や廃棄物処理施設の機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

４　町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

第３節　自然災害予防対策

町、県、指定地方行政機関は、風水害に強い県土の形成を図るため、治山、治水、砂防対策、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による対策を総合的、計画的に実施、推進する。事業実施に当たっては、計画を上回る災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにするとともに、環境や景観へも配慮する。また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第１項　治山対策

１　方針

山地に起因する災害から、生命・財産を保全するため、治山事業を推進する。

２　町実施機関

産業建設部

３　実施内容

(1) 山地治山事業等

荒廃地及び山地災害危険地区等において、治山施設を整備し、山地に起因する災害の未然防止と荒廃地の復旧を図る。特に、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

また、水源涵養機能や土砂流出防止機能等が低下した保安林において、保育等の森林整備を推進する。

(2) 地すべり防止事業

地下水の排除などにより地すべりが発生する要因を除去する抑制工と、直接的に地すべり土塊の動きを止める抑止工を組み合わせ、地すべりの安定を図る。

(3) 山地災害危険地区調査

山腹崩壊、地すべり等による災害が発生するおそれがある地区を調査し、その実態を把握する。

また、山地災害危険地区等について、ハザードマップへの掲載や広報誌による情報提供等により、当該地区住民等への周知に努める。

(4) 防災工事の実施

治山対策は、近年災害が発生した箇所、危険度の高い箇所、山地災害の犠牲となりやすい高齢者、幼児などの要配慮者に関連した病院、老人ホーム、幼稚園等の施設を保全対象に含む箇所を重点的に整備する。

４　関連調整事項

(1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治山、砂防、河川、国有林治山等各々の防災事業について、相互間の調整を行い事業の効率化、適正化を図る。

(2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

山地災害危険地対策は、危険渓流の周知、警戒体制の整備等連絡調整して効果的に推進する。

(3) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、「第３項　土砂災害防止対策」に定めるところによる。

第２項　造林対策

１　方針

森林の有する国土の保全及び水源かん養機能等の公益的機能を高度に発揮させるため、適切な間伐等の保育や育成複層林施業及び長伐期施業等を普及啓発する。

２　町実施機関

産業建設部

３　実施内容

(1) 下層植生の発達や林木の健全な成長を図るため適切な間伐等の保育を普及啓発する。

(2) スギ・ヒノキの単層林のみならず広葉樹造林、育成複層林施業及び長伐期施業を普及啓発する。

第３項　土砂災害防止対策

１　方針

土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制の整備等を行うとともに、砂防関係施設の整備を計画的に推進する。

また、大雨により土砂災害発生の危険度が高まったときに県及び岡山地方気象台から発表される土砂災害警戒情報等を参考に、災害対策基本法第 56 条に規定する警報の伝達及び警告、同法第 59 条に規定する事前措置、同法第 60 条に規定する避難の指示等の措置を講じる。

２　町実施機関

産業建設部

３　実施内容

(1) 土砂災害警戒区域等の点検調査・周知等

町は、県と連携し、必要に応じて土砂災害警戒区域等を点検調査し、その実態を把握するとともに、災害の未然防止に努める。

町は、上記警戒区域等について住民に周知を図るとともに、日常の防災活動として防災知識の普及、警戒避難の啓発を図る。

［土砂災害警戒区域等］

・土砂災害警戒区域（土石流）、土砂災害特別警戒区域（土石流）
・土砂災害警戒区域（地滑り）、土砂災害特別警戒区域（地滑り）
・土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）、土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊）

(2)「土砂災害防止法」に基づく調査・指定等

ア　基礎調査の実施

県は、「土砂災害防止法」の規定に基づき、急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべり（以下「急傾斜地の崩壊等」といい、それによる住民の生命、身体に生ずる被害を「土砂災害」という。）のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況等について基礎調査を行い、その結果を町に通知するとともに、土砂災害警戒区域等に相当する範囲を示した図面を公表する。

イ　警戒区域等の指定

県は、基礎調査結果に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域で、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を土砂災害警戒区域（以下この項において「警戒区域」という。）として指定する。

また、県は、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、当該土砂災害特別警戒区域について以下の措置を講じるものとする。

①　住宅宅地分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する許可
②　建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進
③　土砂災害時に著しい損壊が生じる建築物に対する移転等の勧告
④　勧告による移転者への支援等

なお、土砂災害により特に大きな被害が生ずる可能性がある箇所で、住居の建築の禁止等を行う必要が生じた場合、建築基準法に基づく災害危険区域の活用等を検討する。

ウ　警戒避難体制の整備等

町は、警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定めるものとする。

①　土砂災害発生時の情報収集及び伝達に関する事項
②　土砂災害警戒情報の活用及び伝達に関する事項
③　避難場所及び避難経路に関する事項
④　土砂災害に係る避難訓練に関する事項
⑤　避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

なお、警戒区域内の要配慮者が利用する施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

さらに、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難場所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項について住民に周知させるため、土砂災害ハザードマップの配布等必要な措置を講じる。また、基礎調査の結果、警戒区域に相当することが判明した区域についても、警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

(3) 警戒避難体制の支援

ア　土砂災害警戒情報等

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示等の発令する際の判断や住民の自主避難の判断を支援するため、岡山県と岡山地方気象台は厳重な警戒呼びかけの必要性を協議の上、共同で土砂災害警戒情報を発表し、町長等に通知及び一般へ周知する。さらに、県は避難指示等の発令対象地域を特定するための参考情報として、岡山県土砂災害危険度情報を提供する。

イ　緊急調査及び土砂災害緊急情報

河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水、地すべりによる重大な土砂災害の急迫している状況においては、町長が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、特に高度な技術を要する土砂災害（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流又は河道閉塞による湛水）については国が、その他の土砂災害（地すべり）については県が緊急調査を行い、被害が想定される土地の区域及び時期に関する情報（土砂災害緊急情報）を発表する。

(4) 防災工事の実施

土砂災害から生命、財産を守るため、危険箇所のうち、土砂災害時に自力避難が困難な入所者・入院患者がいる要配慮者施設などのある箇所、近年の土砂災害発生箇所等、緊急度・危険度の高い箇所から地域と連携しながら整備する。

ア　砂防事業

土石流や流木を捕捉する砂防堰堤、渓流の縦横浸食を防止する渓流保全工・護岸等の砂防設備の整備を図る。

イ　地すべり対策事業

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

ウ　急傾斜地崩壊対策事業

崖崩れ災害に対処するため、保全する人家が５戸以上で土地の所有者等が崩壊防止工事を行うことが困難又は不適当と認められるものについて防止施設の整備を図る。

(5) 盛土等による災害防止対策

県及び町は、崩落の危険がある盛土等を発見した場合は、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分等の盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行う。

さらに、県は、当該盛土等について、対策が完了するまでの間に、町において地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、適切な助言や支援を行う。

４　関連調整事項

(1) 砂防治山岡山地方連絡調整会議

治水砂防行政及び治山行政の調査、計画、工事、管理、その他の事務について、両者で所要の連絡調整を行い、事業執行の適正化を図る。

(2) 岡山県総合土砂災害対策推進連絡会

土砂災害警戒区域等の周知、警戒避難体制の整備等総合的な土砂災害対策を効果的に推進するための連絡調整を図る。

第４項　河川防災対策

１　方針

洪水等による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、河川改修等の治水対策を計画的に推進する。水位周知河川については、あらかじめ洪水浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、水位周知河川において、避難判断水位及び洪水による災害の発生を特に警戒すべき氾濫危険水位に当該河川水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。また、河川改修だけでは限界があるため、住民の避難行動を促すことを目的に水位計の充実などソフト対策にも努める。

２　町実施機関

産業建設部

３　実施内容

(1) 被害軽減を図るための措置

ア　洪水予報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの洪水予報河川について、洪水のおそれがあると認めるときは、岡山地方気象台と共同して洪水予報を発表する。

イ　水防警報

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、それぞれの水防警報河川について、洪水による被害の発生が予想され水防活動する必要があるときに、水防警報を発表する。

ウ　氾濫警戒情報

県は、水位周知河川について、避難判断水位を定め、その水位に達したときは、その状況を直ちに町に通知する。

エ　氾濫危険情報

県は、水位周知河川について、洪水特別警戒水位を定め、その水位に達したときは、水位又は流量を示し、その状況を直ちに水防管理者、量水標管理者及び町に通知し、必要に応じ報道機関の協力を求めて、一般に周知する。また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法を用いて、町等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

オ　ホットライン

中国地方整備局（岡山河川事務所）及び県は、町長による洪水時における避難指示等の発令に資するよう、町長へ河川の状況等を直接伝える。

カ　洪水浸水想定区域の指定、公表等

中国地方整備局（岡山河川事務所）又は県は、洪水予報河川及び水位周知河川等、並びに住宅等の防護対象のある全ての一級河川及び二級河川について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び想定される水深、浸水継続時間等を明らかにして公表するとともに、関係市町村長に通知する。

キ　円滑かつ迅速な避難の確保

町は、浸水想定区域の指定があった場合には、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報、氾濫危険水位情報、避難判断水位情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定めるものとする。

また、次の施設の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（ア）要配慮者利用施設等

高齢者、乳幼児等の要配慮者が主に利用する施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの

（イ）大規模工場等

大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として、所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時に浸水の防止を図る必要があるもの。

なお、町は、町の区域内に洪水浸水想定区域を含む場合、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、洪水ハザードマップ等印刷物の配布その他の必要な措置を講じるものとする。

(2) 河川改修事業の実施

ア　河川維持修繕

平常から河川を巡視して河川管理施設の状況を把握し、異常を認めたときは、直ちに補修するとともに、その原因を究明し、洪水に際して被害を最小限度に止めるよう堤防の維持、補修及び護岸、水制、根固工の修繕並びに堆積土砂の除去等を実施する。また、緊急度の高い箇所から樹木伐採等を実施する。

イ　河川改修

河積の拡大や河道の安定を図るため、狭窄部の拡幅、堆積土砂の掘削・しゅんせつ、護岸、水制等を施行するとともに、流域内の洪水調節施設により洪水調節を行い、流域の災害の防止と軽減を図る。また、浸水実績等を踏まえ、緊急性の高い箇所から優先的・段階的な河川整備に努める。

ウ　流域治水

気候変動の影響により激甚化・頻発化している水災害に備えるため、堤防整備や河道掘削などの対策をより一層加速するとともに、流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で水災害対策に取り組む「流域治水」を推進する。

また、緊急時に既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用するため、「ダム洪水調節機能協議会」等を活用し、利水ダム等の事前放流の取組を推進する。

４　関連調整事項

(1) 危険箇所の実態把握

水源から河口に至る水系全流域について一貫した危険箇所の実態を把握するとともに、特に、慢性的、持続的な破壊作用（ダムの堆砂、河床変動、天井川の形成と排水の不良化）等についても考慮する。

(2) 重要水防箇所の見直し

毎年、出水期前に重要水防箇所の見直しを実施する。

(3) 利水施設の設置及び運営

発電やかんがい用のダム等利水施設の設置及び運営は、治水との総合調整を考慮し、水源から河口まで一貫した観点で、適切に行うよう考慮する。

(4) 他事業との調整

ア　砂防事業、治山事業相互間の連絡調整を行うよう考慮する。

イ　都市排水や農地排水など排水対策業との調整を行うよう考慮する。

(5) 堤防及び付属施設の管理の徹底についても考慮する。

第５項　雨水出水対策

１　方 針

雨水出水による災害を未然に防止し、被害の軽減を図るため、水防法第14条の2第1項及び第2項に規定する排水施設について、あらかじめ浸水想定区域を公表し、避難体制の整備等を行うとともに、雨水出水特別警戒水位（内水氾濫危険水位）に当該排水施設の水位が達したときは、その旨を関係機関に通知する。

２　町実施機関

産業建設部

３　実施内容

(1)　被害軽減を図るための措置

ア　雨水出水浸水想定区域の指定、公表等

町は、水防法第14 条の２第１項及び第２項に規定する排水施設について、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、想定し雨期の降雨により排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は排水施設から河川等に雨水を排水できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び水深、浸水継続時間等を明らかにして公表する。

イ　円滑かつ迅速な避難の確保

（ア）　町防災会議は、当該浸水想定区域ごとに洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、避難訓練に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。また、洪水による浸水想定区域の取扱いに準じ、要配慮者利用施設等、大規模工場等の名称及び所在地並びに当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。

（イ）　町は、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他雨水出水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項、並びに雨水出水浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について、住民に周知させるよう、雨水出水による浸水に対応したハザードマップの作成等印刷物の配布等その他の必要な措置を講ずる。

(2)　雨水出水対策事業の実施

浸水被害が発生しやすい地域に、ポンプ場、下水管きょ等の新設又は改修を行い、雨水出水により予想される被害を未然に防止する。

また、アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、配水施設及び排水設備の補修等を推進する。

さらに、民間の雨水貯留施設等の整備と連携して浸水被害の軽減を推進する。

4　関連調整事項

河川改修事業・農地防災事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

第６項　ため池等農地防災対策

１　方針

農地及び農業用施設の災害の発生を未然に防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、あわせて町土の保全に資する。

２　町実施機関

産業建設部

３　実施内容

(1) ため池整備

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）のうち、下流への影響度や老朽化の著しいもの、早急に整備を要するものについて、堤体の改修及び補強その他必要な管理施設の新設、改良又は廃止を推進する。町の管理者は防災重点農業用ため池について、順次ハザードマップを作成し住民等へ周知するよう努める。

(2) 湛水防除

流域の開発等立地条件の変化により湛水被害のおそれのある地域において、これを防止するために排水機、樋門、排水路等の新設、改修や各施設の老朽化による能力の低下や故障の発生防止のための計画的な予防保全対策を実施する。

(3) 用排水施設整備等

自然的、社会的状況の変化への対応、湖沼等からの越水、塩害の防止及び地盤沈下に起因する効用の低下を回復するため、排水機、樋門、水路、堰堤等の新設、改修を計画的に実施し、排水路については、町又は水路管理者が適切な維持管理により排水機能の確保に努める。

(4) 土砂崩壊防止

土砂崩壊の危険の生じた箇所において、災害を防止するために擁壁、土砂ダメ堰堤、水路等の新設、改修を行う。

(5) 地すべり対策

地下水位の上昇等に起因した地すべり災害に対処するため、排水施設、抑止杭等の地すべり防止施設の整備を図る。

４　関連調整事項

(1) ため池の危険箇所を十分把握し、それをもとに改修工事等を実施するよう考慮する。

(2) 農地防災・河川改修事業相互間の連絡調整をするよう考慮する。

(3) 土砂災害防止法の規定に基づく警戒避難体制の整備等については、「第３項　土砂災害防止対策」に定めるところによる。

第７項　都市防災対策

１　方針

都市区域における、災害を防止するため、適正で秩序ある土地利用を図り、火災、風水害、震災等の防災面に配慮した都市施設の整備を積極的に推進し、都市防災対策を進める。

また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図る。

２　町実施機関

産業建設部、上下水道部

３　実施内容

勝央町都市計画マスタープランに基づき、以下の施策を実施する。

(1) 都市施設の整備促進

都市計画区域において、都市災害を防止し、適正で秩序ある土地利用を図るため、地域地区等を定めるとともに、防災面に配慮して土地区画整理事業等の面的整備を進め、道路、公園、下水道等の都市施設の整備を推進する。

ア　公園緑地の整備

主に市街地の公園緑地の規模と配置の適正化に留意しつつ拡充整備を図る。また、施設面で外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大防止及び災害時の避難地、被災者の収容地として、災害の防止並びに復旧に対処する。

イ　街路の整備

都市内道路の整備、拡幅により都市内に空間を与え、火災の延焼を防止し、災害時においては緊急輸送及び避難路としての機能を確保する。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行い、災害時の交通の確保を図る。

(2) 都市排水対策の推進

浸水に強い安全で安心なまちづくりのために、公共下水道事業等の排水施設整備事業を推進する。

ア　都市下水路事業

都市化に伴い浸水被害が発生しやすい市街地に、ポンプ場、下水路の新設又は改修を行い、被害を未然に防止する。

イ　公共下水道事業

公共用水域の水質保全を図るとともに、ポンプ場、下水管渠の新設又は改修を行い、予想される被害を未然に防止する。

(3) 都市防災対策の推進

防火地域の指定及び住宅地区改良事業の推進並びに宅地造成等の規制、災害危険地区の指定などにより都市の防災対策を積極的に進める。

ア　防火地域、準防火地域の指定

市街地における火災を防止するため、町が地域を指定し、必要な規制を行う。

イ　住宅地区改良事業

住環境の整備改善を行うとともに集団的に改良住宅を建築し、都市における災害の防止を図る。

ウ　宅地造成等の規制

宅地造成工事により、崖崩れや土砂の流出を生じるおそれが著しい区域を知事が宅地造成工事規制区域に指定し、必要な規制を行う。

エ　災害危険区域の指定及び対策

出水、土石流、地すべり又は急傾斜地の崩壊による危険の著しい区域を災害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建て替え又は新築を原則として禁止するとともに、危険度の高い箇所から優先的に防止工事等を施工し、県民の人命及び財産の保全に努める。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、地方公共団体が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

オ　災害に強いまちの形成

町は、振興計画等を踏まえて、都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたる場合は、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、ハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を検討し災害に強いまちの形成を図るよう努める。

(4) 防災建築物の整備促進

都市区域内の建築物の不燃化、耐震化等を促進し、安全な都市環境の実現に努める。

ア　公共建築物の不燃化、耐震化

公営住宅、学校、病院等の公共建造物の不燃化、耐震化を図る。

イ　優良建築物等整備事業

市街地の環境の整備改善を行うとともに、良好な建築物の整備を図る。

ウ　市街地再開発事業

本町では都市計画区域を指定しており、用途地域を設定している区域内において市街地再開発事業を施行する組合に対して補助を行い、防災に配慮した建築物の建設を促進する。

(5) 建築物の安全性の確保

ア　安全対策

国、県、町及び建築物の所有者等は、強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

イ　空家対策

町は、平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。また、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

４　関連調整事項

(1) 都市施設の整備

土地区画整理、街路の整備、公園緑地の整備、上下水道の整備等の都市計画事業の相互の連携を図り、防災面にも配慮した安全で住みよい都市の早期整備に努める。

(2) 都市排水対策の推進

効率的な都市排水対策を実施するためには、河川改修事業等との整合が必要であり、関係機関との計画段階及び事業実施段階において調整を行う。

第８項　文教対策

１　方針

幼児・児童・生徒（以下「児童生徒等」という。）及び教職員の生命、身体の安全を確保し、学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）の土地、建物その他の工作物（以下「文教施設」という。）及び設備を災害から防護するため必要な計画を策定し、その推進を図る。

２　町実施機関

町（教育振興部）

３　実施内容

(1) 防災上必要な組織の整備

学校等は、災害時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(2) 防災上必要な教育の実施

町及び県は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限度に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア　児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ　地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ　関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

町及び県は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ　防災意識の普及

町及び県は、PTA、青少年団体、婦人団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

(3) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を作成するとともに訓練を実施する。

ア　児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

また、町及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。さらに町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における保育園等の施設と町、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

イ　避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

(4) 文教施設等の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

文教施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

(5) 文教施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともにこれらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに避難設備等は定期的に点検を行い、整備に留意する。

(6) 危険物の災害予防

化学薬品その他の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの化学薬品等を関係法令に従い適切に取り扱うとともに、災害発生時においても安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

第９項　文化財保護対策

１　方針

文化財の保護のため住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、防災施設の整備促進を図る。

２　町実施機関

教育振興部

３　実施内容

(1) 文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

(2) 文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について指導・助言を行う。

(3) 適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

(4) 自動火災報知設備、貯水槽、防火壁、消防道路等の施設の整備を促進する。

(5) 文化財及び周辺の環境整備を実施する。

第10項　危険地域からの移転対策

１　方針

がけ地の崩壊等により住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域における危険住宅の移転を促進するため、移転事業の円滑な推進を図る。

２　町実施機関

産業建設部、総務部

３　実施内容

(1) 集団移転促進事業

豪雨、洪水等により災害が発生した地域及び災害危険区域のうちで、住民の居住に不適当な区域にある住居の集団的移転の促進を図る。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域又は県条例で建築を制限している区域に存する既存不適格危険住宅の移転の促進を図る。

第４節　事故災害予防対策

第１項　道路災害予防対策

１　方針

災害時における交通の確保と安全を図るとともに、道路構造物の被災等による道路災害の発生を防止するため、道路の防災構造化及び各種施設の整備を促進する。

２　町実施機関

産業建設部

３　実施内容

(1) 道路防災対策

ア　町及び防災関係機関は、災害に対する安全性を考慮しつつ緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関に対する周知徹底に努める。

イ　災害時の緊急活動を円滑に実施するため、国道、県道、町道等幹線道路のネットワーク機能の向上や主要拠点間のアクセス強化など、安全性・信頼性の高い道路網の整備を図る。

ウ　山間道路は、豪雨や台風などによって土砂崩れや落石などの被害が発生する可能性があるので、法面保護工、落石対策工などの対策を実施する。

エ　渡河部の道路橋や河川に隣接する道路は、流失などの被害の発生により孤立地域が発生する可能性があるので、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

オ　道路管理者は、自然災害発生後の道路の障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含、また、雪害においては道路の除雪を含む。）による道路啓開を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開計画を作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画を踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について、民間団体等との協定の締結を推進する。

(2) 交通管理体制の整備

町、県、県警察等は、信号機・情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。また、県警察は、警備業者等との間で締結した応急対策業務に関する協定に基づき、災害時の交通規制を円滑に行うよう努めるとともに、道路交通機能の確保のため重要となる信号機への電源付加装置の整備等信号機滅灯対策を推進する。

(3) 情報の収集連絡体制

道路管理者は、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集及び連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

(4) 広報

県警察は、災害時において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

4　関連調整事項

(1)　関係者は、陸上における交通施設について、道路施設等の点検を通じ、道路現況の把握に努めるとともに、路線計画、構造等に防災的見地から十分な対策を講じるよう配慮する。

第２項　鉄道災害予防対策

１　方針

災害時における鉄軌道交通の確保と安全を図るとともに、列車の衝突等による多数の死傷者の発生を防止する。

２　町実施機関

総務部

３　実施内容

(1) 鉄軌道交通の安全のための啓発

関係機関は、踏切事故、置き石事故等の外部要因による事故を防止するため、ポスターの掲示、チラシ類の配布等により、事故防止に関する知識の普及啓発に努める。

(2) 鉄軌道の安全な運行の確保

鉄軌道事業者は、安全な運行を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア　大雨等による災害を防止するため、路面の盛土、法面改良等の実施

イ　異常時における列車防護及び関係列車の停止手配の確実な実施

ウ　防護無線その他の列車防護用具の整備

エ　建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実

オ　乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容に関する教育成果の向上

カ　乗務員及び保安要員に対する科学的な適性検査の定期的な実施

キ　トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検

ク　災害により列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときの線路の監視

ケ　植物等が鉄道施設に障害を及ぼし、又は及ぼすおそれがある場合、所要の手続きを行った上での伐採等の実施

(3) 鉄軌道車両の安全性の確保

鉄軌道事業者は、車両の安全性を確保するため、次の事項の実施に努める。

ア　新技術を取り入れた検査機器の導入及び検査精度の向上

イ　検査修繕担当者の教育訓練内容の充実

ウ　故障データ及び検査データの科学的分析及び保守管理内容への反映

(4) 鉄軌道交通環境の整備

ア　鉄軌道事業者は、交通環境の整備のため、次の事項の実施に努める。

（ア）軌道や路盤等の施設の適切な保守及び線路防護施設の整備

（イ）列車集中制御装置（CTC）の整備、自動列車停止装置（ATS）の高機能化等の運転保安設備の整備充実

イ　関係機関は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の充実、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

(5) 通信手段の確保

鉄軌道事業者は、事故災害時の重要通信の確保のために指令電話、列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時有線電話の整備に努める。

(6) 安全施設等の整備

関係機関は、列車事故による災害を防止するため、鉄道の連続立体交差化又は道路との立体交差化等安全施設整備事業を推進する。

(7) 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

鉄軌道事業者は、災害応急対策と災害復旧へ備えるため、次の事項の実施に努める。

ア　事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備及び防災関係機関との連携の強化

イ　事故災害時の応急活動に必要な人員・機材等の輸送のための緊急自動車の整備

ウ　施設、車両の構造図等の資料の整備

(8) 再発防止対策の実施

鉄軌道事業者は、県警察、消防等の協力を得て、事故災害の徹底的な原因究明を行うとともに、安全対策に反映し、同種事故の再発防止に努める。

第３項　大規模な火災予防対策

１　方針

大規模な火災の発生の防止や大規模な火災から住民を守るため、災害に強いまちづくりの推進、消防施設・設備等の整備を図る。

２　町実施機関

総務部

３　実施内容

(1) 災害に強いまちの形成

ア　町及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽や備蓄倉庫、海水・河川水・下水処理水等を消火水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成を図る。

イ　町、県、事業者等は、火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物、緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

ウ　町及び県は、火災等の災害から人命の安全を確保するため、特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進する。

(2) 大規模な火災防止のための情報の充実

気象台は、大規模な火災防止のため、気象の実況の把握に努め、災害防止のための情報の充実と適時・適切な情報発表に努める。

(3) 防災知識の普及

町、県、公共機関は、全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火災の被害想定等を示しながら、その危険性を周知させるとともに、火災発生時にとるべき行動、避難場所での行動等、防災知識の普及を図る。

(4) 消火活動関係

ア　町及び県は、大規模な火災に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

イ　町及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、区域内の被害想定の実施及びそれに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

ウ　町は、大規模地震など多様な災害にも対応する消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

第４項　林野火災の防止対策

１　方針

住民の林野火災に対する予防意識の啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び防火施設の整備等防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

２　町実施機関

産業建設部

３　実施内容

(1) 林野火災予防意識の啓発

ア　山火事予防協議会等の開催

町は、県と連携して、山火事予防協議会等を開催し、各関係機関、団体等と協調して山火事予防運動の徹底を図る。

イ　広報活動による啓発宣伝

町は、県と連携して、林野火災の多発する時期に、山火事予防運動月間等を設定し、横断幕、立看板、広報紙、ポスター等有効な手段を通じ、住民の林野火災予防意識の啓発に努める。

また、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いという人為的なものであることを鑑み、火の取扱いや不始末による出火の危険性等の周知により、林野火災に対する地域住民の防火意識の高揚を図るとともに、林業関係者、林野周辺住民、ハイカー等に対する啓発を実施する。

町及び県は、林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため、林野火災の発生危険度等に係る情報の発信に努めるとともに、防火思想の普及と初期消火のための施設の配備を促進する。このほか林野火災警報及び林野火災注意報については新たに運用が開始されたものであることから火の使用が制限等を含めその周知に努める。

(2) 警報伝達の徹底

ア　町は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、その旨を地域住民に周知させなければならない。また、火災に関する警報を発した場合は、勝央町火入れに関する条例（昭和 59 年条例第 19 号）で定める火の使用（火入れ、煙火の使用等）の制限の徹底を図る。

イ　町、県及び消防機関は、気象予報及び警報等の伝達計画に基づく通報体制を常時保持し、気象台の発表する乾燥注意報及び火災気象通報を接受したときは、これの確実な伝達と地域住民への周知を図らなければならない。特に林野火災警報及び林野火災注意報の発令については確実な伝達と地域住民への周知を徹底しなければならない。

ウ　町は、所管消防署へのたき火の届出等を周知するとともに、たき火等を行う者が火災予防上必要な措置を徹底できるよう、併せて周知する。

(3) 巡視、監視の強化

ア　町は、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき及び山火事多発期は、山林の巡視及び監視を強化し、火災予防上危険な行為の排除及び火災の早期発見を図る。

イ　県は、航空機等による森林の巡視等効果的な運用を図るとともに随時一般の注意の喚起に努める。また、常に、町、消防機関等と緊密に連携をとり、火災予防に努める。

(4) 火入れ指導の徹底

火入れに当たって、町は、勝央町火入れに関する条例等を厳守させ、火災警報等発令時には、火入れを制限し、乾燥注意報、強風注意報等発表時には、自粛を呼びかける。

(5) 森林の防火管理の徹底

ア　森林所有者、森林組合等は、自主的な森林保全管理活動を推進するように努める。

イ　町及び県は、森林所有（管理）者に対し、防火帯、防火道、防火用水の設置、整備及び既設の望楼、標板等の保護、管理並びに設置を指導する。

(6) 消防施設の整備

ア　町は、林野火災用消防水利（防火水槽、簡易水槽等）及び消防施設の整備拡充を図る。

イ　町及び県は、防火線としての役割を持たせるとともに、林野火災の消火活動に資するため、林道の整備に努める。

ウ　公有林管理者は、防火標識等火災予防施設の整備を図る。

(7) ヘリコプターによる空中消火体制の整備

ア　町及び県等は平素から消防防災ヘリコプターによる空中消火活動につき、連携訓練や活動拠点の整備を行い、空中消火体制の確立を図る。

イ　町及び消防機関は、県から林野火災対策用空中消火資機材を借り受けようとするときは、林野火災対策用空中消火資機材運用要綱に定める手続によるものとする。

(8)　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

林野火災は、ひとたび発生すると気象条件や地形、飛び火の発生等で急激な延焼拡大等に至る場合があること、気象状況の変化で延焼方向の急変や飛び火等が発生するおそれがあること、その消火活動においては、全体像の把握や、狭隘・急峻な林野内への進入・放水活動に困難な場合があること、活動が長期化し多くの人員を必要とすること等に留意して備えを行う必要がある。このため、消防機関を始めとする町及び県は、指揮体制の早期確立、速やかな応援要請、地上・空中消火の連携を基本とした災害対応等の実施のための備えを行う。

(9)　通信手段の確保

町及び県は、平常時から災害時の情報通信手段の確保に努め、その整備・運用・管理に当たっては、山間地での利用を前提とした広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

(10) 消火活動関係

ア　町及び県は、林野火災においては迅速な初期消火が重要であることから、消防団について、消防本部等と連携した実践的かつ効果的な訓練の充実や、悪条件下での情報伝達体制の強化、火災対応能力の向上に必要な資機材等の充実等を図るものとする。

イ　町及び県は、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材等の整備促進に努める。

ウ　町及び県は、水利が限られる山間地での消火活動の実施のため、自然水利の利用や消防用水の確保が可能な車両等、林野内への送水や放水を可能にする資機材の充実強化を図るとともに、建設業者等の所有車両の活用に向けて連携を強化する。

４　関連調整事項

諸施設等の整備に当たっては、各機関相互で連絡調整し、適切に配置できるよう考慮する。

第５項　危険物等保安対策

１　方針

危険物（石油類等）、毒物劇物等化学薬品類（以下「危険物等」という。）による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

２　町実施機関

総務部

３　実施内容

危険物等施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより危険物等による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

町及び県は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、危険物等取扱者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、危険物等による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア　事業者は法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努める。

イ　日常点検、定期自主検査等の効果的な実行を図るため、点検事項、点検方法をあらかじめ具体的に定めておく。

ウ　自衛消防隊の設置等自主的な災害予防体制及び応急体制の整備を図る。

エ　漏えい、流出災害等に備えて必要な薬剤、消火薬剤及び防除資機材等の備蓄を推進する。

オ　石油類等事業所の相互応援に関する協定締結を推進し、効果的な自衛消防力の確立を図る。

カ　危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のために必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

(2) 保安意識の高揚

町及び県は、危険物等施設管理者や保安監督者等に対する保安指導の強化を図るとともに法令等の講習会等を実施する。

(3) 保安の強化

町及び県は、関係法令の定めるところにより、危険物等施設に対する立入検査の強化を図るとともに、施設の実態把握に努める。

また、化学消防力の強化促進を図る。

(4) 事故原因の究明

町、県及び事業者は、危険物等の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 危険物等の大量流出時の対策

ア　町及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

イ　町及び県は、危険物等が大量に流出した場合に備えて防除資機材及び避難誘導等に必要な資機材の整備を図る。

ウ　町及び県は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には、必要に応じて、応援を求めることができる体制を整備する。

(6) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

４　関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第６項　高圧ガス保安対策

１　方針

高圧ガスによる災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、保安の強化、自主保安体制の強化を図る。

２　町実施機関

総務部

３　実施内容

高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより高圧ガスによる事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部、県、町は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、高圧ガスによる事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア　事業者は、法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努める。

イ　事業者は、自主保安体制の整備に努める。

・従業者に対する保安教育の実施

・定期自主検査の実施と責任体制の確立

・地域防災協議会の育成

ウ　事業者は、高圧ガス施設の火災に対する予防対策として、散水設備、放水設備、ウォーターカーテン等防消火設備を整備する。

(2) 保安意識の高揚

町及び県は、事業者及び関係者に対し、保安意識の高揚を図る。

ア　高圧ガス保安法等関係法令の周知

イ　保安講習会、研修会の開催

ウ　高圧ガスの取扱指導

エ　高圧ガス保安活動促進週間の実施

(3) 保安指導の強化

町及び県は、関係法令の定めるところにより高圧ガス施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア　製造施設又は消費場所等の保安検査及び立入検査の強化

イ　製造施設又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ　関係行政機関との緊密な連携

(4)　事故原因の究明

町、県及び事業者は、高圧ガスの事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

４　関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第７項　火薬類保安対策

１　方針

火薬類による災害の発生及び拡大を防止するため、保安意識の高揚、取締りの強化、自主保安体制の強化を図る。

２　町実施機関

総務部、産業建設部

３　実施内容

火薬類施設の所有者、管理者、占有者（以下「事業者」という。）は、法令で定めるところにより火薬類による事故・災害の発生を防止するため、保安意識の高揚、自主保安体制の整備を図る。

中国四国産業保安監督部、県、町は、法令に基づく保安指導、立入検査、保安講習会等の実施により、事業者の保安意識の高揚を図るとともに、事業所の自主保安体制の充実を重点に災害予防対策を推進する。また、火薬類による事故・災害の発生に備え防災体制の充実を図る。

(1) 事業者の自主保安体制の確立

ア　事業者は、法令に定める技術基準を遵守し、施設の安全性の確保に努める。

イ　事業者は、自主保安体制の整備に努める。

・従業者に対する保安教育の実施

・防災訓練等の実施

・定期自主検査の実施と責任体制の確立

ウ　事業者の火薬類施設の火災に対する予防対策

・火災が発生する、保管している火薬類の安定度が異常を呈するなど危険な状態になったときに備え、火薬庫から速やかに安全な場所に移転し得る体制を確保し、また、あらかじめ一時保管する場所を定めておく。

(2) 保安意識の高揚

町及び県は、事業者及び関係者に対し、保安意識の高揚を図る。

ア　火薬類取締法等関係法令の周知

イ　保安講習会、研修会の開催

ウ　火薬類の取扱指導

エ　危害予防週間の実施

(3) 保安指導の強化

町及び県は、関係法令の定めるところにより、火薬類施設に対する効果的な立入検査の実施に努めるなど、保安指導を強化する。

ア　製造施設、火薬庫又は消費場所等の保安検査、立入検査の強化

イ　製造施設、火薬庫又は消費場所等の実態把握と各種保安指導の推進

ウ　関係行政機関との緊密な連携

(4) 事故原因の究明

町、県及び事業者は、火薬類の事故・災害が発生した場合、その原因の究明と再発防止対策の実施に努める。

(5) 災害防止技術の研究開発

防災関係機関及び関係企業は、共同して災害防止技術及び防災用設備、資機材の研究開発に努める。

４　関連調整事項

防災関係機関及び事業者は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図る。また、可能な限り相互に協力して、休日、夜間においても迅速に対応できる体制の整備を図り、効果的な実行体制の推進に努める。

第８項　放射性物質災害予防対策

１　方針

医療用や工業用並びに発電用の放射性物質による事故の発生及び拡大を防止し、放射性物質に係る災害が地域住民に対して影響が及ぶことのないよう予防措置を実施するとともに、事故発生時の迅速かつ円滑な応急対策や復旧への備えを確立する。

２　実施内容

(1) 放射性物質以外に危険物が共存したり、化学的反応性あるいは化学的毒性が高い物質が存在する場合は、それらの特性を十分考慮し、放射能対策だけでなく、反応性と毒性についても十分配慮した対策をとる。

(2) 事業者は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）」、「放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 167 号）」、「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）」及び「保安規定」等に基づいて厳正に操業を行う。

(3) 事業者は、事故、火災等の発生した場合の対応について、日頃から消防署等と連絡調整を行っておく。

(4) 事業者及び運搬者は、事故時に連絡が速やかにとれる体制を確立しておくとともに、事故を想定した応急対応や通報連絡の訓練についても定期的に実施する。

(5) 原子力規制庁、消防庁等の関係機関及び県並びに県警察は、放射性物質による災害の発生及び拡大を防止するため、次の措置を実施するとともに、連携して放射性物質に係る事故予防対策を推進する。

ア　防災体制の整備
イ　自主保安体制の整備
ウ　通信連絡体制の整備
エ　環境監視設備の整備
オ　救助体制の整備
カ　防護用資機材の整備
キ　応急対策マニュアルの整備
ク　定期訓練の実施
ケ　夜間、休日の連絡体制及び非常参集体制の整備
コ　発生現場情報収集・連絡要員の指定
サ　避難誘導計画の整備及び周知
シ　住民への防災意識普及
ス　消防水利の確保と消防体制の整備
セ　緊急医療体制の整備
ソ　放射線測定資機材、除染資機材、応急救護用医薬品、医療資機材の整備

３　関連調整事項

防災関係機関は、それぞれの保安法令の定めるところにより、取締り、指導を実施するとともに、関係機関と相互に協力して、情報交換等に努める。

第５節　複合災害対策

１　方針

町、県等の防災関係機関は、複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実する。

２　町実施機関

総務部

３　実施内容

(1) 対応計画の作成

町、県等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう、対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練の実施

町、県等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。

第６節　防災活動の環境整備

第１項　防災訓練

１　方針

災害を最小限度に止めるためには、町及び県をはじめとする防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らの身は自ら守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりが必要である。

過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

町及び県は、防災関係機関、水防協力団体、自主防災組織、NPO・ボランティア等、地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携した防災訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化、予防並びに応急対策機能の向上を図り、住民の防災意識の高揚を図る。

その際、女性の参画促進に努める。

２　町実施機関

総務部

３　実施内容

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。この際、各機関の救援活動等の連携強化に留意する。また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるとともに、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

なお、訓練後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、必要に応じ、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 基礎防災訓練の実施

ア　水防訓練

町は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施する。

なお、土砂災害に対する訓練の同時実施も検討するものとする。

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行う場合が考えられるので、次により十分訓練を行うこととする。

（ア）実施事項

ａ　観測

ｂ　通報

ｃ　作業工法

ｄ　輸送

ｅ　樋門・陸閘等の開閉操作

ｆ　避難

（イ）実施時期

出水期までに実施する。

イ　消防訓練

町は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防に関する訓練を実施するほか、必要に応じ、大規模な建物火災及び林野火災を想定し、県、他の市町村及び消防関係機関等と合同して実施する。

ウ　避難・救助訓練

町その他防災関係機関、要配慮者利用施設、大規模工場等の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、災害時における避難その他救助の円滑な遂行を図るため、災害発生時の避難誘導、避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を行う。この場合、水防・消防等の災害防護活動とあわせ、又は単独で訓練を実施する。

なお、学校、病院、社会福祉施設、工場及び多数の人員を収容する施設にあっては、収容者等の人命保護のため、特に避難についての施設を整備し、訓練を実施する。

また、高齢者、障害のある人等の要配慮者を適切に避難誘導するため、自主防災組織、地域住民の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時からこれらの者に係る避難体制の整備に努める。特に、土砂災害警戒区域等災害危険地区においては、徹底して訓練を行う。

エ　情報収集伝達訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における迅速かつ的確な情報収集の確保が図られるよう、様々な条件を想定した情報収集伝達訓練を実施する。

オ　通信訓練

町、県及び防災関係機関は、災害時における通信の円滑化を図るため、非常通信協議会等の協力を得て、各種災害を想定した通信訓練を実施する。

カ　非常招集訓練

町、県及び防災関係機関は、非常配備体制に万全を期するため、各種災害を想定し、勤務時間外における職員、消防団（水防団）等の非常招集訓練を必要に応じ、実施する。

キ　交通規制訓練

警察及び道路管理者は、災害発生時において交通規制が整然と行われるよう、関係機関と協力して交通規制訓練を実施する。

ク　危険物等特殊災害訓練

町、県及び防災関係機関は、防災機関・事業所における災害時の防災体制の確立と防災技術の向上を図るため、消防及び事業所等が連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

ケ　鉄道事故災害訓練

鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、消防機関、警察機関をはじめとする地方公共団体の機関が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努める。

コ　避難所開設・運営訓練

町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(2) 総合防災訓練の実施

上記各種の基礎防災訓練を総合化して、防災関係機関、地域住民及び NPO・ボランティア等が参加して、総合的な訓練を実施する。

ア　実施時期・・・・防災週間など訓練効果のある時期を選んで実施する。

イ　実施場所・・・・災害の発生するおそれのある場所など訓練効果のある場所を選んで実施する。

ウ　実施の方法・・・町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び地域住民等が一体となって、同一想定に基づき、災害応急対策訓練を実施する。

(3) 水害対応訓練

出水期を前に、風水害等災害への対応能力の向上を図るため、町は、防災関係機関と連携し、役割に応じた適時適切な対策訓練の実施を図る。この際、住民避難等の実動訓練との連携に努める。

・タイムラインの作成訓練
・防災配備体制の段階的強化訓練
・情報の収集・伝達訓練
・災害対策本部会議訓練
・避難指示等の発令・伝達訓練
・避難及び避難所運営訓練

第２項　防災意識の普及

１　方針

いつどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

自らの身は自ら守るのが防災の基本であり、住民一人ひとりがその自覚を持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう冷静に行動することが重要であり、災害を最小限度に止めるためには、直接被害を受ける立場にある住民一人ひとりが日頃から、各種災害についての正しい認識を深め、災害から自らを守るための最小限の知識を備えておくことが必要である。

また、災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難所で自ら活動する、あるいは、町、県等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

このため、町及び県等では、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するほか、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するとともに、学校教育、GIS 及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図る。その際、防災意識の普及を効果的に行うためには、対象者や対象地域を明確にして実施する必要がある。

なお、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及啓発を図るとともに、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、県、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

２　町実施機関

総務部

３　実施内容

(1) 防災教育

ア　住民に対する防災教育

（ア）町及び県は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。具体的には、ハザードマップ、パンフレット等の作成・配布や防災に関する研修会、映画会、パネル展等の実施により、過去の災害の紹介や、災害危険箇所及び災害時における心得等を分かりやすく周知し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、地域住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時の避難のタイミングや時系列に整理した自分の行動等を記入したカード、計画表等の作成を促進するなど、適切な避難行動につながる取組を進める。

特に、生活に密着した切実な災害の体験談を収集し、防災教育に役立てることにより、災害の記憶や教訓を自らのこととして個人に実感させる。

なお、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどの工夫を行うとともに、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で積極的な防災に関する教育の普及推進を図るものである。

教育機関及び民間団体等は、児童生徒等、社員をはじめ、地域住民等に対して、絵本や写真集、紙芝居、漫画、ゲーム等様々な媒体を活用して、より魅力的な防災教育を行う。

また、Web サイト等で防災教育メニューの充実に努めるとともに、障害のある人、高齢者や外国人等を勘案し、防災教育教材のユニバーサルデザイン化や多言語化を進める。

（イ）「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、飼い主による家庭動物への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策、警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認、様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動、指定緊急避難場所や避難所での行動、災害時の家族内の連絡体制をあらかじめ決めておくこと、広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方、家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動等の防災知識の普及を図る。

また、地域で取り組むべき対応についても、普及啓発を図る。

（ウ）防災意識の普及の際には、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

なお、要配慮者については、民生委員・児童委員や愛育委員、自主防災組織等の協力を得て、その把握や防災知識の普及に努めることとする。

また、防災・減災への取組実施機関と地域包括支援センター・ケアマネジャーが連携し、高齢者に対し、水害からの適切な避難行動の理解促進に向けた取組を実施する。

（エ）町及び県は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

（オ）町及び県は、防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を災害の切迫度に応じて、５段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。

（カ）地域住民に対し、風水害のおそれのない適切な指定緊急避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて指定緊急避難場所の開放を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

（キ）被害の防止、軽減の観点から住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、理解と協力を得るように努める。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うこと、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所、避難路を選択すべきであること、特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて周知徹底に努める。

なお、避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、指定緊急避難場所を開放していなくても躊躇なく避難指示を発令する事態が生じ得ること、また、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、周知徹底に努める。

（ク）町は、国、関係公共機関等の協力を得つつ、地域の水害・土砂災害リスクや災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、風水害の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

・住民等が浸水想定区域、指定緊急避難場所、避難路等水害に関する総合的な資料として、図面表示等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池について、緊急連絡体制の整備等を推進するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知を図る。加えて、中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。

・土砂災害警戒区域、指定緊急避難場所、避難経路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

・山地災害危険地区等の山地災害に関する行動マニュアル、パンフレット等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性が理解できるよう努める。

・ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル４で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

・地域の実情に応じ、災害体験館等防災知識の普及に資する施設の設置に努める。

イ　教育機関における防災教育

教育機関においては、防災に関する教育の重要性を認識し、児童生徒等及び学生が防災に関する理解を深めるとともに、災害発生時等において自己の安全を確保するため適切な対応ができるよう防災に関する教育の充実に努める。

また、地域の防災力を高めていくため、学校における防災教育の充実、防災に関する教材（副読本）の充実を図る。特に、水害・土砂災害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努める。

ウ　職員に対する防災教育

防災業務に従事する職員に対して、防災上必要な知識及び技能の向上を図るため、町地域防災計画の内容、運用をはじめ、関係法令・実務等に関する研修会等を実施する。

エ　企業における防災教育

従業員の防災意識の向上を図るため、企業の事業継続計画（BCP）に関する社内研修や防災教育等の実施に努める。

(2) 防災広報

関係機関は、住民に対し、ラジオ、テレビ、新聞等を通じ、また、広報パンフレット等を作成、配布、地域の祭りやスポーツのイベントに防災のコーナーを設けるなどあらゆる機会を捉え、積極的な普及啓発を行い、防災意識の高揚を図る。

(3) 防災ボランティア活動のための環境整備・連携体制の強化

ア　町は、災害発生時に町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行う。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

イ　防災ボランティアに対し、身近な地域において自治体や他の団体との連携、災害時だけでなく平時の減災のプログラムへの積極的な参画等、身近な地域社会と力を合わせて減災を図る取組みを日常的に進めることの重要性を訴える。

ウ　町及び県は、災害時（ウでは復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、ボランティアの自主性を尊重しつつ、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及び NPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や、防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

エ　町及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

オ　町及び県は、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築し、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。

カ　町は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する町社会福祉協議会との役割分担等を定めるよう努める。特に災害ボランティアセンターの設置予定場所は、町と町社会福祉協議会の間における協定において定める。

(4) 防災週間等における啓発事業の実施

町、県、防災関係機関においては、防災週間等の予防運動実施時期を中心として、住民に対する啓発活動を実施し、水防、土砂災害・雪崩災害・二次災害防止・大規模広域避難に関する総合的な知識の普及に努め、防災意識の高揚を図る。

各種の予防運動実施時期

・防災とボランティア週間（１月 15 日～21 日）
・防災とボランティアの日（１月 17 日）
・春季全国火災予防運動期間（３月１日～７日）
・建築物防災週間（３月１日～７日、８月 30 日～９月５日）
・山火事予防運動月間（３月１日～31 日）
・水防月間（５月１日～31 日）
・山地災害防止キャンペーン（５月 20 日～６月 30 日）
・がけ崩れ防災週間（６月１日～７日）
・土砂災害防止月間（６月１日～30 日）
・危険物安全週間（６月第２週）
・火薬類危害予防週間（６月 10 日～16 日）
・河川水難事故防止週間（７月１日～７日）
・道路防災週間（８月 25 日～31 日）
・防災週間（８月 30 日～９月５日）
・防災の日（９月１日）
・救急の日（９月９日）
・救急医療週間（９月９日を含む１週間）
・国際防災の日（10 月の第２水曜日）
・高圧ガス保安活動促進週間（10 月 23 日～29 日）
・秋季全国火災予防運動期間（11 月９日～15 日）
・雪崩防災週間（12 月１日～７日）

第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化

１　方針

自然災害やますます多様化する事故災害等に対処するためには、防災関係機関と地域住民による自主防災組織とが一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動、災害復旧を行うことが必要である。

また、災害が発生したときの被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域特性を知り、地域の防災力を高めておくことが必要であり、この地域防災力の向上の要となるのが住民等の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

この住民の隣保共同の精神に基づく、地域住民主体による自主防災組織及び大規模災害時に被害が生ずる危険性を有する施設の関係者による自主的な防災組織の結成促進と活動の活性化が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実を図るなど、消防団の充実・活性化に努める。

２　町実施機関

総務部

３　実施内容

(1) 自主防災組織の活動

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア　平常時の活動

（ア）防災知識の普及

（イ）防災訓練の実施

（ウ）火気使用設備器具等の点検

（エ）防災用資機材等の整備

（オ）要配慮者の把握

イ　災害時の活動

（ア）災害情報の収集及び伝達

（イ）初期消火等の実施

（ウ）救助・救急の実施及び協力

（エ）避難誘導の実施

（オ）炊き出し、救助物資の配布に対する協力

（カ）要配慮者の支援

(2) 自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化

ア　町は、住民に対し自主防災組織の必要性を十分周知し、町内会単位を中心とした地域住民による自主防災組織の設置促進・育成強化・活動活性化を推進し、消防団と自主防災組織や防災士等の多様な主体との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図る。その際、実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促す。

イ　町は、研修の実施等による自主防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備や防災士の資格取得の奨励等を行うなどにより、組織の強化を促し、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。

ウ　町は、平常時は自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時においては、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図る。

エ　町は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安全と安心を守る役割を担っている消防団員の積極的な指導を得て、自主防災組織の設置・育成・活動活性化を進める。

オ　町及び県は、各地域において、自主防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

(3) 消防団の充実・強化

県は、消防団等のニーズを把握し、それを踏まえて消防学校におけるカリキュラムの充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる町や消防団を対象として、研修会や出前講座を開催するなど、その活動を支援する。

第４項　企業防災の促進

１　方針

災害により生産活動や流通が停止すると、広域的に経済活動へ影響が生じるなど、大きな負のインパクトを与える懸念がある。さらに、中長期的には、生産の海外移転により雇用等に大きな影響を生じる可能性もある。このため、企業・組織の事業継続や供給網の管理など、企業防災の促進を図る。

２　町実施機関

総務部、産業建設部

３　実施内容

ア　大規模な災害の危険性を有する施設の管理者は、自主的に事業所の防災活動を行うための組織を整備する。

イ　企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。また、自ら提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

ウ　ライフライン事業者は、災害時の施設機能の確保策を講じるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等に取り組む。

エ　町、県及び各業界の民間団体は、企業防災に資する情報の提供等を進めるとともに、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図る。また、町及び県は、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

オ　町及び県は、企業を地域コミュニティの一員として捉え、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うとともに、防災協力協定の積極的な締結に努める。

カ　町及び県は、企業防災への取組みに資する情報提供等の推進、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

キ　町及び商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

ク　町及び県は、あらかじめ商工会等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努める。

ケ　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画の作成、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について町長に報告する。

コ　浸水想定区域内に位置する大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努め、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について町長に報告する。

第５項　住民及び事業者の地区防災活動の推進

１　方針

各地区の特性に応じてコミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を町地域防災計画に定め、「自助」、「共助」の精神に基づく自発的な防災活動を推進し、地域における防災力を高める。

２　町実施機関

総務部

３　実施内容

ア　町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

イ　町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

ウ　町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

第６項　災害教訓の伝承

１　方針

災害によって引き起こされる被害を最小限にするためには、過去に発生した災害において培われた防災に関する知恵や経験等を確実に後世に伝えることが重要である。

このため、町及び県では、過去の大災害の資料等を提供するなど、災害教訓の伝承を図る。

２　町実施機関

総務部

３　実施内容

ア　町及び県は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化（災害を通じて人間が培ってきた学問、技術、教育等）を風化させないよう確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の情報により公開に努める。また、防災教育等を通じて、災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝え、二度と同じことが繰り返されないよう防災意識の向上に努める。

イ　住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。町及び県は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が自主防災活動として災害教訓を伝承する取組みを積極的に支援する。

第７節　要配慮者の安全確保計画

１　方針

乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊婦、外国人等の要配慮者について、その状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、要配慮者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法、特性に配慮した適切な情報提供、避難誘導、避難施設等の整備・把握に努める。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援のための協力体制の確立を図り、防災施設等を整備するとともに、防災拠点スペースを設置するなど、要配慮者向けの避難先である福祉避難所を確保する。

社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者に対する体制を整備するとともに、災害時に適切な避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

２　町実施機関

総務部、健康福祉部

３　実施内容

(1) 要配慮者等の把握、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画等

ア　町は、災害の発生に備え、要配慮者に対する援護が適切に行われるように、要配慮者の次のような詳細情報を、地域包括支援センターの活用等により、日頃から把握しておく。

（ア）居住地、自宅の電話番号

（イ）家族構成

（ウ）保健福祉サービスの提供状況

（エ）外国語による情報提供の必要性

（オ）視覚・聴覚に障害のある人への適切な情報提供の必要性

（カ）近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法（迅速かつ確実に安否確認を行うため、複数の安否確認の方法を整備する。）

イ　要配慮者及びその家族は、災害時に要配慮者の安否を連絡できるよう、町役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、要配慮者の近隣の住民は、日頃から可能な限り要配慮者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

(2) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

町は、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等が適切に行われるよう避難行動要支援者名簿を作成するとともに個別避難計画の作成を推進する。

避難行動要支援者名簿は、消防機関、所管警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人の同意により、同名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制に整備、避難訓練の実施等の一層を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

個別避難計画の作成にあたっては、町総務部や健康福祉部など関係部局連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地区等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するように努める。

作成した個別避難計画については、避難行動要支援者名簿と同様に個別避難計画を提供するとともに、情報漏えい防止等必要な措置を講じる。

ア　避難行動要支援者名簿に記載する避難行動要支援者に関する事項は次のとおりとする。

（ア）氏名

（イ）生年月日

（ウ）性別

（エ）住所又は居所

（オ）電話番号その他の連絡先

（カ）避難支援等を必要とする事由

（キ）前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

イ　避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲

町内に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者であって、下記に掲載された者とする。ただし、施設に入所している者や病院に長期入院している者、また、家族の協力支援により避難できる者は除くものとする。

（ア）満 65 歳以上の一人暮らしの者又は満 65 歳以上のみの世帯の者

（イ）要介護状態区分が要介護３～５に該当する者

（ウ）身体障害者手帳１・２級（総合等級）の第１種を所持する身体障害者

（エ）療育手帳Ａを所持する知的障害者

（オ）精神障害者保健福祉手帳の１級を所持する者

（カ）難病患者災害時要配慮者リスト（美作保健所）に該当する者

（キ）上記以外で町長が特に必要があると認めた者

ウ　個別避難計画に記載する事項は次のとおりとする。

（ア）避難行動要支援者

（イ）避難支援者等関係者となる者

（ウ）緊急避難場所（避難所を兼ねる場合あり）

（エ）避難経路

（オ）避難時の携行品

エ　名簿及び個別避難計画の更新に関する事項

毎年 10 月１日を基準日とし、前年度登録者の死亡等の異動を把握し、更新するものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供

町は、避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供する。その際、避難行動要支援者等の氏名や住所、連絡先、要介護状態の区分や障害支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、個人情報保護を講じるものとする。

ア　避難支援等関係者となる者

（ア）消防組合

（イ）県警察

（ウ）民生委員・児童委員

（エ）自主防災組織

（オ）児童委員

（カ）社会福祉協議会

（キ）消防団

イ　名簿及び個別避難計画の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置

（ア）町は、避難支援等関係者となる者の中から選任依頼し、各地区の関係部分が掲載された名簿及び個別避難計画を提供する。

（イ）町は、避難支援等関係者に対し、災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明するものとする。

（ウ）町は、避難支援等関係者に対し、災害時の避難行動の目的以外の利用や複製を禁じるよう要請するものとする。

（エ）町は、名簿及び個別避難計画を更新し、避難支援等関係者に対し名簿及び個別避難計画を提供する際には、必ず古い名簿及び個別避難計画を回収又は削除を要請するものとする

(4) 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

町は、高齢者等避難の発令など「自主避難の呼びかけ」等の情報は避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難に当たっての重要な情報のため、避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるよう、防災行政無線や広報車に加え、緊急速報メールを活用するなど複数の手段を組み合わせ、情報伝達を行うものとする。その発令や伝達に当たっては次の事項に配慮するものとする。

ア　高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ　同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ　高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで流すこと。

(5) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援を行うに当たっては、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。

町は、避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮して、支援に当たるものとする。

(6) その他、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び利用に関して必要な事項

ア　不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供

現に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要があるときは、災害対策基本法に基づき、その同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に名簿情報等を提供できるものとする。

イ　不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の提供先

自衛隊の部隊や他の自治体からの応援部隊など、他地域から避難等支援が受けられる場合は、それらの者にも情報を提供できるものとする。

ウ　不同意者を含む避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の情報漏えいの防止

町は、平常時から名簿等を保有していない者に対し、名簿等を提供した場合は、名簿情報の廃棄・返却等情報漏えいの防止のため必要な措置を講じるものとする。

(7) 福祉避難所等の確保

県は、町が行う福祉避難所の確保に協力するものとし、必要な場合は、社会福祉施設等の関係団体と協力協定の締結等を行う。

町は、平常時から一般の指定避難所では生活することが困難な障害者等の要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行うものとする。

その際、町は、小・中学校や公民館等の指定避難所に介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した地域における身近な福祉避難所や、老人福祉施設や障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる地域における拠点的な福祉避難所の指定を行うものとする。また、難病のある人に対しては、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努めるものとする。

さらに、町は、福祉避難所の指定に当たっては、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設整備や物資・器材の備蓄や業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を、要配慮者を含む地域住民に周知するように努めるものとする。

なお、被災した子どもに関しては、被災による生活環境の悪化に起因した心身への影響が軽減されるよう、応急的な居場所の設置に努める。

（福祉避難所の施設整備の例）

- 段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
- 通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
- 情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

（福祉避難所の物資・器材の確保の例）

・　介護用品、衛生用品
・　飲料水、要援護者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
・　医薬品、薬剤
・　洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
・　車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(8) 避難行動要支援者の避難誘導体制の整備

町は、福祉関係部局、自主防災組織、福祉関係者等との連携の下、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な個別計画の整備に努める。

また、町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

(9) 防災知識の普及

ア　町は、県と協力して、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知を行うとともに、社会福祉施設等において適切な防災教育が行われるよう指導する。

イ　町は、社会福祉協議会等と連携をとりながら、災害時における要配慮者の在宅生活の安全を確保するため、本人をはじめ、家族、障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発や福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。

また、地域で生活する外国人に対しては、外国語の防災パンフレットの配布を行うなど、防災知識の普及に当たっては、外国人にも配慮する。

防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できることに配慮する。

ウ　社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は施設職員や入所者等に対し、防災教育を実施する。

エ　要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくものとする。

(10) 災害広報及び情報提供

県は、災害に関する情報を必要に応じて外国語に翻訳し、県の Web サイト等を通じて広報するとともに、町へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。

(11) 生活の支援等

ア　町は、災害時において、要配慮者に対する福祉避難所等に係る情報提供や支援等が迅速かつ的確に行われるよう、次の事項を含む避難計画を作成する。

（ア）要配慮者に係る情報伝達、安否確認、避難誘導並びに必要な支援の内容に関する事項

（イ）ボランティア等生活支援のための人材確保に関する事項

（ウ）要配慮者の特性等に応じた情報提供に関する事項

（エ）外国人の特性に応じた言語や生活習慣への対応に関する事項

（オ）柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対する当該食料の確保・提供に関する事項

（カ）指定避難所・居宅等への必要な資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）の設置・配布に関する事項

（キ）避難所・居宅等への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談等に関する事項

（ク）避難所・在宅等の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関への避難等を要する者についての当該施設への受入要請に関する事項

イ　住民は、自治会、町内会、民生委員・児童委員、地域の国際交流団体等の活動を通じて、要配慮者を支援できる地域社会の醸成に努める。

住民は、日頃から社会福祉施設等で積極的にボランティアとして活動する等要配慮者の生活についての知識の習得に努める。

ウ　社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

エ　浸水想定区域や土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、水害や土砂災害が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施する。なお、町及び県は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努め、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(12) 連絡体制等の整備

社会福祉施設等においては、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに施設が被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第８節　防災対策の整備・推進

第１項　防災に関する調査研究及び研究開発の推進

第１　調査研究体制及び研究開発の確立

台風や大雨等の自然災害は、広範な分野にわたる複雑な現象で、かつ、地域的特性を有している。また、火災や爆発等の事故災害は施設の実態に大きく関係する。

これらの防災に関する調査研究は、関係機関の密接な連携のもとに、地域の特性や施設の実態等を考慮して実施することにより、地域防災計画の効率的推進を図る。

また、平常時から自然情報、社会情報、防災情報等防災関連情報の収集、蓄積に努め、総合的な防災情報を網羅したマップの作成等による災害危険性の周知等に活かす。

なお、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努めるとともに、収集した情報を的確に分析整理するため、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努める。

第２　重点を置くべき調査研究事項

１　危険地域の実態把握

法による災害危険地域の指定を受けた地域の現地調査を実施するとともに、その他の危険地域についてもその実態を把握する。

(1) 水害危険地域（内水氾濫等浸水地域）の把握
(2) 地すべり危険地域の把握
(3) 急傾斜地崩壊危険地域の把握
(4) 雪崩危険地域の把握
(5) 火災危険地域の把握
(6) 土砂災害警戒区域の把握
(7) その他災害危険地域の把握

２　危険地域の被害想定

県は、災害時において、迅速・的確な災害対策が実施できるよう県内の各地域について、関係機関等と共同して実態調査を行い、その結果及び過去に受けた災害状況から被害想定を行うとともに、実態の変化に即した適切な見直しを行う。

また、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判断する技術者の養成及び事前登録などの活用のための施策等を推進する。

第３　防災研究成果の活用

国等で実施した防災に関する研究成果等をも踏まえ、防災対策の向上を図る施策を実施するとともに、町等防災関係機関及び関係者に周知し、防災体制の充実強化を図る。

また、住民等の防災対策の向上に有効な研究成果については、積極的に啓発を図る。

第２項　緊急物資等の確保計画

１　物資の備蓄

町は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、県を通じて広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようには実施できないという認識に立って、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）と市町村で備蓄される量を勘案し不足が懸念される物資や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年に１回、広く住民に公表する。

２　物資の調達・供給活動

町及び県は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、国の新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ）を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。

また、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。避難所における感染症拡大防止に必要な物資をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

３　体制の整備

町及び県は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難場所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、物資拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

町及び県は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（Ｂ－ＰＬＯ）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

また、災害の規模等に鑑み、町が被災し、自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

町及び県は、状況に応じて人員の派遣等を行いながら、あらかじめ指定された緊急輸送ネットワークの中から、県は広域物資輸送拠点を、町は地域内輸送拠点を速やかに開設するとともに、民間事業者との災害時連携協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

４　被災地支援に関する知識の普及

町及び県は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第３項　公共用地等の有効活用

１　町及び県は、避難場所、避難施設、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地・国有財産の有効活用を図る。

２　町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

第４項　被災者等への的確な情報伝達活動

１　町及び県は、被災者等に対して、必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努めるとともに、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。

２　町及び県は、報道機関及びポータルサイト運営事業者の協力を得て、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等の活用や、Ｌアラート（災害情報共有システム）を通じた情報発信による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。また、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

３　町及び県は、要配慮者、災害により孤立する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人、都市部における帰宅困難者等情報が入手困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

4　町及び県は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

5　町、県及び放送事業者等は、気象、水位等風水害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時も含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。

6　町、県及びライフライン事業者は、Ｌアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

7　町及び県は、障害の種類及び程度に応じて、障害者が、防災・防犯情報の取得や円滑な意思疎通による緊急の通報を迅速・確実に行うことができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。

第３章　災害応急対策計画

第１節　防災組織・防災体制

第１　防災組織・防災体制

防災関係機関は、災害の発生防御及び拡大防止について、迅速かつ実効ある措置を実施するための体制について定め、防災関係機関の相互の連絡体制を確立し、的確な災害応急活動を行う。

１　町の防災組織と防災体制

町内に災害が発生し、又は発生のおそれがある場合で、町長が必要と認めるときは、災害対策基本法の規定により町本部を設置し、災害発生のおそれが解消し、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、これを廃止する。

また、非常体制に至るまでの体制としては、気象又は事故災害等の状況に応じて、注意体制、警戒体制、非常体制に区分し対処することとして、非常参集体制の整備、活動マニュアルの作成等防災活動に即応できるよう定める。

(1) 注意体制（初動配備）

地方気象台から気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）に基づく注意報等が発表されたとき、又は大規模な事故災害の発生するおそれのあるときは、「注意体制（初動配備）」で、主として情報収集及び連絡活動を行い、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。

(2) 警戒体制（第１次非常配備）

気象業務法に基づく警報が出された状態で災害が発生するおそれがあるとき、又は重大な事故災害が発生したとき、「警戒体制（第１次非常配備）」で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急措置を実施するとともに、状況によりさらに上位の体制に迅速に移行し得る体制とする。

(3) 警戒体制（第２次非常配備）

上記警戒体制（第１次非常配備）時において、町域が台風の進路予報円内に入ったとき、又は集中豪雨が予測されたときなどに、「警戒体制（第２次非常配備）」で、情報収集、連絡活動、災害予防及び災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い直ちに非常体制に切り替え得る体制とする。

(4) 非常体制（第３次非常配備）

町域に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防活動、災害救助、その他緊急措置及び災害応急復旧等を実施するための防災活動業務を開始する必要があるとき、勝央町災害対策本部条例（昭和 41 年条例第６号）及び勝央町災害発生時の職員初動マニュアル等に基づいて、町本部を設置して対応する体制とする。

ア　町本部の設置

町本部は、次の状況下で、町に大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に設置する。

（ア）町内に暴風、大雨、洪水の警報・特別警報が発表されたとき。

（イ）警報発表の有無に関わらず、局地的な豪雨等により現に災害が発生したとき。

（ウ）豪雪による災害が発生し、又は発生が予測されるとき。

（エ）町内に大規模な火災又は爆発が発生したとき。

（オ）町内に有害物質等直接大規模な災害を誘発する物質の大量の放出、又は多数の者の被災等を伴う列車、航空機等の事故その他重大な事故が発生したとき。

イ　町本部の運営方法等

町本部の運営方法、体制、勤務時間外における職員の動員方法は、勝央町災害対策本部条例の定めるところによる。

ウ　関係機関との連絡調整

町本部は、県本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行うとともに、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連絡調整等を図る。また、町本部が、災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために県、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備に努める。町災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関、登録被災者援護協力団体並びにNPO・ボランティア等及び各種団体の代表者等に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

(5) 非常時における職務代理者

町長に事故がある場合の職務代理者は次のとおりとする。

第１位　副町長

第２位　教育長

第３位　総務部総括参事

(6)　感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の分散化

感染症の流行時には、災害対策本部機能を分散化しながら、情報共有体制を整備するなど、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえた対応を行う。

第２　防災組織計画

１　防災体制の種類と基準

災害発生が予測される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、町がとるべき体制は、注意体制、警戒体制及び非常体制（災害対策本部設置）とし、次の基準によるものとする。

(1) とるべき体制の時期及び内容

種別		時期	内容
注意体制	初動配備	1　町域に対し、注意報等が発表されたとき。 2　河川水位が水防団待機水位に達し、なお上昇を認めるとき。 3　その他、町域に災害が発生するおそれがあるとき。	1　特に関係がある部署において、必要人員を配置し、主として情報収集及び連絡活動を行い、必要に応じて情報連絡員を待機させる。 2　状況により、次の体制の配置に迅速に移行できる体制を整える。
警戒体制	第１次非常配備	1　町域に対し、警報が出された状態で災害が発生するおそれがあり、町長の指示があったとき。 2　局地的豪雨、豪雪、大規模な火災、爆発その他重大な事故が発生したとき。	1　関係部署は、必要人員を配置し（全管理職職員）、必要に応じて情報連絡員を配置につけ、情報収集、連絡活動を実施し、危険箇所等の巡視・警戒に当たる。 2　必要に応じて応急措置を講じ、事態の推移に伴い、防災施設・諸機材を点検し、直ちに次の体制（第２次非常配備）に移行できる体制とする。
	第２次非常配備	上記第１次非常配備に加え、以下の状況のとき。 1　町域が台風の進路予報円内に入ったとき。 2　集中豪雨が予測されるとき。 3　河川水位が氾濫注意水位を超え、さらに上昇するおそれがあるとき。	1　全管理職員、関係部署の職員（主任以上の職員）、情報連絡員は、所定の配置につき、情報収集、連絡活動を実施し、危険箇所等の巡視・警戒に当たる。 2　必要に応じて応急措置を講じ、防災施設・諸機材を点検し、直ちに非常体制（第３次非常配備）に移行できる体制とする。
非常体制	第３次非常配備	1　町域に非常災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、水防法に基づく水防活動、災害救助法に基づく災害救助その他緊急措置及び災害応急復旧その他の災害対策を実施するため、防災活動業務を開始する必要があるとき。	1　町本部を設置し、本部長の指示命令により所掌の防災活動を各部署職員の全員をもって実施する。 2　関係行政機関、公共機関、団体等との連携を密接にし、必要な協力援助を要請する。

※　詳細な配備基準等については「勝央町災害発生時の職員初動マニュアル」に記載するものとする。

(2) 活動の基準

①　注意体制下の活動

注意体制をとった場合は、情報収集機能の確立を図り次の活動を行う。

ア　電話交換、無線、有線の運用－総務部

イ　気象情報の伝達－〃

ウ　情報収集－〃

エ　情報、被害の取りまとめ－〃

オ　被災速報－〃

②　警戒体制下の活動

警戒体制をとった場合は、危険区域に対する巡視警戒活動の確立を図り次の活動を行う。

ア　気象情報の伝達－総務部及び宿日直担当者

イ　情報収集－総務部

ウ　情報、被害の取りまとめ－総務部、産業建設部

エ　災害広報－総務部

オ　危険箇所の巡視－非常配備職員、消防団

カ　応急対策

福祉関係－健康福祉部

農林関係－産業建設部

土木関係－産業建設部

その他－各関係部署

キ　相互連絡、調整

関係各部署及び機関は、相互に連絡、調整を行い、情報の正確と活動の適正を期するものとする。

ク　情勢の検討・・・・・・・・・関係各部署

③　非常体制下の活動

「第３　町本部」に掲げる。

２　配備の要領

(1) 配備の連絡

①　勤務時間中における配備の連絡

ア　総務部総括参事は注意体制をとったときは、関係参事に対して配備決定の指示を行うとともに、庁内放送により、全職員に対して、その旨を連絡する。

イ　総務総括参事は消防団本部に対し、その旨を連絡する。

ウ　対策関係参事は、それぞれの所管する関係事務所等へその旨を連絡する。

②　勤務時間外及び休日における配備の連絡

ア　配備前における連絡

（ア）当直員は、県から配備体制に該当する警報等の通報があった場合には、総務部総括参事及び各関係部署の災害連絡員に連絡する。

（イ）当直員は総務部総括参事の指示により、直ちに、初動関係配備職員（消防団員を含む。）に緊急連絡の措置をとる。

また、消防団幹部団員にあっては所定の場所へ参集するよう連絡する。

（ウ）配備職員は、当直者から招集の通知を受けたときは、直ちに登庁し、登庁した旨を総務部総括参事及び所属参事に連絡するとともに、所定の業務に着手する。

（エ）配備職員は、勤務時間外において、災害が発生し、又は発生のおそれがあることを知ったときは、関係者から連絡、テレビ、ラジオ等に留意するとともに、進んで関係方面へ連絡をとり、所定の配備につくよう努めなければならない。

イ　配備中における連絡

（ア）警戒体制（第１次非常配備）への移行

総務総括参事から警戒体制（第１次非常配備）への移行の指示があったときは、各参事が関係職員（全管理職員）に登庁の連絡をする。

また、消防団にあっては団員に所定の場所へ参集するよう連絡する。

（イ）警戒体制（第２次非常配備）への移行

総務総括参事から警戒体制（第２次非常配備）への移行の指示があったときは、各参事が関係職員（主任以上の職員）に登庁の連絡をする。

（ウ）非常体制（第３次非常配備）への移行

総務部総括参事は、配備参事等に非常体制（第３次非常配備）をとる旨の連絡をする。

各参事は、全職員に連絡をとり、登庁を指示する。

③　連絡方法

ア　電話等確実な方法により連絡する。

イ　特に緊急配備を必要とするときは、庁用自動車により配備職員の所在場所から配備場所へ移行するなどの措置をとる。

(2) 体制の解除

警戒体制の原因となった気象予警報が解除されるなど災害発生のおそれがなくなったとき総務部総括参事は、関係部と協議の上、警戒体制を解除するとともに、関係部署、及び消防団へこの旨を連絡する。

第３　町本部

町長は、町域の全部又は一部に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害予防及び災害応急対策を実施するために必要であると認めるときは非常体制として、町本部を設置する。

１　町本部の設置又は廃止

(1) 設置の基準

町本部の設置については、概ね次の基準とする。

①　風、大雨、洪水の警報が発表され、大規模な災害の発生が予測されるとき。

②　警報発表の有無に関わらず、災害が発生し、又は、発生のおそれがあり、特に災害応急対策を実施する必要があるとき。

③　町に大規模な火災、爆発その他重大な災害が発生し必要と認めるとき。

④　町域に有害物質、放射性物質等大規模な災害を誘発する物質が大量放出されたとき。

⑤　多数の死傷者を伴う列車、自動車等の事故、その他重大な事故が発生し必要と認めたとき。

⑥　その他災害救助法による救助を適用する災害が発生し、必要と認めるとき。

(2) 廃止の基準

予測した災害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策が概ね完了したと認めるとき。

(3) 設置又は廃止の公表

町本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに、岡山県美作県民局及び関係機関に通報する。

２　町本部の任務

(1) 災害に関する情報の収集及び伝達に関すること。

(2) 災害対策の連絡調整に関すること。

(3) 水防、その他災害の応急対策に関すること。

(4) 災害救助、その他の民生安定に関すること。

(5) 施設及び設備の応急の復旧に関すること。

(6) その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関すること。

３　町本部の組織

勝央町災害対策本部組織表

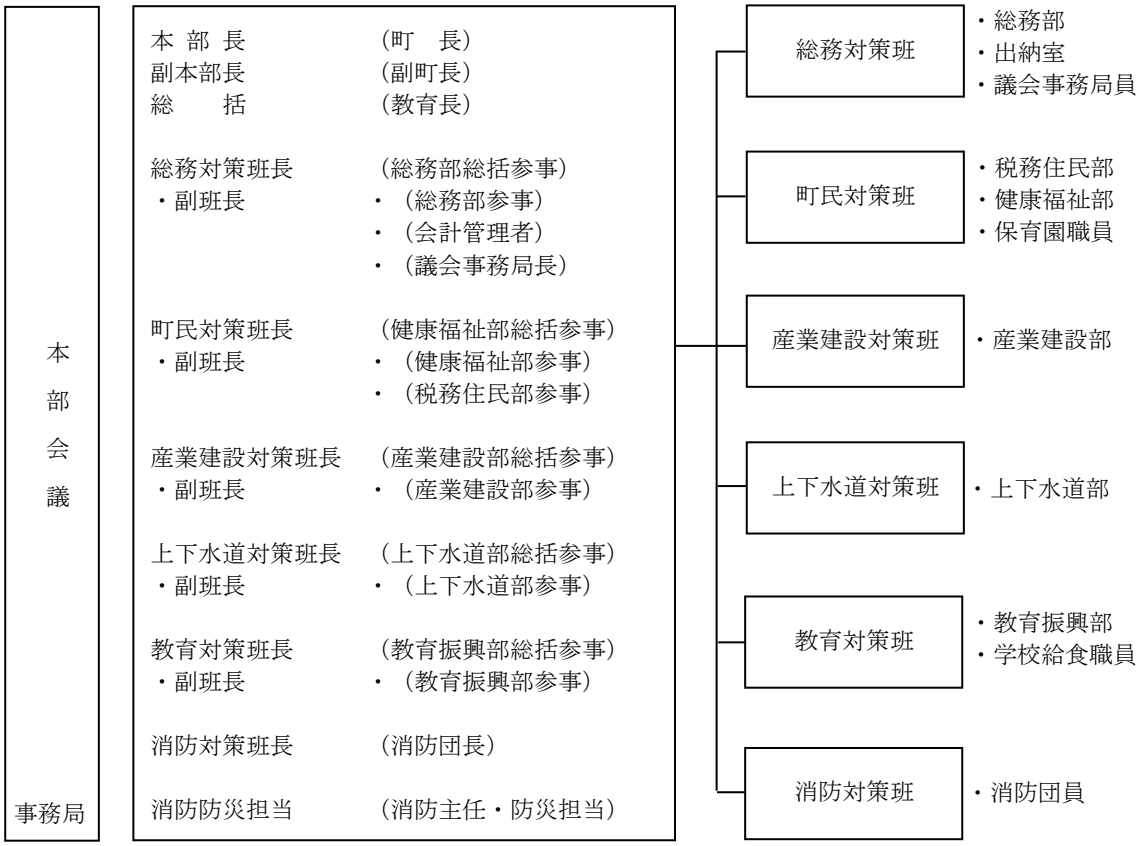

４　班の編成及び所掌事務

勝央町災害対策本部所管分掌表

班	分　　掌　　事　　務
総務対策班	・本部会議の設置（廃止）及び運営に関すること。 ・指令伝達に関すること。 ・要員の招集及び配置に関すること。 ・車両の配車調整及び燃料の確保に関すること。 ・災害視察・見舞いに関すること。 ・災害応急及び復旧の予算措置に関すること。 ・災害関係資料の浄書に関すること。 ・町有財産の被害調査及び復旧に関すること。 ・災害情報の受領、伝達及び及び災害広報に関すること。 ・災害情報、報告その他情報収集総合調査に関すること。 ・自衛隊の派遣要請及び受入準備に関すること。 ・災害応急対策に関する協力団体の編成及び活動計画に関すること。 ・消防及び水防活動に関すること。 ・避難情報の発令等避難支援に関すること。 ・公安警備に関すること。 ・県及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・応援要請全般に関すること。 ・復興計画に関すること。 ・災害対策全般の調整に関すること。 ・本部長、副本部長の秘書に関すること。 ・職員（家族）の安否確認及び被災職員に関すること。 ・本部要員の健康管理、給食等に関すること。 ・庁舎の電気、通信及び水道施設等の保全等庁舎機能の確保に関すること。 ・災害写真等の収集、災害記録等に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・情報管理機器の維持管理、データ管理に関すること。 ・その他他班の所管に属さないこと。
町民対策班	・避難、誘導及び救護に関すること。 ・罹災者の調査応急扶助に関すること。 ・非常炊き出し、物資、食料その他救護物資の調達保管、払出し及び支給に関すること。 ・罹災者の収容管理に関すること。 ・行政区、自主防災組織との連絡調整に関すること。 ・避難所の開設及び運営に関すること。 ・遺体の安置、埋火葬に関すること。 ・災害時のし尿処理・仮設トイレ、生活ごみの処理等防疫、衛生活動に関すること。 ・災害廃棄物処理等その他環境衛生に関すること。 ・災害救助法の適用に関すること。 ・医療班の編成・派遣、救護所の設営、その他被害者の応急救護に関すること。 ・医療用資材の調達、保管及び払出しに関すること。 ・臨時予防接種その他防疫に関すること。

班	分　　掌　　事　　務
	・遺体の捜索及び処理に関すること。 ・町民の相談及び要請に関すること。 ・被災者生活再建支援等に関すること。 ・要配慮者の対応に関すること。 ・義援金品等の受付、保管、配分に関すること。 ・災害ボランティアの受入等に関すること。 ・避難行動要支援者の安否確認及び避難支援に関すること。 ・被災者の心身の健康管理に関すること。 ・保育園児の安全確認及び避難誘導、援助又は収容に関すること。 ・福祉避難所の開設・運営に関すること。 ・ペット救護対策に関すること。
産業建設対策班	・農林産物の災害予防及び被害の調査に関すること。 ・農産物等の被害の応急技術指導及び処理に関すること。 ・農業共済に関すること。 ・商工関係の被害調査及び応急措置に関すること。 ・河川の水位、雨量の情報収集等観測記録に関すること。 ・農地、農林施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・道路、河川、橋りょう等公共土木施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・応急仮設住宅の建設及び建設作業の指導監督に関すること。 ・緊急輸送路等交通の確保及び緊急通行車両に関すること。 ・被災宅地（被災建築物）危険度判定に関すること。 ・帰宅困難者対策に関すること。 ・輸送計画に基づいた、車両の確保及びヘリコプター離着陸場の開設等に関すること。 ・地すべり、がけ崩れ等の災害時の調査及び災害応急対策に関すること。
上下水道対策班	・応急飲料水の確保・給水及び衛生確保対策に関すること。 ・上下水道施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
教育対策班	・学校、公民館その他教育施設の被害の調査及び応急処理に関すること。 ・応急教育対策の策定及び実施に関すること。 ・学校等における応急、救護及び保健衛生に関すること。 ・児童及び生徒の被害状況の調査に関すること。 ・児童・生徒の安全確認及び避難誘導、援助又は収容に関すること。 ・避難者の受入等に関すること。
消防対策班	・水防その他災害の警戒、防御及び応急対策に関すること。 ・罹災者の避難誘導、救出に関すること。 ・火災時の消火活動に関すること。
各班共通事項	・所管施設の被害状況報告に関すること。 ・所管施設の避難状況の取りまとめ及び報告に関すること。 ・所管施設の防災管理及び施設管理者との連絡調整に関すること。 ・所管施設の避難所の開設及び管理、避難者の収容に関すること。 ・所属課関連の災害記録に関すること。 ・班職員の動員、配備等に関すること。 ・本部長等の指示、要請にしたがい、各班の応援に関すること。

５　町本部会議

町本部長は、町本部の運営並びに災害対策の推進に関し協議するため、町本部を設置したとき及びその後必要の都度、町本部会議を招集し、庁舎２階大会議室で行う。

なお、感染症対策に十分配慮した環境の整備に心がけることとする。

(1) 町本部会議は、町本部長、町副本部長、総括及び町本部員（参事）をもって構成する。

(2) 町本部会議の協議事項は、概ね次のとおりとする。

① 町本部体制の配備及び廃止に関すること。

② 重要な災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う対策の基本方針に関すること。

③ 自衛隊の災害派遣要請の要求に関すること。

④ 災害対策の重要な連絡又は、総合調整に関すること。

６　町本部室の設置と運営

(1) 町本部室の設置

町本部が設置されたときは、町本部会議の庶務、町本部の総括的業務を処理するために町本部室を置く。

町本部室は町本部長が設置し、その運営管理は総務対策班が担当する。

(2) 幹部の常駐

町本部長は、必要と認めるときは、町副本部長、総括又は町本部員の中から指名して、町本部室に常駐させる。

(3) 町本部連絡員の配備

各参事は災害の種類に応じて町本部連絡員を指名し、町本部室に出向かせ、災害情報の把握整理各班に対する連絡、通報、部外防災関係機関との連絡調整等の活動に当たらせる。

(4) 防災関係機関は必要に応じ、情報連絡員を町本部室に派遣する。

第４　複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、町本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。町本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

第２節　防災活動

第１　予報及び警報等

１　方針

災害の発生が予測される場合又は災害が発生した場合に、災害予防活動又は応急活動が万全になされるよう気象台等から発表される予報及び警報等の発表方法、基準等について定めるものとする。

２　町実施機関

総務対策班

３　実施内容

(1) 予報及び警報等の対象地域並びに種別

災害に際し、防災対策の実施のため、防災関係機関及び住民に伝達すべき予報及び警報等の対象区域並びに種別は、次のとおりである。

ア　予報及び警報等の対象区域

（ア）細分区域

（府県予報区）	（一次細分区域）	（二次細分区域）
岡山県	南部	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町、備前市、赤磐市、和気町、倉敷市、総社市、早島町、笠岡市、井原市、浅口市、矢掛町、里庄町、高梁市
	北部	真庭市、新庄村、津山市、新見市、鏡野町、美咲町、久米南町、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

（イ）注意報・警報の標題に付加する細分区域名

発表官署	標題に付加する細分区域名
岡山地方気象台	南部、北部、各市町村

（ウ）岡山県細分区域内に含まれる市町村

警報や注意報が発表された場合のテレビやラジオによる放送などでは、市町村をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

放送等に用いられる市町村をまとめた地域の名称

岡山県	南部	岡山地域	岡山市、玉野市、瀬戸内市、吉備中央町
		倉敷地域	倉敷市、総社市、早島町
		井笠地域	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
		東備地域	備前市、赤磐市、和気町
		高梁地域	高梁市
	北部	津山地域	津山市、鏡野町、美咲町、久米南町
		真庭地域	真庭市、新庄村
		新見地域	新見市
		勝英地域	美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村

イ　気象に関する予報及び警報等の種別

（ア）気象注意報

大雨、洪水、土砂災害等により災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を注意して行う予報である。

大雨注意報、土砂災害注意報は避難行動を確認する警戒レベル２。

（イ）気象警報

大雨、洪水、大雪、土砂災害等により、重大な災害が発生するおそれがあるときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

大雨警報、土砂災害警報は避難に時間を要する人は早めに避難する警戒レベル３。

（ウ）危険警報

大雨、暴風等が異常であり、大雨、洪水、土砂災害等により重大な災害が発生するおそれが大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

大雨危険警報、土砂災害危険警報は危険な場所から全員避難する警戒レベル４。

（エ）特別警報

大雨、暴風等が特に異常であり重大な災害が発生又は発生するおそれが著しく大きいときに、岡山地方気象台がその旨を警告して行う予報である。

大雨特別警報、土砂災害特別警報は、命の危険が迫っているため直ちに安全を確保する警戒レベル５。

（オ）気象防災速報

顕著な現象を速報的に伝える情報で、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等の 「対応や行動が必要な状況であることを伝える簡潔な情報」を補足するもので、「気象防災速報（線状降水帯発生）」、「気象防災速報（線状降水帯直前予測）」等がある。

（カ）気象解説情報

「警報や注意報に先立って現象を予告し、注意を呼びかける」役割をもち、24 時間から 1 週間先まで先に災害に結びつくような激しい現象が発生する可能性のあるときに発表するもので、線状降水帯による大雨発生の可能性が高い場合や台風が発生したとき、もしくは台風が日本に影響を及ぼすおそれがあるか、すでに影響を及ぼしているときに情報を発表する。

（キ）記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間雨量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

（ク）気象防災速報（竜巻注意）

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で気象庁から発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。

（ケ）キキクル（大雨警報の危険度分布）等

種　　類	概　　要
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。２時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等による災害リスク等の再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。 ※「切迫」（黒）：警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布） （大雨ｷｷｸﾙ）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で１km 四方の領域ごとに５段階に色分けして示す情報。１時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布） （大雨ｷｷｸﾙ）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね１km ごとに５段階に色分けして示す情報。３時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時 10 分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル４に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル３に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等による災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。 流域内における雨量分布の実況と 6 時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時 10 分ごとに更新している。

（コ）早期注意情報（警報級の可能性）

５日先までの警報級の現象の可能性が［高］、［中］の２段階で発表される。当日から２日先にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で、３日先から５日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（県南部、北部）で発表される。大雨に関して、［高］又は［中］が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル１である。

(2) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、岡山県と岡山地方気象台から共同で発表される。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣若しくは知事が指定する河川、湖沼又は海岸において、洪水、津波又は高潮による被害の発生が予想されるとき、岡山河川事務所長又は関係県民局長が水防活動を行う必要があると認めて発表するものである。

(4) 火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに岡山地方気象台が岡山県知事に対して通報し、岡山県を通じて町や消防本部に伝達される。

(5) 火災警報

消防法に基づき、町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに発令するものである。

第２　通信連絡

１　方針

災害時における各機関相互の通信連絡は、迅速かつ円滑に行う必要があるので、通信窓口及び連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る方法等について定める。

２　町実施機関

総務対策班

３　実施内容

(1) 通信連絡系統の整備

各機関は、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう有線及び無線を通じた通信連絡系統を整備しておく。

［災害情報相互連絡関連図］

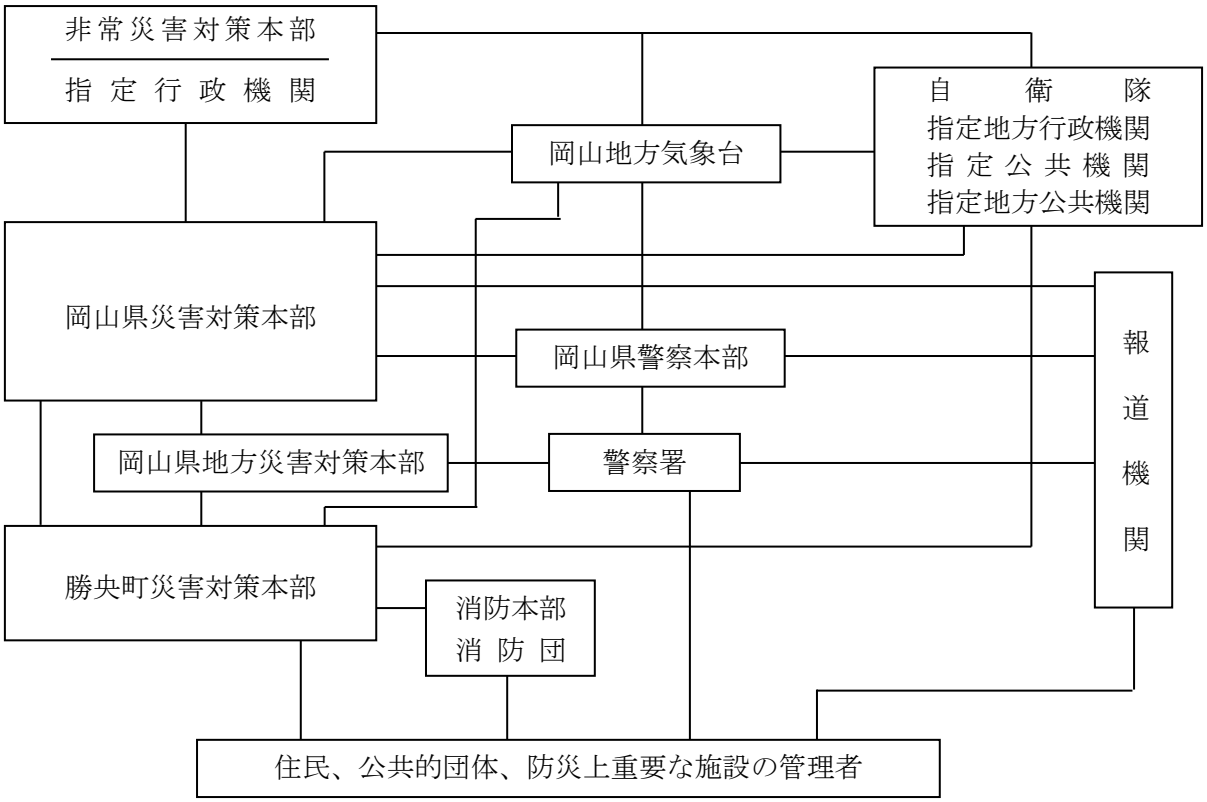

(2) 電話及び電報の優先利用

各機関は、災害時の警報の伝達、必要な通知又は警告等を迅速に行うため、電話及び電報を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用することができる。

ア　一般電話及び携帯電話

（ア）災害時優先電話の承認

各機関は、災害時における非常通信・重要通信の迅速、円滑な実施を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめ NTT 西日本事業所又は NTT ドコモ岡山支店に申請し、承認を受ける。

イ　電報

上記（ア）の災害時優先電話から発信することにより次の電報を優先利用することができる。

（ア）非常電報

天災、事故その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする電報は他の電報に優先して伝送及び配達される。

（イ）緊急電報

非常電報以外の公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする電報は非常電報の次に優先して伝送及び配達される。

ウ　専用電話

災害時の通信連絡を行うに当たり、緊急を要するときは、各機関の所有する専用電話を利用して行う。利用できる施設としては、警察電話、消防電話、水防電話、航空保安電話、海上保安電話、気象電話、鉄軌道電話、電気事業電話があり、その利用方法については、一般電話に準じて行う。

(3) 有線通信途絶時の通信施設の優先利用

各機関は、有線通信が途絶し、利用できないときは、他機関の無線通信施設を利用することができる。この場合の要件としては、内容が急を要するもので、電話又は電報施設及び自己の通信施設の使用が不可能な場合に限られる。

ア　非常通信

（ア）非常通信の通信内容

a　人命の救助に関するもの

b　災害予警報（主要河川の水位に関する通報及び土砂災害警戒情報を含む。）及び災害の状況に関するもの

c　緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの

d　電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 74 条実施の指令その他の指令

e　非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの

f　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの

g　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

h　遭難者救護に関するもの

i　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの

j　鉄道線路、道路、電力施設、電信電話回線の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの

k　中央防災会議、同事務局、地方防災会議、緊急災害対策本部、非常災害対策本部及び災害対策本部相互間に発受する災害救援その他緊急措置に要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの

l　災害救助法第７条及び災害対策基本法第 71 条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの

（イ）非常通信の発受

非常通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、災害対策関係機関からの依頼に応じて発受する。また、無線局の免許人は、災害対策関係機関以外の者から人命の救助に関するもの及び急迫の危険又は緊急措置に関する通報の依頼を受けた場合は、非常無線通信を実施すべきか否かを判断の上、発信する。

（ウ）非常通信の依頼

非常通信は、最寄りの無線局に依頼する。非常通信協議会では、防災行政用無線局が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用することができないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（町と県を結ぶルート）」を策定している。これらのルートによる非常通信を行うに当たっては、あらかじめマニュアル等を作成しておくものとする。

（エ）利用者の心得

非常通信を利用する場合、依頼者は、被依頼者側においてその通信の取扱いが便宜であるよう心がけなければならない。

（オ）移動通信機器及び移動電源車の貸与

災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。

また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

総務省が所有する災害対策用機器

種類	貸与条件等
移動無線機 （簡易無線局等）	機器貸与：無償 新規加入料：不要 基本料・通話料：不要
移動電源車	車両貸与：無償 運用経費：必要

【連絡先】総務省中国総合通信局防災対策推進室
082-222-9711（災害専用電話）

携帯電話事業者等が保有する通信機器

種類	貸与条件等
携帯電話	事業者等の判断による （基本的には、通話料等の経費は使用者が負担）
MCA	同上

イ　放送の依頼

町長及び知事は、緊急を要する場合で、かつ特別の必要があるときは、あらかじめ協議して定めた手続により放送局に災害に関する通知、要請、伝達、警告及び予警報等の放送を依頼することができる。

なお、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令・解除については、岡山県避難情報伝達連絡会規約に基づき依頼するものとする。

(4) 通信施設の応急措置

ア　公衆通信施設

NTT 西日本及び NTT ドコモは、緊急に必要な災害対策機関相互の通信等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。

（ア）アクセス系設備（交換所～各戸を結ぶ設備）の被災については、可搬型無線機及び応急用市内ケーブル等を使用し、回線の応急復旧を図る。なお、大規模広域な被災の場合は、通信衛星を使用するポータブル衛星設備及び衛星携帯電話により通話の提供を行う。

（イ）電力施設被災交換所には、移動電源車又は大容量可搬型電源装置を使用し、復旧を図る。

（ウ）ネットワーク系設備（交換所～交換所を結ぶ設備）の被災については、マイクロ波可搬型無線装置又は応急用光ケーブルにより復旧を図る。

イ　無線通信施設

無線通信施設に故障を生じた場合は、認められた範囲内において通信系統の変更等必要な臨機の措置をとる。

なお、無線中継局の故障は、関係する全施設の通信を不能にするので、速やかに各機関は、応急措置をとる。

ウ　放送施設

（ア）放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の放送系統により臨機に番組を変更し、又は他の番組と切り替え、放送に努める。

（イ）中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

（ウ）演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

第３　情報の収集・伝達

１　方針

気象予警報等の情報、被害状況報告その他災害に関する情報は、防災活動を円滑かつ的確に実施する上で不可欠であるので、災害情報の収集伝達の取扱い等について定める。

２　町実施機関

総務対策班

３　実施内容

町、国、県及び公共機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。

また、町及び県は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。

(1) 情報収集

ア　町及び県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲等、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集する。

なお、町は、情報収集に当たっては、県が保有する気象情報（降水量、雨量情報、短時間降水予測等）及び河川情報（河川水位、降水量、ダム情報等）をリアルタイムで提供している岡山県防災情報システムの活用を図る。

イ　大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機による目視、無人航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うとともに、収集した画像情報について、防災ＩｏＴシステム等を活用し、被害規模の把握を行う。町及び県は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報の官邸及び非常本部等を含む防災関係機関への共有を図る。

(2) 関係機関への連絡

ア　発災直後において、町は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害、火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できたものから直ちに県へ報告する。ただし、通信の途絶等により県に報告できない場合は、消防庁へ報告する（消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合、町は県へ連絡するとともに直接消防庁へも連絡する。）。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無に関わらず、町の区域内で行方不明となった者について県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は都道府県に連絡するものとする。

イ　県は、災害の発生により町が災害の状況等の報告を行うことができなくなった場合や、町において通信手段の途絶等が発生し、被害情報等の報告が十分なされていないと判断する場合等にあっては、情報収集のためのリエゾン（情報連絡員）の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして被害情報等の把握に努める。

ウ　人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行う。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県に連絡を行う。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。また、県は、人的被害の数について広報を行う際には、町等と密接に連携しながら適切に行う。

エ　町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

オ　県は、救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、「災害発生時における死者等の氏名等の公表方針」に基づき、町等と連携の上、安否不明者、行方不明者及び死者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな要救助者の絞り込みに努める。

カ　道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、町は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況とあわせて、相互に情報共有を行う。

　また、町が被災した場合は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努める。

キ　災害対策基本法第 53 条に基づき、県が内閣総理大臣に被害状況等を報告すべき災害は次のとおりである。町が県に報告できず、内閣総理大臣に報告する場合もこれに準じる。

（ア）県において災害対策本部を設置した災害

（イ）災害の状況及び社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる災害

（ウ）（ア）又は（イ）になるおそれのある災害

ク　報告は消防庁を窓口とし、連絡先は次による。なお、この報告は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条に基づく災害報告取扱要領（昭和 45 年４月 10 日付消防防第 246 号）及び火災・災害等即報要領（昭和 59 年 10 月 15 日付消防災第 267 号）により行う消防庁への報告と一体的に行う。

区分 回線別		平日（9:30～18:15） ※応急対策室	左記以外 ※宿直室
NTT回線	電話 FAX	03-5253-7527	03-5253-7777
		03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電話 FAX	（6-72-90-）49013	（6-72-90-）49102
		（6-72-90-）49033	（6-72-90-）49036
地域衛星通信 ネットワーク	電話 FAX	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
		69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領に基づき消防庁へ報告すべき災害は、次のとおりである。

（ア）一般基準

a　災害救助法の適用基準に関するもの

b　町又は県が災害対策本部を設置したもの

c　災害が２県以上にまたがるもので一の県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

d　気象業務法第 13 条の２に規定する大雨に係る特別警報が発表されたもの

e　自衛隊に災害派遣を要請したもの

（イ）個別基準

次の災害については、a の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

a　崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

b　洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

c　強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）社会的影響基準

（ア）一般基準、（イ）個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

ケ　消防本部においては、災害時に 119 番通報が殺到した場合には、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

コ　応急対策活動状況について町は、活動の状況、対策本部の設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町へ連絡する。

４　情報の収集・伝達系統

(1) 一般的な情報

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して、積極的に自らの職員を動員し、又は関係機関の協力を得て、災害応急対策活動を実施するに必要な情報及び被害状況を収集するとともに、速やかに関係機関に伝達を行う。

また、関係者からの問い合わせに対応できるよう人員の配置等の体制を整備する。

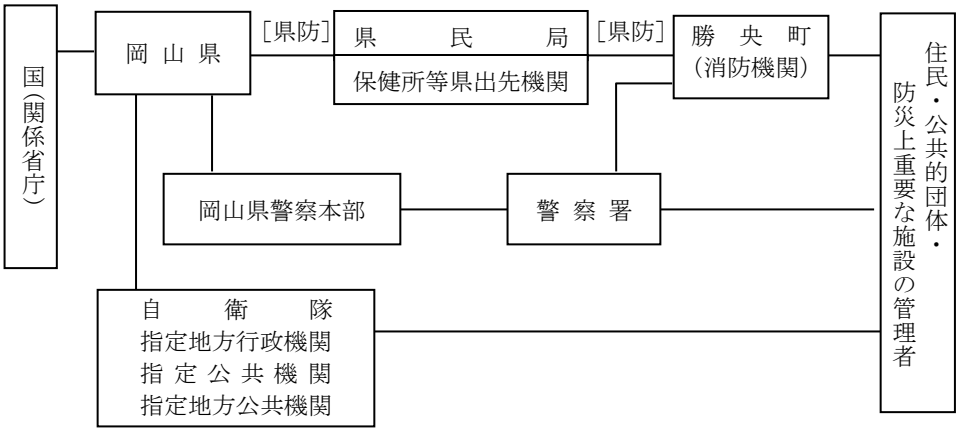

（注）：［県防］は岡山県防災情報ネットワークの略称

(2) 異常気象時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を町長、警察官に通報する。

通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報し、町長は、直ちに関係機関に通報する。

また、町、国及び県は、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

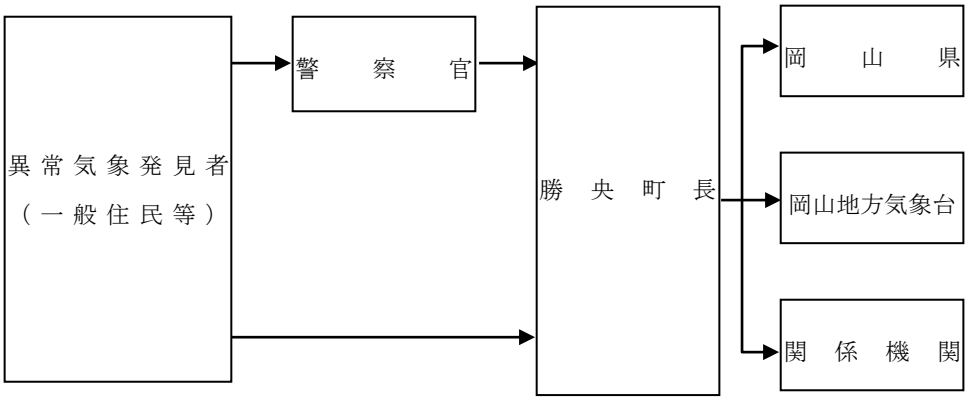

(3) 気象注意報・警報等の伝達

ア　気象注意報・警報等は、迅速かつ的確な伝達が必要であり、具体的にその方法、通報先等を定める。

イ　気象注意報・警報等は、法令又は地域防災計画の定める系統で伝達するとともに、伝達の徹底を図るため申し合わせ等による系統によっても行う。

ウ　気象注意報・警報等の伝達系統は、次のとおりである。

（ア）気象情報・警報等の伝達系統

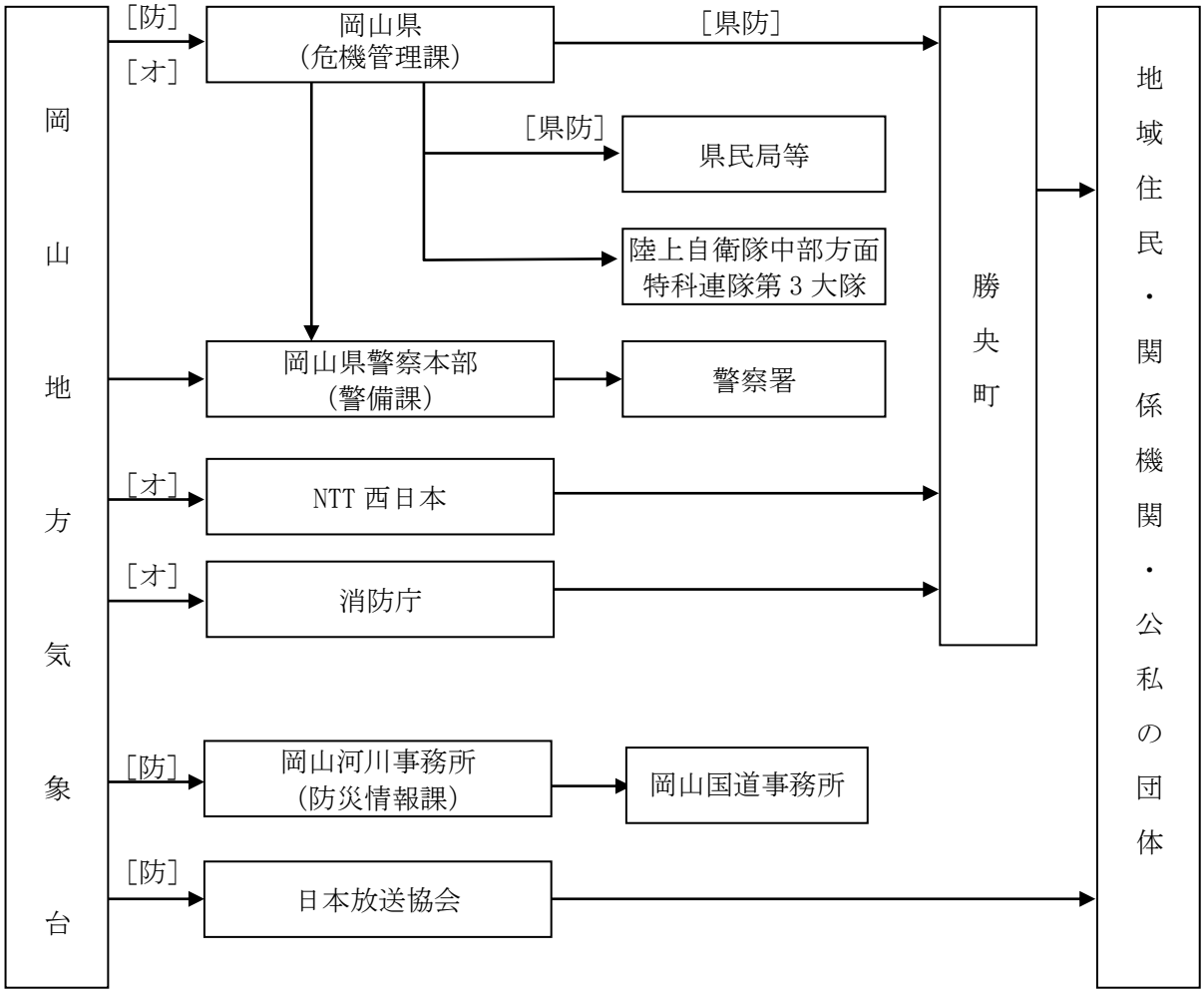

（注）１　実線は法に基づく伝達系統を示し、点線は、申し合わせ等に基づく伝達系を示す。
２　県が町へ伝達する注・警報の種類については、別に定める。
３　NTT 西日本は、警報及び警報の解除のみを伝達する。
４　気象等の情報の伝達は、この伝達系統に準ずる。
５　中部方面特科連隊第 3 大隊へは、警報及び警報の解除（大雪警報及び波浪警報を除く。）のみを伝達する。
６　ＮＨＫ岡山放送局へは、夜間等の代行によりＮＨＫ広島放送局へ伝達する場合がある。
７　〔　〕内は、通知方法を示す。〔防〕防災情報提供システム、〔オ〕オンライン、〔県防〕岡山県防災情報ネットワーク

（イ）河川洪水予報の伝達系統

吉井川及び金剛川洪水予報伝達系統

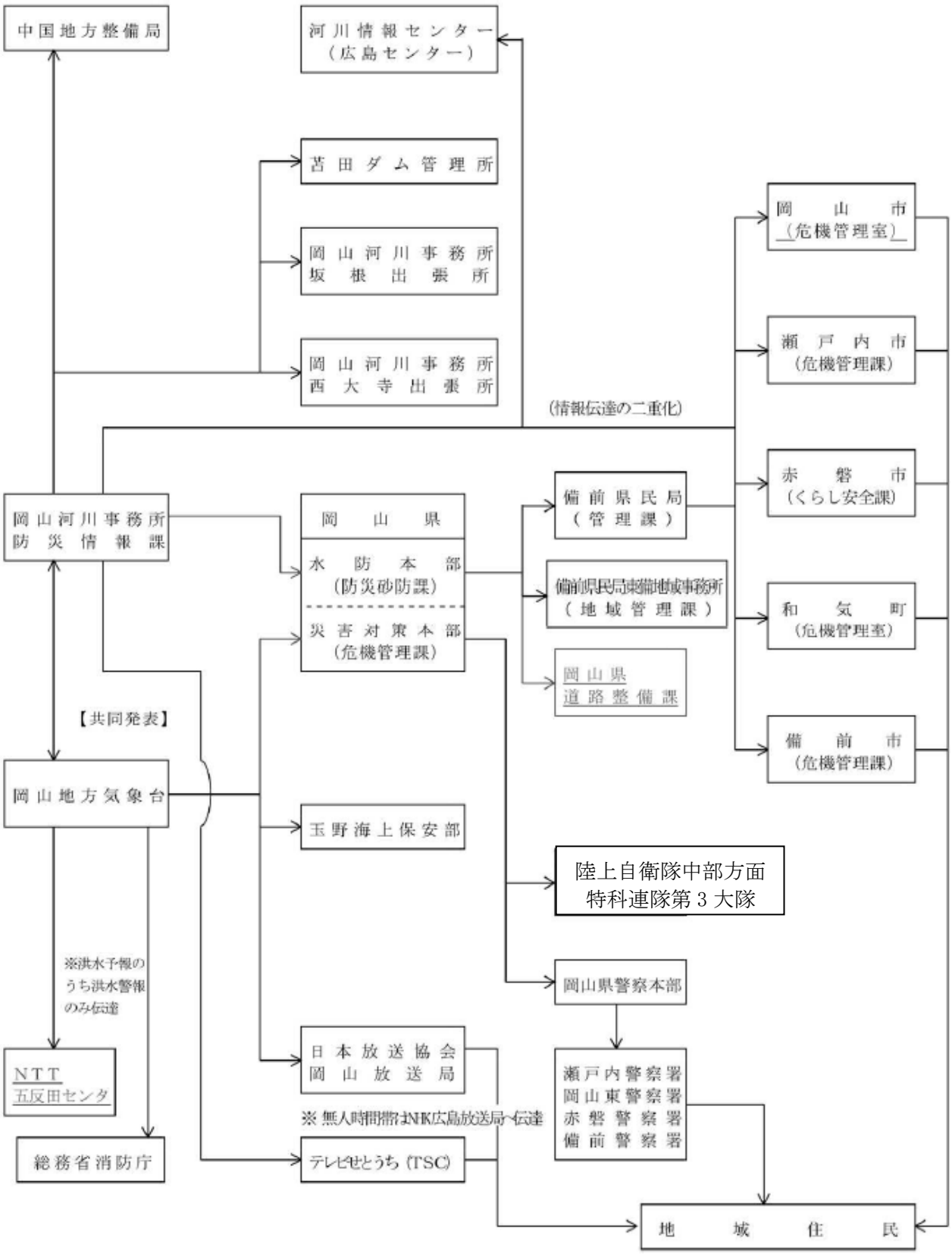

（ウ）土砂災害警戒情報の伝達系統

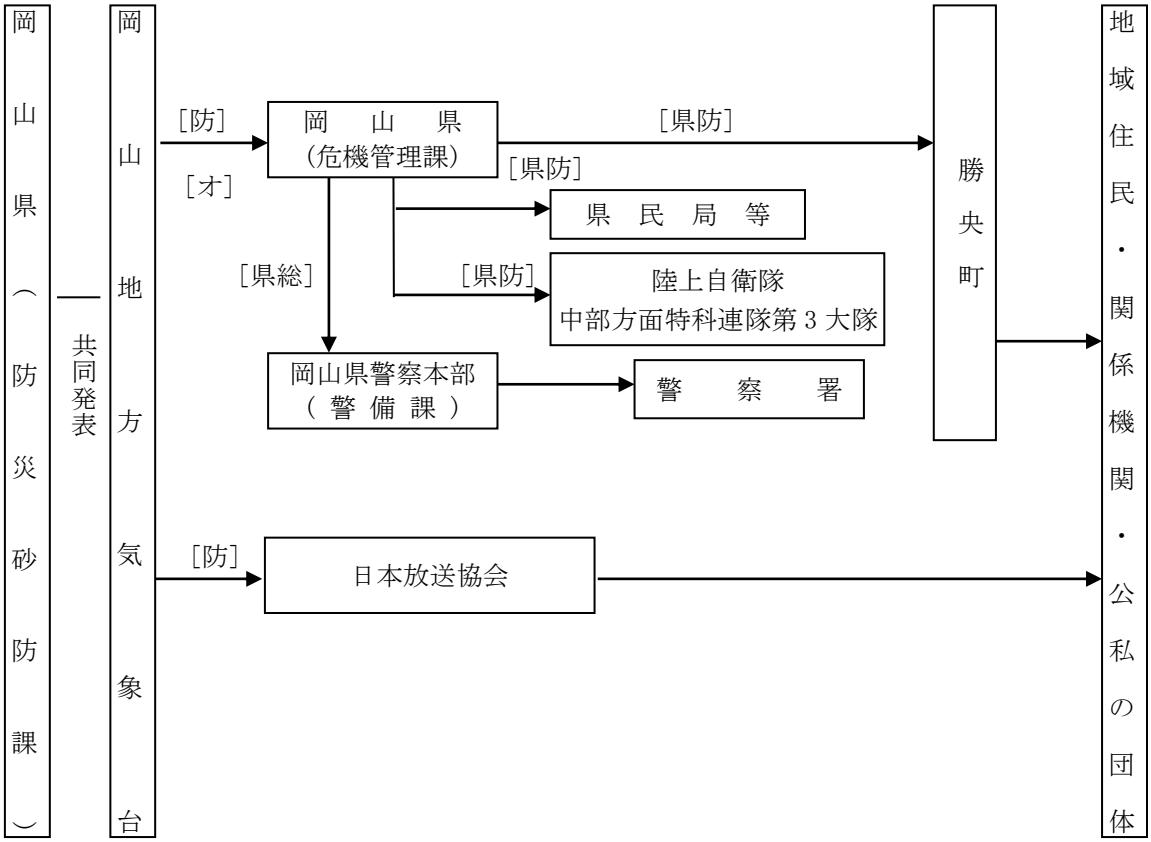

（注）１　点線の伝達系統については、申し合わせ等により実施する。

２　［　］内は、通知方法を示す。［防］防災情報提供システム、［オ］オンライン（アデス）、［県防］岡山県防災情報ネットワーク、［県総］岡山県総合防災情報システム

（エ）水防警報の伝達系統

a　国土交通大臣の発する水防警報

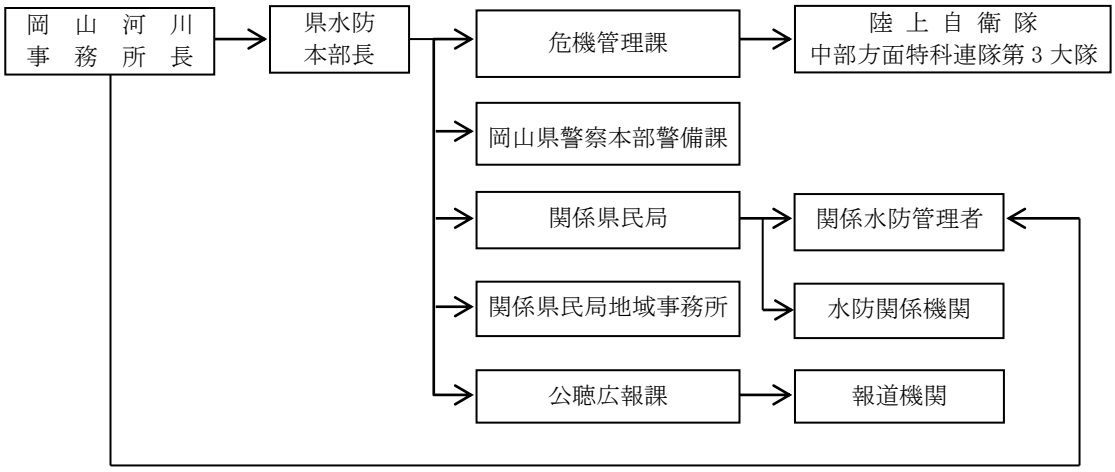

b　知事の発する水防警報

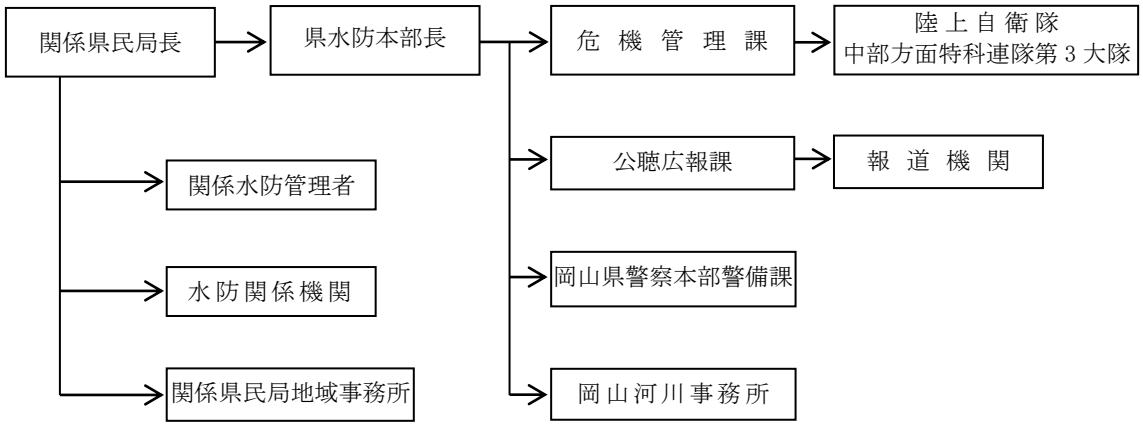

（オ）火災気象通報の伝達系統

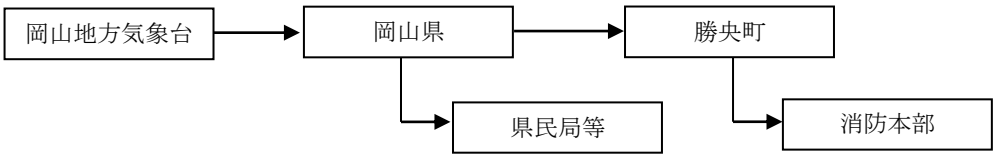

（カ）火災警報の伝達系統

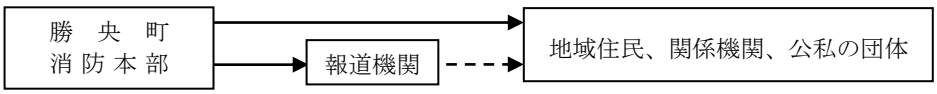

(4) 重要な災害情報伝達

関係機関は、次に掲げるところにより自己の所管する事項について、被害の発生及びその経過に応じ、逐次、岡山県総合防災情報システム、電話等により速やかに伝達を行う。

なお、災害応急対策完了後、速やかに文書により確定報告を行う。

伝達の対象となる被害		伝達内容等
（ア）被害発生状況等 被害、災害対策本部の設置及び応急対策（全般）の概況		様式１－１及び１－２ によること。
（イ）人的被害・住家被害 避難状況・救護所開設状況		様式２によること。 様式３によること。
公共施設被害	（ウ）河川被害 （エ）貯水池・ため池被害 （オ）砂防被害 （カ）治山被害 （キ）道路施設被害 （ク）鉄軌道施設被害 （ケ）電信電話施設被害 （コ）電力施設被害 （サ）ガス施設被害 （シ）水道施設被害 （ス）下水道施設被害 （セ）都市公園等施設被害 （ソ）公営住宅等被害	様式４によること。
その他	（タ）商工関係被害等 商工関係被害 観光関係被害	 様式５によること。 様式６によること。
	（チ）林野火災被害	様式７によること。
	（ツ）社会福祉施設被害	様式８によること。

（注１）確定報告は、被害箇所数、被害額、被害地域名等について各関係機関の定める様式により行う。
（注２）特殊災害については、個別法に規定する様式とする。

ア　伝達系統

災害に関する報告は、次の伝達系統により行う。

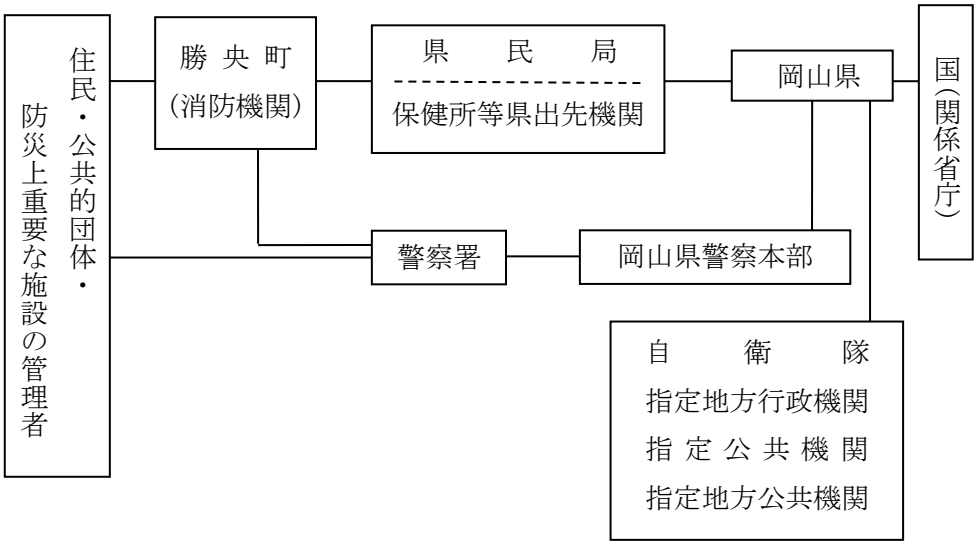

岡山県災害対策本部が設置されるほか、大規模な災害が発生した場合については、次により行う。

なお、町から県に対する報告については、岡山県災害報告規則（昭和 30 年岡山県、岡山県教育委員会規則第２号）の規定により実施し、その他の防災関係機関相互の連絡は、関係法令の定めるところにより行う。

（ア）災害発生状況報告等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・県本部が設置されたとき。 ・町本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	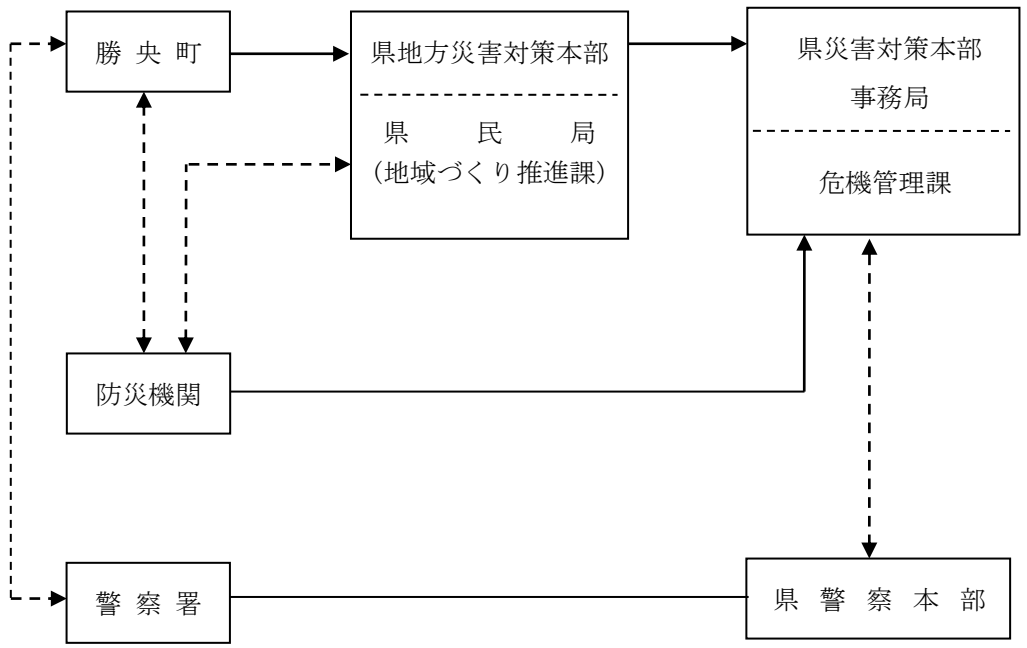 （注）－－－－－－線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。 ※　災害発生状況報告等（災害発生通報及び災害速報）は、原則として、岡山県総合防災情報システムにより報告する。

（イ）人的被害、住家被害等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当したとき。 ・県本部が設置されたとき。 ・町本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	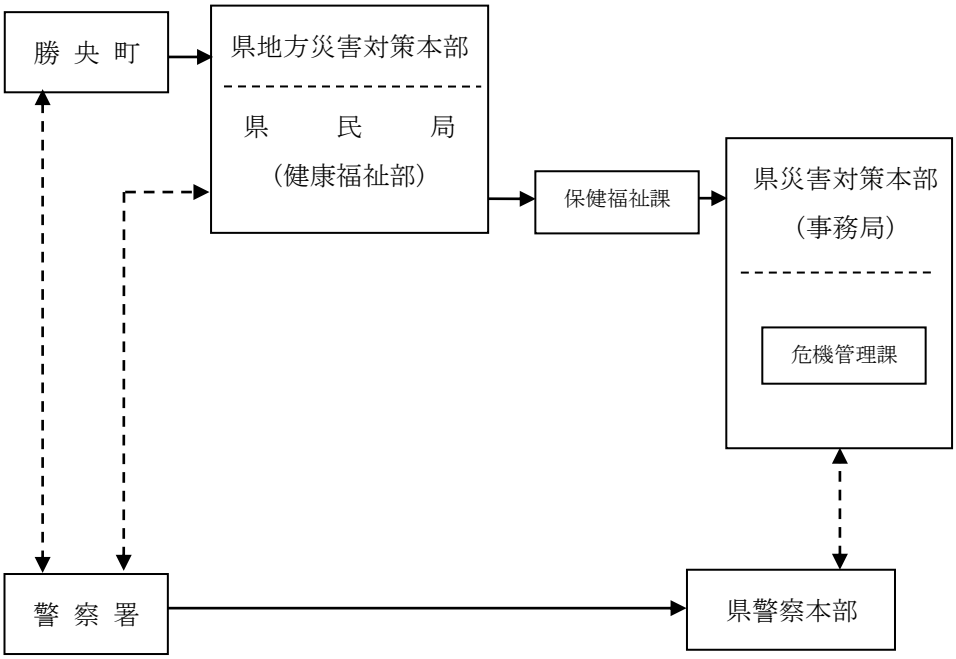 （注）－－－－－－線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

（ウ）河川被害

伝達を要する場合	県本部又は町本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（河川の堤防が破堤又は越水）が発生したとき及び応急復旧したとき。 町にあっては、次に掲げる事項の一に該当したときとする。 ・県本部が設置されたとき。 ・町本部が設置されたとき。 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）に該当する程度の災害が発生したとき。
伝達系統	・一級河川（国管理）について 国土交通省岡山河川事務所 ・一級河川（県管理）について 県地方災害対策本部 県　民　局 地域事務所 →建設部 地域管理課 河川課 監理課 県災害対策本部 （事務局） 危機管理課 ・準用河川等（町管理）について 勝　央　町

（エ）貯水池・ため池被害

報告を要する場合	県本部又は町本部が設置された場合や農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（堰堤本体の決壊による家屋被害又は余水吐若しくはゲートの損壊による家屋浸水）が発生したとき及び応急復旧したとき。 町にあっては、次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・県本部が設置されたとき。 ・町本部が設置されたとき。 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。 ・ため池に被害があったとき。
伝達系統	・県管理の貯水池について 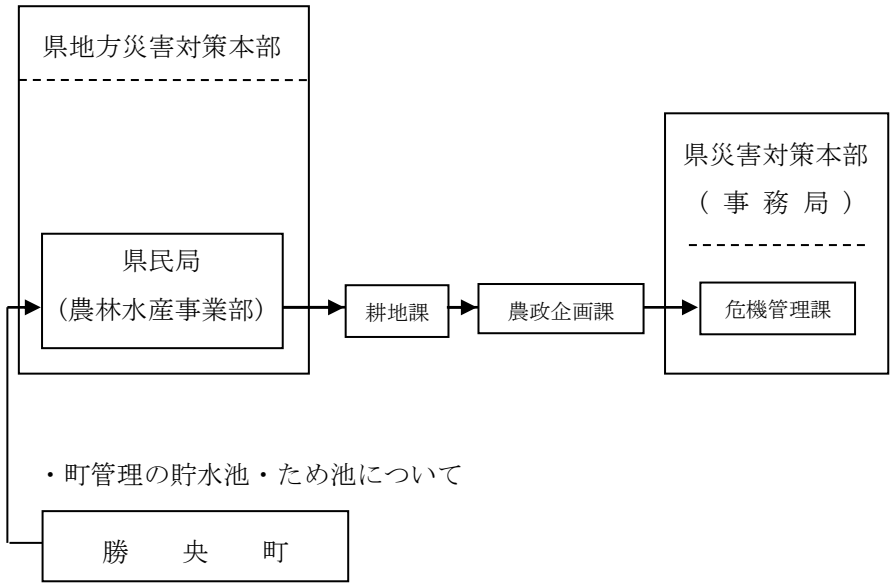 ・町管理の貯水池・ため池について 勝　央　町

（オ）砂防被害

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・県本部が設置された場合で、重大な被害（砂防堰堤の決壊による家屋被害、流路工の決壊による家屋浸水又は地すべり防止施設若しくは急傾斜地崩壊防止施設の決壊による家屋被害）が発生したとき及び応急復旧したとき。 ・急傾斜地の崩壊（崖くずれを含む。）、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共建物に被害があったとき。
伝達系統	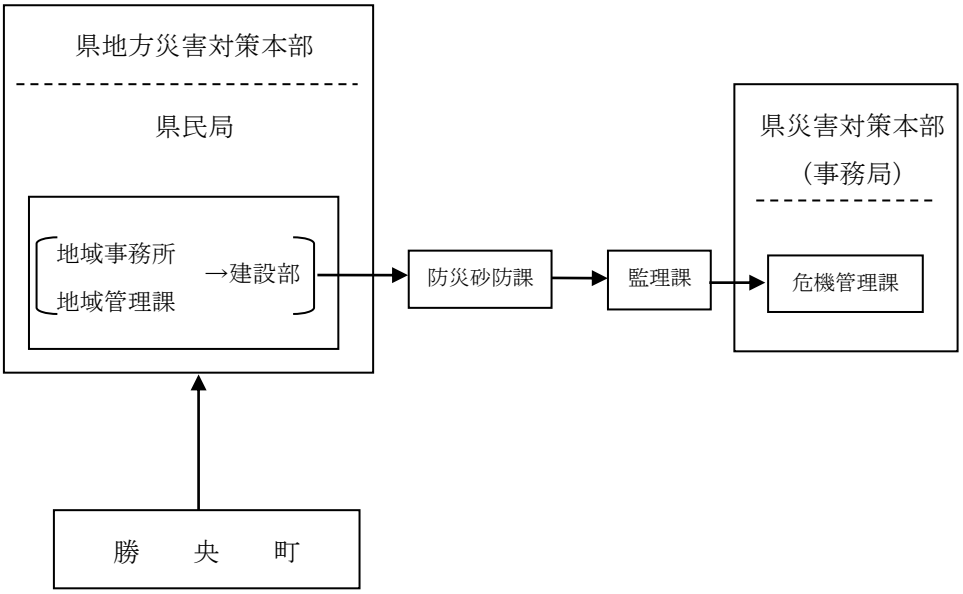

（カ）治山被害

報告を要する場合	県本部又は町本部が設置された場合や公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（林地崩壊、地すべり及び土石流等による災害で、人命、人家、公共施設に被害があったとき。）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	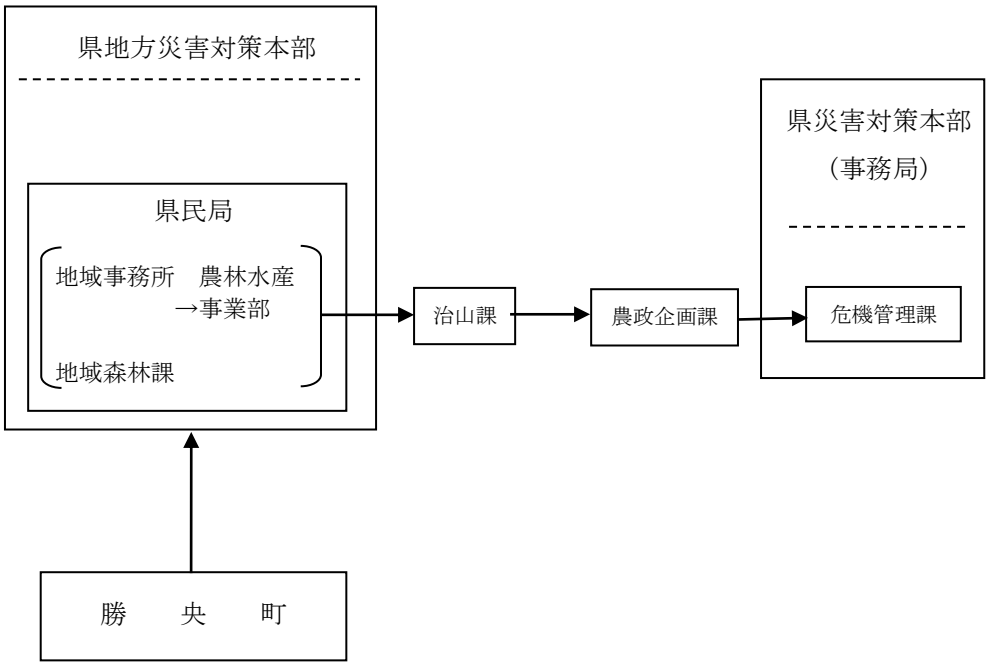

（キ）道路施設被害

報告を要する場合	県本部又は町本部が設置された場合や、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（通行規制を伴う程度のもの）が発生したとき及び応急復旧したとき。 町にあっては、次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・県本部が設置されたとき。 ・町本部が設置されたとき。 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。 ・農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に該当する程度の災害が発生したとき。
伝達系統	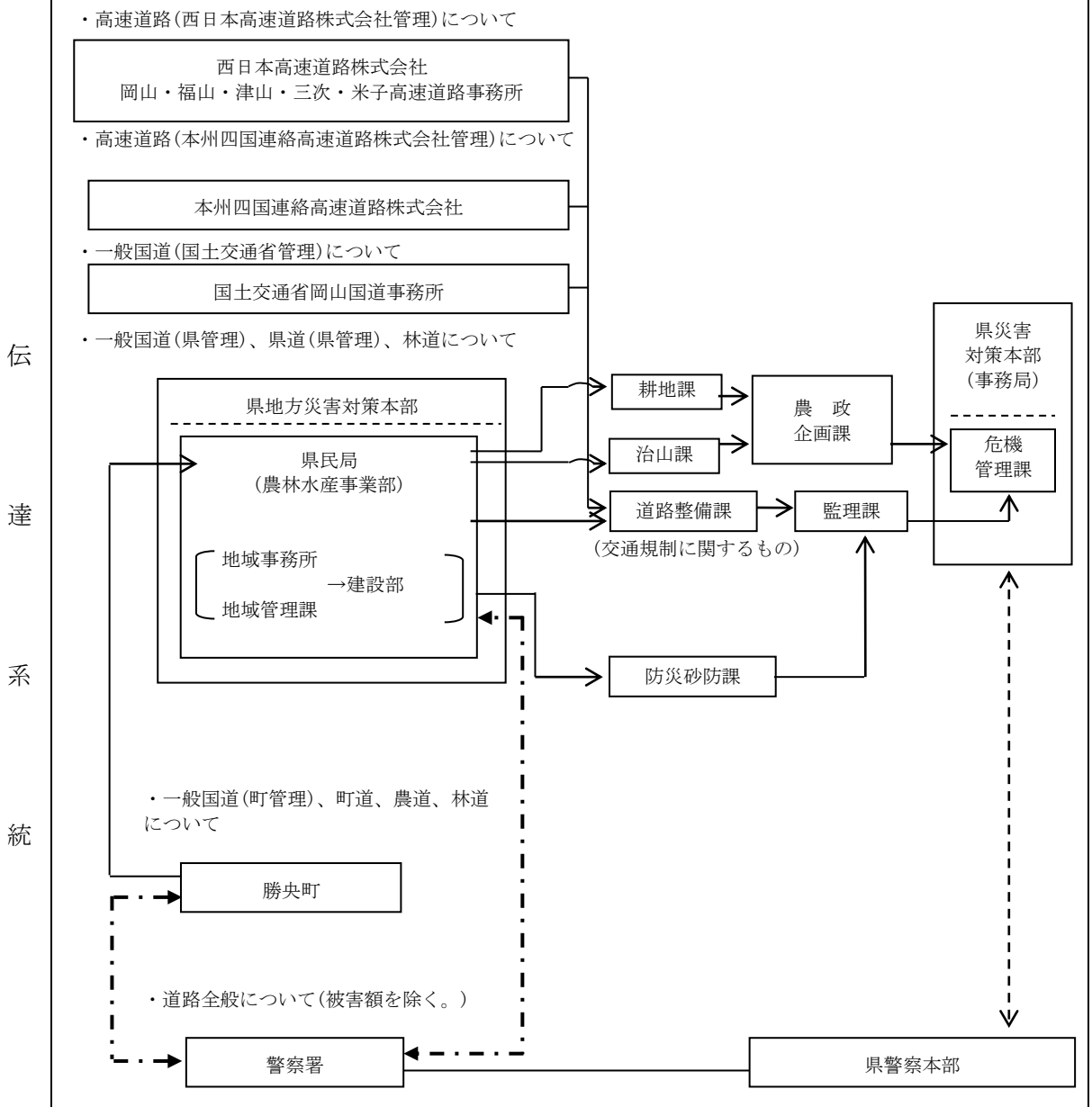 （注１）--------　線部分は、災害時における情報交換の流れを示す。 （注２）－・－・－　線部分は、災害時における交通規制を伴う情報交換の流れを示す。

（ク）鉄軌道施設被害

報告を要する場合	県本部が設置された場合で、重大な被害（不通区間の発生又は運行の停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	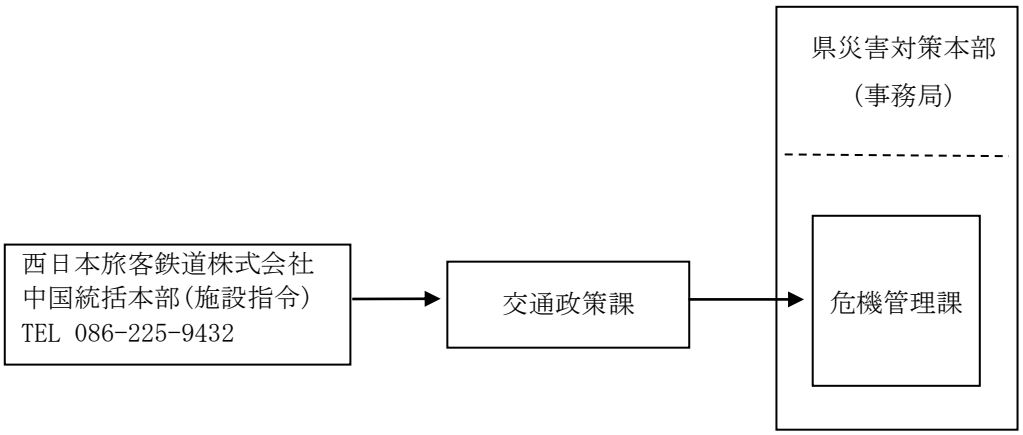

（ケ）電信電話施設被害

報告を要する場合	県本部が設置された場合で、重大な被害（通話不能区域の発生）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	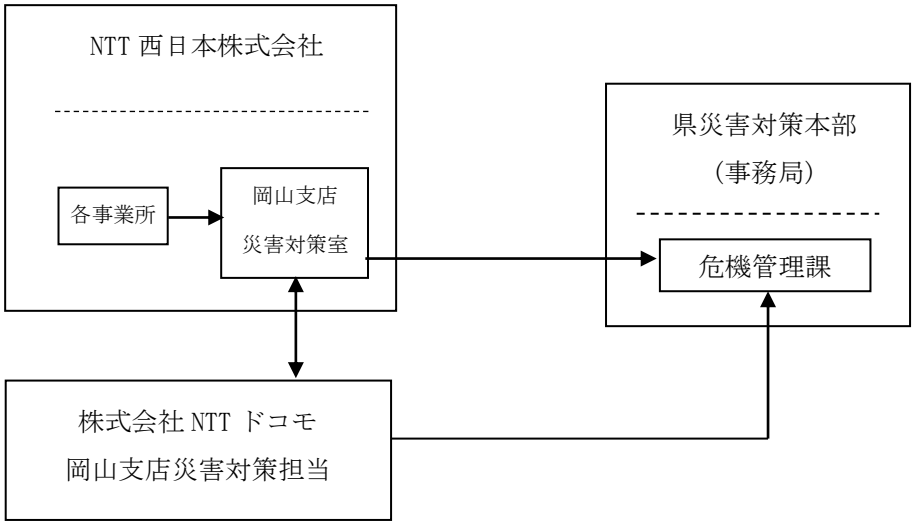

（コ）電力施設被害

報告を要する場合	県本部が設置された場合で、重大な被害（154kv 系１次変電所以上の供給停止）が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	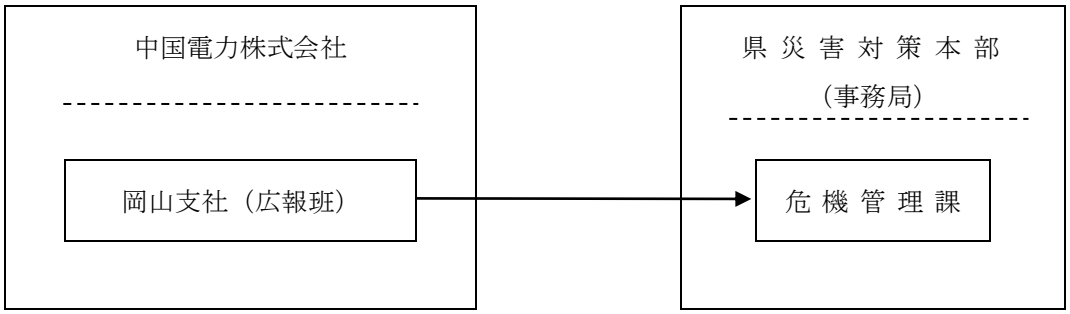

（サ）水道施設被害

報告を要する場合	県本部が設置されたとき。
伝達系統	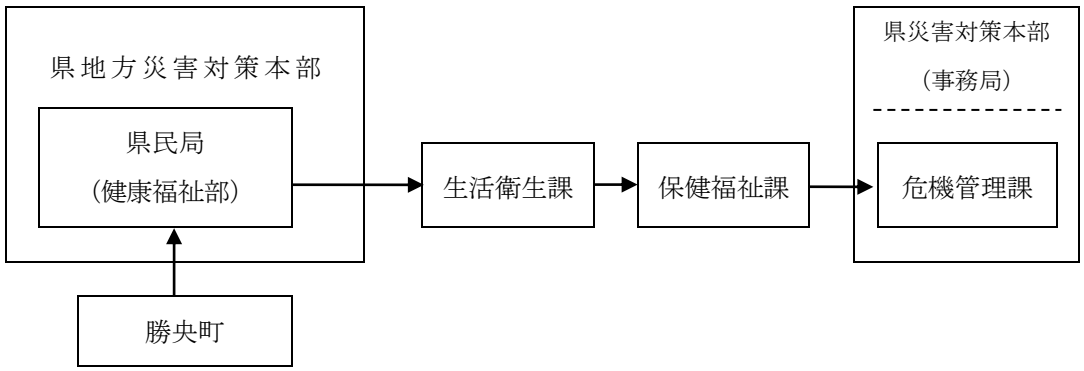

（シ）下水道施設被害

報告を要する場合	県本部又は町本部が設置された場合や公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害（処理場・管路の被害により下水処理が不能）が発生したとき及び応急復旧したとき。 町にあっては、次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・県本部が設置されたとき。 ・町本部が設置されたとき。 ・公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生したとき。
伝達系統	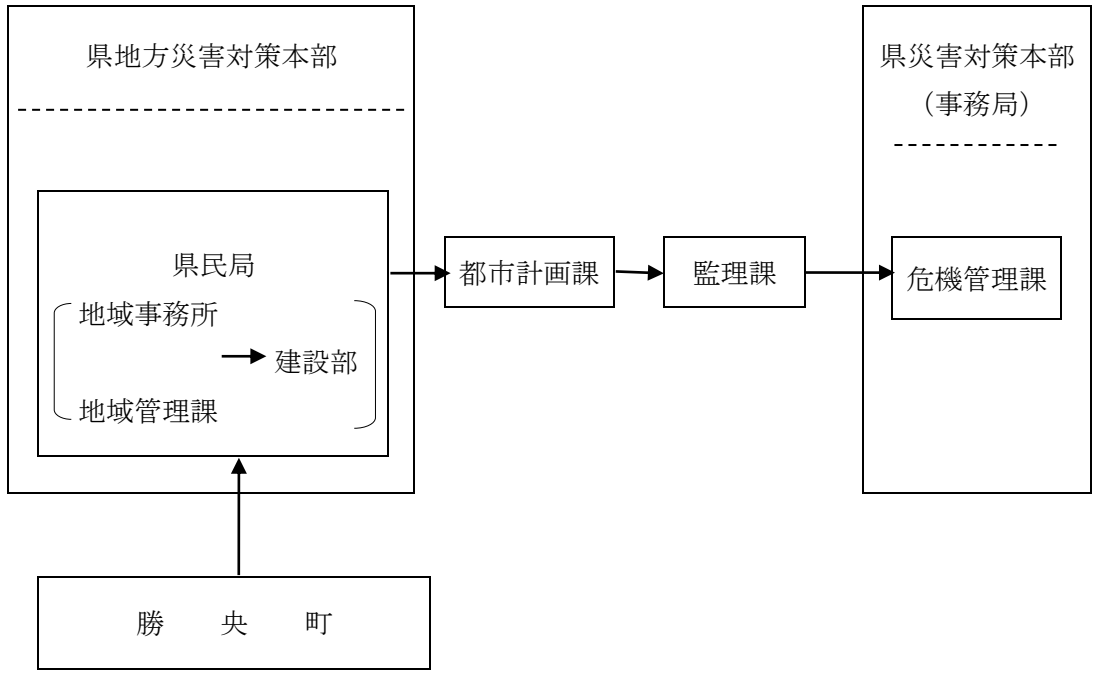

（ス）都市公園等施設被害

報告を要する場合	県本部又は町本部が設置された場合や公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に該当する程度の災害が発生した場合で、重大な被害が発生したとき及び応急復旧したとき。
伝達系統	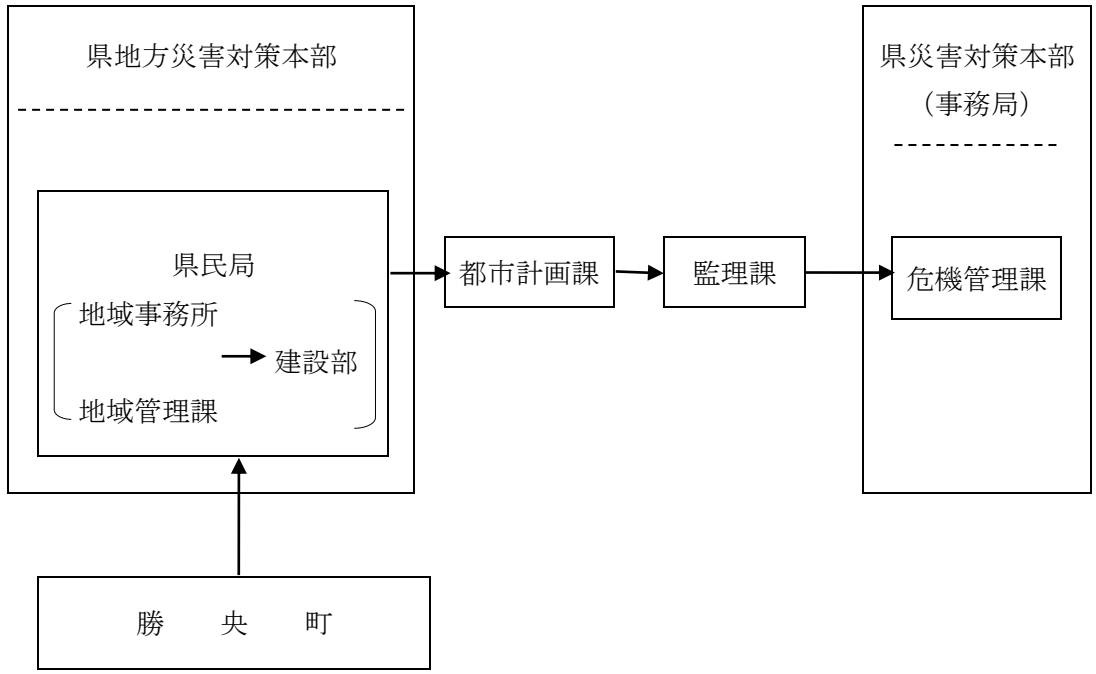

（セ）公営住宅等被害

報告を要する場合	県本部又は町本部が設置された場合で、公営住宅等に被害（滅失、損傷、床上浸水）が生じたとき。
伝達系統	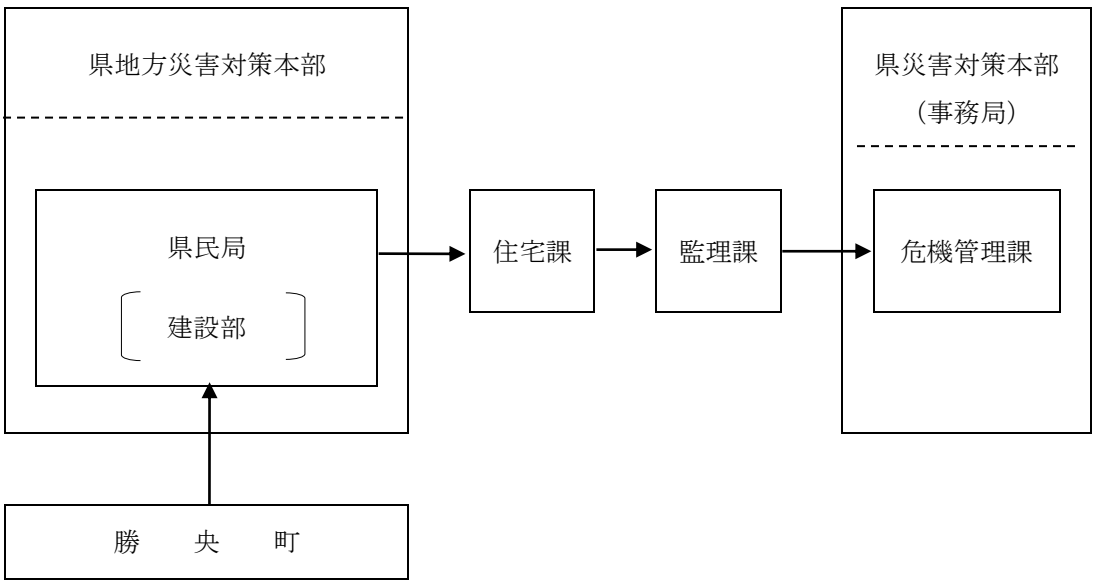

（ソ）商工関係被害等

報告を要する場合	次に掲げる事項の一に該当するとき。 ・県本部が設置されたとき。 ・町本部が設置されたとき。 ・災害救助法適用基準に該当する程度の災害が発生したとき。 ・災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告の必要があると認められるとき。
伝達系統	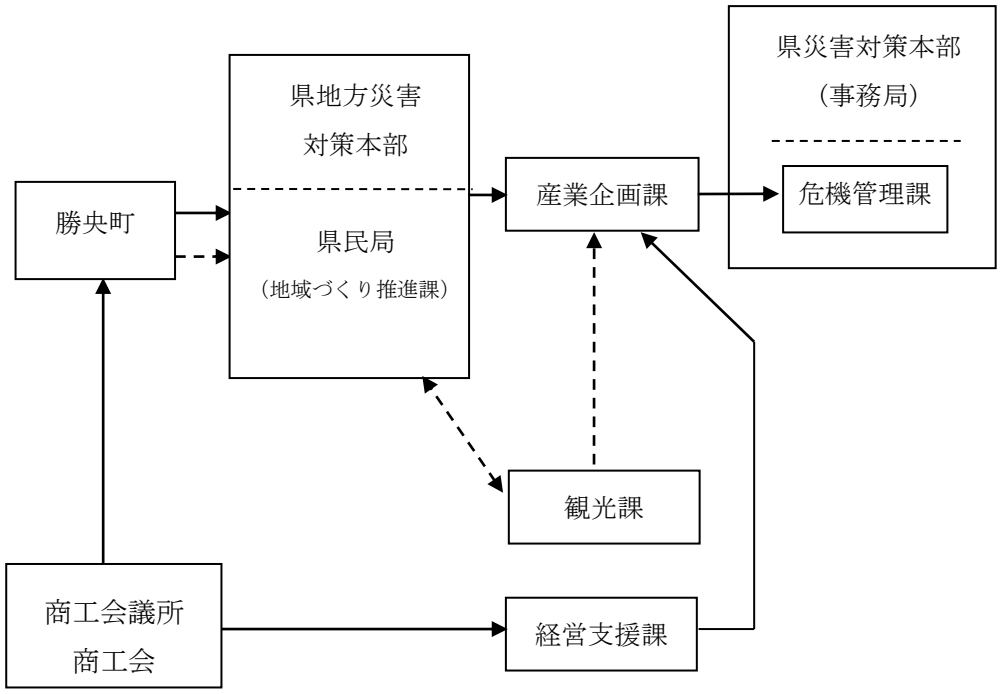 （注）－－－－－－線部分は観光関係被害における情報伝達を示す。

（タ）　林野火災被害

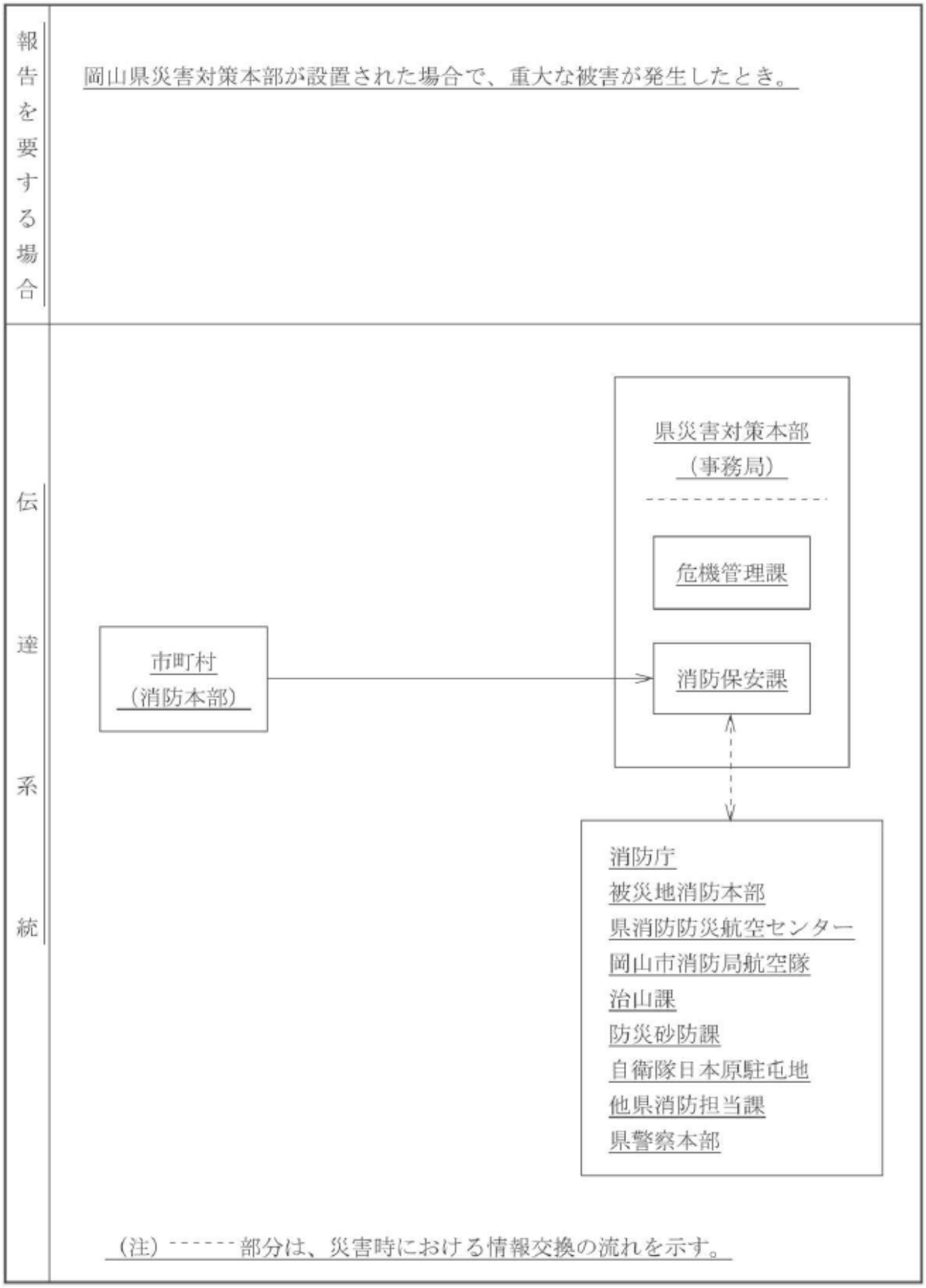
報告を要する場合
岡山県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害が発生したとき。
伝達系統
県災害対策本部
（事務局）
危機管理課
消防保安課
市町村
（消防本部）
消防庁
被災地消防本部
県消防防災航空センター
岡山市消防局航空隊
治山課
防災砂防課
自衛隊日本原駐屯地
他県消防担当課
県警察本部
（注）------部分は、災害時における情報交換の流れを示す。

（チ）社会福祉施設被害

報告を要する場合	県本部が設置されたとき。
伝達系統	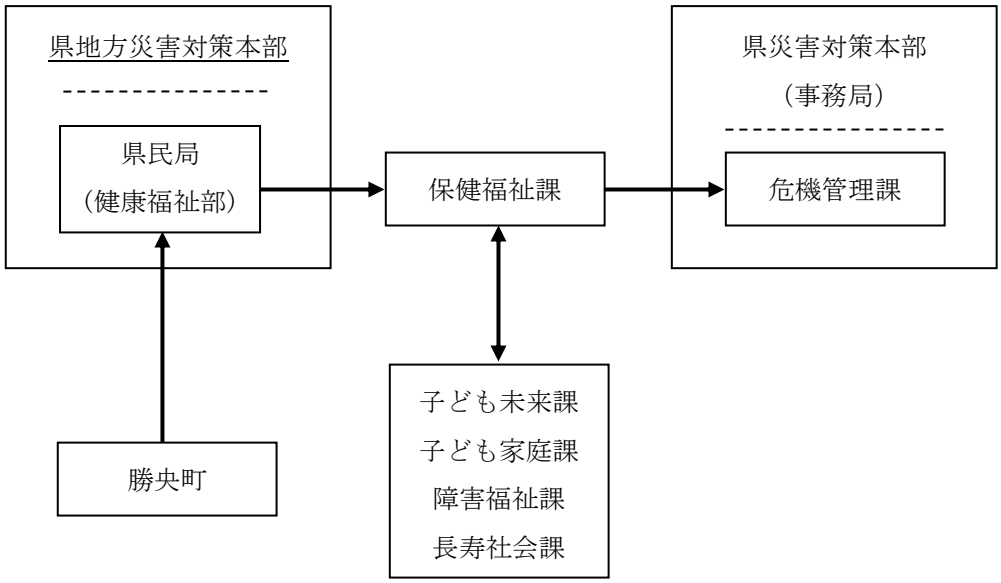

様式１－１（災害発生時）

災　害　発　生　通　報

報告日時	年　月　日 時　分	市町村名		電話番号	
		報告者名			

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　第　報

災害の概況	発生場所				発生日時	年　月　日 時　分						
被害の状況	死傷者	死者	人	重傷者	人	住家	全壊	棟	世帯	床上浸水	棟	世帯
		うち災害関連死者	人	軽傷者	人		半壊	棟	世帯	床下浸水	棟	世帯
		安否不明者	人				一部損壊	棟	世帯	未分類	棟	世帯
	119 番通報の件数（わかる範囲で）					非住家	公共建物全壊	棟		その他全壊	棟	
							公共建物半壊	棟		その他半壊	棟	
応急対策の状況	災害対策本部設置状況		設置	年　月　日　時　分								
			解散	年　月　日　時　分								
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）										
	○避難指示等の状況 種　別：高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 発令日時：　年　月　日　時　分 解除日時：　年　月　日　時　分 対象地区等： 対象人員：　世帯　人 ○避難所の設置状況 開設避難所名： ○対応状況											
その他												

(注)住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

様式１－２

災害即報（即報・確定）

<table>
<tr><td colspan="2">市町村名</td><td colspan="3"></td><td colspan="4">区分</td><td>被害</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">災害名

報告番号</td><td colspan="3" rowspan="2">第　報

年　月　日　時現在</td><td rowspan="11">その他</td><td rowspan="2">田</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="11">人的被害</td><td rowspan="2">畑</td><td>流出・埋没</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td>冠水</td><td>ha</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">報告者名</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">学校</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">区分</td><td>被害</td><td colspan="2">病院</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">死者</td><td>人</td><td rowspan="2"></td><td colspan="2">道路</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>（うち災害関連死者）</td><td>人</td><td colspan="2">橋りょう</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">行方不明者</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">河川</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">負傷者</td><td>重傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">海岸</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>軽傷</td><td>人</td><td></td><td colspan="2">港湾</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="15">住家被害</td><td rowspan="3">全壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">漁港</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">砂防</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">下水道</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">半壊</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">都市公園等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">清掃施設</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">崖崩れ</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">一部破損</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">鉄道不通</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">被害船舶</td><td>隻</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">水道</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床上浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">電話</td><td>回線</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="2">電気</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="2">ガス</td><td>戸</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">床下浸水</td><td>棟</td><td></td><td colspan="2">ブロック塀等</td><td>箇所</td><td></td></tr>
<tr><td>世帯</td><td></td><td colspan="3">り災世帯数</td><td>世帯</td><td></td></tr>
<tr><td>人</td><td></td><td colspan="3">り災者数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">非住家</td><td>公共建物</td><td>棟</td><td></td><td rowspan="3">火災発生</td><td>建物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>棟</td><td></td><td>危険物</td><td>件</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td>その他</td><td>件</td><td></td></tr>
</table>

<table>
<tr><td colspan="3">区分</td><td>被害</td><td rowspan="8">災害対策本部等の設置状況</td><td>都道府県</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共文教施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="7">市町村</td><td rowspan="7">設置日時　　日　時　分

解散日時　　日　時　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産業施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他の公共施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">小　計</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="7">その他</td><td>農林被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林業被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="7">災害救助法適用市町村</td><td colspan="2">適用日時　　日　時　分</td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">計　　団体</td></tr>
<tr><td colspan="3">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="3">119 番通報件数　　件</td></tr>
<tr><td>災害の概況</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">応急対策の状況</td><td>消防機関等の活動</td><td colspan="5">（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 39 条第 1 項の規定による応援があった他の市町村の消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。）</td></tr>
<tr><td colspan="3">自衛隊の災害派遣</td><td colspan="3">その他</td></tr>
</table>

※　被害額は省略することができる。

（注）記入要領（被害判定基準）

被害区分		判　定　基　準
人の被害	死　　者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実な者
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められた者。（実際には災害弔慰金が支給されていない者も含めるが、当該災害が原因で所在が不明な者は除く。）
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	重　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者
	軽　傷　者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	住　　家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは折半して、それぞれの主屋の付属建物とみなす。
	世　　帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 したがって、同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然２世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を１世帯として扱う。
	全　　壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の 70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%以上に達した程度のものとする。
	半　　壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20%以上 70%未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。（床上浸水及び床下浸水に該当するものを除く。）ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、住家の床より上に浸水したもの及び土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	全壊及び半壊に該当しない場合において、床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
非住家の被害	非　住　家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育園等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	そ　の　他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分			判　定　基　準
その他	田の流失・埋没		田の耕土が流失し、又は砂利等の堆積のため、耕作が不能になったものとする。
	田　の　冠　水		稲の先端がみえなくなる程度に水に浸かったものとする。
	畑の流・埋没、畑　の　冠　水		田の例に準じて取り扱うものとする。
	学　　校		学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
その他	道　　路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損　　壊	道路の全部又は一部の損壊、又は崩土により通行不可能になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠　　水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		通行不能	道路の損壊又は冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋　り　ょ　う		道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で全部又は一部が流出したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。
	河川 海岸		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水門、床止、その他の河川管理施設とする。 海岸法（昭和 31 年法律第 101 号）第２条に規定する堤防、突堤、護岸、胸壁その他海水の侵入又は海水による浸食を防止するための施設とする。
		破　　堤	堤防等の破堤により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越　　水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り超えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		そ　の　他	破堤や越水していないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港　　湾		港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第２条第５項に規定する水域施設、外郭施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	漁　　港		漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和 25 年法律第 137 号）第３条第１号に規定する外郭施設、係留施設、水域施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
	砂　　防		砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	下　水　道		下水道法（昭和 33 年法律第 79 条）第２条第２号に規定する下水道施設とする。
	都市公園等		都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第２条第１項に規定する都市公園及び社会資本整備重点計画法施行令（平成 15 年政令第 162 号）第２条第２号に掲げる公園又は緑地とする。
	清掃施設		ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖　く　ず　れ		急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第２条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で人命、人家、公共的建物に被害があったものとする。
	鉄道不通		汽車、電車等の運行が不通となった程度の被害とする。
	船舶被害		ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	水　　道		上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において断水している戸数とする。

被害区分		判　定　基　準
その他	電　　話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において通話不能となっている回線数とする。
	電　　気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。 なお、速報にあっては、報告時点において停電している戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
罹　災　世　帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また、同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
罹　災　者		罹災世帯の構成員とする。
火　災　発　生		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
被害額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾、漁港、水道、下水道及び都市公園等とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）は括弧外書きするものとする。		
公共施設被害市町村数		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他の被害額	農　産　被　害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林　産　被　害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜　産　被　害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水　産　被　害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商　工　被　害	建物以外の商工被害をいい、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等の被害とする。
災害対策本部の設置状況		災害対策本部、現地災害対策本部等の設置及び解散の日時を記入すること。
消防機関の活動状況		消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況について記入すること。 出動人員は、消防職員、消防団員に分けて出動延人員を記入すること。
避難指示等の状況		避難判断基準及び災害対策基本法第 60 条の規定により、避難指示等を行った場合、その概況を記入すること。 この場合、避難指示等を行った日時、地区、避難している人員等を記入すること。

（注）災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、未査定額（被害見込額）を含んだ金額を記入する。

様式２

人的被害・住家被害

（第　　報）

<table>
<tr><td colspan="2">報告の時限</td><td>日　時　分現在</td><td>受信時間</td><td colspan="2">時　　分</td></tr>
<tr><td colspan="2">発信機関</td><td></td><td>受信機関</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">発信者名</td><td></td><td>受信者名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="6">内　　容</td></tr>
<tr><td rowspan="3">発生</td><td>日時</td><td colspan="4">日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="5">原因</td></tr>
<tr><td rowspan="5">人的被害の状況</td><td>被害程度</td><td colspan="4">１　死亡　　２　行方不明　　３　重傷　　４　軽傷</td></tr>
<tr><td>氏名等</td><td colspan="4">（氏名　　）（生年月日　　）（性別　　）</td></tr>
<tr><td>住所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>収容先</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="5">その他参考事項（応急措置、情報源、確認・未確認の別、世帯主及び続柄等）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">住家被害の状況</td><td>全壊</td><td>半壊</td><td>一部破損</td><td>床上浸水</td><td>床下浸水</td></tr>
<tr><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td><td>棟</td></tr>
<tr><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td><td>世帯</td></tr>
<tr><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td><td>人</td></tr>
<tr><td colspan="5">応急対策の状況</td></tr>
</table>

様式３

避難状況・救護所開設状況

（第　　報）

報告の時限	日　時　分現在	受信時間	時　分
発信機関		発信機関	
発信者名		発信者名	
内　容			

	避難先	地区名	避難の種類及び日時	世帯数	人数	屋内 屋外 の別	今後の見通し
避難状況			高齢者等避難、 避難指示、自主避難 日　時　分	世帯	人	屋内 屋外	
			高齢者等避難、 避難指示、自主避難 日　時　分			屋内 屋外	
			高齢者等避難、 避難指示、自主避難 日　時　分			屋内 屋外	
			高齢者等避難、 避難指示、自主避難 日　時　分			屋内 屋外	
			高齢者等避難、 避難指示、自主避難 日　時　分			屋内 屋外	

	救護所名	設置場所	収容人数		実施機関
			重傷	軽傷	
救護所開設状況					

様式４

公共施設被害

（第　　報）

報告の時限		日　時　分現在	受信時間	
発信機関			受信機関	
発信者名			受信者名	
内　　容				
被害区分		ア　河川　イ　海岸　ウ　貯水池・ため池等　エ　砂防 オ　治山　カ　港湾・漁港　キ　道路　ク　鉄軌道 ケ　電信電話　コ　電力　サ　ガス　シ　水道 ス　下水道　セ　都市公園等　ソ　公営住宅等 タ　その他（　　）		
発生	日時	日　時　分		
	場所			
	原因			
状況	被害区域区間			
	管理者	（電話　　）		
	被害程度（概要）			
	応急対策の状況			
	復旧見込			
	その他参考事項			

様式５

商工関係被害

（第　　報）

報告の時限	日　　時　　分現在	受信時間	時　　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

（市町村名：　　）

（単位：千円）

区　　分	商業関係		工業関係		その他		計	
	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額	被害数	被害額
商工関係全般								
うち中小企業								

（注）１　中小企業の定義（中小企業基本法）

①　工業・鉱業等については、従業員 300 人以下又は資本金３億円以下の事業所

②　卸売業については、従業員 100 人以下又は資本金１億円以下の事業所

③　小売業については、従業員 50 人以下又は資本金５千万円以下の事業所

④　サービス業については、従業員 100 人以下又は資本金５千万円以下の事業所

２　業種区分

商業関係には、卸売業・小売業（飲食業を含む。）を、工業関係には製造業を、その他には建設業・運輸通信業・サービス業を記入すること。

３　被害者数は事業所数で記入すること。

４　観光関係被害は経常しないこと。（様式６に計上すること。）

様式６

観光関係被害

（第　　報）

報告の時限	日　　時　　分現在	受信時間	時　　分
発信機関		受信機関	
発信者名		受信者名	

区　　分	被害数	被害額	備　　考
県営施設関係		千円	
市町村営施設関係			
団体営施設関係			
会社個人営施設関係			
合　　計			

（注）備考欄には、施設名等参考事項を記入すること。

様式７

林野火災災害

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟　計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

様式８

社会福祉施設被害状況

（第　　報）

報告の時限	日　　時　　分現在	受信時間	時　　分
発信機関		受診機関	
発信者名		受診者名	

内　　容

被害施設区分		ア　生活保護　　イ　身体障害者福祉　　ウ　知的障害者施設 エ　老人福祉　　オ　婦人保護　　カ　児童福祉 キ　保健施設　　ク　その他（　　）
発生	日時	月　　日　　時　　分
	場所	
	原因	
状況	被害施設名	
	管理者	（電話　　）
	被害程度（概要）	
	人的被害	
	応急対策の状況	
	復旧見込	
	被害額（千円）	
	その他参考事項	

イ　県本部の設置又は廃止の通知

県は、県本部が設置され、又は廃止されたときは、直ちに関係機関に通知する。

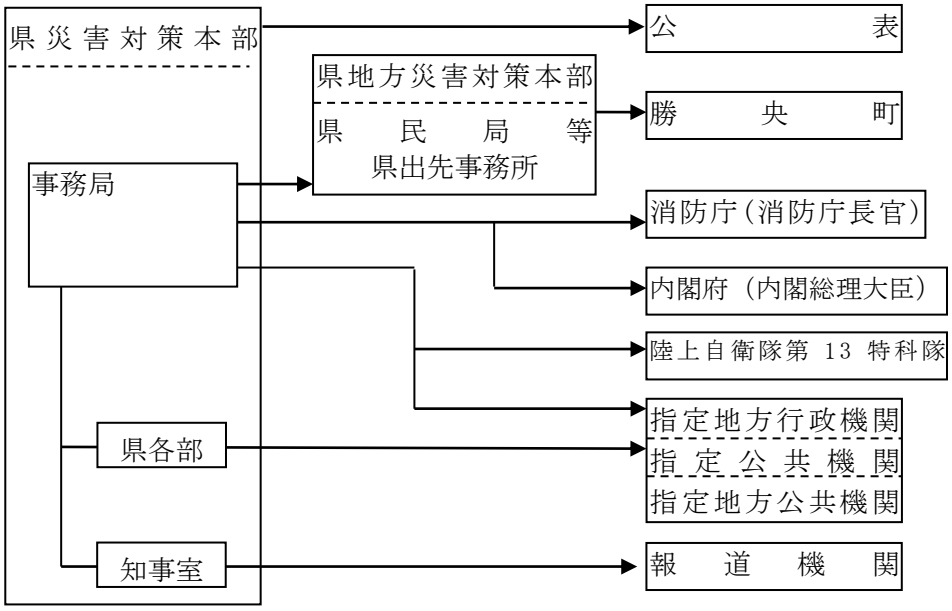

ウ　被害状況の照会

各機関は、他機関所管の被害状況を把握する必要があるときは、原則としてそれぞれを所管する関係機関に照会する。

なお、全県的な被害概況については、岡山県災害対策本部事務局へ照会する。（河川海岸、貯水池、ため池、砂防被害、治山被害、港湾施設被害、水道施設被害等についての詳細は、県各部関係課に照会する。）

(5) 事故災害に関する情報の収集及び伝達の系統

ア　陸上の災害

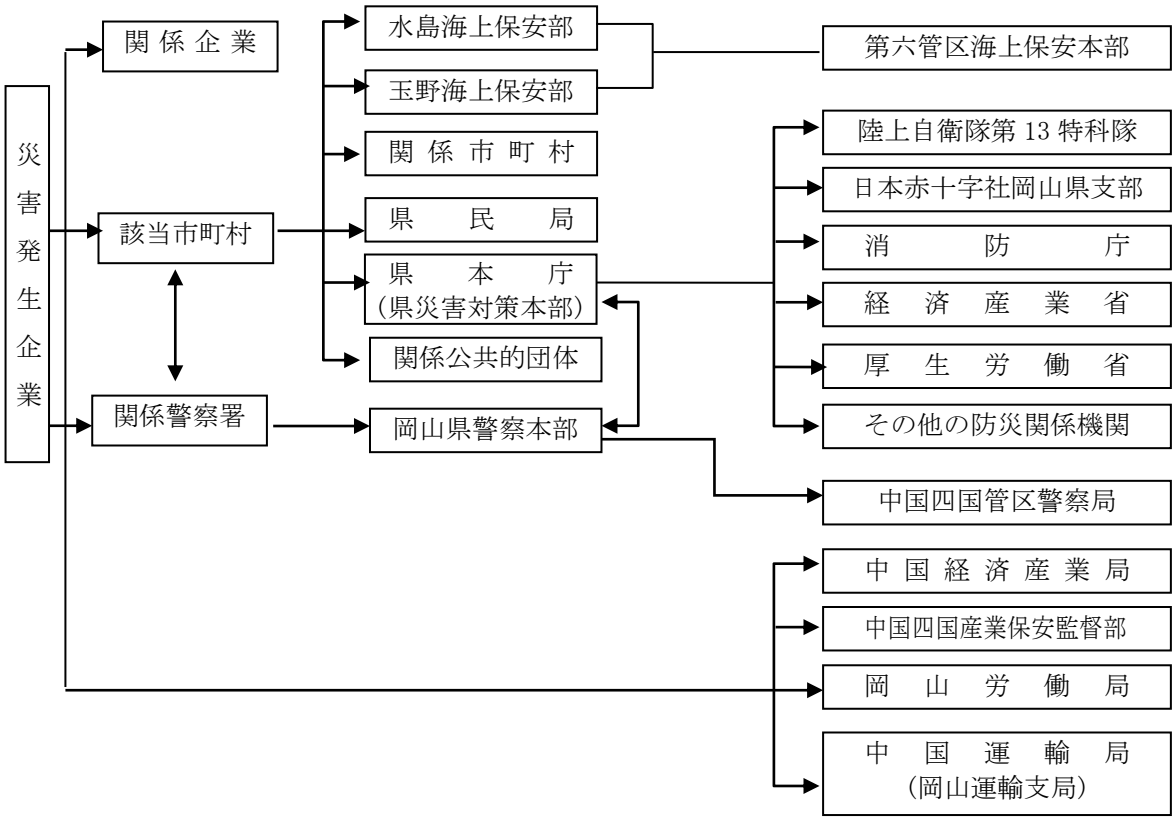

イ　航空機災害の場合

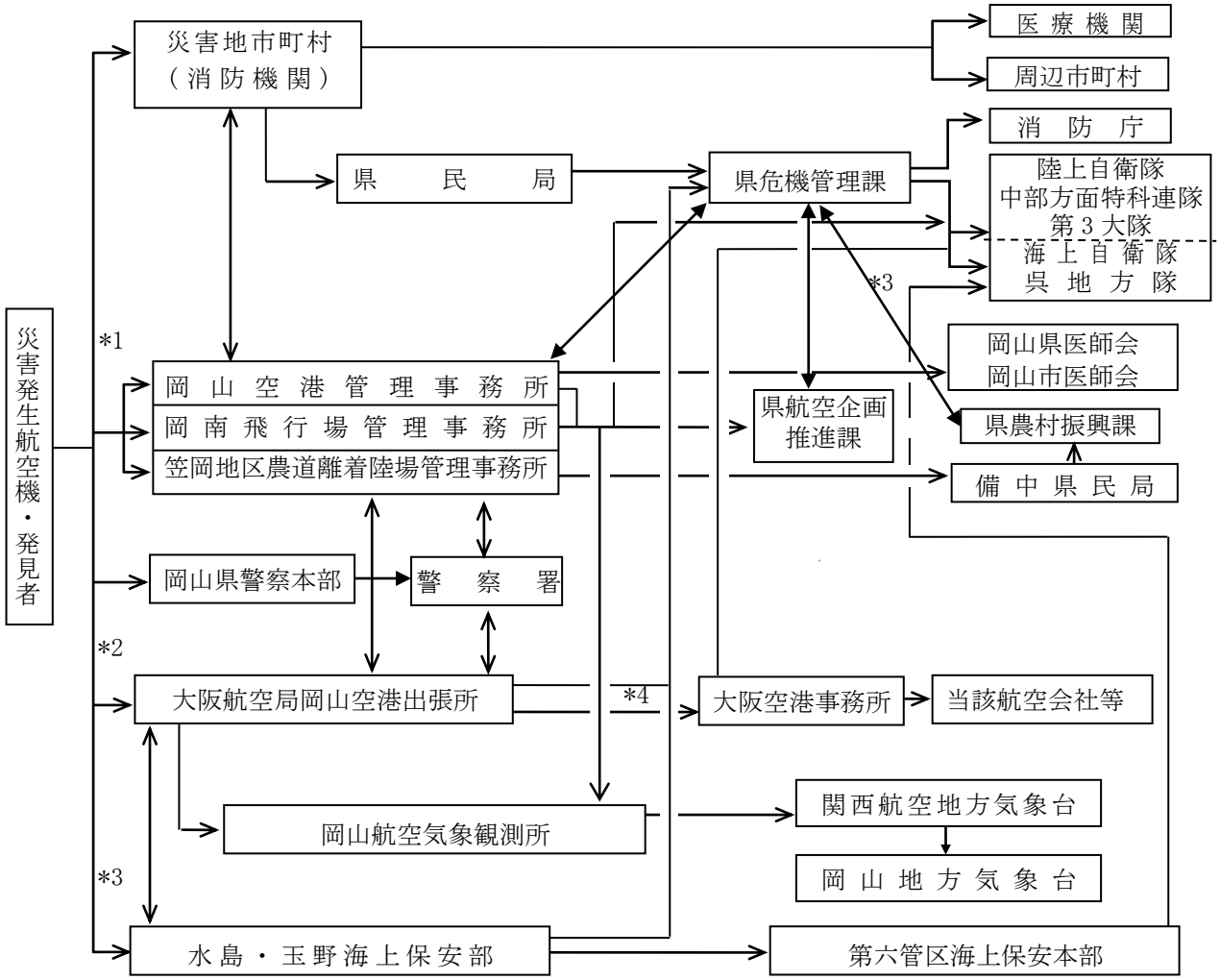

＊1　各空港又はその周辺で発生した場合
＊2　岡山空港又はその周辺（半径９km 以内）で発生した場合
＊3　海上で発生した場合
＊4　岡山空港以外で発生した場合

(6) その他の情報の伝達

各機関は、自己の所掌する事務又は業務に関して収集した被害状況等災害に係る情報については、内容を検討し、関係機関に伝達する。

第３節　災害広報及び報道

１　方針

災害時の混乱した状態においては、人心の安定、秩序の回復を図ることが重要であるので、災害の状態や災害応急対策の実施状況、安否情報など、住民等が必要とする情報の提供について定める。

２　町実施機関

総務対策班

３　実施内容

(1) 災害広報

各機関は、災害に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るとともに、放送、新聞、広報車等の広報媒体を利用して次の事項について広報を実施する。

なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

ア　災害の発生状況
イ　安否情報
ウ　地域住民のとるべき措置
エ　緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令
オ　災害応急対策の状況
カ　道路情報
キ　食料、生活必需物資等の供給状況
ク　ライフラインの復旧状況
ケ　医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
コ　二次災害に関する情報
サ　被災者生活支援に関する情報
シ　その他必要事項

(2) 災害報道

報道機関は、次の有効適切な災害関連番組及び記事を編成して報道する。

ア　災害関連番組
イ　災害関係の情報
ウ　安否情報
エ　災害対策のための解説
オ　関係機関の告知事項
カ　道路情報
キ　被災地で不足している物資等の情報

(3) Web サイト等

県は、交通情報、ボランティア情報、被災者支援情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、Web サイトによる情報を提供するよう努める。

また、県は防災情報システムや電子メールを活用するとともに、ポータルサイト・サーバー運営事業者の協力を得て、災害に関する情報や避難情報等を提供するように努める。

(4) 情報提供媒体に関する配慮

町、県は、被災者の置かれている生活環境等が多様であることから、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるように努める。

(5) 問い合わせ窓口の設置

町、県は、必要に応じ、発災後速やかに、住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配備等体制の整備を図る。町、県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者個人情報の管理を徹底するよう努める。

(6) 災害用伝言ダイヤル等の提供

NTT 西日本株式会社は、大規模な災害発生時においては、通信設備の被災や輻輳により、通信が著しく困難となることから、被災地への安否確認等について、「災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（Web171）」の提供を行う。

(7) 外国人向けの情報提供

被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする在日外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする訪日外国人は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達の環境整備や円滑な避難誘導体制の構築に努めるなど、災害の発生時に、要配慮者としての外国人にも十分配慮する。

県は、災害に関する情報を、必要に応じて、外国語に翻訳し、県の Web サイト等を通じて広報するとともに、町へ電子ファイル等で速やかに情報提供する。町は、外国人に対してこれらの情報を迅速に提供する。

４　応援協力団体

(1) 報道機関は、各機関から災害広報を実施することについて依頼があった場合、積極的に協力する。

(2) 各機関は、報道機関から災害報道のための取材活動を実施するに当たり、資料の提供等について依頼を受けた場合、積極的に協力する。

(3) 各機関は、災害時に住民に対し、必要な情報を伝達できるよう、平常時から報道機関との関係づくりに努める。

第４節　罹災者の救助保護

第１項　災害救助法の適用・運用

１　方針

制度の内容並びに適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

２　町実施機関

町民対策班

３　実施内容

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、法定受託事務として知事及び救助実施市である岡山市長が行う。知事が行う場合は、町長（この項の（１）（２）（４）において同じ。）がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間に関しては、知事が内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、町に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」、「医療及び助産」、「生業に必要な資金、器具料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、町へ委任するものであるが、平時から町へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、町長へ委任した救助であっても、町長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知事
医療及び助産	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	町長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の捜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

(3) 適用基準

県及び町は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。

該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後記手続をとる。

ア　町の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

町の人口	住家が滅失した世帯数
5,000人以上　　15,000人未満	40

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第１条第２項等参照

イ　県下の滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、町内の滅失世帯数がアに定める数の２分の１以上である場合。

ウ　県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、町の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

カ　災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第２項又は第28条の２第２項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

(4) 適用手続

ア　県の措置

①　災害が発生した場合は、迅速に被害状況の把握に努め、適用基準に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法の適用を行い、救助を実施する。

②　救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。この場合、知事は、町長に委任する事務の内容及びその期間を町長に通知するものとする。

③　一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。

④　災害救助法を適用した場合は、内閣府に災害の状況等について中間情報の提供を行うとともに救助完了後は、決定情報の提供を行うものとする。

イ　町の措置

町長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が（3）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況について適宜情報提供をする。

第２項　避難の指示等及び避難所の設置

１　方針

災害により危険が急迫し、地域住民の生命、身体の保護が必要と認められるときは、防災の第一次的責任者である町長を中心として相互に連携をとり、地域住民に対し、避難のための立退きを指示して、安全な場所へ避難させることが必要であるとともに、風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導などの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、高齢者等避難の発令により、高齢者や障害のある人等避難行動に時間を要する避難行動要支援者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求めるとともに、高齢者等以外の者に対して、必要に応じて、普段の行動を見合わせ始めることや、自主的な避難 を呼びかけるなど、町があらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要であるため、それらを踏まえた避難の方法及び指定避難所の設置について定める。

また、新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

２　実施責任者等

(1) 避難の指示等

ア　町実施機関

総務部

(2) 指定避難所の設置

町実施機関

町民対策班、総務対策班

３　実施内容

(1) 避難の指示等及び報告・通知

ア　町長（災害対策基本法第 60 条第１項）

（ア）指示等

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、気象台や消防機関等の関係機関から情報を収集し、特に必要があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令を行う。避難指示等の発令に当たっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断する。

また、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応した取るべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

（イ）報告

町長 ⟶ （県民局） ⟶ 知事

イ　水防管理者（水防法第 29 条）

（ア）指示

洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、必要と認められる区域の居住者に対し、立ち退くことを指示する。

（イ）通知

水防管理者 ⟶ 警察署長

ウ　避難情報の判断・伝達マニュアルの整備

（ア）町

「高齢者等避難」を位置付けるほか、国の「避難情報に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、避難指示等の対象区域や発令の客観的な判断基準等について定めた避難情報の判断・伝達マニュアルを整備する。また、マニュアルの整備に当たっては、以下の点に留意する。

（土砂災害に関する事項）

土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難情報の発令基準を設定する。また、面積の広さ、地形、地域の実情等に応じて町をいくつかの地域に分割した上で、土砂災害キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用い、危険度の高まっている領域が含まれる地域内のすべての土砂災害警戒区域等に絞り込んで避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。

（洪水に関する事項）

町は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難情報の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難情報の発令基準を策定する。また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直すよう努める。県は、町に対しこれらの基準及び範囲の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

（共通事項）

a　高齢者等避難の発令により、避難行動要支援者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

b　避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

c　避難指示の発令の際には、指定緊急避難場所を開設していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。

（イ）県

町が行う避難指示等の発令基準の策定や判断・伝達マニュアルの整備について支援する。また、町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言するなど、町の防災体制確保に向けた支援を行う。また、県は、時機を逸することなく避難指示等が発令されるよう、町に積極的に助言する。また、必要に応じ、報道機関を通じて住民が避難行動を起こすよう切迫感を持って直接呼びかけを行う。

（ウ）指定行政機関、指定地方行政機関

町から求めがあった場合には、避難指示等の対象地域、判断時期等について助言する。

(2) 警戒区域の設定

ア　町長（災害対策基本法第 63 条第１項）

（ア）立ち入りの制限・禁止、退去

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ　警察官（災害対策基本法第 63 条第２項）

（ア）立ち入りの制限・禁止、退去

町長若しくは町長の職権を行う町の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、災害対策基本法第 63 条第１項に規定する町長の職権を行うことができる。

（イ）通知

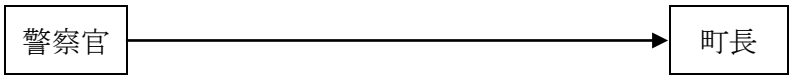

ウ　自衛官（災害対策基本法第 63 条第３項）

（ア）立ち入りの制限・禁止、退去

町長（町の委任を受けてその職権を行う町の吏員を含む。）、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、災害対策基本法第 63 条第１項に規定する町長の措置をとることができる。

（イ）通知

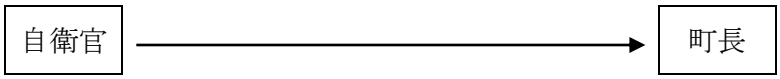

エ　知事（災害対策基本法第 73 条第１項）

災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長が災害対策基本法第 63 条第１項の規定により実施すべき措置の全部又は一部を代わって実施する。

(3) 指示の周知徹底

町は、避難指示の理由、避難先、避難経路及び避難上の留意事項を明確にし、警鐘、吹き流し、放送、防災行政無線（同報系）、広報車、伝達員等により伝達する。

(4) 指定緊急避難場所の開放

発災時（災害が発生するおそれがある場合を含む。）には、必要に応じ、高齢者等避難の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し、周知徹底を図る。

(5) 避難誘導及び移送

ア　避難誘導

避難は、原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては県警察及び町が誘導を行う。誘導に当たっては、人命の安全を第一にできるだけ自主防災組織・自治会・町内会ごとの集団避難を行うものとし、負傷者、障害のある人、老人、幼児等の避難を優先して行う。

イ　住民への避難誘導体制

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

ウ　避難の受入れ及び情報提供

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

町は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、雪崩危険箇所等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じる。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の地域の災害リスクやその根拠を理解できるよう工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

町及び県は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

町は、県及び保健所と連携し、新型コロナウイルス感染症等（指定感染症及び新感染症を含む。）発生時における感染症の自宅療養者等の被災に備えて、災害発生前から、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるとともに、必要に応じて、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するよう努める。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の濃厚接触者を個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導する。

町は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所等の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

町は、住民に対して避難指示等を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

町は、災害の状況に応じて避難指示等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への待避や、「屋内安全確保」といった適切な待避行動を住民がとれるように努める。

町は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動が分かるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

町は、町本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の公共施設等において行うなど、適時適切な避難誘導に努める。

住民への避難情報の伝達に当たっては、町防災行政無線をはじめ、L アラート（災害情報共有システム）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

避難誘導に当たっては、町は、指定緊急避難場所、避難路、浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。

エ　移送

指定緊急避難場所に誘導する場合は、万一の安全を考え、その地域の実情に応じ、２以上の避難路を選定しておき、安全度及び道路の状況を適宜判断して安全な経路を誘導する。指定避難所が危険等で不適当となった場合は別の指定避難所に移送する。

なお、交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター等による避難についても検討し、平常時から、ヘリコプター離着陸適地のリストアップを実施しておくなどし、災害時、緊急輸送手段としてその活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプター等による移送を実施する。

(6) 指定避難所の設置

ア　指定避難所等の指定

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所については、町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことや特定の災害においては避難することが不適当となる場合があることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害のある人、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所として指定するよう努める。なお、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示し、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者と使用方法等について事前に協議するとともに、知事、警察官、自衛官等の避難の指示の実施責任者（町長を除く。）に報告する。

指定避難所に指定された施設の管理者は、良好な環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努めるものとする。また、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。また、町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努め、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

町は、マニュアルの作成、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

また、指定避難所運営についての基本計画を事前に作成しておき、その中に基本的な考え方を示しておくとともに、設置後は避難者の自治組織の決定を中心に運営することにより、状況に応じた柔軟な対応をしていく。

そのために町との間で、災害時における指定避難所設置手続について、次の事項を内容とするマニュアルをあらかじめ策定するものとする。

（ア）指定避難所の開設・管理責任者、体制

（イ）開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法

（ウ）本部への報告、食料、毛布、仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

（エ）防災関係機関への通報連絡体制の確立

（オ）シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）

（カ）感染症対策を踏まえた運営方法

（キ）その他開設責任者の業務

イ　指定避難所の施設設備の整備

町は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、携帯電話等を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ、シャワー等の入浴設備など、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

町は、指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する家庭動物のためのスペースの確保に努める。

ウ　指定避難所としての適当な施設

指定避難所として適当な施設は、公私立学校、公民館、コミュニティハウス等であるが、適当な施設がない場合は、公園、広場を利用して、野外へ建物を仮設し、又はテント等を設営する。この場合、平素から安全な広場等及び仮設に必要な資機材の調達可能数を把握、確認しておく。

エ　指定避難所の開設

町は、災害時に必要に応じ、指定避難所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図るとともに指定避難所については、当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所ＩＤを速やかに県に報告する。なお、町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。指定避難所に指定された施設の管理者は、町と緊密な連絡をとる。指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、必要があれば、ホテル・旅館等の活用も含め、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。さらに、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。また、被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

町は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しない。

町は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、情報の共有を図る。また、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

オ　福祉避難所の開設

町は、災害時に必要に応じ、要配慮者のため、福祉避難所を開設する。また、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるよう要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、町は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

県は、町における福祉避難所の開設状況など情報の収集を行い、町を支援するとともに、必要に応じて、他市町村、関係団体及び他県に対して要配慮者の受入れを要請する。

また、要配慮者の受入れについて、あらかじめ指定した福祉避難所で不足する場合には、国（厚生労働省）と公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等について協議するなど、必要な避難先の確保に努める。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れるものとする。

カ　宿泊施設提供事業の実施

県と岡山県旅館ホテル生活衛生同業組合（この項において「組合」という。）は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時に、避難所での生活が困難な要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等）等の避難場所として、組合員が所有する旅館・ホテル（この項において「宿泊施設」という。）を利用する宿泊施設提供事業を協定に基づき実施する。

県は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、組合に宿泊施設の提供を要請する。町に対して宿泊施設提供事業を実施する意思の有無を確認し、町が事業の実施を希望した場合、組合から提供された宿泊施設の情報を提供する。

町は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

町は、宿泊施設提供事業を実施する場合、宿泊施設を利用する要配慮者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要配慮者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

キ　避難経路の表示

町は、避難所及びその位置を住民に徹底させるため、広報伝達するとともに、所要の箇所に表示板・標識を立てておく。

ク　避難施設の耐震診断

町は、診断結果等に基づき適切な避難所の確保に努める。

(7) 指定避難所の運営管理

町は、指定避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、指定避難所に町の職員等を配置する。

ア　指定避難所ごとに収容された人員の把握に努め、収容能力からみて支障があると判断したときは、速やかに適切な措置を講じる。

イ　常に町本部と情報連絡を行い、正しい情報を避難者に知らせて流言、飛語の流布防止と不安の解消に努める。

ウ　指定避難所が万一危険となった場合は、再避難所等についての対策を把握し、混乱のないよう適切な措置を講じる。

エ　避難所内に負傷者がいることを認めた場合は、速やかに適切な措置を講じる。

オ　健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

カ　給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあっては、県や他の市町村に対して協力を求めるなど、適切迅速な措置を講じる。

キ　町は、各指定避難所の適切な運営管理を行う。この際、指定避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティ等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、町は、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

ク　指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものであるよう努める。そのため、避難所開設当初から状況に応じて、パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努める。併せて、適温の食事を提供できるよう、学校給食施設等の利用や、調理器具の確保に努めるとともに、トイレの設置状況、し尿処理状況、健康のための入浴施設の設置状況等の把握に努め、必要な対策を講ずる。また、避難の長期化等に対応し、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努める。また、必要に応じ、避難場所における被災ペットのためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

ケ　町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努めるものとする。

コ　町は、必要に応じ、被災者支援の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

サ　指定避難所等の運営における意思決定の場への女性や子育て家庭の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等への配慮や子ども・若者の居場所の確保に努める。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所等における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、性別や子育て家庭、子ども・若者のニーズに配慮した指定避難所等の運営管理に努める。

シ　町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

ス　町及び県は、災害の規模、被災者の避難及び避難状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。

セ　町及び県は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ソ　町及び県は、災害の規模等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用、被災宅地危険度判定の実施による安全な自宅への早期復帰等により、指定避難所の早期解消に努める。

タ　避難生活について、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めるなどにより、その改善に向けた体制の整備を図るとともに、必要に応じて DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣を要請し、被災者の安定的な避難生活の確保に努める。県は、避難の長期化等が見込まれる場合、岡山 JRAT（大規模災害リハビリテーション支援関連団体協議会）への派遣要請を行うとともに、必要に応じて JRAT 本部や他県への支援要請を行う。また、福祉用具が必要な場合は、JASPA（日本福祉用具・生活支援用具協会）との調整を含め、JRAT の活動に係る調整を行う。さらに、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供する。

チ　町は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

ツ　町及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

テ　町及び県は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

ト　町及び県は、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

ナ　町及び県は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

ニ　町及び県は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。

ヌ　町及び県は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

ネ　町及び県は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。

この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

ノ　町及び県は、指定避難所以外の、公会堂等の一時避難所として位置付けられた避難所についても、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。

(8) 避難体制の明確化

町長は、地域の特性、想定被害の種類に応じた具体的な避難計画を策定し、町地域防災計画に記載する。

とりわけ、避難行動要支援者を速やかに避難誘導させることに配慮し、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、直接的な声かけ等ができるよう、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制の整備に努める。

なお、避難計画の策定に当たっては、災害危険箇所の把握に努めるとともに危険箇所ごとの指定避難所と経路を明示する。

４　応援協力関係

(1) 町は、自ら避難者を誘導し、又は移送することが困難な場合は、他市町村又は県へ避難者の誘導及び移送の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 町は、自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ指定避難所の開設について応援を要請する。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　広域避難

(1) 町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

(2) 県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。

(3) 県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

(4) 町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(5) 町は、国、県、運送事業者等と、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(6) 政府本部、指定行政機関、公共機関、県、町及び事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

６　広域一時滞在

(1) 町は、町が被災した際、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

(2) 県は、町から協議の要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。

(3) 県は、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における被災住民の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域一時滞在について助言を行う。

(4) 町は、指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(5)　町が被災し広域避難した際は、広域一時滞在受入先の市町村との間で、被災住民に関する情報の共有を確実に行うものとする。この際、受入先の市町村は、受け入れた被災住民に対し、必要な支援情報を提供する。

７　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則（昭和 35 年４月 19 日、岡山県規則第 23 号）による。

第３項　救助

１　方針

災害により生命、身体が危険となった者を緊急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する必要があるので、その方法等について定める。

なお、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

災害現場で活動する職員等は、感染症対策のための健康管理等を徹底する。

２　実施責任者等

町実施機関

総務対策班、町民対策班

３　実施内容

実施機関は、陸・空の必要な手段を利用し、総合的、積極的に緊急輸送を実施する。この場合、機動力のあるヘリコプターの活用を検討する。

陸上における救助

町、県及び県警察は、関係機関と連携協力して迅速・的確な救出救助、医療機関等への搬送活動等を行う。

４　応援協力関係

(1) 住民及び自主防災組織は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助、救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

(2) 町は、自ら救助することが困難な場合は、他市町村又は県へ救助の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。また、応援要請があった場合、県は消防防災ヘリコプターを出動させ町の行う救助活動を支援するほか、必要に応じて緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援を要請する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第４項　食料の供給

１　方針

災害により、食料を確保することが困難となり、日常の食事に支障を生じ、又は支障を生じるおそれがある場合は、一時的に被災者の食生活を保護するため、食料の応急供給及び炊き出し等を実施する必要があるので、その方法について定める。なお、食料の応急供給等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

２　実施責任者等

(1) 食料の応急供給

町実施機関

町民対策班

(2) 炊き出しその他による食料の給与

町実施機関

町民対策班

３　実施内容

(1) 食料の応急供給

ア　町は、炊き出し給食を行うなど食料の確保の必要があるときは、次により確保する。

（ア）米穀

事前に米穀販売事業者と協議し、米穀販売事業者の流通在庫から確保する。

米穀販売事業者の流通在庫から確保できないときは、県に確保を要請する。

（イ）その他の食料

食品販売業者等との協定等に基づき調達する。

イ　町はアによる方法で米穀を確保することが困難な場合で、直接知事の指示を受けることができないときには、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年５月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知）」に基づき、農林水産省農産局長に要請し、災害救助用米穀の緊急引き渡しを受けることができる。

(2) 炊き出しその他による食料の給与

ア　町は、応急的に協定等に基づく食料をもって給与を行うこととし、給与期間及び被災者の実態を勘案して、生パン又は米飯（乳幼児に対してはミルク等）の炊き出し等を行う。なお、一時、縁故先等へ避難する被災者も炊き出し等の対象とし、この場合は、現物をもって支給する。

イ　炊き出しは、指定避難所又はその近くの適当な場所を選んで実施する。

ウ　町は、炊き出し用米穀を、必要に応じ、米穀販売事業者から確保するが、確保が困難な場合は、県に申請して売却決定通知を受け実施する。

(3) 炊き出し用として給食する場合の経路（各機関）

ア　県・町調達

［応急用米穀］

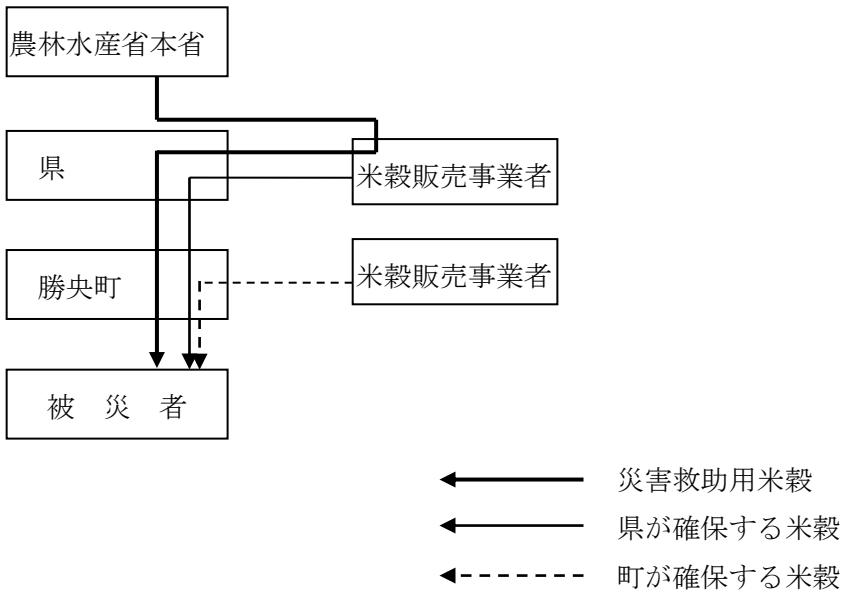

４　応援協力関係

(1) 町は、自ら炊き出しその他により食料を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ炊き出しその他による食料の給与の実施並びにこれに要する人員及び食料について応援を要請する。

(2) 県は、町の備蓄食料等が不足するなど、食料の給与を的確に行うことが困難と認める場合など、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、町に対する食料を確保し輸送する。

(3) 県は、町の実施する炊き出し、その他による食料の給与の実施について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の炊き出しその他による食料の供給の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第５項　飲料水の供給

１　方針

災害によって水道施設に支障が生じ飲料水の供給が断たれたとき、被災者の生活を維持する観点から、必要最小限度の飲料水を確保し、供給する方法について定める。なお、飲料水の供給に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情にも十分配慮する。

２　実施責任者等

町実施機関

上下水道対策班

３　実施内容

緊急遮断弁により特定調整池（間山配水池）内の水を確保し、給水車等により応急給水を実施するとともに、工事業者に協力を要請し、短期間に応急的な復旧を行う。また、水道施設の被害状況、復旧見込み等についても知らせるとともに、利用者の水道に関する不安解消に努める。

４　応援協力関係

(1) 町は、自ら飲料水を供給することが困難な場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部へ飲料水の供給の実施並びにこれに要する人員及び給水資機材について応援を要請する。

(2) 応援の要請等を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第６項　被服・寝具・その他生活必需品の給与又は貸与

１　方針

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことができない被服・寝具・その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失又はき損し、直ちに入手することができない状態にある者に対して給与し、又は貸与し、一時的に被災者の生活の安定を図る必要があるので、その方法について定める。なお、生活必需品等の給与等に当たっては、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

２　実施責任者等

町実施機関

町民対策班

３　実施内容

被害状況及び世帯構成人員に応じて、一時的に急場をしのぐ程度の生活必需品等を給与し、又は貸与する。

町は、備蓄品の放出又は生活必需品取扱業者との協定等により調達する。

４　応援協力関係

(1) 町は、自ら生活必需品等を給与し、又は貸与することが困難な場合は、他市町村又は県へ生活必需品等の給与又は貸与の実施並びにこれに要する人員及び生活必需品等について応援を要請する。

(2) 県は、町における生活必需品等が不足するなど生活必需品等の給与又は貸与を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、町からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、町に対する生活必需品等を確保し輸送する。

(3) 県は、町の実施する生活必需品等の給与又は貸与の実施について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第７項　医療・助産

１　方針

災害により医療、助産等の機関の機能が停止し、被災地の住民が医療又は助産の途を失った場合は、応急的に医療を施し、また、助産に関する処置を確保し、その保護を図る必要があるので、その方法について定める。

また、県医師会において、災害医療チーム体制の構築、災害時の医療供給の拠点である災害拠点病院において、被災した地域の医療供給が継続できる体制の整備、災害拠点病院等において、災害急性期の迅速な医療救護活動に従事するDMAT、DPAT及び災害支援ナースの派遣体制の整備を行う。

２　実施責任者等

町実施機関

町民対策班

３　実施内容

(1) 医療

ア　町長又は知事は救護班を編成して医療に当たるものとするが、そのいとまがない場合は、最寄りの一般診療機関で治療させる等の措置を講じる。

イ　重傷患者等で設備、資材等の不足のため救護班では医療を実施できない場合は、病院又は診療所へ移送して治療する。

ウ　医薬品、医療用血液を確保し、必要に応じ搬送する。

(2) 助産

医療に準ずる。

４　応援協力関係

(1) 医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。また、多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨を BCP に記載する。

(2) 町は、町内の医師をもってしても医療、助産の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ医療、助産の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(3) 県は、町の実施する医療、助産について、特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　惨事ストレス対策

救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

６　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第８項　遺体の捜索・検視・処理・埋火葬

１　方針

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情から既に死亡していると推定されるものを早急に収容することは、人道上、人心の安定上必要であり、捜索収容し、検視・遺体安置場所の確保、検視、処理、埋火葬を行う必要があるので、その方法について定める。

２　実施責任者等

町実施機関

町民対策班

３　実施内容

(1) 遺体の捜索

町は、県警察、防災関係機関の協力を得て、遺体の捜索を行い、遺体を発見したときは、速やかに収容する。

(2) 検視・遺体安置場所の確保

町は、避難所として使用する施設を除き、事前に複数の施設を検視・遺体安置場所として選定するよう努める。

(3) 遺体の検視、処理

ア　県警察は、必要に応じ、県医師会、県歯科医師会の協力を得て、収容した遺体について、遺体の検視、身元確認等を実施する。

イ　町は、警察、医師等に依頼して、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を行う。

ウ　町は、遺体の検視、身元確認等及び医学的検査を終了した遺体について、概ね次により処理する。

（ア）遺体識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

（イ）遺体の身元確認のために相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬等ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院などの施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋火葬等の処置をするまで一時保存する。

(4) 遺体の埋火葬等

町は、自ら遺体を埋葬し、又は火葬に付し、及び棺、骨壺等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋火葬に当たっては、次の点に留意する。

ア　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋葬又は火葬とする。

イ　被災地域以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬等は、行旅死亡人としての取扱いとする。

４　応援協力関係

(1) 町は、自ら遺体の捜索、処理、埋火葬等を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ遺体の捜索、処理、埋火葬等の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 県は、町の実施する遺体の捜索、処理、埋火葬等について特に必要があると認めるときは、他市町村に応援するよう指示する。

(3) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

第９項　福祉・防疫・保健衛生

１　方針

避難所等で生活する被災者の健康状態や多様なニーズの把握等の活動を行うとともに、避難所等は、環境衛生条件が悪化した場合、感染症等の疾病が発生しやすいため、これらを防ぐための福祉、防疫、保健衛生活動を実施する必要があるので、その方法について定める。

２　町実施機関

町民対策班

３　実施内容

(1) 防疫

ア　検病調査及び健康診断

県は、町及び地区衛生組織等関係機関の協力を得て、被災者の検病調査、健康診断、衛生指導に当たる。

イ　消毒等

町は、被災の直後に衛生委員等の協力を得て、家屋、その他の場所の消毒等を実施する。

ウ　仮設トイレの設置

町は、指定避難所の生活環境を確保するため、必要に応じ、リース業者等の協力による仮設トイレやマンホールトイレの早期設置や、より快適な簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等の設置に努める。

エ　ねずみ、昆虫等の駆除

町は、汚物堆積地帯その他に対し、殺虫、殺そ剤を散布する。

オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）による家用水の供給

「第５項　飲料水の供給」に準じて実施する。

カ　患者等に対する措置

県は、被災地域において、感染症患者等が発生したときは、感染症指定医療機関、その他適当な医療機関への入院を勧告するなどの措置を講じる。

キ　指定避難所の防疫

町は、避難者の健康状況の調査を実施するとともに、指定避難所の自治組織等の協力を得て防疫活動を実施する。特に仮設トイレ、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

ク　臨時予防接種

県は、予防接種による予防措置を講じる必要がある場合は、町に命じて臨時予防接種を実施する。

ケ　動物の管理

家庭動物の保護収容や飼い主等からの一時預かり要望への相談対応、特定動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、獣医師会等と連携し必要な措置を講じる。

コ　その他の防疫活動

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の規定により実施する。

(2) 要配慮者への配慮

要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ、福祉施設等への入所、ホームヘルパーの派遣、車いす等の手配等を、福祉事業者やＮＰＯ・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施する。また、県は、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）や災害支援ナースを避難所へ派遣し、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等を図る。

(3) 巡回健康相談等

保健師等による巡回健康相談等を実施する。

(4) 心のケア

被災や避難所生活の長期化に伴い、精神的に不安定な状態に陥りがちな被災者に対して、訪問や保健所での精神保健相談等により心のケアを実施する。

(5)　公衆衛生活動

町及び県は、被災地、特に避難所等においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。

４　応援協力関係

(1) 町は、県の実施する臨時予防接種について、対象者の把握、対象者への連絡等必要な協力を要請する。

(2) 町は、自ら防疫活動を実施することが困難な場合は、他市町村又は県へ防疫活動の実施並びにこれに要する人員及び資機材について、応援を要請する。

(3) 県は、町の実施すべき防疫活動が実施できない、又は実施しても不十分と認められるときは、町に代わって実施する。

(4) 県は、防疫活動の実施又は町からの応援要請事項の実施が困難な場合は、臨時予防接種については中国四国厚生局、自衛隊又は県医師会へ、その他の防疫措置については自衛隊へこれらの実施及びこれに要する資機材について応援を要請する。

(5) 町及び県は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（ＤＩＣＴ）等の派遣を迅速に要請する。

第10項　廃棄物処理等

１　方針

被災地から排出されるごみ及びし尿を迅速かつ適正に収集・運搬、処分することにより、生活環境の保全を図ることについて定める。

２　町実施機関

町民対策班

３　実施内容

(1) 災害廃棄物処理計画

ア　町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適切かつ円滑・迅速に災害廃棄物処理計画を定め、災害廃棄物の仮置場・最終処分場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者との連携・協力のあり方等について、具体的に示す。

イ　町、県及び事業者は、建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(2) ごみ・し尿の収集、処理

ア　町は、一般廃棄物処理施設等の浸水対策を講じる。

イ　町は、町内の組織・体制を整備する。

ウ　町は、風水害によって生じた廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置計画、粗大ごみ等及びし尿の広域的な処理計画を作成すること等により、風水害時における応急体制を確保する。

エ　町は、施設の被害状況、粗大ごみ等の発生量、建物被害状況等について情報収集を行うとともに、県及び国との情報共有に努める。

オ　町は、地域防災計画、災害廃棄物処理計画に基づき、風水害廃棄物の発生量を的確に把握するとともに、風水害により生じた廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を適正に行う。

　廃棄物の処理に当たっては、適切な分別の実施により可能な限り再生利用と減量化に努めるとともに、がれきの処分に当たっては、アスベストの飛散防止措置を講じる。

カ　町は、必要に応じ、長期的な観点から、処理の月別進行計画、処理完了の時期等を含めた進行管理計画を作成する。

キ　町は、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

(3) 死亡獣畜の処理

　町は、死亡獣畜を処分する場合には、原則として死亡獣畜取扱場で行う。死亡獣畜取扱場で処理できないときは、環境衛生上支障のない場所に埋却する。

４　応援協力関係

(1) 町は、周辺の市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、風水害時の相互協力体制を整備する。

(2) 町は、(1) の相互協力体制の整備及び廃棄物の処理に際し、必要な人員・収集運搬車両が不足する場合等は、他の市町村及び関係機関に対して支援を要請する。この場合、必要により県に応援を要請する。

(3) 県は、町から廃棄物の処理に関し (2) の要請を受けたときは、他の市町村、一般社団法人岡山県産業資源循環協会及び岡山県環境整備事業協同組合等の関係機関に協力・支援を要請する。

(4) 町及び県は、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

(5) 仮置場の確保

町がごみの仮置場を確保できない場合は、町からの要請により、県は、貸与可能な県有地を提供する等、仮置場の確保のための協力を行う。

(6) 協力・支援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

5　その他

大規模な風水害に係る対策は、「地震対策編」の「第２章　第３節　第４項　廃棄物処理体制整備計画」及び「第３章　第３節　第８項　災害時廃棄物等応急処理計画」に記載の各種対策に準ずる。

第11項　住宅の仮設・応急修理及び障害物の除去

１　方針

災害により住家が全壊（全焼、流出、埋没）して、自力で住宅を確保できない被災者に対して仮設住宅を供給する。また、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。さらに、土石、竹木等の住家への流入により住むことが不可能となり、自力で応急修理又は障害物の除去ができない者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理し、又は障害物の除去を実施する。

２　実施責任者等

(1) 応急仮設住宅の供与

町実施機関

産業建設対策班

(2) 住宅の応急修理、障害物の除去

ア　町実施機関

産業建設対策班

３　実施内容

(1) 応急仮設住宅の供与

ア　建設による供与

（ア）町又は県は、応急仮設住宅を建設する必要があるときは、発災後、被災者の健全な住生活の早期確保を図るため、速やかに建設する。また、被災者の入居に係る事務を行い、その円滑な入居の促進に努める。

（イ）県は、応急仮設住宅の建設に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合は、必要に応じて資機材関係省庁（農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に資機材の調達に関して要請する。

（ウ）町は、建設場所の選定に当たっては、被災者が相当期間居住することを考慮して、飲料水を得やすく、かつ、保健衛生上適当な場所を選定するとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。ただし、私有地の場合には、後日問題が起こらないよう十分協議の上、選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

（エ）町は、相当数の世帯が集団的に居住するときは、交通の便、教育の問題、被災者の生業の見通し等についても考慮する。

（オ）応急仮設住宅は、被災者に対して一時的居住の場所を与えるための仮設建設であることを考慮し、使用目的に反しないよう適切に管理する。

（カ）応急仮設住宅は、その目的が達成されたときは、譲渡又は解体撤去の処分を速やかに実施する。

イ　借上げによる供与

県は、被災状況により、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与することを検討する。状況に応じ、知事は町長に借上げを依頼する。

ウ　公営住宅等の斡旋

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備する。

(2) 住宅の応急修理及び障害物の除去

直接又は建設業者、土木業者に請け負わせて実施する。

(3) 要配慮者への配慮

避難誘導、指定避難所等での生活環境、応急仮設住宅への収容に当たっては要配慮者に十分配慮する。特に指定避難所での健康状態の把握、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の建設等に努める。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮する。

(4) 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

４　応援協力関係

(1) 町は、自ら応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去をすることが困難な場合は、他市町村又は県へ応急仮設住宅の建設、住宅の応急修理及び障害物の除去の実施並びにこれに要する人員及び資機材について応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

５　その他

知事が災害救助法を適用した場合の対象者、経費等については、災害救助法施行細則による。

風水害の被害が大規模な場合は、「地震対策編」に記載の各種対策の実施について検討する。

第12項　文教災害対策

１　方針

災害時に、迅速かつ適切な措置をとるため必要な計画を定める。また、応急の教育に関する活動として、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の児童生徒等に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童生徒等の就学奨励費の再支給等応急の教育に必要な措置を講じる。

２　町実施機関

教育対策班

３　実施内容

(1) 被害状況、休業措置等の報告

ア　臨時休業等の措置

災害時には、校（園）長は、気象情報等に注意するとともに、教育委員会との連携を密にして情報把握に努め、事故を未然に防止するため、実態に即して休業等適切な措置を講じる。

イ　被害状況、休業措置等の報告

被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合には、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 63 条等に基づき教育委員会又は知事へ同様に報告する。

(2) 教育施設の確保

ア　応急措置

被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

（ア）災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じ危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

（イ）被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

（ウ）被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂、その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

（エ）教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ　臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、１週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

（ア）臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

（イ）校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

（ウ）被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 児童生徒の就学援助措置等

ア　授業料等の減免

（ア）県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則（昭和 51 年岡山県規則第 22 号）により、減免の措置を講じる。

（イ）災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。

（ウ）私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ　教科書・学用品等の給与

（ア）県教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。

（イ）町は、自ら学用品等の給与の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

（ウ）知事が災害救助法を適用した場合の教科書その他学用品の給与については、災害救助法施行令に基づき、県保健福祉部と連携をとり迅速な措置を講じる。また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行細則による。

ウ　心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、町及び県は、教職員への研修、精神科医や公認心理師等による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

(4) 社会教育施設等の保護

ア　社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、減失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として、一時使用する場合、又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で、使用する。

イ　文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第33条、第61条、第80条、第118条及び第120条により町教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁に届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合は、岡山県文化財保護条例（昭和50年岡山県条例第64号）第８条、第27条及び第36条により町教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導に従い実施する。

第５節　社会秩序の維持

１　方針

災害発生時には、災害現場の混乱、人心の動揺等により不測の事案の発生が予想されるので、災害現場及び避難地域を中心とした犯罪の予防、警戒及び社会秩序の維持について定める。

２　町実施機関

(1) 陸上における防犯

総務対策班

(2) 物価の安定

総務対策班

３　実施内容

(1) 防犯

県警察は、関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

ア　避難所、警戒区域及び重要施設（駅、空港、金融機関等）の警戒

イ　自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施

ウ　被災地に限らず、災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り

エ　災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する適切な情報提供

オ　その他治安維持に必要な措置

(2) 物価の安定

県は、生活必需品等の物価が高騰しないよう、また、買い占め・売り惜しみが生じないよう、監視するとともに、必要に応じ、指導等を行う。

４　応援協力関係

町は、県警察の実施する防犯活動、及び県が実施する物価の安定活動に対し、積極的に協力する。

第６節　交通規制

１　方針

災害時においては、災害対策要員及び資機材の輸送を迅速に行うことが必要であり、交通を確保するための交通規制を中心に定める。

２　町実施機関

産業建設対策班

３　実施内容

(1) 交通規制

ア　県公安委員会、県警察による交通規制

（ア）災害時には、その状況に応じて、災害応急対策活動及び災害復旧活動の円滑な推進並びに一般交通の安全を図るため、次の措置を講じる。

ａ　災害の規模、態様、道路の状況等に応じ、避難路の確保、救助、救急等の緊急交通路の確保及び災害復旧の促進に必要な交通の整理、規制を行う。

ｂ　道路及び橋りょうの被害（通行可否）を速やかに調査把捉し、通行不能又は危険道路における通行の禁止、制限等の交通規制を行う。

ｃ　その他交通渋滞の防止解消に必要な広域交通規制を行う。

（イ）災害時において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、関係機関に連絡して区域又は道路の区間（以下「区域等」という。）を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限する。また、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

（ウ）県警察は、被害の規模に応じて速やかに警察災害派遣隊等の出動を要請する。

イ　道路管理者による通行の禁止・制限

（ア）道路の通行が危険であると認められる場合における道路の通行を禁止し、又は制限する基準を事前に定め、交通機関への連絡、その他必要な措置を講じる。

（イ）災害時において、道路施設の破損等の事由により、交通が危険であると認められる場合又は被災道路の応急補修若しくは応急復旧等の措置を講じる必要がある場合は、県警察と協議して、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限する。

（ウ）道路法に基づいて道路の通行を禁止し、又は制限したときは、直ちに禁止又は制限の対象、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設置する。

（エ）放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、道路区間を指定し、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

（オ）復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

ウ　知事による指示

知事は、イ（エ）の措置に関し、道路管理者である岡山市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するため、広域的な見地から指示を行う。

エ　相互連絡

県公安委員会、県警察及び道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路の通行の禁止又は制限の対象、区域等、期間及び理由を相互に通知する。

オ　交通規制の標識等

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、法令の定めに基づき、禁止又は制限の対象、区域等及び期間を記載した道路標識等を設置する。ただし、緊急を要するため、道路標識等を設置するいとまがないとき又は設置することが困難なときは、警察官が現地において指示する等の措置を講じる。

カ　広報

道路の通行を禁止し、又は制限するときは、道路交通情報板をはじめ、道路交通情報センター及び報道機関等を通じ、関係機関、一般通行者等に対し広報するとともに、適当な迂回路を設定して、一般交通にできる限り支障のないよう努める。

(2)　道路啓開

道路管理者等は、その管理する道路について、早急に被害状況を把握し、国に報告するほか、道路啓開を行い緊急車両の通行の確保に努める。道路啓開について、道路管理者等、県警察、消防機関、自衛隊等は、状況に応じて協力して必要な措置をとるものとする。

道路管理者等は、民間団体との間の応援協定に基づき、道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

４　応援協力関係

県警察は、交通及び地域安全の確保等について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人岡山県警備業協会に協力を要請する。

町、県及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

第７節　輸送

１　方針

災害時における対策要員及び資機材の輸送については、緊急性を要するので、輸送業務の円滑を期するため、その輸送力の確保及び災害輸送に関連する措置を中心に定める。

２　実施責任者等

(1) 輸送力の確保

ア　町実施機関

総務対策班

(2) 緊急通行車両の確認

ア　町実施機関

総務対策班

３　実施内容

(1) 緊急通行車両の確認

町は、災害応急対策を実施する機関に対し、緊急通行車両以外の車両の規制が行われている場合で、災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため緊急の必要があるときは、県（危機管理課、県民局）又は県公安委員会（県警察本部交通規制課、高速道路交通警察隊、警察署、交通検問所（臨時を含む。））に申し出て、緊急通行車両であることの確認（標章及び証明書の交付）をあらかじめ受けることができることについて、周知及び普及を図る。

(2)　輸送拠点の確保

災害発生時の緊急輸送活動のために、多重性や代替性・利便性等を考慮しながら、トラックターミナル、体育館等の輸送拠点及び確保すべき道路、等の輸送施設について把握し、これらを調整することにより、県が開設する広域物資輸送拠点（第１次拠点）、町が開設する地域内輸送拠点（第２次拠点）を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図る。

４　応援協力関係

(1) 町は、自動車、船舶等の確保が不可能で輸送活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ輸送活動の実施又は自動車、船舶等の確保について応援を要請する。

(2) 町及び県以外の各機関は、自ら輸送活動を実施することが困難な場合は、(1) に順じ、中国運輸局をはじめ、一般社団法人岡山県トラック協会等の輸送関係機関へ自動車、船舶等の確保について応援を要請し、又は自衛隊その他輸送実施が可能な機関へ輸送活動の実施について応援を要請する。

また、配送作業の円滑化のため、必要に応じて一般社団法人岡山県トラック協会に物流専門家の派遣を要請する。

ただし、自衛隊に対する応援要請については、各機関（水島海上保安部・玉野海上保安部及び大阪航空局岡山空港出張所を除く。）は、県を通じて実施する。

(3) 町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

(4) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第８節　電気・通信サービス・ガス・水道の供給

１　方針

電気、通信サービス、ガス、水道は、日常生活及び産業活動上欠くことのできないものであるから、災害によりこれらの施設・設備が被害を受けた場合においても、その供給は緊急性を有するので、これらの供給を円滑に実施するための応急工事をはじめ、緊急措置を中心に定める。

２　電気

(1) 町実施機関

総務対策班

(2) 実施内容

［中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社］

ア　災害時における応急工事等

復旧計画の策定及び実施に当たっては、災害状況、各施設及び設備の被害状況並びに被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行うことを基本とする。

なお、原則として、病院、交通・通信・報道機関、水道・ガス・官公庁等の公共機関、指定避難所その他重要施設への供給設備を優先的に復旧する。

イ　災害時における電気の保安

強風、塩害、浸水等により危険と認められる場合は、送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を講じる。

ウ　復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

［中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社］

他電力会社等との相互応援体制を整え、必要に応じて、復旧要員の応援要請、復旧用資機材の融通、電力の緊急融通に努める。

３　通信サービス

(1) 町実施機関

総務対策班

(2) 実施内容

ア　災害時における応急工事等

被災した通信設備等の応急復旧工事は、被災規模により、復旧に要する人員、資機材等を確保し、速やかに実施する。

イ　災害時における通信の保安

通信事業者は、災害時において、国、県及び町等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。

ウ　情報共有

速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び県民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。

エ　応援協力関係

通信事業者は、応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合、国を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

４　ガス

(1) 町実施機関

総務対策班

(2) 実施内容

ア　災害時における応急工事

災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋りょう架管、整圧器及び製造設備等に被害があったときは、速やかに応急工事を実施し、供給不良又は不能となった地域への供給再開を行う。

イ　災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態になった場合又はガス導管の損傷等によってガス漏えいの危険がある場合若しくは爆発するなどの災害が発生した場合は、次により、それぞれの応急措置を講じる。

（ア）ガス製造施設が危険な状態になった場合は、直ちに作業を中止し、安全措置を講じる。

（イ）ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断するなど、危険防止に必要な措置を講じる。

（ウ）中国四国産業保安監督部、県警察及び町へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

ウ　他工事関係におけるガスの保安

ガス導管に関連する各種工事の実施に当たっては、関係者と緊密な連絡のもとに、十分な安全措置を講じる。

エ　復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

要員が不足する場合は、県へ応援を要請する。

５　水道

(1) 町実施機関

上下水道対策班

(2) 実施内容

ア　応急給水の実施

断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保する。また、災害発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、上水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、下水道管理者と連携し、施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。減・断水の状況によっては、臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を実施するとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

特に、要配慮者に配慮した給水を行う。

イ　災害時における応急工事

（ア）災害の発生に際しては、特定調整池（間山配水池）施設の防護に全力をあげ、給水不能の範囲をできるだけ少なくする。

（イ）特定調整池からの配水管等が破壊され、給水不能又は給水不良となった区域に対しては、他の系統の全能力をあげて給水するとともに、施設の速やかな復旧を図る。

ウ　災害時における水道水の衛生保持

施設が破壊されたときは、破壊箇所から有害物等が混入しないように処置するとともに、特に浸水地区等で悪水が流入するおそれがある場合は、水道の使用を一時中止するよう一般に周知する。

エ　復旧予定時期の明示

復旧に当たっては、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(3) 応援協力関係

ア　町は、応急復旧作業等が、自己の力で処理し得ないと判断された場合は、他市町村、県又は日本水道協会岡山県支部に応援を要請する。

要請に当たっては、必要な資機材、給水車の台数、運転手の有無、受け渡し場所、期間を明示する。

イ　県は、町からの応援要請の実施が困難な場合は、日本水道協会岡山県支部を通じて、他県支部等に応援を要請する。

６　工業用水道

(1) 町実施機関

上下水道対策班

(2) 実施内容

災害が発生した場合は、被災施設・設備の状況を速やかに把握し、被害が認められた場合には応急復旧に当たる。

７　下水道

(1) 町実施機関

上下水道対策班

(2) 実施内容

災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、水道事業者と連携しながら下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講じる。

第９節　防災営農

１　方針

災害による農林関係被害の防除活動を的確に実施するため、農地、農業用施設、農作物、家畜、林産物に対して、なすべき措置を中心に定める。

２　町実施機関

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

産業建設対策班

(2) 農作物に対する応急措置

産業建設対策班

(3) 家畜に対する応急措置

産業建設対策班

(4) 林産物に対する技術指導

産業建設対策班

３　実施内容

(1) 農地及び農業用施設に対する応急措置

ア　農地

町及び土地改良区は、河川等の氾濫により農地に湛水した場合は、ポンプ排水又は堤防切開工事により、湛水排除を図る。

イ　排水機

町及び土地改良区は、排水機場に浸水のおそれがあるときは、土俵積等により浸水を防止して排水機場の保全に努める。被災により機能を失ったときは、応急排水ポンプ（移動用ポンプ）により湛水の排除に努める。

ウ　ダム・ため他

県、町及び土地改良区は、ダム、ため池が増水し、漏水、溢水のおそれがある場合は、堤防決壊防止のための応急工事を実施するほか、必要があると認めるときは取水・放流管を開放し、下流への影響を考慮の上、水位の低下に努める。

エ　用排水路

町及び土地改良区は、取水樋門等を操作し、又は水路開削・補強等の応急工事を実施することにより、水路の決壊防止に努める。

オ　頭首工

町及び土地改良区は、頭首工の保全のため必要な措置を講じるとともに、決壊するおそれがある場合は、応急工事を行う。

(2) 農作物に対する応急措置

ア　災害対策技術の指導

県は、被害の実態に即し、必要な技術対策を樹立し、町、農業協同組合等農業団体と一体となって技術指導を行う。

イ　病害虫の防除

（ア）防除指導等

県は、病害虫の異常発生及びそのまん延を防止し、農作物の被害の軽減を図るため、その対策を検討した上、町、農業協同組合等農業団体と一体となって、具体的な防除の実施を指導する。

ウ　凍霜害防除

町及び農業協同組合は、有線放送等を活用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講じるよう措置する。

(3) 家畜に対する応急措置

ア　町は、県、畜産関係団体の協力を得て、災害発生に伴う家畜の管理について地域の実情に応じた指導を行う。

イ　家畜の防疫

各種家畜伝染病の発生のおそれがある場合は、町は、県、家畜防疫員等の協力を得て、必要に応じ、畜舎等の消毒、家畜への予防注射等を実施し、また、家畜伝染病が発生した場合は、家畜伝染病予防法に基づき、死亡家畜等の適切な処理及び家畜等の移動制限等のまん延防止措置を講じる。

(4) 林産物に対する技術指導

ア　災害対策技術指導

町は、県、森林組合等の協力を得て、種苗生産者、森林所有者に対し、被災苗木、森林に対する措置等林産物について技術指導を行う。

イ　風倒木の処理指導

風倒木の円滑な搬出等について、町は、県、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

ウ　森林病害虫等の防除

森林病害虫等を防除するため、町は、県、森林組合の協力を得て、森林所有者に対し、その防除活動について技術指導を行う。

エ　凍霜害防除

(2) ウに準ずる。

4　応援協力関係

(1) 農業用施設に対する応急措置

ア　町及び土地改良区は、湛水排除の実施が困難な場合は、県を通じて中国四国農政局へ移動用ポンプの貸与を依頼する。

イ　町は、ダム、ため池、用排水路等について応急工事の実施に必要な人員、資機材の確保について、県及び関係市町村に応援を要請する。

ウ　応援の要請を受けた市町村は、これに積極的に協力する。

第10節　水防

1　方針

洪水に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれらによる被害を軽減するよう、水防活動を中心に定める。

2　町実施機関

(1) 水防活動

総務対策班

(2) 湛水排除

産業建設対策班

3　実施内容

(1) 水防活動

ア　水防管理者（町長）は、平常時より水防活動の体制整備を行っておくものとする。

イ　水防団体等の出動

水防管理者（町長）は、水防警報が発表される等水防上必要があると認めたときは、町及び県の水防計画の定める基準により水防団等の出動準備又は出動の指令を出して、水防体制の万全を図る。

イ　監視及び警戒

水防管理者は、水防体制が発動されたときから管轄の水防区域の監視及び警戒を厳重にし、異常を発見した場合は、直ちに当該河川、堤防、ため池等の管理者及び県に連絡する。

ため池管理者（町長、土地改良区、所有者）においても監視及び警戒を行い、異常を発見した場合は、水防管理者に連絡する。

ウ　ため池、水門、こう門、ポンプ場等の操作

ため池、水門、こう門、ポンプ場等の管理者（操作担当者を含む。）は、気象状況等に関する通知を受けたときは、水位の変動を監視し、必要に応じて、門扉等の適正な開閉を行い、放流の際、下流地区に対する迅速な連絡を実施する等その操作の万全を期する。

事前放流については、より効果的な運用について検討するとともに、利水者の協力体制を構築するよう努める。

エ　水防活動

河川、堤防、ため池等が漏水、崖崩れ、越水等のおそれがある又はそれが発生し、放置しておくと危険な場合、水防管理者は、その応急措置として、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、主として水防工法を実施する。

オ　決壊等の通報及び決壊後の処理

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を県及び氾濫する方向の隣接水防管理者等関係者に報告しなければならない。

また、決壊箇所等については、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

カ　避難のための立退き

洪水による著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認められる区域の居住者に対し、ラジオ、信号又は広報その他の方法により、立退き又はその準備を指示しなければならない。立退きの指示をする場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

キ　従事者の安全確保

水防管理者は、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

(2) 湛水排除

町及び土地改良区は、河川、堤防の決壊等により湛水した場合は、湛水排除を実施するほか、町は、排除ポンプにより排除を実施する。

４　応援協力関係

(1) 水防活動

ア　水防管理者は、緊急の必要があるときは、隣接の他の水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して応援を求める。

イ　応援のため派遣される者は、所要の器具及び資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動する。

ウ　水防管理者は、県に対し、水防資機材の支援及び水防工法の指導のための職員の派遣を要請することができる。

エ　水防団及び消防機関は、出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また、河川管理者、町と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入りの禁止又はその区域からの退去等の指示を実施する。

オ　気候変動による影響を踏まえ、社会全体で災害を防止・軽減させるためのハード･ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、水系ごとに組織する「大規模氾濫時の減災対策協議会」、「流域治水協議会」等を活用し、国、県、町、河川管理者、水防管理者に加え、公共交通事業者、メディア関係者、利水ダム管理者等の氾濫域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築する。

オ　水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ災害協定等の締結に努める。

(2) 湛水排除

「第９節　防災営農」の４（１）を参照すること。

第11節　雪害対策

１　方針

豪雪、雪崩等による雪害に対し、これを警戒し防御することによって、被害を軽減するよう、地域の特性に配慮しつつ、豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害に強いまちづくりを行うとともに、相互応援協定の締結に当たっては、雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結について考慮する。

２　町実施機関

産業建設対策班

３　実施内容

(1) 雪崩災害の防止活動

ア　町は、家屋倒壊による被害を防止するため、住民に対し、屋根の雪下ろしを督励する。また、この場合、雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故を防止するように呼びかける。

イ　町は、雪崩の発生するおそれのある危険箇所の巡視・点検を行い、地域住民等の避難が必要と判断される場合は、住民に対し避難のための指示を行う。

(2) 情報の伝達

町及び県は、警報等を住民等に伝達する体制を整備するとともに、様々な環境下にある住民、要配慮者利用施設の施設管理者等及び町、県の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、L アラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティ FM 放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図る。

なお、道路情報については、降雪予測及び降雪状況により必要に応じて道路利用者へ提供する。

(3) 道路交通の確保

冬期における交通確保を図るため、積雪・堆雪に配慮した道路整備等を行うとともに、除雪機械、除雪要員の動員等について体制の整備を行う。

また、豪雪による広域的な雪害対策については、幹線道路等において交通の途絶のおそれがある場合には、関係する警察及び道路管理者間で緊密に連絡調整を行い、道路管理者間で連携して除雪作業を実施するなど、より一層の連携強化を図り、早期の道路交通の確保に努める。

特に、集中的な大雪に対しては、道路管理者は、人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。

道路管理者は、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、関係機関と連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

また、道路管理者は集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワーク毎にタイムラインを策定するよう努める。

(4) 除雪体制の整備

熟練したオペレーターの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、町及び町は、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。

(5) 雪崩災害発生後の活動

ア　雪崩災害が発生した場合は、早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性について現地調査を行い、必要に応じて、応急工事を実施する。

イ　災害発生後の対応では、順次優先度を考慮して除雪、応急復旧のための集中的な人員資機材の投入を図る。

４　応援協力関係

(1) 町は、応急活動の実施が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 応援の要請を受けた市町村等は、これに積極的に協力する。

第12節　事故災害応急対策

第１項　道路災害対策

１　方針

道路構造物の被災等により、多数の死傷者等が発生した場合の応急措置について定める。

２　町実施機関

産業建設対策班

３　実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア　道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合、道路管理者は、速やかに国土交通省及び関係機関に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

イ　町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア　道路管理者は、発災後、速やかに災害拡大防止のため必要な措置を講じるものとする。

イ　関係機関は、「第３章　第１節　防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア　道路管理者は、町等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救急の初期活動に資するよう協力する。

イ　町及び県は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、関係機関に応援を要請する。

ウ　救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町及び県は、必要に応じ民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ　一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この項のほか、「第３章　第 13 節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 道路、橋りょう等の応急措置

ア　道路管理者は、道路、橋りょう、トンネル等に被害が生じた場合は、緊急輸送の確保に必要な道路等から優先的にその被害の状況に応じて排土作業、盛土作業、仮舗装作業、障害物の除去、仮橋の設置等の応急工事により一応の交通の確保を図る。

イ　道路管理者及び上下水道・電気・電話等道路占有施設設置者は、所管以外の施設に被害が発生していることを発見した場合は、当該施設を所管する者に直ちに応急措置を講じるよう通報する。

ウ　道路管理者は、類似の災害の再発防止のため、被災箇所以外の道路施設についても点検を行う。

(5) その他

ア　災害復旧への備え

道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

イ　再発防止対策

道路管理者は、原因究明のための調査を行い、その結果を踏まえ再発防止対策を実施する。

４　応援協力関係

(1) 町は、応急工事の実施が困難な場合は、県へ要員の確保について応援を要請する。

(2) 町、県及び県警察は、被災車両の撤去について十分な応急措置を講じることができない場合は、一般社団法人日本自動車連盟に協力を要請する。

(3) 応援要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第２項　鉄道災害対策

１　方針

鉄軌道における列車の衝突等多数の死傷者の発生する事故災害に対する応急措置及び交通の確保等について定める。

２　町実施機関

総務対策班

３　実施内容

(1) 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ア　大規模な鉄軌道事故が発生した場合、鉄軌道事業者は、「第３章　第２節　第３　情報の収集・伝達」によるほか、速やかに国土交通省に事故の発生を連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況等を連絡する。

イ　町は、人的被害の状況を収集し、県へ連絡するとともに、引き続き応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を連絡する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア　鉄軌道事業者は、被害の防止及び拡大防止のため、速やかに次の措置を講じる。

（ア）水害等により列車運転に直接支障を生じる事態が発生した場合の列車の避難及び停止の措置を講じる。

（イ）工事現場における使用資機材の倒壊、盛土又は掘さく現場の崩壊等の防止措置を適切に行う。

（ウ）事故発生後における災害の拡大防止のための関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講じる。

イ　関係機関は、「第３章　第１節　防災組織・防災体制」の定めるところにより、発災後速やかに、職員の非常招集、情報収集体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとる。

(3) 救助・救急、医療及び消火活動

ア　鉄軌道事業者は、負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるとともに、消防機関をはじめ、各機関に可能な限り積極的に協力する。

イ　地方公共機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国の各機関、他の地方公共機関に応援を要請する。

ウ　救助・救急活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとするが、町及び県は、必要に応じ、民間からの協力等により、必要な資材を確保して効率的な活動を行う。

エ　一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第３章　第 13 節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

(4) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

鉄軌道事業者は、事故災害が発生した場合は、緊急度に応じて、仮線路の設置、仮橋の架設等の応急工事により交通を確保し、又は他の路線への振替輸送、バス代行輸送等により代替交通手段の確保に努める。

(5) 災害復旧活動

鉄軌道事業者は、事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援に関する計画を活用しつつ、被災施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に努める。

鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

可能な限り、復旧予定時刻を明確化するよう努める。

４　応援協力関係

(1) 鉄軌道事業者は、応急工事の実施が困難な場合は、他の鉄軌道事業者へ要員、資機材の確保について応援を要請する。また、県へ要員の確保について応援を要請し、又は県を通じて自衛隊へ応急工事の実施について応援を要請する。

(2) 応援要請を受けた機関はこれに積極的に協力する。

(3) 関係機関は相互に密接な連携をとる。

第３項　航空機事故災害対策

１　方針

航空機の墜落炎上等による災害から乗客、地域住民等を守るため、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力の下に各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

２　町実施機関

総務対策班

３　通報連絡

空港、空港外周辺地域、その他の地域において万一災害が発生した場合の通報連絡は、次のとおりとする。

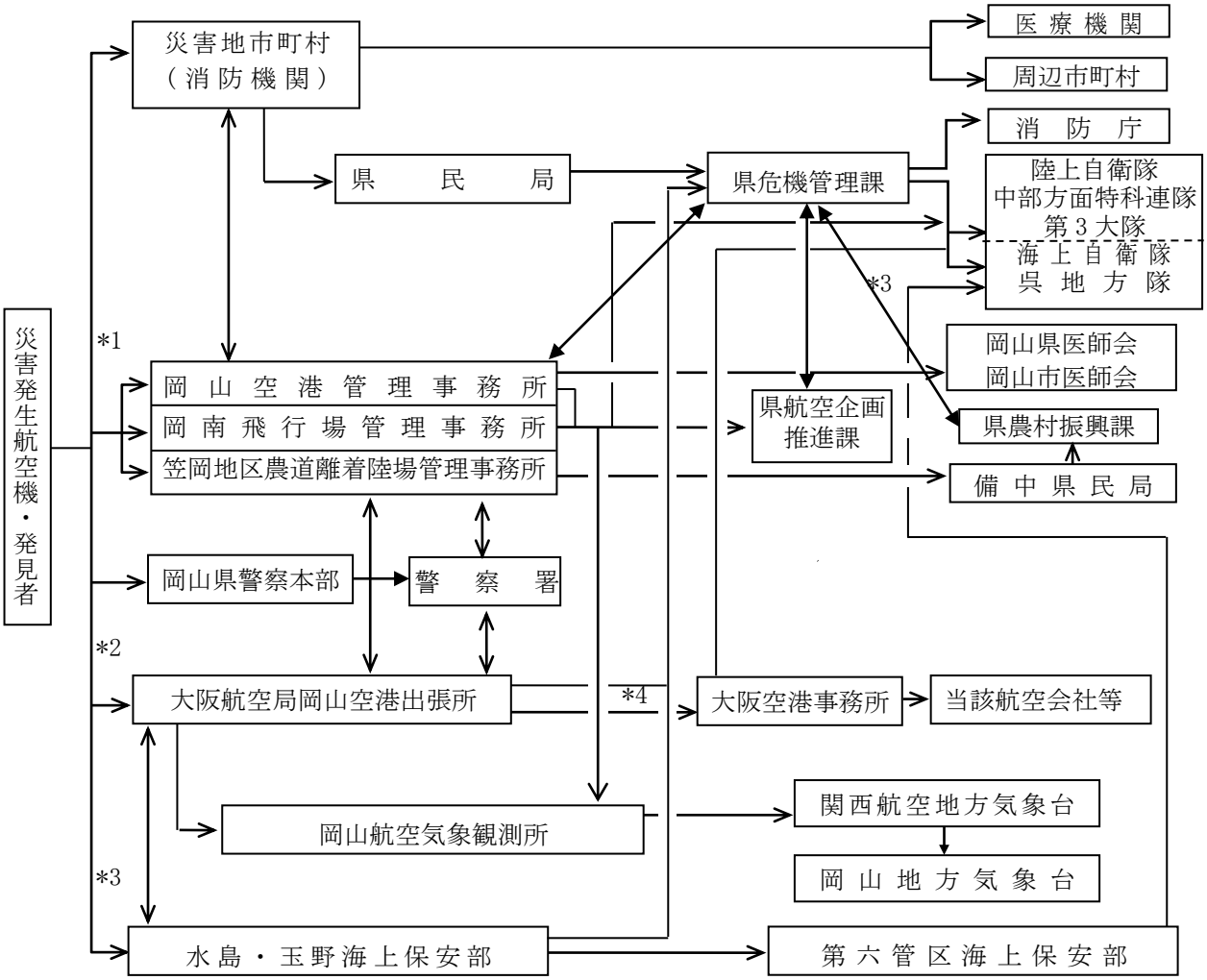

＊1　各空港又はその周辺で発生した場合
＊2　岡山空港又はその周辺（半径９km 以内）で発生した場合
＊3　海上で発生した場合
＊4　岡山空港以外で発生した場合

４　実施内容

(1) 町の措置

ア　航空機事故の発生を知ったとき又は発見者等からの通報を受けたときは、事故の状況、被害の規模等を収集し、把握したものから直ちに県及び関係機関へ通報する。

イ　必要に応じ、防災関係機関、関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

ウ　死傷者が発生した場合は、地元医療機関、保健所等で医療班を組織し、現地に派遣して応急措置を施した後、あらかじめ指定した医療機関に搬送する。

エ　災害の規模が大きく町で対処できない場合は、相互応援協定に基づき、他の市町村に応援を要請する。

また、必要に応じ、県に消防防災ヘリコプターの出動を要請する。

県及び他の市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

オ　さらに、消防力を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対し、当該職員の派遣を要請するとともに、県に対して指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第３章第 13 節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

５　応援協力関係

その他防災関係機関は、地元市町村、県、空港出張所等からの応援要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

第４項　大規模な火災対策

１　方針

大規模な火災が発生し、又は火災発生時の形態や状況等（高層建築物・地下街・特殊建築物・住宅密集地等）から大規模化が予測される場合（以下「大規模な火災の発生した場合」という。）に、これに緊急に対処するための消防活動について定める。

なお、この項の「消防活動」とは、主に、情報の収集・連絡、消火及び救助・救急、緊急輸送活動をいう。

２　町実施機関

消防対策班

３　実施内容

(1) 情報収集連絡

大規模な火災が発生した場合は、町は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災の場合は、町は、直接消防庁へも連絡する。

(2) 消火・避難活動

ア　大規模な火災が発生した場合は、町は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火及び自主防災組織等の協力を得て、住民の避難誘導等の活動を行う。

イ　大規模な火災が発生した場合は、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握、その他の活動を行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送

大規模な火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(4) 救助・救急活動

ア　火災による人的被害が発生した場合は、町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ　一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第３章　第 13 節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

４　応援協力関係

(1) 町は、火災及び被害の規模に応じて、県及び他市町村に応援を要請する。また、県及び他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、化学消火薬剤等を発災市町村で確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第５項　林野火災対策

１　方針

林野火災が発生した場合、防災関係機関は、早期に初動体制を確立し、緊密な協力のもとに各種応急対策を実施することにより、被害拡大を防御し、被害の軽減を図る。

２　町実施機関

消防対策班、産業建設対策班

３　実施内容

(1) 情報の収集・連絡

ア　大規模な林野火災が発生した場合は、町は、火災の状況、被害の規模等の情報を収集し、把握できたものから直ちに県に連絡し、県は、自ら収集した情報も含め消防庁に連絡するとともに、必要に応じ他の関係機関に連絡する。

イ　情報連絡に当たっては、関係機関が統一のとれた判断の下に各種応急対策を実施するため、町が作成した林野火災防御図を共通のメッシュ地図として使用する。

ウ　消防機関は、無人航空機等を活用し、夜間も含め刻々と変化する災害の状況を的確に把握する。

(2) 応急活動及び活動体制の確立

ア　町は、林野火災対応の指揮体制を早期に確立し林野火災対応の中枢として、すべての指揮と情報を把握するため、現場指揮本部を、また、後方支援に必要な事項を処理するため、後方支援本部を設置し、関係機関との調整等を含む消防活動全体の総合調整を行う。

イ　町本部が設置された場合、後方支援本部の業務は、町本部が行う。

ウ　消防機関等は、気象条件等で急激に状況が変化するとともに、特に夜間の延焼拡大を阻止するため昼夜を通じて消火活動に従事する必要があるため、早期に長期ローテーションを確立するなど、隊員の疲労管理を行う。

(3) 消火・避難活動

ア　林野火災が発生した場合、消防機関、町等は、速やかに火災の状況を把握し、消防計画、林野火災防御図、飛び火警戒要領等の活用や、地上消火隊及び消防防災航空隊間の連携により、迅速かつ効果的に消火活動を行う。また、活動終期には、空中からの熱源探査並びに地上での警戒及び残火処理を徹底し、確実な鎮火を行う。

イ　町は、必要に応じて、自主防災組織等の協力を得て住民の避難誘導等の活動を行う。また、林野火災は急激に延焼拡大して避難指示等が広範囲となる場合があるため、避難行動要支援者の避難支援が適切に行われるよう十分配慮する。

ウ　林野火災が発生した場合には、必要に応じて、ヘリコプター等航空機による状況把握及び空中消火等の活動を行う。

エ　消防機関等は、火災防御に当たっては人命を第一とし、住家等への延焼防止を最優先に行うものとする。

オ　消防機関等は、消火活動の実施に当たり、滑落や落石、火煙に囲まれる危険性等の山間地特有の安全管理を周知徹底する。

(4) 交通の確保・緊急輸送

大規模な林野火災が発生した場合は、被害の状況、緊急度及び重要度等を考慮して、交通規制、応急復旧、緊急輸送の手段を講じる。

(5) 救助・救急活動

ア　林野火災による人的被害が発生した場合は、町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の把握に努める。

イ　一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第３章　第 13 節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

(6)　消防防災ヘリコプターの要請と運用

ア　町は、林野火災の拡大が予想されるとき、又は延焼状況・気象状況・地形の状況等から必要と認めるときは、消防防災ヘリコプターを要請する。

イ　消防防災ヘリコプターによる偵察及び空中消火等は、時機を逸することなく早期に実施できるよう努める。

ウ　消防防災ヘリコプターの要請は、「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」に基づき実施する。

エ　消防防災ヘリコプターの主要業務は、上空偵察、空中消火、搬送業務及び救助活動とする。

４　応援協力関係

(1) 町は、林野火災及び被害の規模に応じて、他市町村に応援を要請する。他市町村は、要請又は応援協定に基づき、応援活動の迅速な実施に努める。

また、町で林野火災対策用資機材を確保することが困難な場合は、県又はその他の関係機関に確保を要請する。

(2) 町の消防力のみでは対処できない林野火災の場合は、町又は都道府県の区域を超えた消防力の広域的な運用により対応することとし、その手続は「岡山県下林野火災広域応援対応マニュアル」及び「岡山県林野火災対策用空中消火資機材運用要綱」等による。

(3) 町は、消防防災航空隊及び自衛隊による迅速かつ効果的な空中消火を行うため、ヘリコプター機数、給水拠点、燃料補給方法などの調整を行うとともに、地上及び空中の消火活動の連携強化に努める。

(4) 消防機関は、急激な延焼拡大や火災の長期化にも的確に対応できるよう、林野火災の発生を他の消防機関や消防防災航空隊、自衛隊に情報共有するとともに、早期に応援を要請するものとする。

(5) 応援の要請を受けた機関は、これに積極的に協力する。

第６項　危険物等災害対策

１　方針

危険物等施設が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

２　町実施機関

消防対策班

３　実施内容

(1) 危険物等施設

ア　町の措置

（ア）県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

（イ）危険物等施設の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

（ウ）町は、災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

（エ）消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

なお、消火活動等を実施するに当たっては、河川・農地等への流出被害防止について、十分留意して行う。

（オ）火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

（カ）さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤、中和剤、ガス検知器等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

（キ）町は、危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物等の除去、環境モニタリングをはじめ、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対応を講ずる。

(2) 危険物等積載車両

町は、(1) に準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第３章第 13 節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

4　応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、町、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動等を実施する。

(2) 広域的な応援体制

地方公共団体等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な危険物等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の地方公共団体及び事業者は、あらかじめ関係地方公共団体及び事業者により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第７項　高圧ガス災害対策

1　方針

高圧ガス施設等及び移動中の高圧ガス等が火災等により危険な状態になった場合、又は爆発等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

2　町実施機関

消防対策班

3　実施内容

(1) 高圧ガス施設

ア　町の措置

（ア）県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・災害等の場合は、直接消防庁へも連絡する。

（イ）製造業者（コンビナート製造業者を除く。）、貯蔵所の所有者・占有者、販売業者（液化石油ガス販売業者を除く。）、消費者等に対し、高圧ガス製造施設、貯蔵所、販売所等の全部又は一部の使用の一時停止を命じ、又は製造、引き渡し、貯蔵、移動、消費、廃棄等の一部禁止又は制限をする。

（ウ）高圧ガス又はこれを充填した容器の所有者・占有者に対し、その廃棄又は所在場所の変更を命じる。

（エ）高圧ガス施設等の所有者、管理者、占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指

示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

（オ）災害の規模に応じて、速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

（カ）消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告、助言等を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て救助及び消火活動を実施する。

（キ）火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

（ク）さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 高圧ガス積載車両

高圧ガス輸送事業者、県警察、県、中国四国産業保安監督部及び町は、それぞれ危険物等施設の場合に準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第３章第 13 節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

４　応援協力関係

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、町、県又は災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して消火活動を実施する。

(2) 広域的な応援体制

町等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体等に応援を求める。また、大規模な高圧ガス等災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第８項　火薬類災害対策

１　方針

火薬類施設及び移動中の火薬類等が火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を加えるおそれがあるので、これらの危害を防除するための応急的保安措置を講じる。

２　町実施機関

消防対策班

３　実施内容

(1) 火薬類関係施設

ア　町の措置

（ア）県へ災害発生について、直ちに通報する。ただし、消防庁が定める「火災・災害等即報要領」に基づく直接即報基準に該当する火災・爆発事故の場合は、直接消防庁へも連絡する。

（イ）火薬類の所有者・占有者に対し、危害防止のための措置を講じるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民の立入制限、退去等を命令する。

（ウ）消防計画等により消防隊を出動させ、災害発生企業の責任者からの報告を受け、必要に応じ、関係企業及び関係公共的団体の協力を得て、救助及び消火活動を実施する。

（エ）火災の規模が大きくなり、自己の消防力等では対処できない場合は、他の市町村に対して応援を要請する。

（オ）さらに消防力等を必要とする場合は、県に対して緊急消防援助隊の派遣要請及び自衛隊の災害派遣要請を要求するとともに、化学消火薬剤等必要資機材の確保等について応援を要請する。

また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求める。

(2) 火薬類積載車両

ア　町の措置

(1) に準じた措置を講じる。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合は、この項のほか、「第３章第 13 節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

４　応援協力体制

(1) その他の防災関係機関及び関係企業等は、町又は県若しくは災害発生企業から応援の要請等を受けたときは、積極的に協力して防災活動を実施する。

(2) 広域的な応援体制

町等は、被害の規模に応じて、他の市町村等に応援を求める。また、大規模な火薬類等の災害の発生を覚知したときは、発災地以外の市町村等は、あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

(3) 緊密な情報交換

関係機関は、応急対策活動等に関し、必要に応じて、相互に緊密な情報交換を行う。

第９項　有害ガス等災害対策

１　方針

特定施設等について故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙若しくは特定物質、ダイオキシン類又は有害ガス（以下「有害ガス等」という。）が大気中又は公共用水域に多量に排出された場合は、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあるので、直ちに応急の措置を講じるとともに速やかに復旧措置を講じる。

２　町実施機関

町民対策班

３　実施内容

(1) 特定施設等の設置者の措置

ア　事故発生時には、応急の措置を講じ、かつ、その事故を速やかに復旧する。

イ　町長又は知事に事故状況を通報するとともに、必要に応じ、付近住民等が避難するために必要な措置を講じる。

ウ　町長又は知事の措置があった場合、これに従う。

(2) 町の措置

町長は、有害ガス等が大気中又は公共用水域に多量に排出され、地域住民の人体に重大な被害を及ぼすおそれがあると認められる場合は、警戒区域の設定による立入禁止、適当な場所への退避の勧告等を行う。

(3) その他

一時に多数の死傷者が生じ、総合的な救急活動の必要がある場合には、この項のほか、「第３章　第 13 節　集団事故災害対策」により活動を実施する。

４　応援協力

その他の防災機関及び特定事業所等は、町、県又は災害発生事業所からの応援の要請を受けたときは、事故の拡大又は再発の防止のため、積極的に応援活動等を実施する。

第 13 節　集団事故災害対策

１　方針

交通事故、爆発、有害物質の放出等の事故災害により一時に多数の死傷者が生じ、日常の単発的小災害に対する体制では救急対策が困難な場合において、総合的な救急体制を確立し、救急活動の迅速かつ適切な実施を図る。

２　実施責任者等

(1) 町実施機関

総務対策班、町民対策班、消防対策班

３　実施内容

(1) 町本部等の設置

交通事故、爆発、有害物質の放出等により一時に多数の傷病者が生じ、関係機関が協力して総合的な救急医療活動を実施する必要があると認められる場合、町長は、町地域防災計画に定めるところにより、町本部を設置するとともに、現地において総合的な救急医療活動を実施する現地災害対策本部を設置する。

ア　町長は、自ら又は適当な職員若しくは他の関係機関の代表を指名して現地災害対策本部の総合的な調整に当たらせる。

イ　現地災害対策本部は、事故現場に近く、かつ、通信連絡に便利な場所に設置する。

(2) 町現地災害対策本部の責務

関係機関が実施する次の救急医療等の業務の調整を行い、円滑な実施を図る。

ア　災害現場での救助

イ　現場付近での応急手当

ウ　負傷者の分類

エ　収容医療施設の指示

オ　医療施設への搬送

カ　死体の処理

(3) 関係機関の措置

ア　町の措置

（ア）町長は、通報その他により事故の発生を覚知したときは、町地域防災計画の定めるところにより直ちに町本部を設置し、関係機関に協力、応援を要請するとともに、所管の町の病院の救護班に出動を命じる。

（イ）町長は、町本部を設置したときは、知事（危機管理課）に通報する。

（ウ）町長は、事故対象物が特殊な物質で応急対策を講じる上で特別の知識を必要とする場合は、当該知識を有する者に対し、協力を要請する。

イ　町（消防）、警察署及び空港出張所の措置

（ア）通報その他により事故の発生を覚知したときは、直ちに町長に通報するとともに、所定の応急活動を実施する。

（イ）町本部が設置された場合は、これに参加し、関係機関と協力して救急及び防災活動を実施する。

ウ　日本赤十字社岡山県支部及び地元医療関係機関の措置

町長等の要請により、救護班、医療班及び応援部隊を派遣する。

4　応援協力関係

関係機関は、町の実施する総合救急体制の整備及び総合救急活動の実施に積極的に協力する。

第14節　自衛隊の災害派遣

1　方針

天災、地変その他の災害が発生し、又は発生しようとしているとき、人命又は財産保護のため必要な応急対策の実施がそれぞれの実施機関だけでは不可能又は困難であり、自衛隊の活動が必要かつ効果的であると認められるときは、自衛隊に災害派遣を要請する。

2　町実施機関

総務対策班

3　災害派遣部隊等の活動範囲

災害派遣部隊等の活動範囲は、主として人命及び財産の保護のため、防災関係機関と緊密に連携、協力して、次に掲げる活動を行う。

(1) 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により偵察を行い、被害の状況を把握し関係機関に伝達する。

(2) 避難の援助

避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があると認めるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

(3) 遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助作業等に優先して捜索救助を行う。

(4) 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬積込等の水防活動を行う。

(5) 消防活動

火災に対しては、利用可能な防火用具等（空中消火が必要な場合は、航空機）をもって、消防機関に協力して、消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(6) 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。

(7) 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。

(8) 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に特に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについてのみ行う。

(9) 給食及び給水の支援

給食及び給水の支援を行う。

(10) 入浴支援

入浴施設の開設などにより、入浴支援を行う。

(11) 救援物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和 33 年総理府令第１号）に基づき、生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

(12) 危険物の保安及び除去等

能力向上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を行う。

(13) その他

その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なものについては、要請によって所要の措置をとる。

４　災害派遣要請等手続

(1) 町長の派遣要請の要求

ア　町長が自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ　町長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合は、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛大臣又は自衛隊に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

ウ　派遣要請要求書の様式は、次のとおりである。

年　　月　　日

知　事あて

市町村名

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由

２　派遣を必要とする期間

自　　年　　月　　日　　時から

至　　年　　月　　日　　災害が終了するまで

３　派遣を希望する区域及び活動内容

(1)派遣を希望する区域

(2)活動内容

４　その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

(1) 連絡場所及び連絡職員

(2) 宿舎

(3) 食料

(4) 資材

（注）緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（２部）を提出する。

注：用紙の大きさは、Ａ４とする。

(2) 撤収要請依頼

ア　町長は、自衛隊の災害派遣の目的を達成したとき又は必要がなくなったときは、速やかに、災害派遣要請権者に対して、自衛隊の撤収要請を依頼する。

イ　撤収要請依頼書の様式は、次のとおりとする。

年　　月　　日

知事あて

市町村名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１　撤収要請依頼日時
　　年　　月　　日

２　派遣要請依頼日時
　　年　　月　　日

３　撤収作業場所

４　撤収作業内容

注：用紙の大きさは、Ａ４とする。

(3) 災害派遣要請等手続系統

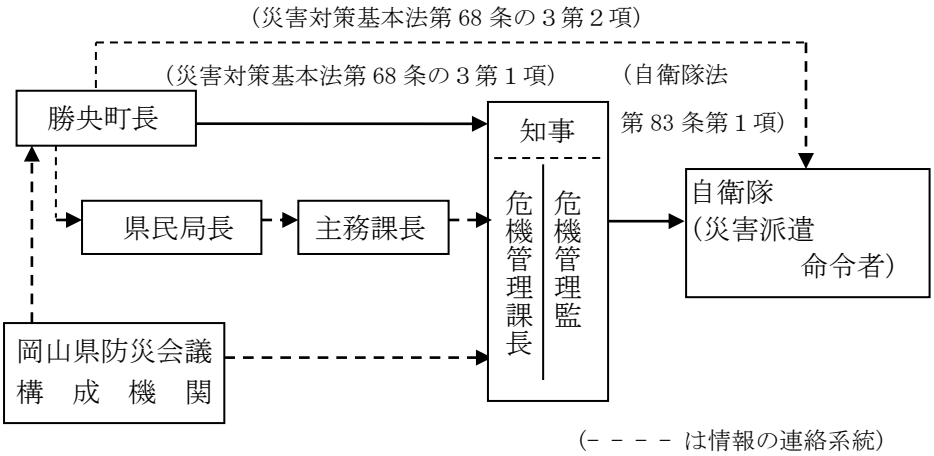

（- - - - は情報の連絡系統）

(4) 連絡方法

NTT 電話 0868-36-5151（内線 237　夜間等は 302）

FAX 0868-36-5151（内線 238）

防災行政無線　6440-031（事務室）

6440-038（宿直室）

6440-039（３科・FAX 併用）

(5) 自主派遣

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置を講じる必要があると認められること。

ウ　海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ　その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

５　災害派遣部隊の受け入れ

(1) 災害派遣要請権者は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村長又は関係機関の長に受入体制を整備させるとともに、必要に応じて、職員を派遣し、派遣された部隊及び派遣を受けた市町村又は関係機関相互の間の連絡に当たる。

県は、広域災害時には、次の点に留意する。

ア　派遣部隊の移動が迅速に行われるために的確な道路情報を連絡する。

イ　大型輸送機の使用に備えて岡山空港、岡南飛行場の離着陸の対応措置をとる。

(2) 受入側の市町村長又は関係機関の長は、次の点に留意して、派遣部隊の活動が十分に達成されるよう努めなければならない。

ア　派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ　応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ　部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することがないよう最も効果的に作業が分担できるよう配慮する。

エ　自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

［自衛隊部隊が宿営等のために使用する地積の基準］

連 隊 規 模：　約 15,000 ㎡

師団等規模：約 140,000 ㎡

オ　ヘリコプターによる災害派遣を受け入れる場合は、次の点について準備する。

（ア）下記の基準を満たす地積及び離着陸地点の地盤は堅固な平坦地を確保する。

なお、この際、土地の所有者又は管理者と十分調整を行う。

［着陸地点及び無障害地帯の基準］

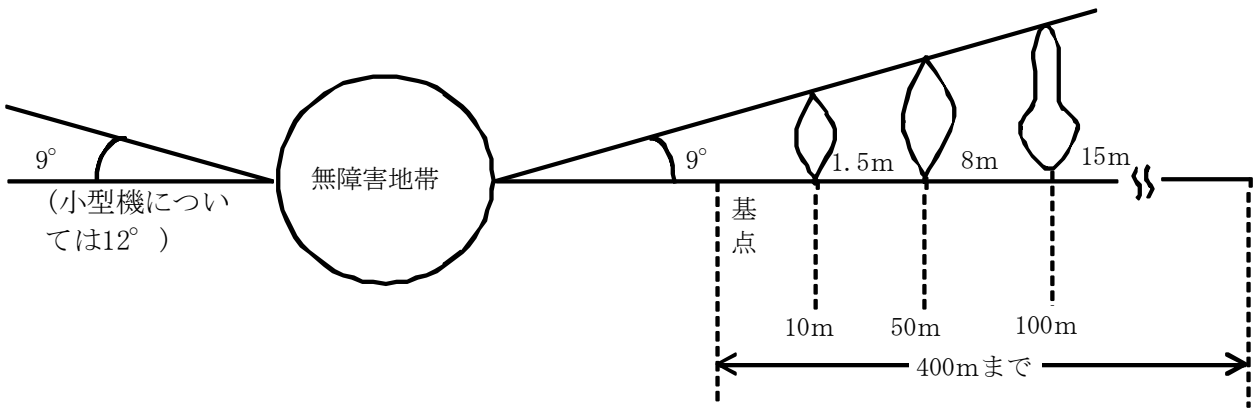

（ａ）中型機（UH-1：多用途）の場合

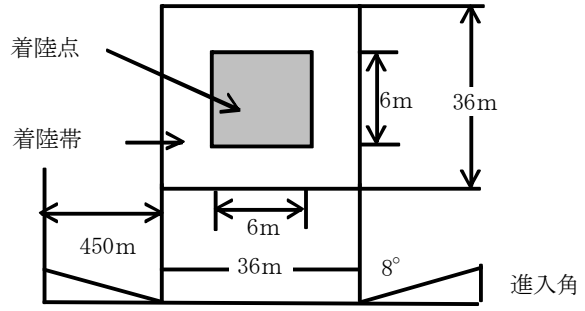

（ｂ）大型機（CH-47：）の場合

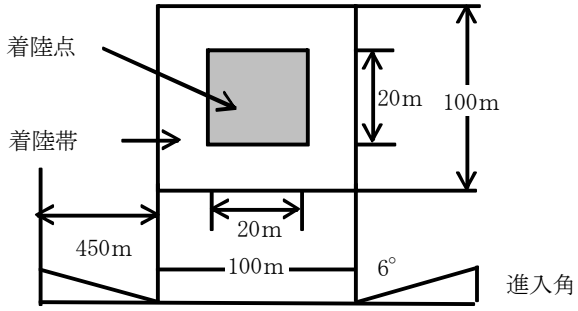

（イ）着陸地点には、下記基準のH記号を平行方向に向けて標示するとともに、ヘリコプター離発着地の近くに上空から風向、風速の判定ができる吹き流しを掲揚する。

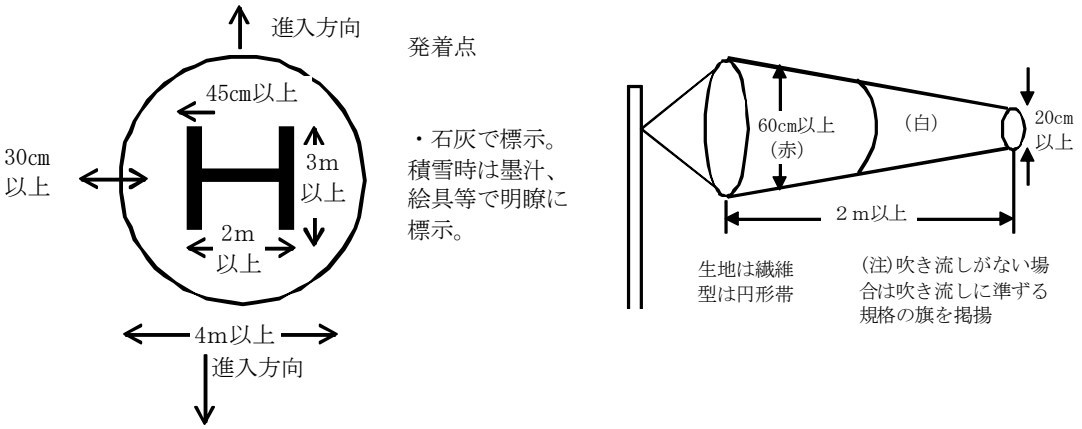

（ウ）ヘリコプター離発着地内の風圧に巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。

（エ）砂塵の舞い上がるときは散水し、積雪時は除雪又はてん圧を実施する。

（オ）ヘリコプター離発着地付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を実施する。

（カ）物資を搭載する場合は、その形状と重量を把握し、事前に自衛隊と調整を行う。

（キ）離着陸時のヘリコプター離発着地には、関係者以外を立ち入らせないようにする。

６　災害派遣に伴う経費の負担区分

(1) 自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市町村が負担するものとし、下記の基準とする。

ア　派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

イ　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

ウ　派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借上げ、運搬、修理費

エ　県等が管理する有料道路の通行料

(2) 負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

第15節　広域応援・雇用

１　方針

大規模な災害が発生した場合、町及び県等だけでは、対応が不十分となることが考えられ、このような場合における防災関係機関等に対する応援・雇用について定める。なお、町及び県は、大規模な災害が発生したときは、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等や「応急対策職員派遣制度」により、速やかに応援体制を整える。

２　町実施機関

総務対策班、町民対策班

３　実施内容

(1) 他の市町村に対する応援要請

ア　町長は、災害応急措置を実施する場合において、他の市町村の応援を受けようとするときは知事を通じ、又は他の市町村に対して直接に応援を要請する。

応援を要請された市町村は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施について、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。

イ　町長の応援要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等で行い、事後文書によって処理する。

（ア）被害状況

（イ）応援を要する救助の種類

（ウ）応援を要する職種別人員

（エ）応援を要する期間

（オ）応援の場所

（カ）その他応援に関し必要な事項

ウ　町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の受入に当たっては、応援職員の健康管理やマスク着用等を徹底するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ、職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など体制の整備を図る。

(2) 指定行政機関、指定地方行政機関、他県、市町村等に対する職員の派遣要請

ア　町長又は町委員会若しくは委員は、災害応急対策又は災害復旧のため、専門の職員を確保する必要があるときは、指定地方行政機関の長又は他の普通地方公共団体の長等に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

なお、町の委員会又は委員は、あらかじめ町長に協議する。

イ　町長等の行う職員派遣要請手続は、次に掲げる事項を記載した文書をもって行う。

（ア）派遣を要請する理由

（イ）派遣を要請する職員の職種別人員

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）その他職員の派遣について必要な事項

(3) 労務者等の雇用

ア　労務者等の雇用は、それぞれの応急対策実施機関において行う。

イ　賃金の支給

労務者等の雇用による賃金の支給は、そのときにおける雇用地域の慣行料金以内によることを原則とする。ただし、法令その他により別に基準のあるものについては、この限りでない。

ウ　労務者等の雇用の範囲

災害救助法による救助実施のために行う労務者雇用の範囲は、次のとおりとする。

（ア）罹災者の避難

（イ）医療及び助産における移送

（ウ）罹災者の救助

（エ）飲料水の供給

（オ）救助用物資の支給

（カ）死体の捜索及び処理

(4) 奉仕団等の協力

奉仕団等は、災害応急対策の実施のため、必要があるときは、防災関係機関に自発的に協力して関係業務に従事する。

ア　赤十字奉仕団

イ　自主防災組織、町内会、自治会

ウ　大学、高等学校（学生、生徒）

エ　職業訓練校（訓練生）

第16節　ボランティアの受入れ、活動支援計画

１　方針

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想され、ボランティア活動への期待が高まる。この場合に、ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対する被災地のニーズを把握するとともに、町、日本赤十字社岡山県支部、県・町社会福祉協議会等との連携を保ちながら、ボランティアの受付、調整ができる体制を整備する。なお、ボランティアの受入れに際して、ボランティアの自主性を尊重しつつ、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に生かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

町及び県は、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症発生の経験を踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、町、社会福祉協議会、ＮＰＯ等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

２　町実施機関

町民対策班

日本赤十字社岡山県支部

県・町社会福祉協議会

３　実施内容

(1) 町の措置

町本部は、避難所等のボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

(2) 社会福祉協議会の措置

県・町社会福祉協議会は、被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、町及び県と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

ア　町社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

（ア）被災地のボランティアニーズの把握

（イ）ボランティアの受付及び登録

（ウ）ボランティアのコーディネート

（エ）ボランティアに対する具体的活動内容の指示

（オ）ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給

（カ）ボランティア活動の拠点等の提供

（キ）ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請

（ク）県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請

（ケ）その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

イ　町の災害ボランティアセンター（以下「被災センター」という。）が被災により機能を十分に果たせない場合、その近隣市町村の社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター及び被災センターと協議の上、近隣市町村災害ボランティアセンターを設置し、被災センターの機能の一部又は全部を担う。

(3)　災害中間支援組織の措置

災害中間支援組織は、県、町、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携・情報共有を図りながら、県外からの支援団体や専門性を有するＮＰＯ・ボランティア等、多様な民間団体の活動支援や活動調整を行うとともに、災害ボランティアセンター等でのボランティアコーディネート支援などを行う。

(4) 専門ボランティアの受入れ及び派遣の調整

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳・要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び派遣に係る調整等を行う。

(5) ボランティアの健康に関する配慮

ア　町、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動できる環境づくりを行う。

イ　町、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

ウ　町、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

４　その他

町は、県又は県から事務の委任を受けた場合は、共助のボランティア活動と町及び県の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第 17 節　義援金の募集・受付・配分

１　方針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

２　町実施機関

総務対策班

３　実施内容

(1) 義援金の募集

県は、大規模な災害が発生し、必要があると認めたときは、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、岡山県共同募金会等関係団体と協力して、義援金を募集する。

(2) 義援金の受付

県及び関係団体は、義援金の受付窓口を開設し、寄託される義援金を受け付ける。

(3) 義援金の配分

県、関係団体及び被災市町村等は、義援金配分委員会を組織し、義援金の配分割合、配分方法等について協議し、決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、できるだけ迅速な配分に努める。

４　連絡調整事項

義援金の配分等については、あらかじめ関係機関で協議し、配分方法等を定めておく。

第４章　災害復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域づくりを目指す。また、社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定

１　町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。

町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成 25 年法律第 55 号）を活用し、国の復興基本方針等に即して、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

２　被災地の復旧・復興に当たっては、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

３　町及び県は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第２節　被災者等の生活再建等の支援

町及び県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

１　被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

２　被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

３　被災者生活再建支援法（平成 10 年法律第 66 号）の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置について検討する。

4　町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、町は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し、必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図る。

5　町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。

6　県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

7　災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）に基づく、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けにより、被災者の自立的生活再建の支援を行う。

なお、災害弔慰金・災害障害見舞金の支給に当たり、町が設置する災害弔慰金等支給審査会の運営を必要に応じて支援する。

また、県独自の支援措置として県死亡弔慰金、県災害見舞金、子ども災害見舞金の支給を行う。

8　被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。なお、町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

9　必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等、被災者の負担の軽減を図る。

10　町は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組みを支援する。

11　災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（PTSD）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくることが多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、町等が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

12　被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に添った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。あわせて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

13　被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

14　居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった県、市町村及び避難先の県、市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

15　被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

第３節　公共施設等災害復旧事業

公共施設等の復旧は常に原形復旧にとどまらず、必要な改良復旧を原則として、さらに関連事業を積極的に採り入れて施行する。

したがって、各種施設の災害復旧計画の策定に当たっては、災害の実情に鑑み、その原因となった自然的、社会的、経済的諸要因について、詳細に検討し、総合的な見地において策定し、緊急度の高いものから直ちに復旧に当たり、できるだけ速やかに完了するよう施行の促進を図る。

国及び県は、特定大規模災害等を受けた町から要請があり、かつ、町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、町に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

また、県警察は、県及び町と連携し、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団等の排除活動の徹底に努めるものとする。

［災害復旧事業の種類］

１　公共土木施設災害復旧事業

(1) 河川災害復旧事業
(2) 砂防設備災害復旧事業
(3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業
(4) 地すべり防止施設災害復旧事業
(5) 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
(6) 道路災害復旧事業
(7) 下水道災害復旧事業
(8) 公園災害復旧事業
(9) 公営住宅等災害復旧事業
(10) 水道災害復旧事業

２　農林水産業施設災害復旧事業
３　水道災害復旧事業
４　住宅災害復旧事業
５　社会福祉施設災害復旧事業
６　公立医療施設、病院等災害復旧事業
７　学校教育施設災害復旧事業
８　社会教育施設災害復旧事業
９　その他の災害復旧事業

第４節　災害復旧事業に伴う財政援助及び助成

災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであるが、法律及び予算の範囲内において国が全部若しくは一部を負担し、又は補助して行われる災害復旧事業及び激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号）に基づき援助される事業は、次のとおりである。

１　法律等により一部負担又は補助するもの

(1) 法律
ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法
イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法
ウ　公営住宅法
エ　土地区画整理法
オ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
カ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律
キ　予防接種法
ク　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律
ケ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
コ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律
(2) 要綱等
ア　公立諸学校建物其他災害復旧費補助
イ　上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助

２　激甚災害に係る財政援助措置

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業

イ　公共土木施設災害関連事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業

エ　公営住宅等災害復旧事業

オ　生活保護施設災害復旧事業

カ　児童福祉施設災害復旧事業

キ　老人福祉施設災害復旧事業

ク　障害者支援施設等災害復旧事業

ケ　婦人保護施設災害復旧事業

コ　感染症指定医療機関災害復旧事業

サ　感染症予防事業

シ　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）

ス　湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

キ　共同利用小型漁船の建造費の補助

ク　森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

エ　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

オ　水防資機材費の補助の特例

カ　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

キ　公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ク　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第５節　災害復旧事業に必要な資金及びその他の措置

１　農林漁業災害資金

災害により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法、政策金融公庫法により融資する。

(1) 天災資金

暴風雨、豪雨等の災害によって損失を受けた農林漁業者等に、農林漁業の経営等に必要な再生産資金を融資する。なお、その災害が激甚災害として指定された場合は、貸付限度額、償還年限につき有利な条件で融資する。

(2) 政策金融公庫資金

農林漁業者及びその組織する団体に対し、被害を受けた施設の復旧資金並びに経営再建資金及び収入減補填資金等を融資する。

２　中小企業復興資金

被災した中小企業に対する資金対策としては、県中小企業支援資金融資制度のほか、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を要請するとともに、激甚災害として指定された場合は、信用保証協会の災害特例保証、小規模企業等設備導入資金の償還期間の延長が適用される。

３　住宅復興資金

住宅に災害を受けた者に対して、住宅金融支援機構法の規定により、災害復興資金の融資を適用し、建設資金又は補修資金の貸付けを行う。

４　更生資金

(1) 災害援護資金

県内で災害救助法が適用された災害により、住家若しくは家財の被害を受け、又は身体に重傷を負った者の世帯に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律の規定により、町は災害援護資金の貸付けを行う。

(2) 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得者等に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付規程による災害援護資金等の貸付けを行う。

(3) 母子父子寡婦福祉資金

災害により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童に対して、県、岡山市及び倉敷市は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

５　町税についての負担軽減措置

被災状況等に応じ、町税条例の規定等に基づき、町税に係る申告等の期限の延長、徴収猶予及び減免等被災者の負担軽減措置を講じる。

６　被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

７　県死亡弔慰金、県災害見舞金の支給

自然災害により死亡した者の遺族に対して県死亡弔慰金を支給する。また、自然災害により住家が全壊した場合その世帯主に対して、県災害見舞金を支給する。

８　県子ども災害見舞金の支給

自然災害により、主に住居の用に供している建物が全壊、大規模半壊、半壊、床上浸水のいずれかの被害を受けた子どもを養育している者に、県は子ども災害見舞金を支給する。

第２編　地震災害対策編

第１章　総則

第１節　総則

１　計画の目的及び基本理念等

本計画は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、勝央町防災会議が、勝央町の地域に係る国、県、地方公共団体及びその他の公共機関が処理しなければならない防災に関する事務又は業務について総合的な運営計画を作成したものであり、これを効果的に活用することによって、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

こうした防災対策の実施に当たっては、地域における生活者の多様な視点を反映することが重要であり、地域の防災力向上を図るため、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害のある人などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立するよう努める。

なお、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、例え被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめることを目指す。

また、災害対策の実施に当たって国、県、町及び指定公共機関は、国土強靱化基本計画及び岡山県国土強靱化地域計画、勝央町国土強靭化地域計画の基本目標を踏まえ、それぞれの機関が災害時等に担うべき役割、連携体制の構築や役割分担等に関する基本的な方針を位置付けることなどによる災害応急対策又は災害復旧に係るそれぞれの機関との連携強化を図る。あわせて、国、県、町を中心に、住民一人ひとりが自ら行う防災活動や地域の防災力向上のために、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進し、国、公共機関、県、町、事業者、住民等が一体となって最善の対策を講じる。

さらに、国が最新の科学的知見を用いて行う災害及びその災害によって引き起こされる被害の想定や、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

２　計画の性格

地震災害には、突発性、被害の広域性、火災等二次災害・複合災害の発生といった一般災害とは異なった特徴がある。このため、本計画は、本町の地域における地震災害対策を体系化したものであって、「勝央町地域防災計画」の中の「地震災害対策編」とするものであり、災害対策基本法第２条第１項に定める災害のうち地震に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱を示すものである。

３　計画の用語

「風水害等対策編　第１章　第１節　第４　用語の意義」を準用する。

第２節　防災会議

「風水害等対策編　第１章　第２節　防災会議」を準用する。

第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱

「風水害等対策編　第１章　第３節　各機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

第４節　町の防災環境

１　災害履歴

勝央町に大きな被害をもたらした地震の記録は残っていないが、県下で震度４以上を観測した地震としては、明治以降 16 回を数えている。日本列島が世界でも有名な地震帯に属していることを銘記して常に緊急時に対処できるよう準備しておかねばならない。

地震自体が直接原因で起こる災害としては、家屋の倒壊による人的被害、出火、通信・上下水道・電気・ガス等ライフラインの途絶等である。

また、山くずれや地すべりなどの起こる場合も予想される。

２　社会環境の特性と変化

(1) 人口・世帯

勝央町の人口は、令和 7 年 10 月 1 日国勢調査による人口は、10,888 人で、平成 12 年以降は減少傾向で推移している。

世帯数は増加傾向で推移し、令和 7 年で 4,089 世帯、１世帯当たり人員は 2.66 人と減少しており、核家族や単身世帯の増加により、災害時においては、特に一人暮らしの高齢者などの安全対策の向上を図る必要がある。

人口の年齢構成については、年少人口（０～14 歳）は平成 17 年以降減少していたが、平成 27 年からは増加傾向となっている。一方、高齢者人口（65 歳以上）は増加傾向で推移している。令和２年における構成割合では、０～14 歳が 14.5%、65 歳以上（高齢化率）が 31.9%、生産年齢人口（15～64 歳）が 53.6%となり、高齢化が進行し、生産年齢人口の減少が進行している。

(2) 要配慮者等の状況

令和２年国勢調査では 65 歳以上高齢者は 4,089 人、65 歳以上の単独世帯は 515 世帯となっており、世帯総数に占める割合は 12.6%となっている。高齢者数及び高齢者単独世帯数共に増加傾向で推移している。

また、身体障害者手帳保持者は 413 人、精神障害者手帳等の保持者は 72 人、知的障害者（児）等 123 人となっている。

なお、要介護・要支援認定者 646 人のうち要介護３以上の者は 243 人となっている。

(3) 都市化

町の中心部においては、住宅地の開発が進み、新たな街の形態を整えているところが出現している。これは中国自動車道の開通により、その影響を受けたものと思われる。

(4) 生活環境の変化

都市化や工業化などの産業構造の変化により、勝央町においてもライフスタイルが変化し、電気、水道、ガス、電話などのライフライン及び交通網などの基盤整備の進展、都市的土地利用の拡大に伴う商業施設や文化施設の増加及び生活水準の向上等、多岐にわたる生活環境の変化がみられるようになった。

(5) 防災上の問題点

急速な宅地化や無秩序な宅地開発に伴う基盤整備の対応の困難性、山地や丘陵の宅地化に伴い、盛土造成による新興住宅地の周辺における土砂災害、産業開発及び土地利用の弊害に伴う中小河川の氾濫による低地帯への浸水、安全地帯及び避難場所の縮小、危険物を包蔵する特殊施設の増加、危険物施設の大規模化、工場排水、地盤沈下などの公害問題、交通の輻輳と混雑による大規模な交通災害の危険性、昼間の世帯主不在に伴う心理的不安、犯罪の増加等、生活環境の悪化による生命財産に対する危険の増大、ライフスタイルの変化や共同体意識の解体等、問題は多様である。

これらはすべて社会・経済的諸条件に起因した人為的及び社会的災害か又はこれらを誘発する危険性を内包したもので、今後の防災対策をますます困難にしていくと思われ、地震等災害に強いまちづくりを計画的に確実に推進する必要がある。

第５節　断層型地震の被害想定

この項目については、勝央町単独で被害を想定することが困難なため、県地域防災計画より引用している。

第１項　断層を震源とする地震

１　断層型地震の被害想定調査について

岡山県内に被害をもたらす地震は、南海トラフ巨大地震だけではなく、発生確率は低いものの、南海トラフ巨大地震で強い揺れが見込まれなかった地域においても、大きな被害をもたらす可能性がある断層型地震もあることから、これらの断層型地震が発生した場合の岡山県にもたらす人的・物的被害等に関する想定を行った。

岡山県は、平成 25 年度に推計した被害想定について、令和 7 年度に最新のデータ等を活用して見直しを行った。

２　想定した断層型地震

前回想定等を参考に、岡山県内で震度６弱以上の強い揺れが発生し、大きな被害をもたらす可能性がある７断層の地震について、被害想定を行った。

(1) 各断層の位置

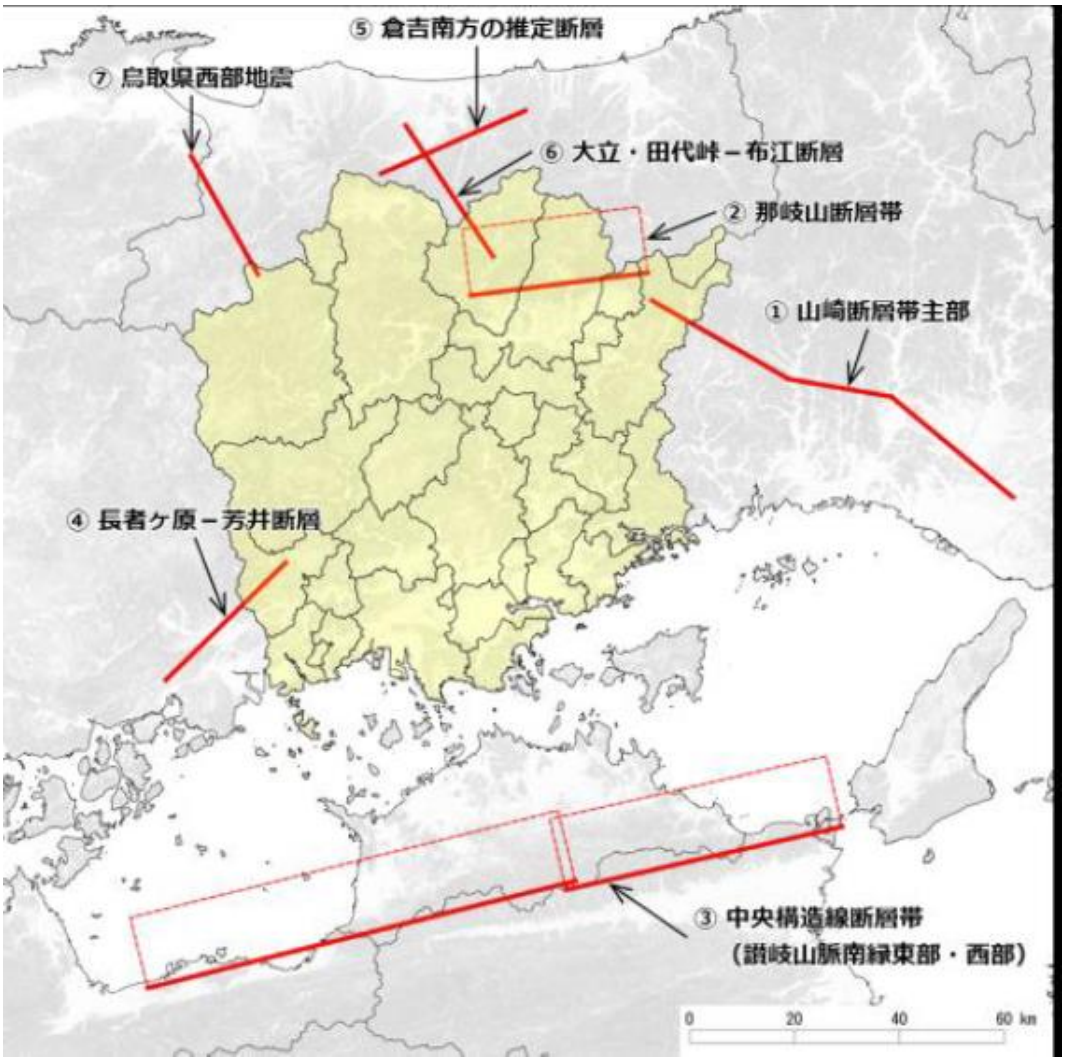

(2) 7 断層の概要

断層名	地震の規模	断層規模(延長・深度)	断層の調査・推計機関
山崎断層帯主部	M8.0	L=80km　W=18km	国（地震調査研究推進本部）
那岐山断層帯	M7.3	L=34km　W=18km	
中央構造線断層帯	M8.3	L=138km W=18km	
長者ヶ原－芳井断層	M7.3	L=32km　W=18km	
倉吉南方の推定断層	M7.3	L=30km　W=13km	鳥取県
大立断層・田代峠－布江断層	M7.3	L=30km　W=13km	
鳥取県西部地震	M7.3	L=26km　W=14km	国（地震調査研究推進本部）

※ 地震の規模欄のMはマグニチュード

３　震度分布等

(1) 各断層型の地震の概要

断層名	山崎断層帯主部	那岐山断層帯	中央構造線断層帯 ※	長者ヶ原-芳井 断層帯
マグニチュード	8.0	7.3	8.3	7.3
発生確率	0.1～1%	0.06～0.1%	1%以下	不明
県内最大震度	**６強**	**６強**	６弱	**６強**
震度６弱以上の 市町村 **（ゴシックは震度６強）**	岡山市	津山市	岡山市	倉敷市
	津山市	鏡野町	倉敷市	**笠岡市**
	備前市	勝央町	玉野市	井原市
	美作市	**奈義町**	笠岡市	
	鏡野町			
	勝央町			
	奈義町			
	西粟倉村			

断層名	倉吉南方の 推定断層	大立断層・ 田代峠-布江断層	鳥取県西部	
マグニチュード	7.3	7.3	7.3	
発生確率	推計なし	推計なし	推計なし	
県内最大震度	６弱	**６強**	**６強**	
震度６弱以上の市町村 **（ゴシックは震度６強）**	真庭市	**真庭市**	**新見市**	
			真庭市	
			新庄村	

注　１　マグニチュードは地震の規模を表し、被害想定に用いたもの

２　発生確率は今後 30 年間に地震が発生する確率（地震調査推進研究本部）

(2) 断層型地震における震度６弱以上の地域

7 断層の中で、大きな被害が生じるおそれのある震度６弱以上の地域は、「断層型地震における震度６弱以上の地域図」のとおり。

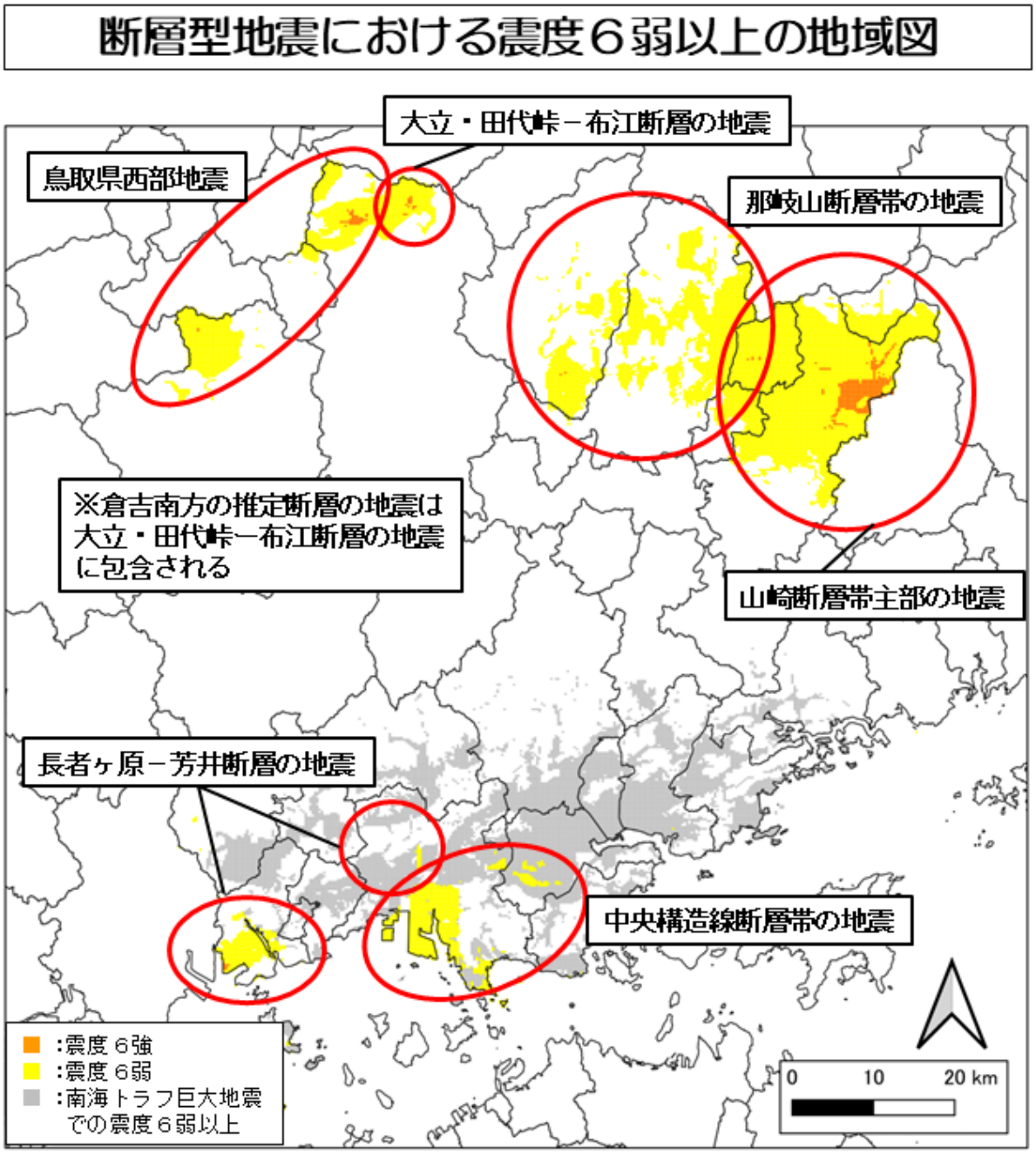

第２項　被害想定

１　想定手法

国による南海トラフ巨大地震の被害想定で用いられた想定手法を基本とした。

２　想定する季節・時間帯

南海トラフ巨大地震での被害想定と同様に、想定される状況が異なる３種類の季節・時間帯（自宅で就寝中に被災する場合、自宅外で被災する場合、住宅や飲食店などで火気の使用が最も多く帰宅途上の人も多い場合、年末年始等の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる場合の冬・深夜、夏・昼、冬・夕、正月・夕の 4 種類に加え、令和６年能登半島地震を踏まえ、年末年始等の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる場合として正月・夕）で被害想定を行った。

３　被害想定

7 つの各断層別の被害想定のうち、被害が最大となるのは「中央構造線断層帯の地震」であり、岡山市、倉敷市を中心に全壊・焼失棟数が 1,560 棟の被害が想定される。また、人的被害が最大となるのは、「山崎断層帯の地震」で、死者数 23 人の被害が想定される。（県全体としては南海トラフ巨大地震の被害想定を上回るものではない。）

各断層別の被害想定の特徴と主な被害想定結果は、次のとおり。

(1) 山崎断層帯主部の地震

・美作市、奈義町で最大震度６強の強い揺れに見舞われ、美作市では約半分の区域で、奈義町ではほぼ全域で、震度６弱以上の揺れに見舞われる。
・美作市で 264 棟、奈義町で 39 棟など、全県で 339 棟の建物が揺れにより全壊となる。
・断層から遠い岡山市でも、液状化により 295 棟が全壊、416 棟が大規模半壊となる。
・最大避難者数は１週間後に美作市で約 2,900 人、全県で約 10,400 人となる。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定	
	ケース		美作市	奈義町
最大震度	－	**６強**	**６強**	**６強**
建物全壊(棟)	冬・夕	849	289	38
死者数(人)	冬・深夜	23	18	2
最大避難者数(人)	正月・夕	9,599	2,922	487

注１　被害想定は、4種類の季節・時間帯で被害が最大となるケースを表示する（以下同じ）。
　２　建物全壊、死者数は、揺れ、液状化、火災等の合計値を表す（以下同じ）。
　３　最大避難者数は、発災後１週間後の数値（以下同じ）。

(2) 那岐山断層帯の地震

・鏡野町の一部で震度 6 強、津山市、鏡野町、奈義町等で震度 6 弱の揺れに見舞われ、特に鏡野町で大きな被害が想定される。
・鏡野町で 43 棟、津山市で 29 棟など、全県で 75 棟の建物が揺れにより全壊する。
・最大避難者数は１週間後に津山市で約 900 人、全県で約 1,700 人と想定される。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定		
	ケース		津山市	鏡野町	奈義町
最大震度	－	**６強**	６弱	**６強**	６弱
建物全壊(棟)	冬・夕	96	38	47	2
死者数(人)	冬・深夜	5	2	2	0
最大避難者数(人)	正月・夕	1,716	911	646	87

(3) 中央構造線断層帯の地震

・倉敷市、岡山市、玉野市、笠岡市で震度６弱の揺れに見舞われる。

・倉敷市で 777 棟など、全県で 1,206 棟の建物が液状化により全壊となる。また、大規模半壊が全県で 1,693 棟となり、復旧が課題となる。液状化による被害が、揺れによる被害を大きく上回ると想定される。

・岡山市、倉敷市で屋外落下物等による死傷者が発生する。

・避難者数は１週間後に倉敷市で約 14,700 人、全県で約 20,500 人と想定される。

・交通では、岡山市・倉敷市周辺の幹線道路や鉄道において、橋梁被害、盛土被害、斜面災害等により不通となるところが生じる。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定			
	ケース		岡山市	倉敷市	玉野市	笠岡市
最大震度	－	６弱	６弱	６弱	６弱	６弱
建物全壊(棟)	冬・夕	1,560	219	1,105	81	32
死者数(人)	正月・夕	19	1	17	0	0
最大避難者数(人)	正月・夕	20,478	4,525	14,723	542	222

(4) 長者ケ原－芳井断層の地震

・笠岡市で震度６強、倉敷市及び井原市で震度６弱の揺れに見舞われる。

・倉敷市で 487 棟など、全県で 780 棟の建物が液状化等により全壊となる。

・避難者数は１週間後に倉敷市で約 8,200 人、全県で約 11,700 人と想定される。

・交通では、笠岡市～倉敷市周辺の幹線道路や鉄道において、橋梁被害、盛土被害、斜面災害等により不通となるところが生じる。

被害項目		県全体	主な市町村と被害想定		
	ケース		倉敷市	笠岡市	井原市
最大震度	－	**６強**	６弱	**６強**	６弱
建物全壊(棟)	冬・夕	872	530	132	9
死者数(人)	正月・夕	6	2	2	1
最大避難者数(人)	正月・夕	11,666	8,153	1,411	534

(5) 倉吉南方の推定断層の地震

・真庭市で震度 6 弱の揺れに見舞われる。

・真庭市で 2 棟の建物が揺れにより全壊となる。避難者数は 1 週間後に約 100 人と想定される。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定
			真庭市
最大震度	－	6 弱	6 弱
建物全壊(棟)	冬・夕	3	3
死者数(人)	－	0	0
最大避難者数(人)	正月・夕	79	78

(6) 大立断層・田代峠－布江断層の地震

・真庭市、鏡野町で震度 6 強の大きな揺れに見舞わる。

・真庭市で 29 棟の建物が揺れにより全壊する。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定
			真庭市
最大震度	－	**6 強**	**6 強**
建物全壊(棟)	冬・夕	33	33
死者数(人)	冬・深夜	2	2
最大避難者数(人)	正月・夕	697	691

(7) 鳥取県西部地震

・新見市及び真庭市で震度 6 強、新庄村で震度 6 弱の揺れに見舞われる。

・真庭市で 48 棟、新見市で 5 棟、全県で 53 棟の建物が揺れにより全壊となる。

・国道 180 号、181 号、米子自動車道などの幹線道路や伯備線で被害が生じ、鳥取県、島根県との往来に支障をきたす。

被害項目	ケース	県全体	主な市町村と被害想定		
			新見市	真庭市	新庄村
最大震度	－	**6 強**	**6 強**	**6 強**	6 弱
建物全壊(棟)	冬・夕	62	10	52	0
死者数(人)	冬・深夜	3	0	3	0
最大避難者数(人)	正月・夕	971	82	876	13

４　地震による被害への対応

断層型地震の発生確率は低いものの、今回の被害想定によれば、南海トラフ巨大地震では被害が少ないと想定されている地域でも強い揺れによる大きな建物・人的被害が発生するとともに、山間部等で孤立する集落が発生し、初動期の救助・救援活動や物資の搬送に支障が生じるおそれもある。

このため、断層型地震による被害の発生が想定される地域では、住宅の耐震化や避難所の耐震性の点検といった取組みに加え、集落単位での食料等の備蓄強化や非常時の連絡体制の確保といった孤立集落対策も検討する必要がある。

第３項　勝央町の人的・物的被害想定結果

１　基本的な考え方

ここでは、勝央町に影響があると想定される「山崎断層帯」「那岐山断層帯」のみ言及する。

２　前提条件

(1) 想定する季節・時間帯

想定する季節、時間帯については、下表に示すように、南海トラフ巨大地震の被害想定と同様に、想定される状況が異なる４種類の季節・時間帯で被害想定を行う。

想定する季節・時間帯

冬・深夜	・多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 ※屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
夏・昼	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数　冬深夜と比較して少ない。 ※木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定 ※海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。
冬・夕	・オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能障害による影響が大きい。
正月・夕	・年末年始等の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる。

３　調査結果の概要（勝央町関係分）

【山崎断層帯主部】

震度分布図

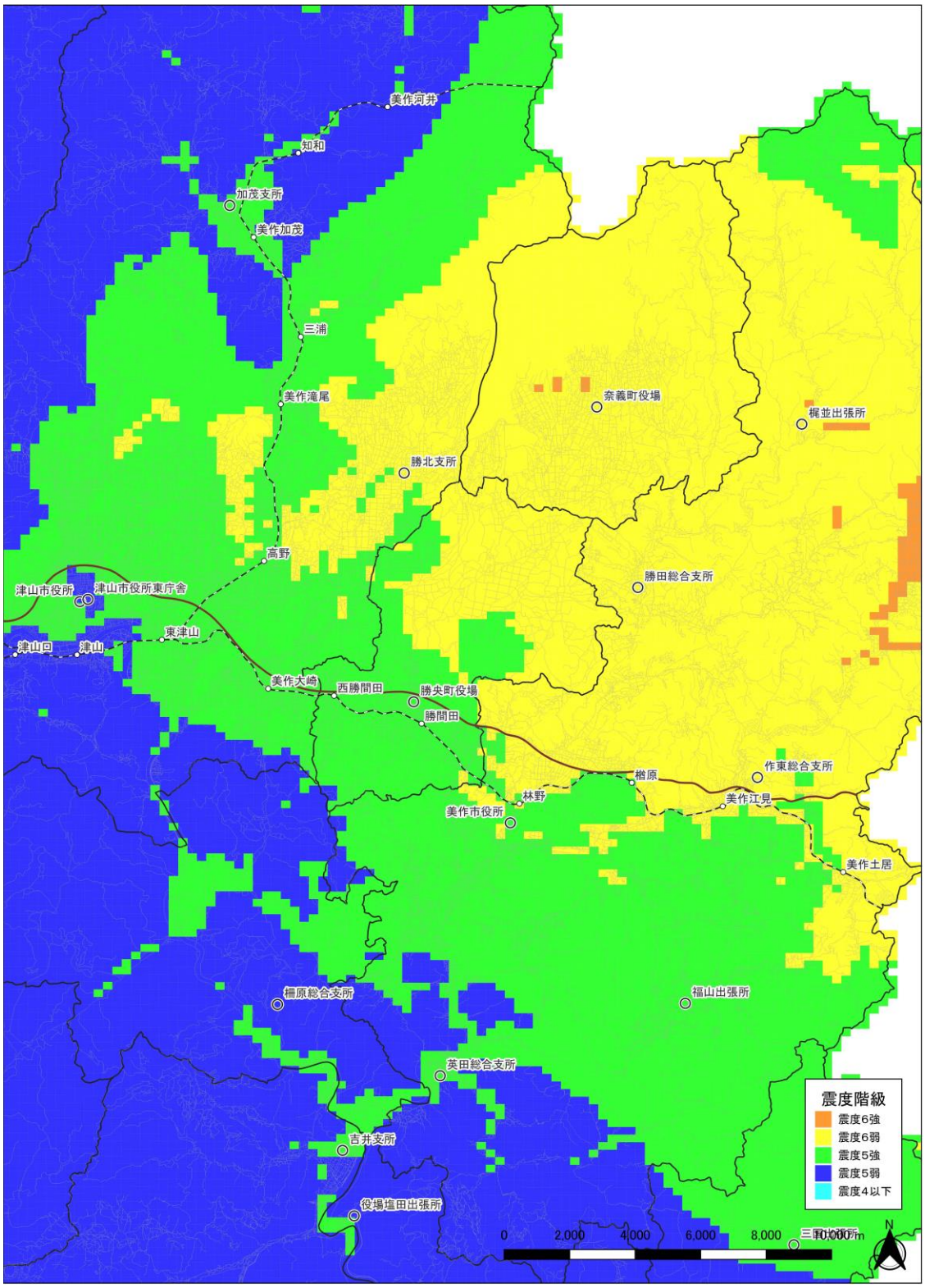

被害想定【建物被害・人的被害】

揺れによる建物被害

全建物数(棟)	全壊(棟)	半壊(棟)	全壊率(%)	半壊率(%)
4,592	8	152	0.2	3.3

液状化による建物被害

全建物数(棟)	全壊(棟)	大規模 半壊(棟)	半壊(棟)	全壊率(%)	大規模 半壊率(%)	半壊率(%)
4,592	0	0	0	0.0	0.0	0.0

急傾斜地崩壊による建物被害

全建物数(棟)	全壊(棟)	半壊(棟)	全壊率(%)	半壊率(%)
4,592	0	1	0.0	0.0

出火件数（冬・深夜、風速 8m/s）

全建物数(棟)	出火件数 (件)	炎上出火件数 (件)	残火災件数 (件)	焼失率 (%)
4,592	0	0	0	0.0

建物倒壊（揺れ）による人的被害

	死者数(人)	負傷者(人)	重傷者(人)
冬・深夜	0	26	1
夏・昼	0	49	2
冬・夕	0	30	1
正月・夕	0	27	1

急傾斜地崩壊による人的被害：なし

火災延焼による人的被害：なし

自力脱出困難者

人口(人)		負傷者(人)	
夜間	10,771	冬・深夜	2
昼間	11,848	夏・昼	1
夕方	11,403	冬・夕	1
正月	11,273	正月・夕	2

屋外転倒・落下物による人的被害

	死者数(人)	負傷者(人)	重傷者(人)
冬・深夜	0	0	0
夏・昼	0	2	1
冬・夕	0	4	2
正月・夕	0	4	2

屋内転倒・落下物による人的被害

	死者数(人)	負傷者(人)	重傷者(人)
冬・深夜	0	5	1
夏・昼	0	5	1
冬・夕	0	5	1
正月・夕	0	5	1

被害想定【ライフライン】

上水道の断水と復旧推移

人口（人）	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１カ月後	
	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)
10,771	3,261	30.3	1,746	16.2	872	8.1	27	0.0

下水道の機能支障と復旧推移

処理人口（人）	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１カ月後	
	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)
9,792	7,369	75.3	68	0.7	0	0.0	0	0.0

電力の停電と復旧推移（冬・夕）

復旧対象電灯件数	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１カ月後	
	停電件数（軒）	停電率(%)	停電件数（軒）	停電率(%)	停電件数（軒）	停電率(%)	停電件数（軒）	停電率(%)
8,908	6,704	75.3	51	0.6	0	0.0	0	0.0

被害想定【避難者数】

避難者数の推移

ケース	夜間人口	当日・1日後			1週間後			１カ月後		
		避難所生活者	避難所外生活者	避難者数合計	避難所生活者	避難所外生活者	避難者数合計	避難所生活者	避難所外生活者	避難者数合計
冬深夜	10,771	117	78	195	203	203	406	59	137	195
夏昼										
冬夕		118		196			407			196
正月夕		123	82	205	213	213	426			

【那岐山断層帯】

震度分布図

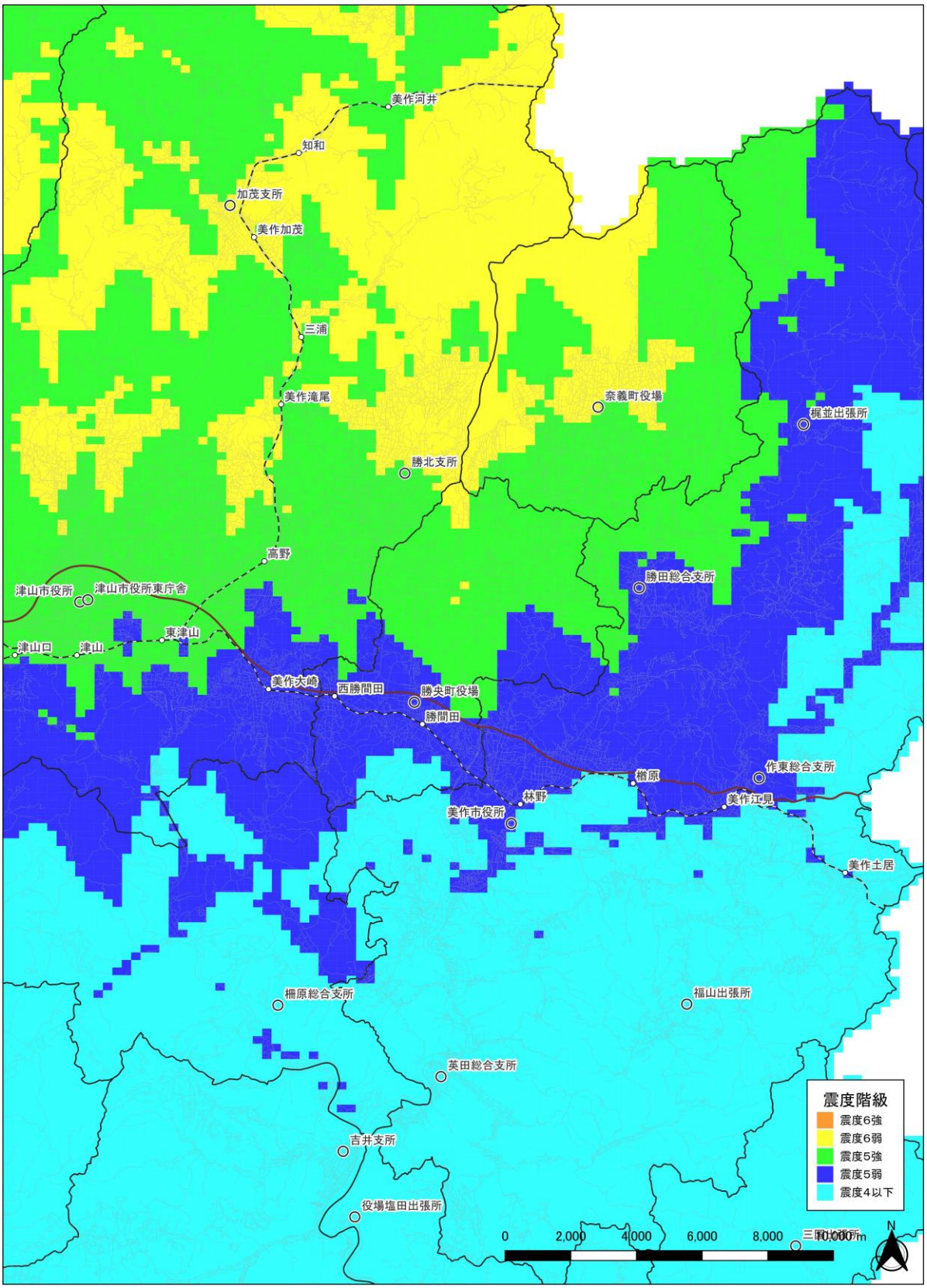

被害想定【建物被害・人的被害】

揺れによる建物被害

全建物数(棟)	全壊(棟)	半壊(棟)	全壊率(%)	半壊率(%)
4,592	0	18	0.0	0.4

液状化による建物被害

全建物数(棟)	全壊(棟)	大規模半壊(棟)	半壊(棟)	全壊率(%)	大規模半壊率(%)	半壊率(%)
4,592	0	0	0	0.0	0.0	0.0

急傾斜地崩壊による建物被害

全建物数(棟)	全壊(棟)	半壊(棟)	全壊率(%)	半壊率(%)
4,592	0	0	0.0	0.0

出火件数と消失棟数（冬・深夜、風速 8m/s）

全建物数(棟)	出火件数（件）	炎上出火件数（件）	残火災件数（件）	焼失率（%）
4,592	0	0	0	0.0

建物倒壊（揺れ）による人的被害

	死者数(人)	負傷者(人)	重傷者(人)
冬・深夜	0	3	0
夏・昼	0	13	0
冬・夕	0	7	0
正月・夕	0	5	0

急傾斜地崩壊による人的被害：なし

火災延焼による人的被害：なし

自力脱出困難者

人口(人)		負傷者(人)	
夜間	10,771	冬・深夜	0
昼間	11,848	夏・昼	0
夕方	11,403	冬・夕	0
正月	11,273	正月・夕	0

屋外転倒・落下物による人的被害

	死者数(人)	負傷者(人)	重傷者(人)
冬・深夜	0	0	0
夏・昼	0	0	0
冬・夕	0	1	0
正月・夕	0	1	0

屋内転倒・落下物による人的被害

	死者数(人)	負傷者(人)	重傷者(人)
冬・深夜	0	2	0
夏・昼	0	2	0
冬・夕	0	2	0
正月・夕	0	2	0

被害想定【ライフライン】

上水道の断水と復旧推移

人口（人）	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１カ月後	
	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)	断水人口	断水率(%)
10,771	516	4.8	418	3.9	0	0.0	0	0.0

下水道の機能支障と復旧推移

処理人口（人）	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１カ月後	
	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)	支障人口	支障率(%)
9,792	4,450	45.4	29	0.3	0	0.0	0	0.0

電力の停電と復旧推移（冬・夕）

復旧対象電灯件数	被災直後		被災１日後		被災１週間後		被災１カ月後	
	停電件数（軒）	停電率(%)	停電件数（軒）	停電率(%)	停電件数（軒）	停電率(%)	停電件数（軒）	停電率(%)
8,908	4,048	45.4	2	0.0	0	0.0	0	0.0

被害想定【避難者数】

避難者数の推移

ケース	夜間人口	当日・1日後			1週間後			1カ月後		
		避難所生活者	避難所外生活者	避難者数合計	避難所生活者	避難所外生活者	避難者数合計	避難所生活者	避難所外生活者	避難者数合計
冬深夜	10,771	14	9	23	11	11	23	7	16	23
夏昼										
冬夕										
正月夕			10	24	12	12	24			

第６節　南海トラフの巨大地震の被害想定

この項目については、勝央町単独で被害を想定することが困難なため岡山県地域防災計画より引用している。

第１項　南海トラフを震源とする地震

最大クラスの地震・津波

「東日本大震災」では、想定をはるかに超える地震・津波により、東北地方を中心とした広い地域が被災し、特に、津波の襲来により多くの死傷者が発生した。

国においては、この震災の教訓から、これまでの地震・津波対策の大幅な見直しを行うこととした。その見直しの中で、発生確率が高いと言われている東海地震、これに東南海、南海地震が同時に発生した場合の３連動の地震、いわゆる「南海トラフの巨大地震」の発生を想定し、最新の科学的知見に基づき、この最大クラスの地震・津波についての被害想定が公表された。（（注）国の公表した資料は、「岡山県地域防災計画（資料編）」に記載している。）

その想定では、かつてない大きな地震動と津波が発生し、その被害は広範囲で、国難ともいうべき大きな人的、経済的被害を被ることとされている。その被害を最小限とするための対策については、ハード・ソフト施策を柔軟に組み合わせて総動員し、地域の状況に応じた総合的な対策を講じることとされている。

１　南海トラフの巨大地震の被害想定調査について

岡山県においても、この南海トラフを震源とする地震は、約 100～150 年の間隔で大地震が発生しており、近年では、昭和南海地震（1946 年）がこれに当たる。既に、昭和南海地震が起きてから約 80 年が経過しており、南海トラフにおける次の大地震発生の可能性が高まってきている。国の地震調査研究推進本部による地震の規模や一定期間内に地震が発生する確率を予測した評価では、南海トラフ全体で今後 30 年以内にマグニチュード 8～9 クラスの規模の地震が発生する確率は高いと評価されており、その発生が危惧されるところである。

岡山県において推計した被害想定は、具体的な被害を算定し被害の全体像、被害規模を明らかにすることにより、県民に防災対策の必要性を周知し、広域的な防災対策の立案等に活用するための基礎資料であり、地震・津波対策の本県の大綱である地域防災計画の予防対策、応急対策、復旧対策の各段階に深く根ざすものであることから、岡山県独自の詳細なデータ等を加味し再評価を行ったものである。

ただし、南海トラフ巨大地震の発生頻度は千年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低く、次に発生する地震を明示したものではないことに留意する必要がある。

２　想定条件

内閣府に設置された「南海トラフの巨大地震モデル検討会」で検討された地震。地震規模はマグニチュード（Mw）９クラスで、想定する震源域は駿河湾から日向灘に至る巨大地震。県域に最大級の被害をもたらすことが予想され、地震防災対策上、最重要と考えられる地震として最新のデータ、知見を用いて設定した。

想定地震名	想定地震についての説明	想定マグニチュード(M)
南海トラフの地震 （東南海・南海地震）	遠州灘西部から土佐湾までの南海トラフのプレート境界面を震源域とする地震	9.0

３　前提条件

火災による被害は、出火原因となるストーブなどを使用している冬の方が夏よりも発生確率が高いことから大きくなる。また、同じく出火原因となる家庭の台所でのガスコンロなどの使用率が高い夕方の方が昼よりも大きくなり、風が強く吹いているときの方が風が弱いときよりも延焼の可能性が高いために大きくなる。

このように火災の被害想定に際しては、どのような前提条件を設定するかが重要となる。

前提条件による想定される被害の特徴

シーン設定	想定される保外の特徴
冬・深夜	・自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また、津波からの避難が遅れることにもなる。 ・オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。 ・屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定
夏・昼	・オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。 ・木造建物内滞留人口は、１日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数は冬深夜と比較して少ない。 ・木造建物内部滞留人口は、昼 10 時～15 時でほぼ一定
冬・夕	・住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。 ・オフィスや繁華街周辺のほか、駅にも滞留者が多数存在する。 ・鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況でもあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。
正月・夕	・年末年始等の長期休暇中で人口分布が通常とは異なる。

４　想定地震の震源域位置図

南海トラフの巨大地震の想定震源断層域

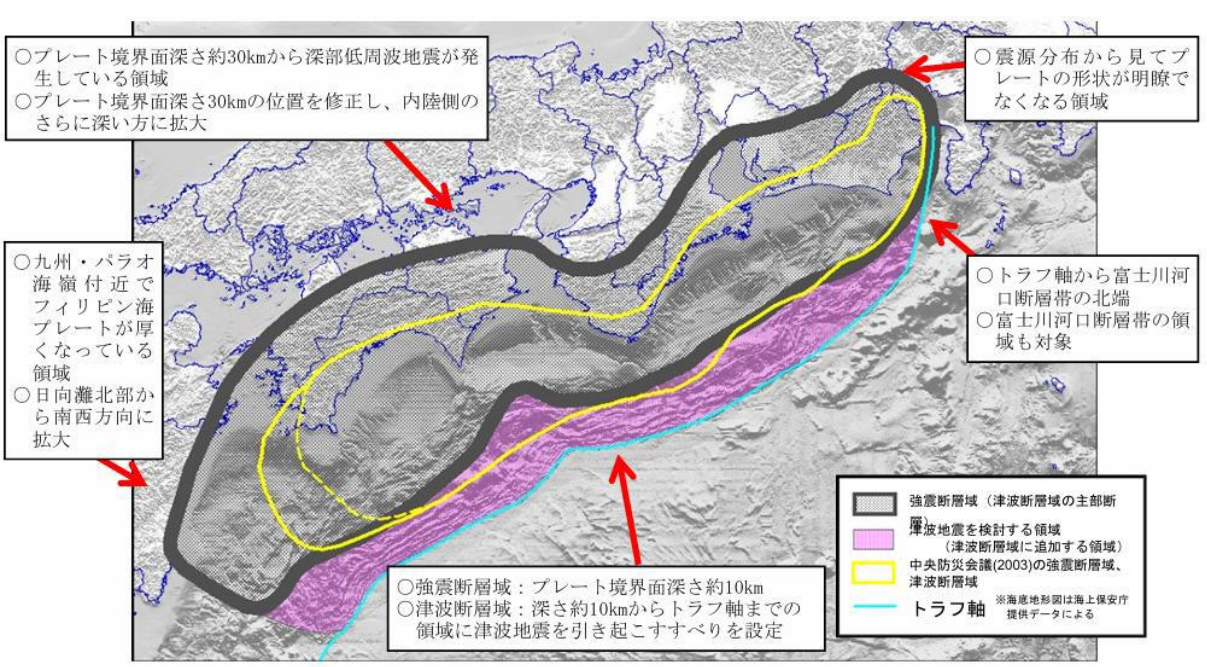

※　南海トラフ巨大地震モデル・被害想定手法検討会 地震モデル報告書（令和７年３月 31 日公表）より抜粋

第２項　南海トラフの巨大地震による震度分布・液状化の概況

岡山県では、国が用いたデータに県独自に収集した地質データ等を追加し、より詳細な震度分布図と液状化危険度分布図を作成した。

なお、震度分布図の作成にあたっては、令和 7 年 3 月末に国が公表した南海トラフ巨大地震の被害想定の見直しの中で検討された強震波形掲載による正月・夕の震度と、経験的手法による震度の各地点における最大値を採用した。

国が想定した「強震波形 4 ケースと経験的手法の震度の最大値の分布」

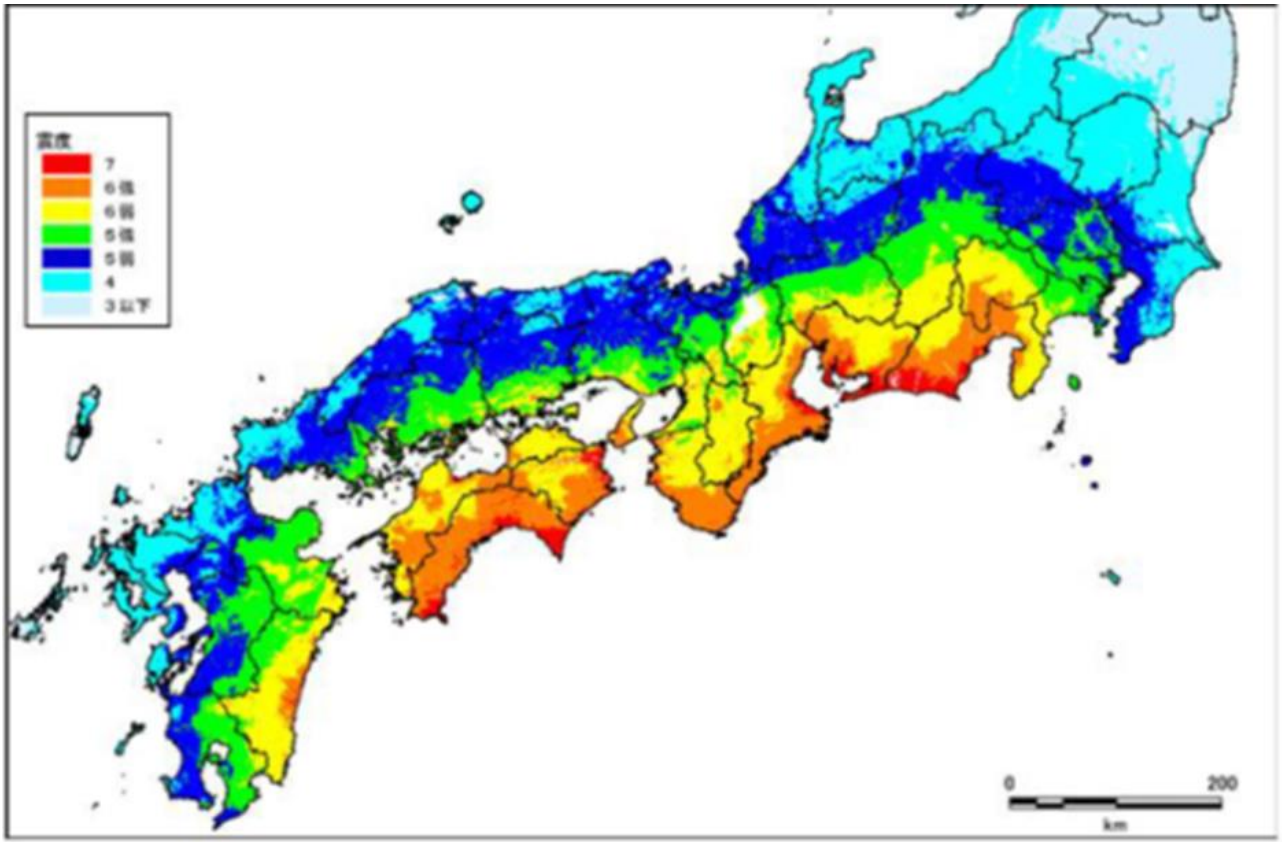

＜参考＞国の推計の考え方

強い揺れ（強震動）を引き起こす地震波は、特定の領域（強震動生成域）において発生することが知られている。そのため、強震動生成域を中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の検討結果を基本ケースに、やや東西にずれた場合と可能性がある範囲で最も陸域側にある場合を考慮した４ケースを設定し、それぞれのケースについて強震波形計算を行い、250ｍメッシュ単位で震度を推計した。

さらに、これを補完するため、経験的手法（震源からの距離に従い地震の揺れがどの程度減衰するかを示す経験的な式を用いて震度を推計する手法）による震度もあわせて推計した。

第３項　岡山県の震度分布図

国が用いたデータをもとに、深部地盤は国のデータを用い、表層地盤は、県独自に収集した地質データを追加し、より詳細に地盤情報を把握した上で、岡山県独自の推計を行った。

なお、推計は 250mメッシュ（格子）単位で行っている。

南海トラフ巨大地震による震度分布図　【県想定】

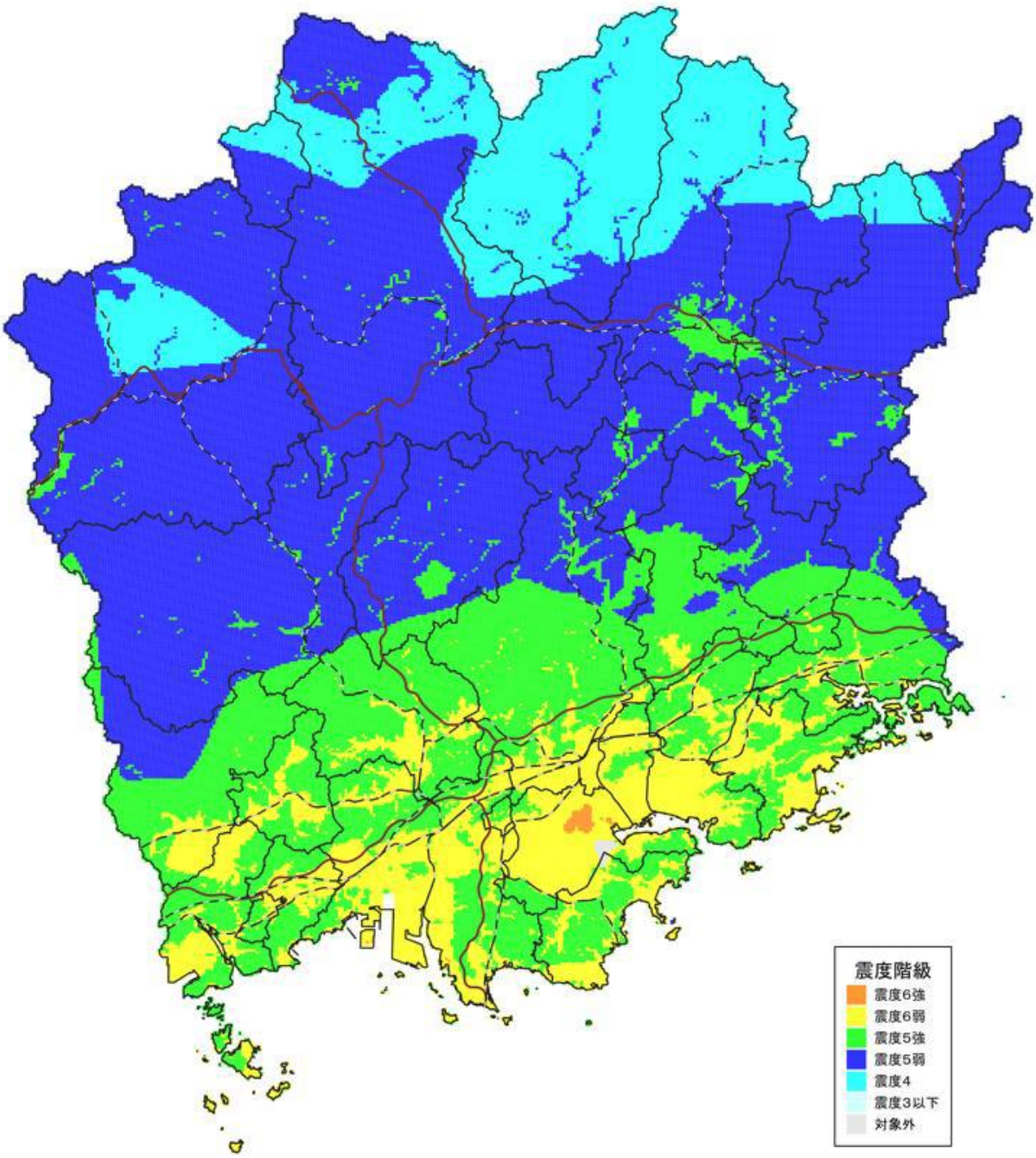

１　地震による被害

南海トラフの巨大地震による県内の震度分布では、県下の最大震度は 6 強となっており、最小でも 5 弱が想定される。勝央町の最大震度は 5 強である。県内各市町村の最大震度は以下のとおりである。

南海トラフの巨大地震による各市町村の最大震度一覧

市町村	震度	市町村	震度	市町村	震度
岡山市北区	６弱	高梁市	５強	里庄町	６弱
岡山市中区	６弱	新見市	５強	矢掛町	６弱
岡山市東区	６弱	備前市	６弱	新庄村	５強
岡山市南区	**６強**	瀬戸内市	６弱	鏡野町	５弱
倉敷市	**６強**	赤磐市	６弱	勝央町	５強
津山市	５強	真庭市	５強	奈義町	５弱
玉野市	６弱	美作市	５強	西粟倉村	５弱
笠岡市	６弱	浅口市	６弱	久米南町	５強
井原市	６弱	和気町	６弱	美咲町	５強
総社市	６弱	早島町	６弱	吉備中央町	５強

震度６強	岡山市（南区）、倉敷市	２市
震度６弱	岡山市（南区を除く）、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、浅口市、和気町、早島町、里庄町、矢掛町、	９市４町
震度５強	津山市、高梁市、新見市、真庭市、美作市、新庄村、勝央町、久米南町、美咲町、吉備中央町	５市４町１村
震度５弱	鏡野町、奈義町、西粟倉村、	２町１村

岡山県では、過去数十年間、震度６を超えるような大きな地震動は経験していない。地震では、建物や家具等の倒壊などの二次的要因により死傷する。言い換えればこの二次的要因の予防措置により、その被害を大幅に減少させることができる。

建築物の耐震性、耐火性は、昭和 56 年の建築基準法の改正以後、着実に向上している。今後も建物の更新を行うことにより、建物総量に占める耐震性を有する建物の比率を高め、建物自体の崩壊による被害をできる限り減少させることが重要である。

２　地震による被害への対応

地震動には、建築物の耐震診断・改修、インフラの耐震化等の強化が重要である。

大地震の被害は、多種多様であるが、被害を避けるための特効薬はない。

家庭においては、家具等の転倒防止、水、食料品、生活必要物資などの備蓄、火を止めることや、脱出口の確保、社会においては、多様な主体がそれぞれ身近に起こり得る被害を想像し、その被害への対応を着実に行い、それぞれが連携して対応すれば、大きな被害を出すことは避けられる。

まずは、県民一人ひとりが被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組みを着実に推進し、地域社会の一員として「共助」し、地域の安全を確保し、社会の一員として「公助」に協力することが必要である。

第４項　岡山県の液状化危険度分布図

液状化とは、地震の揺れによって水を含む土が泥水化する現象である。埋立地や河口など水分を多く含んだ砂質の地盤で発生する現象で、噴砂や地盤沈下を伴う。

東日本大震災では、震源域から遠く離れた東京湾岸でも広域に発生し、巨大地震では遠方でも液状化が発生することがわかっている。液状化危険度の判定には、PL 値を用いている。PL 値とは、その地点での液状化の危険度を表す値である。推計は震度分布図と同じく 250ｍメッシュ単位で行っている。

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【県想定】

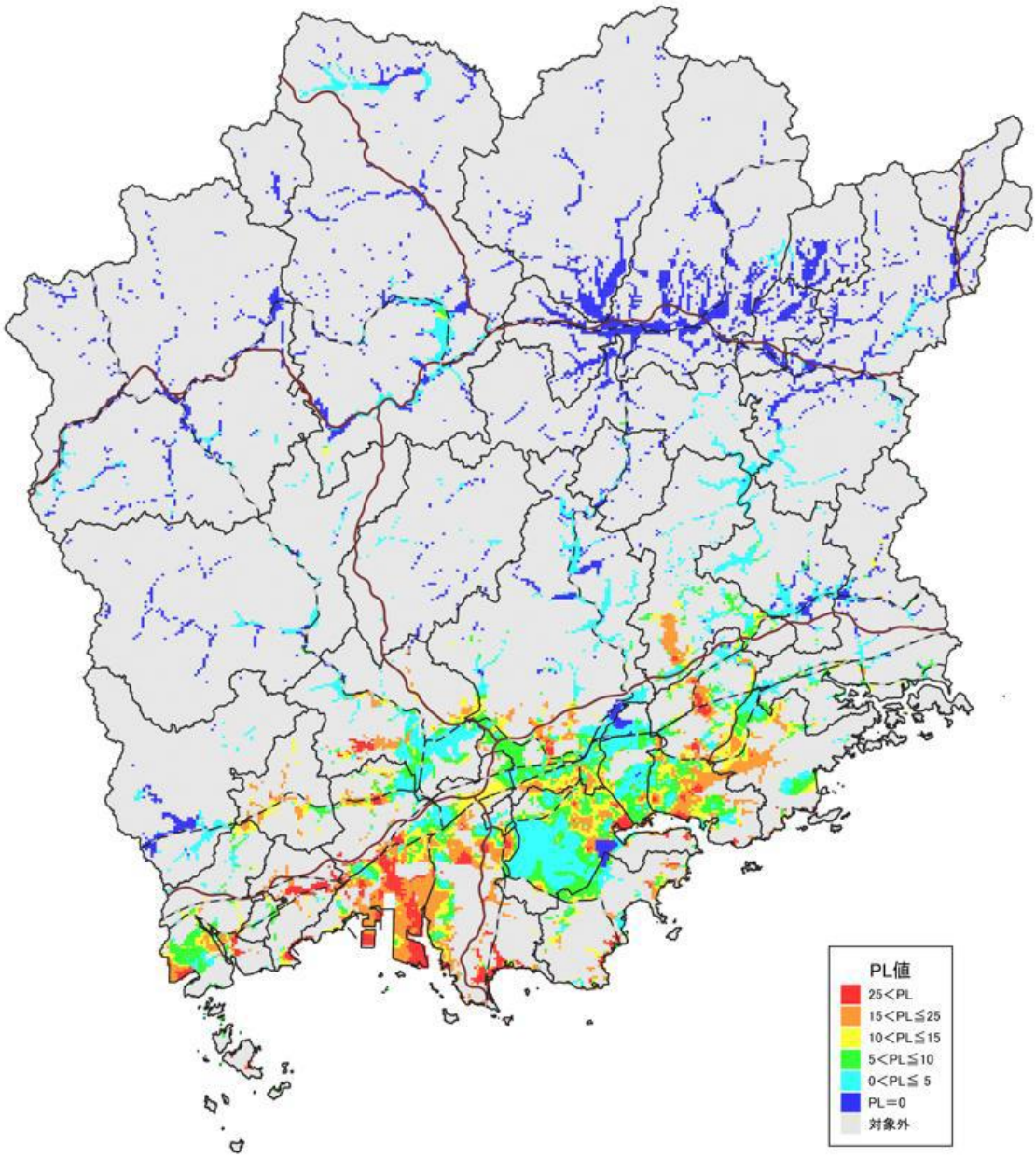

※液状化危険度分布図を参照する際の注意事項
　液状化危険度分布図は、250ｍメッシュ区域内の平均的な地盤データに基づき液状化を判定しており、そのメッシュ中には液状化危険度が異なる地盤が含まれることがある。
　また、液状化危険度が高い地域であっても、既に地盤改良などの液状化対策を実施している場所もあるが、この図では考慮していない。逆に、液状化危険度が低い地域であっても、ため池等の埋立地などは、液状化の可能性は高い。今後、構造物の建築や開発行為を行う際には、個々に地盤調査を実施し、対策の検討を行うことを推奨する。特に、過去に液状化が発生した場所では、大規模な地震で再度発生することが予想されるため、調査の実施を推奨する。
※使用したデータ等について
　震度分布図及び液状化危険度分布図は、本県で収集した過去一定時点の地質データ等により作成したものである。

１　液状化による被害

強い地震動が続くと水を含んだ地盤自体が液体状となり流動化する。その結果、地盤上の建物等の自重の支持が不可能となり、建物基礎の破壊、建物への損傷や不同沈下を生じる。特に過去に河口や海岸近辺、ため池であったような場所又は埋立地など、水に関係する緩い砂質土の地域などで顕著な現象である。現況では河川や海岸からは距離がある場所であっても、その土地の形成履歴を調査すると、いわゆる地盤（土地の支持層）が相当深い場合や地下水位が高い場合がある。このような地域では、地盤調査の上、相当の液状化対策が必要である。

液状化分布図では、液状化危険度の高い場所は、農地の拡大や塩田の造成など、古くから多くの干拓や埋立事業が履行されてきた県南海岸付近の地域で高く分布しており、液状化は県南特有の特徴であるかのようにみえるが、県北や内陸においても、過去の河道付近や盛土構造の造成地などの地域にもその分布は広がっており、液状化被害への注意が必要である。また、歴史的に過去の地震動の発生時に液状化被害のあった場所においては、再度、液状化が再現される可能性が高いといわれており、こうした地域においても注意が必要である。

県民一人ひとりが、貴重な財産や安心して暮らせる環境を守っていくためにも、この分布図を活かし、地域の特性を正確に掴み、今後の地震動での液状化による被害を最小化するよう取り組む必要がある。

２　液状化の対策

現在、液状化被害の予防的対策として完全なものはない。特に既存建物等の地盤強化においては、既存建物を維持したまま、その地下部分に施工する必要があり、空地に比し高い対策費用が必要となる場合が多い。液状化については、現況にとらわれず、その地域の土地の組成、歴史に関心を持ち、必ず事前に地盤調査を履行し、地域の土地の状況、組成、地盤特性などを理解した上で、適切な対策に取り組む必要がある。

〈参考＞液状化対策工法の類型には、以下のようなものがある。
◎締め固め：地盤自体の密度を高め、固い地盤をつくる。
◎脱水：地下水の排水路を設け、土地の含水量を低下させる。
◎固結：セメントなどで地盤自体を固化し、液状化を防ぐ。
◎地中壁：地中に区画壁を構築し、建物破壊、不同沈下に抗する。
◎杭打：支持地盤への杭打ちにより基礎を補強する。

第５項　勝央町の人的・物的被害想定結果

1　調査結果の概要

被害想定【建物被害・人的被害】

項目	被害要因	条件等	岡山県下	勝央町
建物被害	揺れ	全壊	3,240	0
		半壊	30,947	3
	液状化	全壊	2,644	0
		大規模半壊	3,626	0
		半壊	6,550	0
	急傾斜地	全壊	172	0
		半壊	376	0
	火災	冬深夜	33	0
		夏昼	29	0
		冬夕	6,236	0
人的被害（死者数）	建物破壊	冬深夜	177	0
		夏昼	97	0
		冬夕	121	0
		正月夕	126	0
	急傾斜地	冬深夜	16	0
		夏昼	9	0
		冬夕	11	0
		正月夕	13	0
	火災	冬深夜	0	0
		夏昼	0	0
		冬夕	266	0
		正月夕	269	0
	屋外落下物	冬深夜	0	0
		夏昼	10	0
		冬夕	20	0
		正月夕	20	0

自力脱出困難者：なし

被害想定【ライフライン（勝央町のみ）】

項目			被災直後	被災１日後	被災１週間後	被災１カ月後
上水道	人口	断水率(%)	3.8	3.2	0.0	0.0
	10,771	断水人口	404	350	0	0
下水道	下水処理人口	支障率(%)	25.0	0.7	0.0	0.0
	9,792	支障人口	2,452	72	0	0
電力	電灯件数	停電率(%)	25.0	0.0	0.0	0.0
	8,909	停電件数	2,231	0	0	0

第６項　減災効果

１　建物の耐震化の促進

県内の住宅の耐震化率は令和元年度末で約 82%となっている。旧耐震基準の建物の建て替えや耐震化を推進し、耐震化率を 100%にした場合には、建物の全壊棟数は 9 割以上（約 3,000 棟）軽減されるとともに、建物の倒壊による死者数も約 9 割以上（約 160 人）軽減できる。

住宅の耐震化により、建物が倒壊し自力脱出が困難となる人を大幅に削減でき、また、こうした建物の中への閉じ込めによる津波の被害者も軽減できる。

２　家具等の転倒・落下防止対策の強化

県内の家具等の転倒・落下防止対策実施率は、「令和 6 年度県民満足度調査同時調査　防災対策についての調査結果報告書」によると、約 20.8%の世帯が対策を実施していると回答している。

この実施率を 100%にすることで、死傷者数は約 30%に軽減できる。さらに、屋外に迅速に避難することも可能となるので、津波から避難するためにも、家具等の転倒・落下防止対策を行うことが重要である。

第７項　被害想定を活かす

被害想定の結果は、ともすれば不安感だけを募らせ、これまでの防災対策自体が無意味であるようにも思えるが、しっかりと対策を講ずれば、想定される被害も大きく減少させることが可能である。

今後も、これまで取り組んできたハード・ソフト対策を総動員して地震・津波対策を推進することが必要である。

さらに、県民一人ひとりが、今回の被害想定を自らのこととして捉え、

１　強い揺れや弱くても長い揺れがあったら迅速かつ主体的に避難すること。

２　強い揺れに備え、建物の耐震診断・耐震補強を行い、家具の固定やガラスの飛散防止対策、食料や飲料水、生活必需品などの備蓄を行うこと。

３　初期消火に全力をあげること。

などの取組みを行うことで、尊い命を守ることができる。

平常時から自らができることを確実に行い（自助）、地域の安全を地域のみんなで助け合い（共助）保持していくことが何よりも重要である。

第７節　地震災害対策の基本的方向

１　断層型地震

岡山県において想定される断層型地震への対応は、震度分布や規模こそ異なるが、その基本的方向や具体的な対策については、南海トラフの巨大地震の対策と何ら変わるものではない。南海トラフの巨大地震への対策を講じることにより、断層型地震への対策も同時に進むものと考えられることから、南海トラフの巨大地震と同じく被害を極力軽減させるよう、「命を守る」ことを基本として、「減災」の考え方に基づいた取組みを着実に推進する。

２　南海トラフの巨大地震

南海トラフの巨大地震とそれにより発生する津波は、確率的には千年に一度あるいはそれよりもっと発生頻度が低いものである。しかし、仮に発生した場合には、東日本大震災を超える甚大な人的・物的被害が発生し、西日本を中心に甚大な被害をもたらし、人的損失や国内生産・消費活動などに大きな影響を与え、経済活動が広域化している現代では、サプライチェーンの寸断、経済中枢機能の低下など、被災地のみならず、その影響は我が国全体に及ぶ可能性があり、まさに、国難とも言える巨大災害になるものと想定されている。

岡山県においても、これまで約 100 年～150 年の周期でこの南海トラフを震源とする大規模な地震が発生している。最近では、和歌山県南方沖を震源とした昭和 21 年の昭和南海地震が記録されており、それから既に約 80 年が経過しようとしている。

国の地震調査研究推進本部における長期評価においては、30 年以内の発生確率が、高いと評価されており、経年的に発生確率は高まっている。

このような地震に対しては、最新の知見を活用しつつ、引き続き、ハード対策を推進するとともに、ハード対策に掛かる時間や想定被害の地域的特性等に鑑みて、ソフト対策も有効に組み合わせて着実に推進することが重要であり、こうした取組みは、最大クラスの巨大地震さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。

なお、啓発を効果的に行うためには、対象者や対象地域などを明確にして実施する必要がある。

３　地震への対応

南海トラフ巨大地震への対応は、行政、企業、地域、住民等、個々の果たすべき役割を踏まえ、それぞれが着実にその対策を果たしつつ、有機的に連携し当該地震への対策に万全を期する必要がある。

特に広範囲で発生する強い揺れに対しては、住宅・建築物の耐震診断・耐震改修、重要インフラの耐震化等の取組を強化していくことが重要である。さらに、企業等の事業継続の取組や家庭での備蓄の促進等、被災地域以外でも取組を進める必要がある。

第８節　地震災害に関する調査研究

県・市町村防災対策研究協議会、中国地方・中四国広域防災責任者会議、南海トラフ地震に関する都府県連絡会、南海トラフ地震防災対策推進地域連絡協議会などを活用し、国、他都道府県、市町村、防災関係機関、大学等との緊密な連携のもと、被害を軽減するために必要な調査、研究を引き続き進める。

第２章　地震災害予防計画

第１節　自立型の防災活動の促進

第１項　防災知識の普及啓発計画

１　現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を住民一人ひとりが持ち、食料・飲料水の備蓄など、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、発災時には自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。

また、災害時には初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは国、公共機関、地方公共団体等が行っている防災活動に協力するなど、防災への寄与に努めることが求められる。

県では県独自の被害想定を行い、最大級の地震が発生した場合の被害について公表している。これは、県内各地における防災対策を考えるための基礎資料であり、県として広く周知する必要がある。

町は、この被害想定をもとにハザードマップ等を作成し、地域の災害リスクや避難の必要性について理解が進むよう、広く住民に認識させ、迅速な対応が図られるようその周知を図る必要がある。

特に本町では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

また、過去の大災害の教訓や災害文化を保存し、後世に伝えていく必要がある。

２　基本方針

いつどこでも起こり得る災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う住民運動を展開し、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定め地域防災力の向上を図る。

町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信し、学校教育、GIS 及び各種の広報媒体を活用する等あらゆる機会を捉え、自主防災思想の普及、徹底や地域住民の防災意識の高揚を図るとともに、過去の大災害の教訓や災害文化の保存伝承に努める。

地震については、本震及びそれに続く余震による災害の危険性の周知を行うとともに、危険を回避するために必要な事前の備えと行動等について、家庭、地域、企業等に対する啓発を行い、防災知識の普及に努める。

また、男女双方の視点に配慮した防災意識の普及を進めるため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立に努める。

さらに、自らを守るとともに、お互いに助け合うことの大切さについても啓発する。
なお、啓発を効果的に行うため、対象者や対象地域などを明確にして実施するよう努める。

３　対策

(1) 実施主体

［町］

ア　町は、住民に対して積極的に事前の備えの重要性や地震による災害の危険性、必要な行動など基本的な防災知識の普及啓発を図る。

イ　町は、最新の知見に基づく地震の被害想定をもとに、地域住民の適切な避難や防災活動に資する防災マップ、地震時の行動マニュアル等を作成しその普及を図る。

ウ　町は、避難場所や指定避難所、避難路を指定し、分かりやすい図記号を利用した案内板を設置するなど日頃から周知しておくものとする。

エ　町は、防災知識の普及・啓発活動を通じて、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努めるものとする。

オ　町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。

カ　町は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害時等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実を図るとともに、青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進等に取り組むものとし、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

キ　町は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えるため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努める。また、災害教訓等の伝承を行う住民の取組みを支援する。

ク　町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

［町及び商工会］

町、商工会は、共同して、小規模事業者の事業継続力強化を支援する事業についての事業継続力強化支援計画の作成に努める。

［住民］

住民は、地域における地震による被害状況をはじめ、災害の種別、程度による対応方法、災害時の家族内の連絡体制、避難場所等について家族間で共有しておくなど、日頃から防災知識の習得に努める。

また、自助・共助の精神に基づき、家庭内における生活必需品の備蓄や防災教育、地域における防災訓練、自主防災組織活動などへの参加、ハザードマップの活用を通じ、地域の防災力向上に努める。

また、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

［企業］

企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。また、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保及び複数化、流通拠点の複数化、重要なデータやシステムの分散管理等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、防災活動の推進に努める。その際、企業内のみにとどまらず、企業間や業種を超えた連携に取り組む。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、国及び地方公共団体が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。

また、自らが提供する商品・役務等に関連する自然災害リスクについてもハザードマップ等によって事前に把握し、取引の相手方に対して十分な情報提供を行うとともに、その情報が理解されるよう努める。

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、水防法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

なお、町、県及び各業界の民間団体は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援及び事業継続マネジメント（BCM）構築支援の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組むものとする。また、企業のトップから一般職員に至る職員の防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

［住民及び事業者］

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じ、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案するなど、町と連携して防災活動を行う。

なお、町は、町地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。

(2) 家庭・地域の普及対策

ア　防災意識の啓発は家族単位からはじめ、自治会、町内会等を通じて災害対応の地域連帯感を高める。

イ　町及び県は、防災週間や防災関連行事等を通じ、次の項目について防災意識の高揚を図る。

・住宅の耐震化、感震ブレーカーの設置、「最低３日間、推奨１週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具、ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物（特定動物を除く。）への所有明示や同行避難、指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

・避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること

・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅や職場、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認

・様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動、避難場所・避難所での行動

・警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の意味やその発令時にとるべき行動、家庭内の連絡体制、初期救助、消防水利設置場所の周知、消火の方法など

・広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方

・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動

ウ　地震保険

町及び県は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした、政府が再保険を引き受ける地震保険の普及促進に努める。

(3) 事業所・職場の普及対策

企業等は、事業所及び職場については、従業員等の安全の観点から、それぞれの事業所に対して、次の事項の防災意識の高揚を図る。

ア　経営者（責任者）の防災意識を啓発すること。

イ　従業員等に対し、積極的な防災教育・訓練をすること。

ウ　災害時の行動マニュアルを作成すること。

エ　災害時における関係機関との連絡方法等の確保を図ること。

(4) 不特定多数が利用する施設においての普及対策

不特定多数の者が利用する施設（学校、病院、各種福祉施設、駅等）については、個々の施設の特性に配慮しながら、次の事項に関して施設管理者（責任者）の防災意識の高揚を図る。

ア　それぞれの施設に応じた避難誘導計画の作成及び訓練を実施すること。

イ　利用者の立場に立ち、施設の防災措置を推進すること。

ウ　防災関係機関との通報・連絡体制の確立を図ること。

(5) 緊急地震速報の普及・啓発

町は、住民が緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動を含め、緊急地震速報について普及、啓発に努めるものとする。

第２項　防災教育の推進計画

１　現状と課題

災害発生に対しては、自らの身は自ら守るとの基本理念と正しい防災知識を住民一人ひとりが持ち、平素から災害に対する備えを心がけることが重要である。

また、防災対策が有効に実施されるためには、一人ひとりが主体的に行動することが重要であり、今後の地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たす小・中学校の児童・生徒が災害や防災・減災に関する基本的な知識を系統的に学び、災害に関する情報を理解し判断できる能力を持つことが必須である。こうした幼少期からの防災教育と防災訓練の習熟によって、生涯にわたって災害から命を守り、生きることの大切さと困難に立ち向かう力を育む文化を醸成する必要がある。

特に本町では、近年大規模な地震による被災を経験していないことから、あらゆる機会を通じて継続的、反復的に防災知識の普及を図る必要がある。

２　基本方針

災害から児童生徒等及び教職員の生命、身体の安全を図るため必要な計画を策定し、その推進を図る。

３　対策

町は、学校における体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努め、学校においては、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。また、公民館等の社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。さらに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

町は、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。

(1) 実施主体

[町]

町は地域の実態に応じた必要な計画を策定し、実施するものとする。

[国公私立各学校管理者]

国公私立各学校管理者は、町の実施する計画に準じ、各学校園等の実態に応じた計画を策定し、実施するものとする。

(2) 防災上必要な組織の整備

学校その他の教育機関（以下「学校等」という。）は、災害発生時において、迅速かつ適切な対応を図るため、平素から災害に備えて教職員等の任務の分担及び相互の連携等について組織の整備を図る。

児童生徒等が任務を分担する場合は、児童生徒等の安全の確保を最優先とする。

(3) 防災上必要な教育の実施

学校等は、災害に備え、自らの命は自ら守る、地域に貢献できる児童生徒等の育成を図るとともに、災害による教育活動への障害を最小限に止めるため、平素から必要な教育を行う。

ア　児童生徒等に対する安全教育

学校等においては、児童生徒等の安全と家庭への防災意識の普及を図るため、防災上必要な安全教育を行う。安全教育は、教育課程に位置付けて実施するとともに学級活動、学校行事等とも関連を持たせながら、体験を重視した学習等を効果的に行うよう考慮する。

イ　地域等に貢献できる人材の育成

学校等においては、将来的に地域で防災を担うことができる実践力を身につけた人材を育成するための教育を推進するよう努める。

ウ　関係教職員の専門的知識のかん養及び技能の向上

町は、関係教職員に対する防災指導資料の作成、配布、講習会及び研究会等の実施を促進し、災害及び防災に関する専門的知識のかん養及び技能の向上を図る。

エ　防災意識の普及

町は、PTA、青少年団体、女性団体等の研修会及び各種講座等、社会教育活動の機会を活用して、防災意識の普及を図る。

(4) 防災上必要な計画及び訓練

学校等は、児童生徒等及び教職員の防災に対する意識の高揚を図り、災害発生時において、迅速かつ適切な行動をとり得るよう、必要な計画を樹立するとともに訓練を実施する。

ア　児童生徒等の安全確保

学校等は、災害の種別及び、児童生徒等の在校時、登下校時等における災害を想定した対応を講じるとともに、学校等の規模、施設設備の配置状況、児童生徒等の発達段階を考慮し、避難の場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達方法の計画をあらかじめ定め、その周知徹底を図る。

イ　避難訓練の計画及び実施

学校等における訓練は、学校安全計画に位置付けて実施するとともに、家庭や地域、関係機関等と連携を図りながら十分な効果をあげるよう努める。

第３項　自主防災組織の育成及び消防団の活性化計画

１　現状と課題

災害が発生したときに被害をできる限り小さくするという「減災」のためには、地域の安全は地域で守るという共同意識に基づき、地域の防災力を高めておくことが必要であるが、この地域防災力の向上の要となるのが住民の自発的な防災組織となる「自主防災組織」である。

町は、発災時の甚大な被害と膨大な避難者への対応が必要となり、避難所運営そのものに主体的に関わることが困難となる。そのため、自主防災組織等が地域住民等の協力を得ながら、主体的に避難所運営ができるように努める必要がある。

また、消防団は、大規模災害時や国民保護措置の場合に、住民の避難誘導や災害防御等を実施することとなっており、災害対応に係る教育訓練のより一層の充実が必要である。

２　基本方針

自主防災組織は、減災の考え方や、公助・自助・共助を基本として防災対策を実施するとの考え方を踏まえ、地域の実情に応じた防災計画を策定し、この計画に基づき、平常時、災害時において効果的に防災活動を行うよう努める。

ア　平常時の活動

（ア）防災知識の普及

（イ）防災訓練の実施

（ウ）火気使用設備器具等の点検

（エ）防災用資機材等の整備

（オ）要配慮者の把握

イ　災害時の活動

（ア）災害情報の収集及び伝達

（イ）初期消火等の実施

（ウ）救助・救急の実施及び協力

（エ）避難誘導の実施

（オ）炊き出し、救助物資の配布に対する協力

（カ）要配慮者の支援

（キ）避難所運営

自主防災組織がない場合には、地域の防災活動に大きな支障が生じるということなどの自主防災組織の重要性についての認識を広め、自主防災組織の設置・育成と自主防災活動の活性化を推進する。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、消防団の充実や活性化を図るとともに、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組んでいる消防団の活動を支援する。

３　対策

(1) 実施主体

[町]

町は、平常時から声かけ、見守り、犯罪防止活動などを通じて、人々がつながりを持った、災害に強い地域コミュニティの再生を図る。また、自主防災組織が結成されていない地域の組織化を進めるとともに、自主防災組織の核となるリーダーに対して研修の実施や防災士等の資格の取得の奨励等を行うことなどにより、組織の育成・充実を図る。

(2) 地域の自主防災組織

ア　自主防災組織の育成に当たっては、地域（地区）の実情に即した組織、活動や女性の参画に配慮し、住民が自発的に参加できる環境づくりに努めるとともに、既に地域にある日常的な活動に防災の視点を取り入れるよう促すなど、効果的な普及を図る。

イ　自主防災組織は、町内会単位の組織を目指し、地域消防団と関連づけ、団員が指導的役割を担う等の方策を図る。

ウ　町及び県等における各種研修会等により、リーダーの育成を行う。

(3) 企業等の自主防災組織

企業等は、平常時から地方公共団体の防災関係部局や消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連絡・連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織等への参加促進等により、地域防災力の向上に積極的に貢献する必要がある。

また、それぞれの企業等の実情に応じて自主的な防災組織をつくり、事業所及び地域の安全確保に積極的に努める。

企業等は、災害時には従業員、利用者等の安全を守り、地域住民として、災害の拡大防止活動に協力する必要がある。

(4) 消防団の充実・活性化

町は、消防団等の充実を図るとともに、団員の減少や平均年齢の上昇に伴い、女性消防団員・若手消防団員の確保等に取り組むよう努める。

第４項　防災ボランティア養成等計画

１　現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えた行政需要が発生することは容易に予想されるところである。災害発生直後から生活再建に至るまで、必要な人命救助や負傷者の手当をはじめとした初期対応、救援物資の仕分けや搬送、避難所等の生活支援、生活再建のための相談など多岐にわたる需要が発生し、行政だけでは質量ともに対応不可能な事態が予想され、多彩な活動を行うボランティアへの期待が高まることとなる。

特に災害時には、特別な技能知識を要する専門ボランティアの需要が高まること、また、一般のボランティア活動を効率的に進める上で、現場において的確な判断と活動ができるボランティアリーダーが求められることなどから、これらボランティアの養成と登録を平常時から実施しておく必要がある。

また、防災ボランティアについて、自主性に基づきその支援力を向上し、町、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

２　基本方針

ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会、NPO 等との連携を図るとともに、災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

また、災害時における専門ボランティアの迅速かつ有効な活用を図るため、県災害救援専門ボランティアの研修・登録や災害発生時の一般ボランティアの受入体制の整備を活用し、災害時における防災ボランティア活動の円滑化を図るとともに、関係機関相互のネットワーク化を推進する。

３　対策

(1) ボランティアの養成・登録

［町］

町は、災害発生時に町社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターが円滑に運営できるよう、平常時より町社会福祉協議会と連携・協働し、設置に係る事前準備を行うとともに、町社会福祉協議会との災害ボランティアセンターの設置予定場所と役割分担等について、相互協定の締結等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。

また、区域内の県登録災害救援専門ボランティアについて平常時から把握するとともに、独自のボランティアの養成等について検討する。

［関係団体］

日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会等の関係団体は、町と協働し、ボランティア養成やボランティア意識の醸成に協力する。

［町及び県］

町及び県は、防災ボランティアの活動環境として、行政・ＮＰＯ・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

(2) ネットワーク化の推進

［町及び県］

町及び県は、災害時（この項では復興期を含む。）の迅速かつ円滑な防災ボランティア活動実施のため、災害中間支援組織、被災者支援に係る関係機関及び NPO・ボランティアとの平常時を含めた連携体制の構築や防災ボランティア活動に必要な行政情報、被災者ニーズや個人情報などの共有等が適切に図られるよう努める。

また、社会福祉協議会、災害中間支援組織等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとし、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

［県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会、災害中間支援組織］

県、日本赤十字社岡山県支部、岡山県社会福祉協議会及び災害中間支援組織（災害支援ネットワークおかやま／特定非営利活動法人岡山 NPO センター）は、定期的な連絡会議の開催等により、相互の連携を促進することにより、災害発生時において防災ボランティア活動を円滑に実施できるよう努める。

［社会福祉協議会］

県社会福祉協議会及び町社会福祉協議会は、災害発生時において迅速な対応ができるよう、近隣府県の社会福祉協議会を含めて連絡応援体制の整備を図る。

第５項　住民、地域、企業の防災訓練計画及び参加

１　現状と課題

いつ災害が発生してもこれに対応できるようにするため、日頃から住民、地域、企業等が各種訓練を行い、防災活動に必要な知識・技能を習得しておく必要がある。

例えば東日本大震災では、実際に指定緊急避難場所・指定避難所に避難した住民はほとんどが事前に避難訓練に参加した人たちであり、日常の避難訓練に参加していない人は避難しない傾向がみられた。

このため、平常時から防災訓練を繰り返し実施することが大切である。

２　基本方針

災害時に組織的な活動ができるよう自主防災組織の防災訓練を実施する。

なお、教育機関は、防災教育の一環として防災訓練の充実を図る。

また、町は、自衛隊等国の機関と協力し、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携を図り、訓練を行う。

また、防災訓練を実施する際には、高齢者及び障害のある人など、要配慮者の参画の促進に努める。

３　対策

訓練を行うに当たっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する機材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

(1) 訓練計画の策定

[町]

町は、自主防災組織の防災訓練計画の指導、助言に努める。

[自主防災組織、企業等]

住民、地域、企業等は、それぞれ防災訓練計画を定め、訓練の実施に努める。

(2) 自主防災組織の防災訓練

ア　防災訓練項目

（ア）情報連絡訓練

情報収集…地域の被災状況等を正確かつ迅速に収集する。

情報伝達…防災関係機関の指示等を地域の住民に伝達する。

（イ）消火訓練

消火器等の消火用資機材の使用方法及び消火技術に習熟する。

（ウ）避難訓練

各個人…避難時の携行品等のチェック

組織単位…組織ぐるみで避難の要領に習熟し、定められた指定緊急避難場所・指定避難所まで安全に避難できるようにする。

（エ）給食給水訓練

炊き出し、ろ水器等により食料や水を確保する方法、技術を習得する。

（オ）救助救急訓練

最低限必要な人工呼吸、心臓マッサージ、応急手当のほか、備えつけの資機材やＡＥＤ（自動体外式除細動器）の使用方法に習熟する。

救護所への連絡、搬送の方法等を習得する。

イ　総合訓練

自主防災組織の各班が有機的かつ効果的に防災活動ができるようにするために、次のような点に配慮する。

（ア）町又は消防機関が主催する総合防災訓練には積極的に参加する。

（イ）自主防災組織と事業所防災組織等とが共同して訓練をする。

(3) NPO・ボランティア等との連携

町は、防災訓練を実施する際は、NPO・ボランティア等にも参加を求め、協力体制の強化、予防及び応急対策機能の向上を図るものとする。

第６項　地域防災活動施設整備計画及び推進

１　現状と課題

地震災害時における自主防災組織の役割は重要であり、地域の防災活動の拠点となる施設を整備する必要がある。

２　基本方針

各地域の実情（都市形態、集落形態）等を考慮しながら、地震の防災活動にも配慮した整備を進める。

３　対策

(1) 活動施設の整備

町は、国等が行う各種補助事業を有効に活用し、地域の自主防災組織の規模に応じ、避難所や公民館等に併設して平常時から活動の拠点となる施設や資機材の整備に努める。

ア　自主防災組織の初期消火、救護等の活動に必要な資機材を整備するための倉庫を整備する。

イ　地域の広場、公園等については、応急活動や避難生活に必要となる資機材、水道、照明、トイレ等防災面に配慮した施設を整備する。

ウ　地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実を図る。

第７項　要配慮者等の安全確保計画

１　現状と課題

近年の都市化、著しい高齢化の進行、人口減少が進む中山間地域等での集落の衰退、国際化など社会構造の変化により、乳幼児、身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、発達障害のある人、難病のある人、高齢者、妊産婦、外国人等、災害時の情報提供や避難誘導等において配慮を必要とする、いわゆる要配慮者の増加がみられる。在宅生活者でも、一人暮らしや高齢夫婦のみの世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えており、中には、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい者（避難行動要支援者）もいる。

また、自立した生活のために介護機器、補装具、特定の医療用品などを必要とする者もあるが、災害時にはその確保が困難となる。そのため、要配慮者の置かれている状況や特性に応じた防災対策が適切に講じられる必要がある。

さらに、指定避難所内の一般避難スペースでは生活が困難な要配慮者のための福祉避難所の確保が求められている。

２　基本方針

要配慮者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、特に避難行動要支援者については、平常時より居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。

また、医療・福祉対策との連携の下での要配慮者の速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所の確保を行う。さらに、社会福祉施設等においては、要配慮者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努める。

さらに、地域においては、自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備するとともに、災害時に適切に避難行動をとることができるよう、日頃から要配慮者を助け合える地域社会づくりを進める。

その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

３　対策

(1) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成

［町］

町は、町地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握して避難行動要支援者名簿を作成し、災害発生時に効果的な利用をすることにより、避難行動要支援者に対する避難支援や迅速な安否確認等適切に行われるように努める。また、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO 等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。

また、避難支援等に携わる関係者として町地域防災計画に定めた消防機関、県警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得ることにより、又は個人情報保護条例等の定めにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を提供するとともに、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その際の名簿及び個別避難計画の提供に当たっては、個人情報の漏えい防止に十分留意する。

なお、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう定期的に更新し、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿及び個別避難計画の活用に支障が生じないよう、名簿及び個別避難計画情報の適切な管理に努める。

町は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

町は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

町は、安全が確認された後に、避難行動要支援者を指定緊急避難場所から指定避難所、あるいは一般の指定避難所から福祉避難所へ円滑に移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法等についてあらかじめ定めるよう努める。

町は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努める。

また、町は、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成に関し、次の事項を町地域防災計画に定める。

ア　避難行動要支援者名簿

・避難支援等関係者となる者
・名簿に登載する者の範囲
・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
・名簿の更新に関する事項
・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講ずる措置
・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
・避難支援等関係者の安全確保
・その他、避難行動要支援者名簿の作成及び利用に関して必要な事項

イ　個別避難計画

・避難支援等関係者となる者
・優先度の高い避難行動要支援者の範囲及び作成の進め方
・避難支援等関係者となる者
・個別避難計画作成に必要な個人情報及びその入手方法
・個別避難計画の更新に関する事項
・個別避難計画情報の提供に際し、情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町が講じる措置
・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮
・避難支援等関係者の安全確保
・その他、個別避難計画の作成及び利用に関して必要な事項

［住民］

避難行動要支援者及びその家族は、災害時にその安否を連絡できるよう、居住地の町役場はもちろんのこと、近隣の住民、県外の連絡先、近隣の社会福祉施設、障害のある人の団体等とのつながりを保つよう努める。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努める。

(2) 福祉避難所等の確保

［町］

町は、平時から福祉避難所の対象となる要配慮者の現況把握に努め、すべての対象者の入所が可能となることを目標に、福祉避難所として利用可能な施設の把握及び福祉避難所の指定を行う。

その際、町は、小・中学校や公民館等の指定避難所に、介護や医療相談を受けることができるスペースを確保した、地域における身近な福祉避難所、老人福祉施設及び障害者支援施設などと連携し、障害のある人などに、より専門性の高いサービスを提供できる、地域における拠点的な福祉避難所の指定を行う。

さらに、町は、福祉避難所の指定に当たり、施設管理者と連携し、福祉避難所として機能するために、プライバシーへの配慮など要配慮者の心身の状態に応じ、必要な施設設備、物資・器材の備蓄及び業務継続計画の策定を行うとともに、その所在や利用対象者の範囲等を要配慮者を含む地域住民に周知するよう努める。

また、難病のある人には、県、周辺市町村と連携し、避難所の確保に努めるものとする。

(福祉避難所の施設整備の例)

・段差の解消、スロープの設置、手すりや誘導装置の設置、障害者用トイレの設置など施設のバリアフリー化
・通風・換気の確保、冷暖房設備の整備
・情報関連機器（ラジオ、テレビ、電話、無線、ファクシミリ、パソコン、電光掲示板等）

(福祉避難所の物資・器材の確保の例)

・介護用品、衛生用品
・飲料水、要配慮者に配慮した食料、毛布、タオル、下着、衣類、電池
・医薬品、薬剤
・洋式ポータブルトイレ、ベッド、担架、パーティション、小型発電機
・車いす、歩行器、歩行補助つえ、補聴器、収尿器、ストーマ用装具、気管孔エプロン、酸素ボンベ等の補装具や日常生活用具等

(3) 防災知識の普及

［町］

町は、災害時における要配慮者への情報の伝達やその安否確認、避難所における支援などが適切に実施できるよう、在宅の要配慮者を含め、社会福祉協議会等と連携をとりながら、要配慮者本人やその家族、身体障害者相談員、知的障害者相談員、関係施設職員及びボランティア等に対し、防災知識の普及啓発、福祉避難所の所在等の周知について研修等を通じて行う。その際、子どもや外国人に分かりやすい絵本や漫画の教材又は外国語の防災パンフレットを用いること、要配慮者のための必要な防災用品の配布等を行うことに配慮する。

さらに、町は、避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。

また、防災訓練に当たっては、地域住民が要配慮者とともに助け合って避難できるよう配慮する。

［住民］

要配慮者及びその家族は、要配慮者の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、また、福祉避難所の所在等の確認に努め、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品はあらかじめ非常持出袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努める。

(4) 災害広報及び情報提供

［町］

町は、県が実施する災害に関する情報の外国語翻訳を県の Web サイト等を通じて広報する。なお、その際、要配慮者のみならず、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても配慮した情報提供を行う。

(5) 生活の支援等

［町］

町は、民生委員・児童委員や社会福祉協議会、自主防災組織・自治会、福祉事業者等と連携し、地域の特性や実情を踏まえた避難行動要支援者の避難計画を定めるなど、要配慮者への避難支援や生活支援が実効性のあるものとなるよう努める。

［社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等］

社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等の管理者は、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ消防計画等、必要なマニュアルを作成する。特に、要配慮者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練等の充実を図る。

また、避難等を円滑に行うため、防災気象情報の入手及び防災情報の連絡体制並びに被災した際の迅速な防災関係機関等への通報体制の整備を進める。

第８項　緊急物資等の確保計画

１　物資の備蓄

町は、地域完結型の備蓄施設を確保し、携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、炊き出し用具やキッチン資機材、段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、パーティション、入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に１回、県を通じ広く住民に公表するものとする。この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量（最低３日間、推奨１週間）を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮するものとする。

２　物資の調達、供給活動

町は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等も踏まえて、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄するとともに、災害時における調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

３　体制の整備

町は、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、物資の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。また、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

なお、備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備する。

また、災害の規模等に鑑み、町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも、被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制など、供給の仕組みの整備を図る。

町は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に新物資システム（B-PLo）を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

３　被災地支援に関する知識の普及

町は、小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及に努める。

第１　食料の確保

１　現状と課題

災害時における米穀の確保については、原則として町が地元米穀販売事業者の流通在庫から確保することになっているが、これができない場合は、政府米の引き渡しを受けることができる。

なお、政府米は玄米であり、精米にした後、供給する必要がある。

その他食料・食材については、被災当初に、飲料水、燃料がなくても飲食が可能な食品（調達品）の確保を検討する必要があるが、高齢者・乳幼児・病人等に対する食料の供給に配慮するとともに、食品加工業者・外食産業等との協力協定や、他市町村との広域的な応援協定を締結し、効率的な対応を検討する必要がある。

また、町は、住民等の備蓄の状況、被災のため備蓄物資を持ち出しできない場合を考慮して、補完的かつ広域的な備蓄・調達体制を確保する必要がある。

２　基本方針

町は、円滑な食料の確保を図るため、家庭内・事業所内の備蓄を推進するとともに、計画的な公的備蓄の拡充、他市町村との相互応援協定等や、食品加工業者・外食産業等との協力体制を整備する等により、災害時の円滑な調達体制を整備する。

３　対策

［町］

町は、災害が発生した場合、緊急に必要とする食料を確保・供給するため、事前に次の措置等を行う。

ア　町内における緊急食料の調達、炊き出しを含む配分計画及びその実施手続に関するマニュアルの策定

なお、計画等の作成に当たっては、乳幼児、高齢者等の要配慮者への適切な食料供給に十分配慮する。

イ　援助食料の集積場所の選定

ウ　住民、事業所の食料備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

エ　住民等の備蓄の補完に必要な食料の備蓄

［住民、事業所等］

住民、事業所等においては、「最低３日間、推奨１週間」分の食料を備蓄するように努める。

なお、備蓄に当たっては、乳幼児、高齢者等の家族構成に十分配慮するとともに、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第２　飲料水の確保

１　現状と課題

被災地への飲料水の供給については、町の保有するタンクは、積載車両が別のため、確実な緊急対応には給水車の確保が必要となる。

この他に、緊急用貯水槽の整備を進めるとともに、家庭内での飲料水の備蓄も進める必要がある。

２　基本方針

町内において、独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人口×約３リットル／日）の水を確保するものとする。

また、住民、事業所等に対して個人、家庭内、事業所等での備蓄を勧奨する。

３　対策

［町］

町は、以下について実施する。

ア　水道復旧資材の備蓄を行う。

イ　他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水マニュアルを作成する。

マニュアルは、以下の事項を内容とする。

（ア）臨時給水所設置場所の事前指定

（イ）臨時給水所設置場所の一般住民への周知方法

（ウ）臨時給水所運営の組織体制（本部・現地）

（エ）各臨時給水所と本部の通信連絡方法

（オ）必要な応急給水用資機材の確保方法（給水車・給水タンク・ろ過器等）

（カ）地図等応援活動に際し、必要な資料の準備

ウ　給水タンク、トラック、ろ過器等応急給水用資機材を整備するとともに、配水池の容量アップ及び緊急用貯水槽を設置し、緊急時連絡管の検討を行う。

エ　住民、事業所等に対し、飲料水の備蓄の啓発と貯水や応急給水についての対応を促す。また、災害時に孤立する可能性がある集落等においては、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による飲料水の備蓄や貯水を推進するなど、集落の状況に応じて必要量が確保されるよう促す。

オ　水道工事業者等との協力体制を確立する。

［住民、事業所等］

住民、事業所等は、１人１日３リットルを基準とし、関係人数の「最低３日間、推奨１週間」分を目標として貯水する。貯水する水は、水道水等衛生的な水を用い、容器については、衛生的で、安全性が高く、地震動により水漏れ、破損しないものとする。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を積極的に行うなど、地域防災力の強化に努める。

第３　生活必需品の確保

１　現状と課題

阪神・淡路大震災において、平常時の備えの不十分さが指摘されたが、本町においても災害の少ない地域という認識が阪神地方にも増して強く、家庭・事業所等における地震に対する生活必需品の備蓄は十分でない。また、東日本大震災においては、ガソリンや灯油等の燃料の供給が滞り、避難生活等に支障が生じた。

平常時から町及び住民は、発災直後に必要となる生活必需品が確保できる体制づくりに留意する必要がある。

２　基本方針

発災後の避難生活等に必要な生活必需品の家庭備蓄を推進するとともに、家庭での備蓄や災害時の調達が困難なものなどは、計画的な公的備蓄の拡充や、他県・市町村の相互応援体制の確立、民間事業者の協力体制の確保等を進め、災害時の円滑な調達体制を整備する。

３　対策

［町］

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、次の事項を内容とする備蓄・調達計画を策定する。

ア　町が確保すべき生活必需品（以下「特定物資」という。）の品目・必要数の把握

イ　特定物資に係る流通在庫の定期的調査

ウ　特定物資の調達体制

エ　緊急物資の集積場所

オ　町が備蓄する生活必需品の品目・数量及び保管場所

カ　住民、事業所等に対する生活必需品の備蓄の啓発

特に、災害時に孤立する可能性がある集落等では、個々の世帯での備蓄のみならず、自主防災組織等による備蓄を推進するなど、集落の実情に応じて必要な備蓄量が確保されるよう促す。

［日本赤十字社岡山県支部］

被災者に緊急に支給する毛布、緊急セット（日用品等）、バスタオル等を確保しておく。

［住民、事業所等］

住民及び自主防災組織は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるという考えに基づいて、平常時から食料のほかに救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等を備え、非常持ち出しの準備をしておく。

また、病院、社会福祉施設、企業、事務所等も、入所者等の特性に応じた備蓄を実施する。

第４　個人備蓄

１　現状と課題

大規模震災時には、被害が広範囲にわたり、また、情報網及び交通網が混乱するため、食品や生活必需品等を被災者自身が調達することは困難となる。さらに、町等救援機関による救援活動についても、当該機関自体が被災することもあり、大きな制約が及ぶと予測される。

そのため、各家庭、事業所等においては、自主防災の観点から、災害直後の混乱時期を乗り切るための備えをしておくことが必要となる。

２　基本方針

住民、事業所等は、自らの身は自らで守るのが防災の基本であるとの考えに基づいて、平常時より、食料のほか、救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等の防災品を備えておく。また、特別の医薬品等の確保方法を各自で確認しておく。

町は、広く住民、事業者等に災害に備えての備蓄等自主防災思想の普及啓発を図る。

３　対策

(1) 食料・飲料水の備蓄

[住民、事業所等]

住民、事業所等は、「最低３日間、推奨１週間」分の食料・飲料水を備蓄するよう努めるものとする。

なお、飲料水にあっては、１人１日当たり３リットルを基準とする。

また、備蓄に当たっては、高齢者や乳幼児等の家族構成並びに食物アレルギーについても十分配慮するものとする。

(2) 生活必需品の備蓄

[住民、事業所等]

住民、事業所等は、災害発生時に必要となる救急用品、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災用品を備え、非常持ち出しができるよう準備しておくよう努める。

また、持病薬等個人の特性に応じた必需品についても、非常持ち出しや必要時の確保方法の確認等、災害発生への対策をとっておく。

(3) 個人備蓄の意識啓発

[町]

個人備蓄の意義・必要性、方法等について、パンフレット等の広報紙や自主防災組織の活動を通じる等により、住民はもとより、社会福祉施設、事業所等に対しても意識啓発する。

[住民、事業者等]

住民、事業者等は、自主防災組織活動等を通じて、自らも積極的に近隣住民や従業員等の意識啓発を図る。

第２節　迅速かつ円滑な地震対策への備え（危機管理）

第１項　災害応急体制整備計画

１　現状と課題

地震は前ぶれなく不意に起き、被害が同時に、かつ広域的に多発することから、災害発生に備えて即座に対応できる体制の整備を図る必要がある。

また、大規模地震の後の複合災害（同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実しておく必要がある。

このような災害への対応は、単独の自治体のみでの対処は不可能であることから、他の地方公共団体間、関係機関間のほか、企業等との間で協定を締結し、連携強化を進め、災害発生時に各主体により迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるよう努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

また、交通の途絶、通信網の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により職員の動員が困難な場合など、初動体制の確保の困難性が予想されるため、これらの点も踏まえた体制づくりが重要である。

先に発生した地震等の災害で大きな被害を受けた後、再び時間差を置いて新たな災害が発生した場合には、建物等の被害、応急対策への支障、地盤の崩壊や液状化等のように、二度発生することによる被害の増大、救助・捜索等の活動中での発生による二次災害が生じる可能性があるので注意する必要がある。

２　基本方針

災害対策に有益な情報を迅速かつ的確に把握するとともに、情報共有を図るために町、警察、消防、その他関係機関と連携できる体制の整備を図り、災害対策本部の機能の充実・強化に努める。なお、災害発生時における参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集手段の確保、携帯電話等による参集途上での情報収集伝達手段の確保などについて検討し、迅速な初動体制・非常体制の確立、災害対策本部の設置及び非常時の処理権限など、応急体制全般について所要の整備を図る。その際、職員の安全の確保に十分に配慮する。

また、あらかじめ民間事業者に委託可能な災害対策業務については、民間事業者と協定を締結しておき、非常時の対応の強化を図る。

さらに、非常時の災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、外部の専門家、関係機関等の出席を求めることができる仕組みを平常時から構築するよう努める。

町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者のリスト化や退職者（自衛隊等の国の機関の退職者も含む。）の活用や民間人材の雇用等、人材確保方策をあらかじめ整えるように努めるとともに、土木・建築職などの技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努める。

時間差を置いて発生する災害には、発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう、応急活動、建築物等の応急危険度判定、避難生活者保護、復旧活動における注意喚起等の対策の検討に努める。

３　対策

(1) 対応計画の作成

町等の防災関係機関は、災害対応に当たる要員、資機材等について、後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し、後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに配慮しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画をあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておく。

(2) 訓練等の実施

町等の防災関係機関は、様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立ち上げ等の実動訓練の実施に努める。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(3) 関係機関等の災害対策本部への出席

災害対策本部に専門的分野に関する意見聴取・連携先との連絡調整など、的確で迅速な災害対応のため、必要に応じ、関係機関等が出席可能となるよう、その体制整備に努める。

４　緊急初動班（第１次非常配備体制）

(1) 大規模地震が勤務時間外に発生した場合の初動体制を確立するため、緊急初動班を設置する。

(2) 緊急初動班については、総務部総括参事が統括する。

(3) 緊急初動班は、本庁で組織する。

(4) 緊急初動班は、震度４以上の地震が発生した場合に自主参集する。その際、携帯電話等により参集途上での情報収集を行い、適宜報告する。

(5) 緊急初動班の主な任務は次のとおりとし、詳細については別に定める。

ア　情報の収集並びに幹部等への報告

イ　県・消防組合への連絡

ウ　非常体制への移行準備

５　班員の指定

(1) 班員は、全管理職職員とする。

(2) 班員は、震度４以上の地震発生情報により、勤務箇所に自主参集する。

(3) 班員の担当業務等についてはマニュアルを作成し、毎年度訓練を通じて周知を図る。

６　班員への連絡方法

班員への連絡については、防災無線、電話等を利用して行う。

７　非常時の処理権限の委譲

災害初期において、町長をはじめ、幹部不在の場合における町本部設置の判断や自衛隊の派遣要請などの処理権限の順位をあらかじめ定める。

第１位　副町長　第２位　教育長　第３位　総務部総括参事

(1) 非常体制の基準

ア　震度５強以上の地震が発生した場合は、非常体制（町本部の体制）を設置する。

イ　災害対策本部の組織は、勝央町災害対策本部条例及び勝央町災害発生時の職員初動マニュアルの定めるところによる。

(2) 非常体制の職員配備

ア　町長部局、教育委員会の全職員を配備する。

イ　職員は、勤務時間外において震度５強以上の地震発生情報を知ったとき又は自主判断により、直ちに勤務箇所に出勤するものとする。

ウ　勤務箇所に出勤できない職員は、途中の情報を所属長へ報告、その後の行動の指示を受ける。

エ　各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要に応じて、被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

(3) 各部署の所管事項

ア　勝央町災害発生時の職員初動マニュアル、震災対策に関する各部署の所管事項を定める。

イ　各部署の所管事項は、次のような点を踏まえ定めるものとする。

（ア）地震対策に関する法令の改正に対応する事項

（イ）国の各省庁の事業に対応する事項

（ウ）町震災対策編による新規・改正に対応する事項

（エ）広域応援体制の実行に対応する事項

８　災害対策本部室の確保

(1) 地震により庁舎が損壊等の被害を受け、本部機能に支障が生じたときは代替本部室を確保するものとする。

(2) 代替本部室は、次の点を考慮して選定する。

ア　耐震性を有し、本部要員の収容能力があり長期使用が可能な施設であること。

イ　通信手段及び非常電源の確保が図れること。

ウ　幹線道路網に近接し、交通の便がよいこと。

(3) 代替本部室の確保対策

町庁舎が損壊した場合に備え、本部室のバックアップ機能の整備を図るものとする。

９　関係機関の整備

(1) 町及び防災関係機関の体制整備

ア　町及び防災関係機関は、大規模地震に即応できる初動体制及び非常体制について必要な整備を図る。

イ　町は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むことに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

ウ　町及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

(2) 防災関係機関相互の連携

各防災関係機関は、大規模地震の際にそれぞれの業務活動が迅速にできるよう平常時から連携の強化を図るものとする。

ア　災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員間及び住民個々の防災力の向上を図る。また、防災関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平常時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の訓練及び研修等を通じて、構築した関係をさらに持続的なものにするよう努める。

災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、平常時から国、地方公共団体等関係機関間や企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるものとし、協定締結などの連携強化に当たっては発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等）については、あらかじめ、町及び県は、民間事業者との間で協定を締結しておくなど、協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

また、町及び県は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

イ　町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難指示等を発令する際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、必要な準備を整えておく。

ウ　町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

エ　町は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。

オ　県は、町と調整の上、相互応援が円滑に進むよう配慮する。

カ　各機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援計画や受援計画をそれぞれ作成するよう努めるものとし、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

キ　町及び県は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。

　その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

ク　町及び県は、消防の応援について、近隣市町村及び県内市町村等と締結した協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の充実強化を図り、実践的な訓練等を通じて人命救助活動等の支援体制の整備に努める。また、同一の水系を有する上下流の市町村間においては、相互に避難指示等の情報が共有できるよう、連絡体制を整備する。

ケ　町は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

コ　町は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリコプター離発着地、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保及び活動拠点に係る関係機関との情報の共有に努める。

サ　町は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底するなど必要な準備を整えておく。

シ　町及び県、中国電力ネットワーク株式会社は、大規模・長期間の停電が発生した場合、中国電力ネットワーク株式会社への効率的な電源車の派遣要請を行うため、あらかじめ要請方法等を共有するなど手続きの整備を図る。

ス　町及び県は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

セ　県は、死者及び行方不明者についても、氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、町等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくよう努める。

ソ　町及び県は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。

第２項　情報の収集連絡体制整備計画

１　現状と課題

情報の収集・伝達は、電気通信事業者が提供する通信サービスや防災情報ネットワークにより行っているが、大規模な地震が発生すると通信施設の損傷等により、情報収集が困難となることが考えられる。

災害対策本部が災害時に司令塔の役目を果たすためには、これらの点を踏まえ通信手段の確保とその連絡体制を整備する必要がある。

２　基本方針

防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化のため、地域、町、県、防災関係機関相互間における情報連絡網の整備を図るとともに、町外通話施設、災害時優先電話、有線放送施設、無線施設、放送施設等を整備し、防災構造化するなどの改善に努める。

特に、災害発生時における有効な伝達手段である町防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

また、情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信網の多ルート化、通信ケーブル・CATV ケーブルの地中化の促進、無線を利用したバックアップ対策、デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築等による防災対策を推進し、通信連絡機能の維持・向上を図る。

町、消防機関等の防災関係機関が、より迅速・的確に総合的な防災対策の実施が可能となるよう、防災情報を共有するとともに、地域防災力の向上や早めの避難に役立てるため、避難情報などの各種防災情報を Web サイトや電子メール、地上デジタル放送のデータ放送、L アラート（災害情報共有システム）等を通じて住民へ提供する岡山県総合防災情報システムの機能の充実を図る。

３　対策

(1) 防災関係機関の通信手段の整備

ア　各防災関係機関は、それぞれの通信設備の耐震化、通信網の多ルート化多重化、衛星電話の活用による通信手段の整備、拡充を図るとともに、非常用発電機の整備や燃料の確保に努める。

イ　町は、地震計等観測機器の維持・整備に努めるとともに、各種防災情報を瞬時に伝達するシステムを維持・整備するよう努める。

ウ　迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

エ　災害時に有効な携帯電話・衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制を整備する。なお、アマチュア無線については、ボランティアという性格に配慮する。

オ　町及び県等は、非常通信体制の整備、有・無線システムの一体的運用等により災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図る。

カ　災害時の情報通信手段の確保のため、その整備・運用・管理等に当たっては、次の点を考慮する。

（ア）無線通信ネットワークの整備・多重化・耐震化、相互接続等によるネットワーク間の連携の確保

（イ）有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート及び関連装置の二重化の推進

（ウ）無線設備の定期的総点検の実施、他の機関との連携による通信訓練への参加

（エ）災害時優先電話等の効果的活用、災害用通信施設の運用方法等の習熟、情報通信施設の管理運用体制の構築

（オ）非常用電源設備を整備するとともに、その運用保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに耐震性があり、かつ浸水する危険性が低い堅固な場所への設置等

キ　非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等との連携による通信訓練に積極的に参加するほか、非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術をもとに、耐震化や浸水しない場所等への移設を図る。

ク　町及び県は、被害者情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

ケ　町及び県は、災害発生時に災害対策用移動通信機器が不足する場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）又は携帯電話事業者等から移動通信機器の貸与を受ける。また、通信設備の電源供給が途絶又はそのおそれが生じた場合は、必要に応じ、総務省（中国総合通信局）から移動電源車の貸与を受ける。

[町]

町は、住民等への情報伝達手段として、特に町防災行政無線等の整備を図るとともに、有線系や携帯電話も含め、要配慮者や災害時に孤立する可能性がある集落等の被災者にも配慮した多様な手段の整備に努める。また、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、町防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

ア　非常災害時に、町（町本部）が中心となり、消防、警察などの防災関係機関や病院、銀行、農協、電力・ガス会社などの生活関連機関とが相互に通信できる防災行政無線等の整備を図る。

イ　その他住民への情報の伝達手段として有効な Web サイトによる情報提供機能の確保や緊急速報メール、音声告知放送及びケーブルテレビジョン等の整備を図る。また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星携帯電話や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

(2) 非常通信協議会との連携

非常通信協議会では、防災行政無線が被災し、あるいは有線通信が途絶し、利用できないときを想定して、他機関の自営通信システムを利用した「中央通信ルート（県と国を結ぶルート）」及び「地方通信ルート（町と県を結ぶルート）」が策定されている。

これらのルートの利用に当たっては、あらかじめマニュアル等を作成し、非常通信訓練等を通じて災害時の円滑な通信の確保に備えるとともに、非常通信体制の充実・強化を図る。

４　情報収集連絡体制の留意点

(1) 地震情報の連絡

町は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）により受信した緊急地震速報を町防災行政無線等により住民等への伝達に努めるものとする。

※全国瞬時警報システム（J-ALERT、ジェイ・アラート）

緊急地震速報、弾道ミサイル情報等といった対処に時間的余裕のない事態に関する緊急情報を、消防庁から人工衛星を用いて全国の自治体に送信し、町の同報系防災行政無線等を自動的に起動させることにより、住民に瞬時に伝達するシステム

(2) 情報収集の方法

ア　被害情報の収集は、町から県民局を経由することを原則とするが、町は、被害の状況により緊急を要すると判断した場合は、直ちに県本部及び他の防災関係機関に連絡する。

(3) 災害初期の情報収集・連絡

ア　初期の情報収集がその後の応急対策を迅速かつ的確に実施する上で重要であり、特に緊急に出動する警察、消防、自衛隊との情報共有を図るシステムを整備する。

イ　初期には、まず次に関する被災状況の情報収集に当たる。

（ア）人命に係る被害、医療機関等の状況

（イ）道路の状況

（ウ）生活関連（電気、水道、ガス）の状況

（エ）被害規模状況の把握のための情報

(4) 応急対策時の情報収集・連絡

ア　防災関係機関が防災活動の業務に移った時点以降においては、町、県及び防災関係機関が相互に連絡し、情報交換を図る。

第３項　救助、救急、医療体制、保健医療体制整備計画

第１　救助

１　現状と課題

震災時には、広域的又は局地的に倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の傷病者が発生すると考えられるため、消防機関、警察、自衛隊等の救助隊が、迅速かつ円滑に救助活動を実施できる体制を整備する必要がある。

また、救助隊の到着までには、ある程度の時間を要することから、それまでの間を住民等による救助に期待せざるを得ず、そのための条件整備を図る必要がある。

２　基本方針

町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、消防機関や警察等の防災機関と関係医療機関との密接な連携体制の強化を図る。また、職員の訓練や高度な技術・資機材の整備された救助隊の整備を推進し、救助・救急機能の強化を図るとともに、住民等による救助活動のための条件整備を行う観点から、住民等の意識啓発や災害救助用資機材の準備等を行う。

３　対策

(1) 組織体制の整備

町、県及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、防災、医療機関相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。また、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

［町］

町は、災害時に救助活動の調整が円滑に行われるよう組織体制の整備及び通信手段の確保等についてあらかじめ定めておく。なお、県の指針に沿ってサイレントタイム設定マニュアルを作成する。

(2) 住民等による救助活動のための条件整備

［町］

町は、一般住民、自主防災組織、事業所等に対し、救助・救急の意識啓発、知識の普及及び訓練を行うとともに、各消防団単位に消防本部と結ぶ無線通信装置の配置等に努める。

第２　傷病者搬送

１　現状と課題

大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制は、原則として消防機関のみであり、また、道路の損壊や渋滞あるいは医療機関そのものも被災し、医療行為を実施できなくなる等の要因により、傷病者搬送に支障をきたすことが考えられる。さらに、医療機関の被災により患者の転院搬送が必要となることが考えられる。そのため、消防機関、医療機関、保健所等との連携を図り、傷病者搬送体制の整備を図る必要がある。

２　基本方針

消防機関、医療機関、保健所等の総合調整を行う県災害保健医療調整本部及び地域災害保健医療調整本部を設置し、災害時医療情報の収集・伝達体制を確立するとともに、緊急傷病者搬送を行うためのヘリコプター等の確保に努める。

また、県内で対応不可能な傷病者を県外へ搬送する場合など、必要に応じて岡山空港に航空搬送拠点臨時医療施設（ＳＣＵ(Staging Care Unit)）を設置する。

３　対策

(1) 組織体制の整備

［消防機関］

消防機関は、関係市町村、関係医療機関との連携を密にして、道路が寸断された場合の搬送方法、災害時における搬送方法の確保体制等を整備するなど効率的な搬送体制の確立に努める。

(2) 広域災害救急医療情報システムの運用

［町、消防本部、医師会、各医療機関］

町、県、消防本部、医師会及び各医療機関は、広域的な傷病者・患者の搬送の際に、収容先医療機関の被災状況や空き病床数、医療スタッフの確保状況など搬送先を決定するに必要な情報を提供できる広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運活用する。

(3) ヘリコプターによる搬送

［町］

町は、地域内にヘリコプター搬送が可能となる緊急離着陸場及び場外離着陸場の整備を図ることとする。

(4) 救急隊員等の研修

［消防機関］

消防機関は、災害時における応急手当の方法やトリアージ知識の習得等の研修を実施し、救急隊員等の資質の向上を図る。

第３　医療体制

１　現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。

また、医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現状では十分とは言い難く、県の被害想定では病床が不足されるとされており、これら体制の整備を図る必要がある。

さらに、災害医療について医療従事者に研修を行うとともに、住民に応急手当に関する知識の普及を図る必要がある。

２　基本方針

災害医療についての組織・体制の一層の整備を図るとともに、平常時及び災害時における医療機関情報の早期把握のために広域災害救急医療情報システムを迅速かつ的確に運用し、災害医療提供体制の整備、医療機関における耐震化・診療確保体制の整備及び災害医療についての知識の普及・啓発を推進するものとする。

３　対策

(1) 広域災害救急の運用

［町］

町は、町内の医療機関、消防機関、地元医師会、関係行政機関等との連絡・連携体制を強化して、町内の医療機関情報を確保できる体制を整備する。

(2) 一般住民への災害医療の普及・啓発

［県、町、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部］

県、町、消防機関及び日本赤十字社岡山県支部は、一次救命措置（BLS）、応急手当、災害時に必要とされるトリアージの意義等に関して、住民への普及・啓発を行う。

また、あわせて駅等不特定多数の人が利用する施設の従業員向けに応急手当の普及・啓発を行う。

第４　医薬品等の確保

１　現状と課題

救急医薬品、輸血用血液製剤等については、あらかじめ調達先を決め、それによって医薬品等の確保を行うこととなっている。

阪神・淡路大震災においては、医薬品等の確保に困難をきたしたことから、災害発生に備え、救急医薬品等の確保を図るため、その確保体制を整備する必要がある。

２　基本方針

救急医薬品等については流通段階における備蓄及び災害拠点病院の備蓄により確保することを基本とする。

輸血用血液製剤については備蓄が困難なため的確な情報収集・提供ができるよう連絡体制の確立を整備する。

３　対策

(1) 輸血用血液製剤の確保

［県赤十字血液センター］

県赤十字血液センターは、災害発生時の的確な情報収集・提供ができるよう、県、町、県医師会及び県病院協会等との連絡体制の確立に努める。

＜救急医薬品等の確保供給体制＞

【１】被害が局所的な場合

１　医療機関
　１－①　通常取引のある医薬品卸売業者等に要請
　→１－②　医薬品卸売業者等から医療機関へ

２　市町村
　２－①　地域災害保健医療調整本部に要請（岡山市は県災害保健医療調整本部へ）
　→２－②　県災害保健医療調整本部へ
　　→２－③　関係団体へ
　　　→２－④　医薬品卸売業者等へ
　　　　→２－⑤　医薬品卸売業者等から市町村へ
　　　　　県薬剤師会から市町村へ

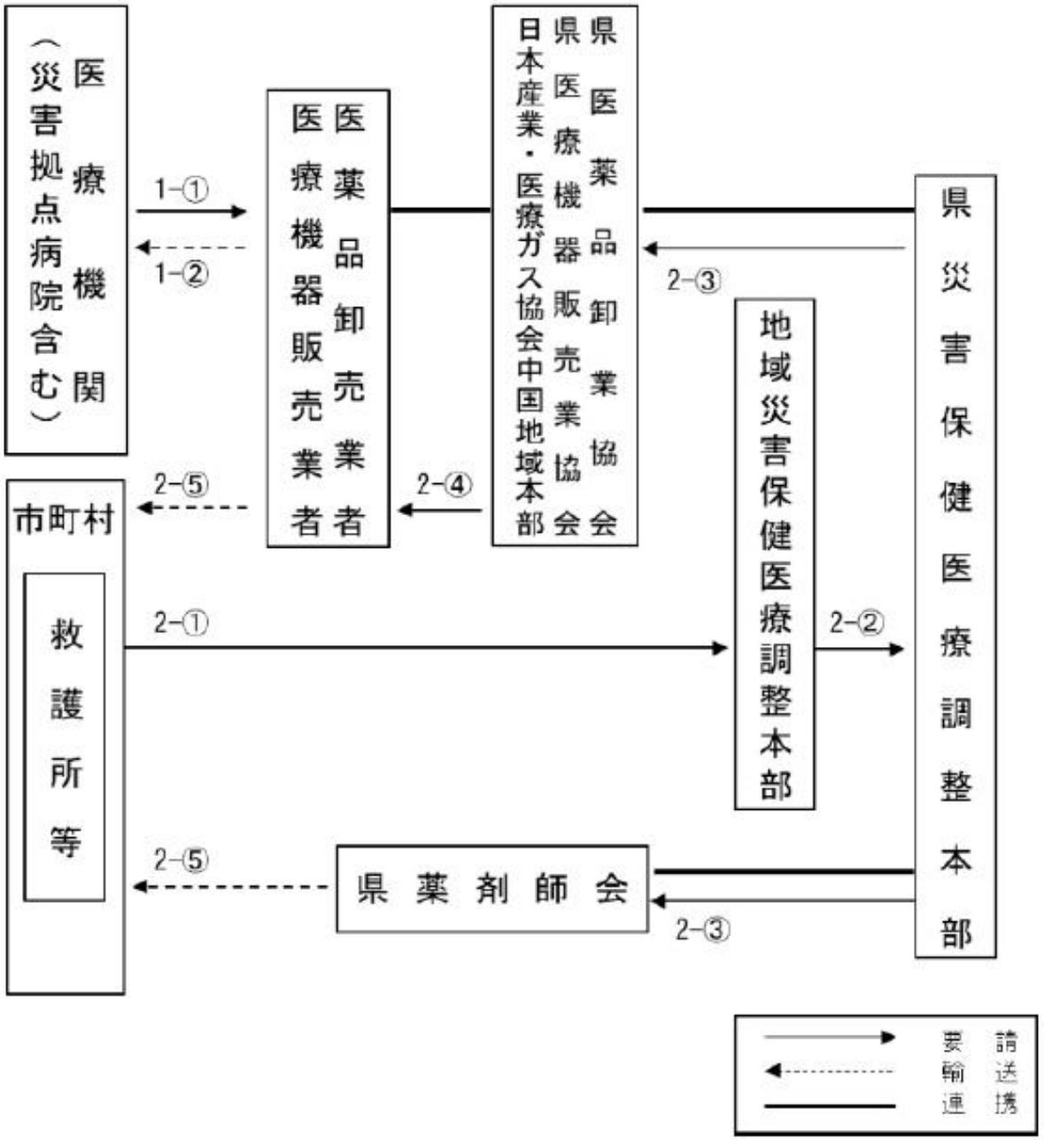

【２】被害が甚大な場合

１　医療機関
　１－①　通常取引のある医薬品卸売業者等に要請
　　（医薬品卸売業者等で対応が困難な場合は、医薬品卸売業者等と所属団体で調整を行う）
　→１－②　医療機関へ

２　災害拠点病院
　２－①　「１　医療機関」のルートのほかに、災害拠点病院から県災害保健医療調整本部への要請も可
　→２－②　関係団体へ
　　→２－③　医薬品卸売業者等へ
　　　→２－④　医薬品卸売業者等から災害拠点病院へ

３　市町村
　３－①　地域災害保健医療調整本部に要請
　　（岡山市は県災害保健医療調整本部へ）
　→３－②　県災害保健医療調整本部へ
　　→３－③　関係団体へ
　　　→３－④　医薬品卸売業者等へ
　　　　→３－⑤　医薬品卸売業者等から市町村へ
　　　　　県薬剤師会から市町村へ

※必要に応じて、県災害保健医療調整本部から厚生労働省、他都道府県へ要請
　→　他都道府県ルート（━・・━　）で輸送

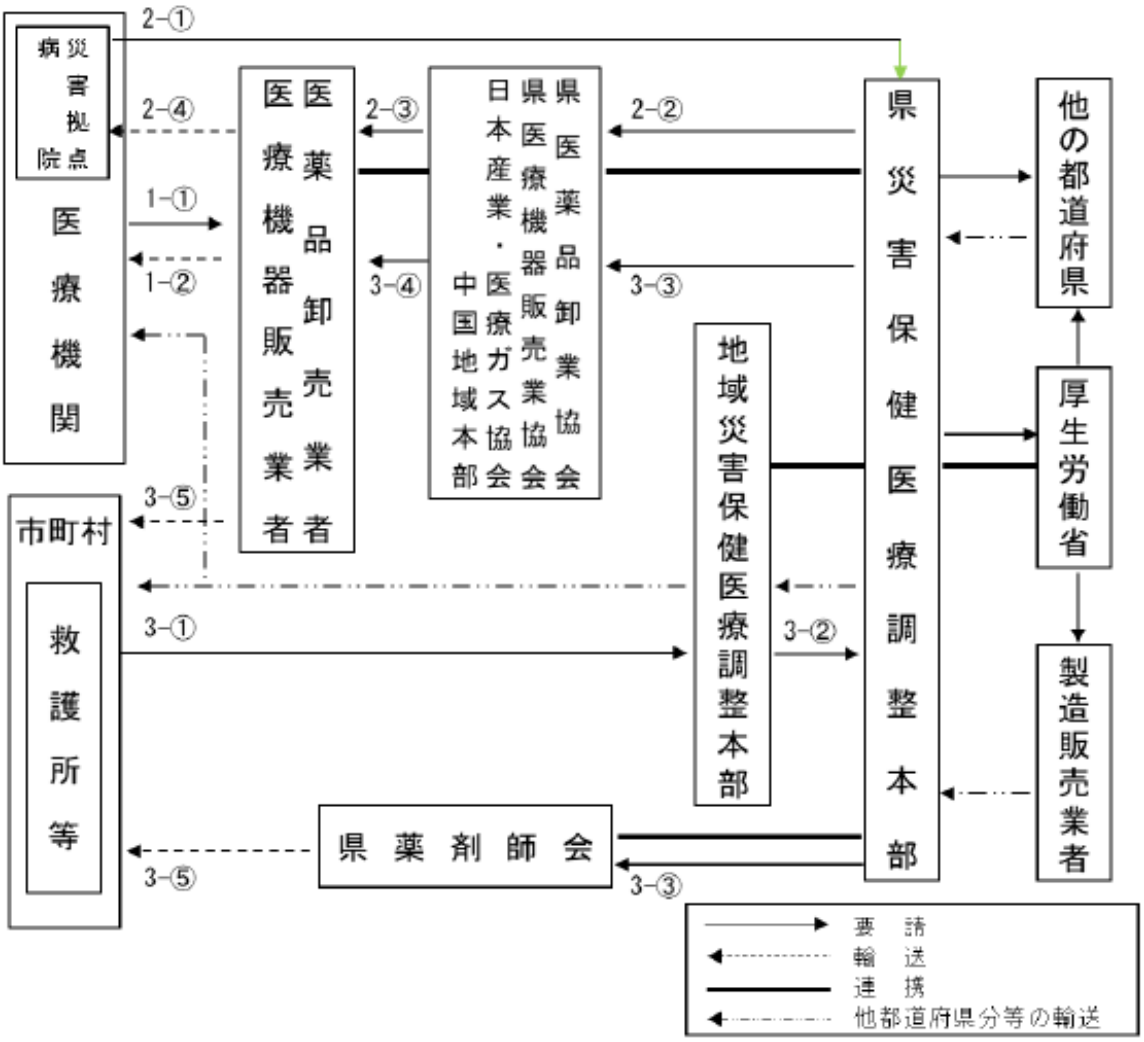

第４項　指定緊急避難場所及び避難路等整備計画

１　現状と課題

地震発生時において、住民が地震に伴う火災等の災害の危険が及ばない安全な場所まで迅速に避難できるよう、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として指定緊急避難場所及び避難路を指定し、標識等により場所や経路を分かりやすく標示するとともに、防災マップなどにより広報等を通じて住民に周知、徹底し、万一に備えることが必要である。

しかし、従来は、切迫した災害から緊急的に避難する指定緊急避難場所と一定期間滞在して避難生活を送るための指定避難所が必ずしも明確に区別されていなかったため、従来の避難場所については、想定される災害の種別ごとに安全性等の基準を満たすものであるか、点検する必要がある。

また、避難者が大量に発生し、指定している指定緊急避難場所だけでは大きく不足することが想定される場合もあることから、住宅の被災が軽微で差し迫った危険のない被災者は、住宅にとどまるように誘導する方策等を検討する必要がある。

さらに、道路交通等が確保された以降は、必要に応じて被災地域外への広域避難、疎開等を促す方策を検討する必要がある。

２　基本方針

町は、想定される災害の種別や状況を考慮した上で、災害の危険が切迫した場合の緊急的な避難先として、必要な数、規模の指定緊急避難場所及び避難路をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努めるとともに、円滑に避難誘導を行うための案内標識等の設置に取り組む。また、国、県及び町は指定緊急避難場所及び避難路の重点的な整備を図る。

３　対策

(1) 指定緊急避難場所の指定

［町］

町は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、圏域、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、指定緊急避難場所をあらかじめ指定し、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所については、災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設を指定するものとする。指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等管理体制を整備しておく。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適切である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底に努める。

指定緊急避難場所は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有するもので、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有する施設とする。また、公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大規模な火事の輻射熱に対して安全な空間であることに留意する。

(2) 指定緊急避難場所の整備

[町]

市街地における緑とオープンスペースは指定緊急避難場所などの確保、火災延焼防止のため重要な施設であり、市街地の基盤施設として、公園事業、土地区画整理事業等により積極的に整備を図る。整備に当たっては、規模と配置の適正化に留意し、施設面では外周部に植栽し緑化を行い、火災の拡大の防止に資するとともに、火災の輻射熱に対し安全な空間とする。

また、指定緊急避難場所として指定した場所には、住民に分かりやすく表示を行い、地震発生時には速やかに避難者の受入れができるよう、出入口部分の整備やその開放等の管理体制の明確化を図るとともに、夜間に避難することを想定し、照明設備の整備にも努める。

町は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

町及び県は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

(3) 避難路の指定

[町]

町は、想定される災害の種類や状況を考慮した上で、地域の実情に即し、住民の理解と協力を得て、避難路を指定する。指定に当たっては、災害時に使用できなくなることも考慮して複数の避難路を指定し、住民への周知を図るとともに、避難路には指定緊急避難場所等への案内標識等を設置するよう努める。

(4) 避難路の整備

[国、県、町]

市街地における道路は、交通施設であるだけでなく、消防活動・延焼防止等の防災空間としての機能をはじめ、多くの機能を持つ施設である。道路網を適切に配置し、道路・街路事業、土地区画整理事業等を積極的に推進することにより避難路の整備を図る。

避難路の整備に当たっては、必要に応じて避難の支障となる電柱倒壊及び切断電線等による二次災害を防止するため電線類の地中化に努める。また、窓ガラス、看板等の落下防止についても、沿道の建築物の所有者又は管理者にその重要性を啓発し、落下物発生のおそれのある建築物については改修を指導する。

避難路には、避難路であることや指定緊急避難場所等の方向等の表示を各所に分かりやすく表示し、速やかな誘導ができるようにする。さらに、夜間の避難に備え、照明の確保にも努める。

第５項　避難及び避難所の設置・運営計画

第１　避難方法

１　現状と課題

地震発生時には、火災や崖崩れ、落石等により、住民の生命に危険が及ぶことも想定されることから、状況に応じて早期に安全な場所への避難が必要となる。

また、南海トラフの巨大地震の被害想定のように、避難者が大量に発生し、通常想定している避難所だけでは、大きく不足することが想定されることから、住宅の被災が軽微な被災者は在宅でとどまるように誘導する方法等を検討する必要がある。

さらに、道路交通等が確保された以降は、被災地外への広域避難、疎開等を促す方法を検討する必要がある。

２　基本方針

町長は、あらかじめ避難経路について複数ルートを確保しておくとともに、総合的な避難計画を策定し、住民等への周知を図るとともに、避難計画に基づく訓練に努める。

３　対策

町は、防災マップの作成・配布、防災訓練の実施等により、住民等に対して避難計画の周知徹底を図るための措置を講じる。また、大規模域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(1) 避難計画

［町］

町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレス等について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

町は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。

町は、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、避難方法、避難誘導責任者及び避難開始時期等を内容とする避難計画を作成し、地域住民、指定緊急避難場所等の施設管理者等に周知徹底し、避難の円滑化を図る。

また、避難計画策定に当たっては、要配慮者に十分配慮するとともに、消防職団員、水防団員、警察官、町職員など防災対応や避難誘導・支援に当たる者の危険を回避するため、発災直後の防災対応や避難誘導・支援に係る行動ルールや退避の判断基準を定め、住民等に周知する。

町は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

町は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

町及び県は、学校等が保護者との間で、災害時における児童生徒等の保護者への引き渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促す。さらに、町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害時における幼稚園・保育園・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

［町内会等］

町内会等においては、平常時から自主防災組織等をつくり、避難計画を自主的に見直すとともに、各地域における避難の際に支援が必要となる要配慮者等の把握に努める。

［多数が利用する施設等の管理者］

大型小売店、駅、劇場等の興業場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、突発性の災害の発生に備え、多数の避難者の集中や混乱にも配慮しつつ、施設利用者の避難誘導、安否確認の方法等を内容とする避難誘導マニュアル等の作成に努める。

なお、避難誘導マニュアル等の策定に当たっては、要配慮者に十分配慮する。

(2) 避難訓練の実施

［町］

町は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成した上で、防災関係機関と共同し、又は単独で、地域住民の参加を得て、避難訓練を実施する。また、避難訓練等の実施を通じて避難誘導活動上の問題点等を把握し、必要に応じて計画の見直しを行う。

［町内会等］

地域住民は、町等防災関係機関が実施する防災訓練に積極的に参加し、一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害に備え、避難場所、避難方法等の確認に努めるとともに、自らも自主的に避難訓練を実施する。

［多数が利用する施設等の管理者］

大型小売店、駅、劇場等の興業場、その他の不特定多数の者が利用する施設や学校、社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ作成した避難誘導マニュアル等を活用した避難誘導訓練を実施する。

第２　指定避難所の設置

１　現状と課題

平成 25 年の災害対策基本法の改正以前は、切迫した災害から緊急的に避難する避難場所と、一定期間滞在して避難生活を送るための避難所が必ずしも明確に区別されていないことや被災者の健康管理やプライバシー保護等の面で課題を残した。災害の状況によっては、多数の被災者が長期にわたり避難所での生活を強いられることも想定されることから、生活環境を確保するために必要な施設の規模や機能等を備えた施設を指定避難所として指定する必要がある。

また、東日本大震災では、津波の襲来によって避難所自体が被災して使用不可能となった事例があったことなどから、指定避難所の指定に当たっては想定される災害の影響も考慮する必要がある。

２　基本方針

町長は、想定される災害の影響や被災者の生活環境の確保を考慮した上で、あらかじめ指定避難所の指定を行い、ハザードマップや広報紙等により住民に周知を図る。また、平常時には施設設備の整備状況や生活物資等の在庫状況を把握し、必要な対策を講じるなど、災害時において指定避難所が住民の生命、身体の安全や生活環境を確保するための施設として十分に機能するよう努める。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。

３　対策

(1) 指定避難所の指定・周知

［町］

町は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受け入れ方法等について、ハザードマップや広報紙等を通じ、また、所要の箇所に表示板を設置する等により、住民への周知徹底を図る。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

指定避難所については、町は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことや特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

町は、避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対しては、円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。また、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。町は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

町は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

指定避難所として指定した施設については、その施設の管理者との間で、災害時の使用方法等について十分協議するとともに、被災者の生活環境を確保するためにあらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、設備の整備に努める。

町及び県は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

また、建物が被災した場合を想定し、建物の建築年、床面積、構造、階数、耐震診断・改修の状況等を把握しておく。特に、昭和 56 年５月末以前に建築確認を受けた建物を指定避難所とする場合は、早急に耐震診断を行い、耐震改修が必要な建物については補強・改修を行うことを管理者に働きかけるなどにより、安全性を確保する。

町内に指定避難所としての条件を満たす適当な施設等がない場合は、災害時に野外に天幕又は仮設住宅を設置して避難所を開設し、又は近隣市町村への委託や近隣の民間施設の借上げ等により避難所を設置することを想定し、近隣市町村や民間業者等との間での協定締結等に努める。

(2) 指定避難所の施設設備の整備

[町]

町は、指定避難所において貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるとともに、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。指定避難所となる施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

また、授乳室や男女別の物干し場、更衣室の設置に当たり、異性の目線やプライバシー、子育て家庭のニーズに配慮した設備の整備や要配慮者に配慮したスロープ等の施設の整備、必要に応じて被災者が飼養する犬・猫等の家庭動物（特定動物を除く。）（以下「被災ペット」という。）のためのスペースの確保に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。

町は、災害時における非常通話等の迅速、円滑化を図り、かつ、輻輳を避けるため、災害時優先電話をあらかじめNTT西日本株式会社の事業所に申請し、承認を受けておく。

(3) 指定避難所における生活物資等の確保

[町]

町は、緊急の際の指定避難所への「緊急資機材等納入業者名簿」を作成しておくとともに、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、燃料、常備薬、マスク、消毒液、体温計、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子どもにも配慮する。福祉避難所についても、同様とする。

(4) 指定避難所設置マニュアルの策定

[町]

町は、災害時における指定避難所設置手続について、次の事項等を内容とするマニュアルをあらかじめ策定し、指定避難所の開設・管理責任者等必要な事項について住民への周知を図る。また、訓練・研修等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。

ア　指定避難所の開設・管理責任者、体制

イ　開設に当たっての当該施設の安全性の確認方法（被災建築物応急危険度判定等）

ウ　本部への報告、食料・毛布・仮設トイレ等の備蓄状況の確認及び不足分の調達要請

エ　防災関係機関への通報連絡体制の確立

オ　シャワー等による入浴機会の提供（設備がない場合は代替措置を検討）

カ　感染症対策を踏まえた運営方法

キ　その他開設責任者の業務

第３　運営体制

１　現状と課題

阪神・淡路大震災では、避難所における情報連絡体制が十分に機能せず、市町村、住民組織、支援ボランティア間の連携も不十分であった。また、東日本大震災では、被災者の心身の機能の低下や様々な疾患の発生、悪化がみられたほか、要配慮者が避難所のハード面の問題や他の避難者との関係等から自宅での生活を余儀なくされたり、在宅避難者に支援物資が行き渡らない等の問題もあった。

このため、指定避難所の運営に当たっては、平常時から町の防災・福祉・保健衛生部局や指定を受けた学校等、施設の管理者、自治会・自主防災組織等の協力関係を構築しておくとともに、要配慮者や在宅避難者への支援等の方針も含め、必要な事項についてあらかじめ定めておく必要がある。

２　基本方針

避難所の運営が円滑かつ統一的に行えるよう、あらかじめ避難所運営マニュアルを作成し、避難者の良好な生活環境を確保するための運営基準や取組方法、要配慮者に対する必要な支援等について明確にしておく。また、避難所設置後は、発災直後の命の確保が最優先事項となる段階、次第に生活が安定しはじめ、避難者自身による自治的な運営組織が行われる段階、避難所の解消に向けた環境整備を進める段階等の各段階に応じて、適切な対応を行う。町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

なお、避難所の設置は応急的なものであり、早期に施設本来の機能を回復する必要があることから、必要に応じて被災住宅の応急修理の実施や応急仮設住宅の設置、民間賃貸住宅の借上げ等を実施する等により、避難所の早期解消を図る。

３　対策

(1) 行政側の管理伝達体制

［町］

町は、災害発生後速やかに管理体制を構築するため、指定避難所の維持管理体制及び災害発生時の要員の派遣方法についてマニュアルをあらかじめ定めておく。

なお、当該職員も被災する可能性が高い上、深夜・休日に災害が発生する場合も考えられるので、それらの場合を考慮した配置計画とする。

また、保健師、福祉関係者、ＮＰＯ等の様々な主体が状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。

(2) 避難者の自治体制

［町］

町は、避難所での避難者に対する正確な情報の伝達や食料、飲料水等の円滑な配布に努める。また、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。また、指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、自主防災組織や被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

また、指定避難所の円滑な運営を図るため、自主防災組織や自治会、指定避難所に指定した施設の管理者等、関係者とあらかじめ協議した上で、指定避難所ごとに次の内容について定めた「避難所運営マニュアル」を作成しておき、健康管理、防犯、衛生上の観点等での避難者の良好な生活環境の確保を図るとともに、要配慮者に必要な支援内容等を明確にしておく。

なお、指定避難所の運営に当たっては、意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、在宅避難者を含めた避難者の状況把握や避難生活での男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮した運営に努める。

ア　避難者の自治組織（立ち上げ、代表者、意思決定手続等）に係る事項

イ　避難所生活上の基本的ルールに係る事項（居住区画の設定及び配分、トイレ、ごみ処理等日常生活上のルール、プライバシーの保護等）

ウ　避難者名簿の作成等、避難状況の確認方法に係る事項

エ　避難者に対する情報伝達、要望等の集約等に係る事項

オ　その他避難所生活に必要な事項

カ　平常体制復帰のための対策

（ア）事前周知、自治組織との連携

（イ）避難者の生活と授業環境の確保のための対策

（ウ）避難所の統合・廃止の基準・手続等

(3) 施設管理者による避難所支援体制

［指定避難所設置施設の管理者］

指定避難所設置施設の管理者は、指定避難所の維持管理に協力するとともに運営の支援に当たるため、町や関係自主防災組織等とともに、避難所マニュアルの策定に参加する。

また、関係職員にあらかじめ研修を行い、必要な知識の習得に努める。

第６項　災害救助用資機材の確保計画

１　現状と課題

震災時には、警察、消防、自衛隊又は地域住民等によって、倒壊家屋等に閉じ込められた傷病者の救助が行われることになるが、現状の警察、消防等の装備だけでは、適切な救助用資機材が少なく、効率的な救助活動を行うことができないと予想され、救助用資機材の確保を図る必要がある。また、車両や資機材を小型化・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合等を想定した救助用資機材の整備に留意に努める。

２　基本方針

町及び県は、警察、消防の救助能力の向上を図るため、災害救助用資機材の充実強化を促進するとともに、地域の防災力を高めるため、町内会の集会所等にも救助用資機材の整備を進めていく。

また、平常時から燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、公的機関・供給事業者等の保有量を把握し、災害時の不足に備えて、関係機関との情報共有や民間事業者との連携に努める。

３　対策

［町］

町は、自主防災組織を単位とした地域において、ジャッキ、バール、スコップ等の災害救助用資機材の整備に努めるとともに、パワーショベル等の重機類及びその要員を確保するため、地元土木建設業者等と重機類等の借上げに関する協定の締結に努めるものとする。

第７項　建設用資機材の備蓄計画

１　現状と課題

阪神・淡路大震災でも明らかになったように、複数の被害が同時・多発的に発生する地震被害に対しては、備蓄資材の内容及び数量等の一層の充実が必要である。

２　基本方針

資機材の備蓄及び調達については、経済性や備蓄場所の確保等の点から、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体の協力を最大限に活用し、町及び県においては、初期活動に必要となる最小限の資機材の備蓄に努める。

３　対策

(1) 備蓄

［町］

町においては、地域の自然条件や被害予想規模などを勘案し、初期活動に必要な資機材の備蓄に努める。

また、備蓄場所の選定に当たっては、緊急輸送道路とのアクセス条件や危険性の分散に十分考慮する。なお、備蓄に当たっては、県及び関係団体における資機材の保有状況との補完性や整合性に留意する。

(2) 調達

［町］

町においては、町内の関係団体等における資機材の保有状況を調査把握した上で、これら関係団体や他市町村との相互応援協定等の締結を積極的に検討し、地震発生時における資機材の円滑な調達が可能となるよう、総合的な資機材の確保対策を講じる。

第８項　地域防災活動拠点整備計画

１　現状と課題

大規模災害時において、緊急避難場所・避難所や救援の基地等にも利用でき、防災活動のベースキャンプとなる防災拠点を計画的に整備する必要がある。

２　基本方針

町はそれぞれの防災活動が十分果たせるよう防災拠点等の整備を図る。また、その整備に当たっては、高速道路のサービスエリア、「道の駅」の有用性を検討するとともに、防災拠点化を行うべきものについては、必要な防災設備の整備等に努める。

３　対策

町は、次のような利用を目的とした地域防災拠点の整備に努める。

ア　物資等の集積基地

イ　救急、救援の活動基地

ウ　災害ボランティア等の受入施設

エ　ヘリコプター離発着施設

第９項　緊急輸送活動計画

１　現状と課題

大規模な震災が発生した場合には、被災地に対し、広域協定等の相互応援協定や一般からの大量の生活必需品や食料等の搬出が予想される。また、救助・救援活動に必要な資機材を必要とする事態も想定され、こうした資機材・救援物資等を着実に搬入し、確実に配送するためには、それをつなぐ緊急輸送活動が重要となる。

しかし、災害発生時には多くの混乱が見込まれ、食料の保管配布場所の要員、ノウハウを持つ関係者の不足等により、緊急輸送の確保が困難な場合も想定されるため、平常時からあらかじめその対策について検討しておく必要がある。

２　基本方針

町及び県は、多重化や利便性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路等の輸送施設（道路等）及び展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検を行う。

また、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上、県が開設する広域物資輸送拠点、町が開設する地域内輸送拠点を経て、各指定避難所等に支援物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図り、指定公共機関等その他の関係機関、周辺住民等に対する周知徹底に努め、広域物資拠点及び地域内輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

３　対策

各種資機材・救援物資等の搬入は、被災者には生命線であり、必ずこれを確保し、着実に配送しなければならない。そのためには、拠点施設の耐震性の確保、早急な道路啓開、陸路以外の緊急輸送手段の確保及び緊急輸送車両の通行保証等が重要であり、その対策が迅速に行えるよう努める。

(1) 拠点施設の耐震化

町及び県は、緊急時における輸送の重要性に鑑み、緊急輸送ネットワークとして指定された輸送施設、輸送拠点及び防災拠点施設については、特に耐震性の確保に配慮する。

(2) 道路啓開の迅速化

［国、県（土木部）、市町村、西日本高速道路株式会社、県警察］

道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。また、道路啓開等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するよう努める。

(3) 陸路以外の緊急輸送手段の確保

県及び市町村は、陸路の破壊による輸送ルートの遮断も考えられることから、陸路以外の手段も検討するよう努める。

ア　施設の管理者と連携をとりつつ、ヘリコプター離発着地の候補地を関係機関と協議の上、緊急輸送ネットワークにおける輸送施設として指定するよう努める。

イ　これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に対する周知徹底を図るなどの所要の措置を講じるよう努める。

ウ　ヘリコプター離発着地の災害時の利用について協議しておくほか、通信機器等の機材について、必要に応じ、当該地に備蓄するよう努める。

(4) 緊急輸送車両の通行保証

県及び市町村が輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、災害発生前においても緊急通行車両に係る確認を受け標章等の交付を受けることができることから、災害応急対策の的確かつ円滑な実施を図るために、民間事業者等に対して事前に確認を受けるよう周知及び普及を行うとともに、自らも積極的に事前の確認を受ける。

(5) その他の環境整備等

町及び県は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努める。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。

第10項　消防等防災業務施設整備計画

１　現状と課題

地震災害の応急活動を実施するためには、倒壊家屋からの救助、道路障害物の除去等に適した資機材や消火、救急活動に必要な車両等の整備を図っておかなければならない。

２　基本方針

災害が発生したとき、緊急に出動し応急活動の中核となる警察、消防及び自衛隊における防災関係資機材等の整備・充実を図る。

３　対策

(1) 消防

ア　管内の消防水利の状況を再点検するとともに、多角的な消防水利の確保・整備を図る。

（ア）防火水槽、耐震性貯水槽の整備

（イ）池、河川等の自然水利の活用を図る措置

（ウ）プール、下水道等の既存の人工水利の活用を図る措置

（エ）道路横断用のホース保護具等の整備

イ　消防防災ヘリコプターの活動拠点を警察と連携を図りながら設置する。

ウ　消防ポンプ自動車、救急自動車等の車両の整備を図る。

第11項　広域的応援体制整備計画

１　現状と課題

南海トラフの巨大地震などの大災害に際しては、近隣県自体が被災地域となり、対口支援の取り決めが機能しないなど、従来の自治体間の応援システムが機能しなくなることも想定する必要がある。

また、被害が比較的少ない県は、自力で災害対応を行うと同時に被害の甚大な地域への支援も行うという考え方を持つ必要があり、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」との整合に留意しながら、国の関係機関、中国・四国地方を中心とする都道府県間、県内市町村間での広域的応援体制の確保・充実に向け、具体的な活動計画について、関係者で十分に協議、検討しておく必要がある。

２　基本方針

県では、大規模災害を想定した広域の応援体制として、現在、中国５県、中四国地方９県及び全国都道府県との相互応援協定を締結しており、協定に基づく広域応援が円滑に行えるよう、活動マニュアル等の整備を推進するとともに、合同訓練等を通じて応援体制の実効性を高める。

また、県内における被災で応援が必要になる場合を前提に、県及び市町村間で相互応援協定を締結しており、市町村の応急対策が有効かつ的確に実施できるよう、東日本大震災における岩手県遠野市の例も参考にしながら、支援・受援計画の具体化を進める。

３　対策

◎応援体制

(1) 応援要請の判断

ア　応援要請は町長が判断をすることを原則とする。

イ　地震被害は市町村域を超えて同時多発するものであり、事態によっては広域的観点から、知事が必要な機関、自治体等に応援要請ができる。

(2) 応援に係る事項・機関

応援については、被災の範囲・被害規模等の状況に応じて必要な応援隊や資機材を要請する。

ア　県内相互応援

町は、県への応援要求が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底するなど、必要な準備を整えておく。

（ア）県は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき、被災した町から要請があった場合、消防防災ヘリコプターを出動させ、町の行う消防業務を支援する。

（イ）知事は、特に必要があると認めるときは、被災地に隣接する市町村長に応急措置の実施について応援を指示する。

（ウ）岡山県下消防相互応援協定・岡山県と県内市町村等との消防広域応援協定の活用を図る。

（エ）町は、必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

イ　県外からの応援

県は、国又は他の都道府県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ国又は他の都道府県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど必要な準備を整えておく。

（ア）自治体の応援

災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づき、カウンターパート県やブロック単位等の応援を受ける。また、必要に応じて他都道府県からの災害救助法に基づく救助の応援を受ける。

（イ）警察の応援

警察災害派遣隊等の応援を受ける。

（ウ）消防の応援

緊急消防援助隊等の応援を受ける。

（エ）自衛隊の派遣要請

自衛隊の派遣要請は、町からの要請を待つことなく迅速に行う。

(3) 応援の受入体制

町、県及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けられるよう、防災業務計画や地域防災計画等に応援計画や受援計画をそれぞれ位置付けるよう努め、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整える。

ア　自治体応援の受入れは、町又は県が行う。

県は、災害等発生時の広域支援に関する協定等に伴い、応援を受ける場合及び他県を支援する場合を考慮して、岡山県災害対策本部規程の各部（課）の所管事項を整備する。

イ　警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れることとし、その担当部署及び連絡体制を確立する。

警察…警察災害派遣隊等

消防…緊急消防援助隊等

ウ　自衛隊の受入れは、基本的には町とするが、県は、状況によっては応援部隊やその車両等の基地及びヘリコプター離発着地について総合的に調整する。

(4) 応援活動の相互調整

ア　警察、消防、自衛隊が共同で活動する場合は、相互に積極的に連絡をとり合い災害情報等の共有に努めるものとする。

イ　人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務に当たるよう、相互に調整を行うものとする。

ウ　消防防災ヘリ、警察ヘリ、ドクターヘリなど、災害時のヘリコプターの効率的な運用調整及び安全な運航の確保について、岡山県航空運用調整会議であらかじめ協議しておくとともに、災害時において、情報収集や救助・救急活動等を複数機関のヘリコプター等航空機及び無人航空機により行うため、必要がある場合は、県本部内に関係機関の職員で構成する航空運用調整グループを設置し、航空機及び無人航空機の運用に関する連絡調整及び情報共有を行う。

エ　航空運用調整班は、災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼する。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行う。

◎広域支援体制の確立

町及び県は、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する。

また、国は、県及び市町村等と協力し、応急対策職員派遣制度により、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

(1) 災害の発生により、被災県独自では十分な応急措置ができない場合に備え、他の県と広域支援体制の確立に努める。

(2)「災害等発生時の広域支援に関する協定」については、中国地方５県と平成 24 年３月１日（平成７年７月 13 日に締結した協定の改正）に、中国・四国地方９県と平成 24 年３月１日（平成７年 12 月５日に締結した協定の改正）に、全国都道府県と令和３年 11 月 22 日（平成８年７月 18 日に締結した協定の改正）に、それぞれ協定を締結しており、その概要は次のとおりである。

ア　食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供

イ　被災者の救助、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

ウ　避難、救援、消火、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及び斡旋並びに資機材の提供

エ　医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

オ　避難者を受け入れるための施設の提供

カ　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

その他、香川県と昭和 48 年５月 10 日に、兵庫県と平成８年５月 31 日に「災害時の相互応援に関する協定」を締結している。

また、ヘリコプターに関しては、中国地方５県と平成 23 年３月１日に、香川県と平成 23 年８月 30 日に「消防防災ヘリコプター相互応援協定」を締結している。

(3) 中国地方５県及び中国・四国地方９県では、「災害等発生時の広域支援に関する協定」に基づき、大規模広域的災害の発生当初から円滑かつ迅速に支援を行うため、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制を平成 23 年 11 月 21 日（基本合意書の締結）から導入しており、平素から、カウンターパート県等との交流を深め、有事の際における広域支援体制の確立を図る。

(4) 中国地方５県、中国・四国地方９県、全国都道府県等との連携・調整を図りながら、大規模広域的災害時における実効性をより高めるため、広域支援体制の不断の見直しを行う。

(5) 消防広域応援体制の充実については、他県から緊急消防援助隊が派遣された場合に設置する消防応援活動調整本部を防災・危機管理センターに併設し、災害対策本部等とのより緊密な連携を確保するとともに、消防救急無線のデジタル化に伴い通信システムを整備することで、防災対策力のさらなる強化を図る。

(6) 南海トラフの巨大地震が発生した場合、大きな被害は県南で発生すると考えられることを踏まえ、県及び市町村の相互応援協定に基づく活動計画の具体化に当たっては、県南と県北の地域的な役割分担のあり方も含めて検討を進める必要がある。

第12項　行政機関防災訓練計画

１　現状と課題

災害を最小限度に止めるためには、平素から各種訓練を実施する必要があるが、十分に実施されてはいない状況にある。

このため、町は県との連携による災害対策はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、万一の災害から自らを守るとの意識のもとに、地域ぐるみで災害に対処する体制づくりや各種訓練を実施することにより、緊急事態に即応できるよう機動力の維持に努める。

２　基本方針

地震災害においては、被害が同時に広範囲に及ぶことが予想されることから、町及び県は、防災関係機関、地域住民、自主防災組織及び NPO・ボランティア等の参加を得て、緊密な連携のもとに各種訓練を実施し、防災関係機関相互の協力体制の強化と予防並びに応急対策機能の向上、住民の防災意識の高揚を図る。

訓練の実施に当たっては、被害の想定を明らかにする等様々な条件を設定し、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫して実施する。

また、訓練実施後には参加機関が集まり、訓練内容の評価を行うことにより、課題等を明らかにし、町及び県等の防災体制等の改善を行う。

３　対策

(1) 総合防災訓練

大規模な地震災害を想定の上、防災関係機関及び地域住民が参加して、総合的、実践的な訓練を実施する。

ア　訓練参加機関

・町、県、警察、消防機関、自衛隊
・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関
・医療、看護等の関係団体
・町内会、婦人防火クラブ、自主防災組織、事業所等の防災関係団体

イ　訓練項目

・防災意識の高揚
・住民、地域、企業における自主防災組織の訓練
・防災関係機関による情報の収集・伝達及び広報訓練
・防災関係機関による応急対策訓練
・緊急輸送路確保、救援物資輸送等の訓練
・ライフライン等の確保訓練
・指定避難所、救護所の開設・運営等に関する訓練
・災害対策本部訓練
・広域応援要請訓練

ウ　訓練後の評価

訓練の終了により評価を行い、防災計画・防災業務計画を見直し防災体制の改善に反映させる。

(2) 図上防災訓練

大規模な地震災害発生後の対応能力の向上を図るため、防災担当部局相互の連携、各機関の役割に応じた適時適切な応急対策訓練を実施する。

・災害対策本部の設置訓練
・情報の収集伝達訓練
・人命救助等応急対応訓練
・受援及び市町村支援訓練
・消防応援活動調整訓練
・航空運用調整訓練
・災害保健医療調整訓練
・災害対策本部会議訓練

(3) 広域的防災訓練

災害等発生時の広域支援に関する協定等に基づきカウンターパート県等と、又は広域的に、次の防災訓練を実施する。

・支援要請訓練
・情報連絡訓練
・応援隊等の応援・受援訓練
・広域支援本部設置・運営訓練
・支援における必要な物資、資機材の確保訓練

(4) 気象予報及び警報伝達訓練

気象予報及び警報を県（出先機関を含む。）及び全市町村に伝達し、情報に基づき迅速、的確に対応する訓練をする。

(5) 配備訓練

町は、職員の配備、呼び出し等の訓練を行う。

(6) 非常通信訓練

災害時の通信確保のため、非常通信協議会の協力を得て、有・無線の通信訓練を実施する。

(7) 避難所開設・運営訓練

町は、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

(8) 高圧ガス等特殊災害対策訓練

町は、消防及び事業所等と連携して、高圧ガス等の特殊災害を想定した訓練を実施する。

(9) 消防の防災訓練

ア　岡山県下消防相互応援協定に基づく実効的な訓練を実施する。

イ　緊急消防援助隊に関連する実践的な訓練を実施する。

ウ　消防職員の非常招集訓練等を実施する。

(10) 指定地方行政機関等の防災訓練

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、それぞれの機関が所掌する防災業務の訓練を実施する。

第13項　公的機関等の業務継続性の確保

１　現状と課題

町、県、その他防災関係機関は、災害発生時において、重要な役割を担うが、過去の災害においては、自らの被災による庁舎や電気・通信機器の使用不能や、災害発生に伴う業務量の急増に対応する人員の不足等から、災害対応その他の業務に支障を来した事例もある。

このため、災害時に資源（人、物、情報等）が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、業務継続計画を策定し、対策を事前に準備しておく必要がある。

２　基本方針

町、県、その他防災関係機関は、災害発生により、人、物、情報等利用できる資源に制約が生じた場合にも、災害対応その他の業務が適切に実施できるよう、業務継続計画を策定する。

３　対策

町、県、その他防災関係機関は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練・研修等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

特に、町及び県は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。災害時の拠点となる庁舎等については、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

第３節　地震に強いまちづくり

第１項　建物、まちの不燃化・耐震化計画

１　現状と課題

阪神・淡路大震災や東日本大震災など、近年の大震災による教訓として、地震による人的被害や経済的被害を軽減するための住宅・建築物の耐震診断や非構造部材の耐震化等を含めた耐震改修の促進が喫緊の課題となっている。昭和 56 年６月以降のいわゆる新耐震基準に基づき建築された住宅・建築物は、一定レベルの安全性の確保がなされていることから、町内の住宅・建築物のうち、旧基準で建築されたものについて、早急に耐震診断及び耐震改修を図る必要がある。

また、大地震の際には、木造密集地域等都市基盤の未整備な市街地で火災が多発し、広範囲な焼失が生じており、防災性の向上に対し、土地区画整理事業等による市街地の面的整備を推進することが重要である。特に、道路や公園が火災の延焼防止に効果があったことが認められ、これら都市の根幹的な公共施設の計画的な整備が重要であることも認識した。

さらに、大地震の際には、落下物、ブロック塀等の倒壊による被害も想定され、これらの対策が重要であることも認識した。

さらに、被災時において住民が安全に避難できる避難路の確保の重要性についても認識を新たにしたところであり、適切な整備を図る必要がある。

このほか、東日本大震災では、天井材等の脱落、ブロック塀等の倒壊等により死傷者が発生したほか、多くの人々が長期にわたる避難所生活を余儀なくされ、その生活環境は、プライバシーの欠如だけでなく、高齢者、乳幼児連れの方、心身に障害のある人等避難弱者と考えられる方々には、劣悪ともいうべき状況であったことから、非構造部材の耐震化等も図られ、誰もが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備が重要であり、総じて地震に強いまちづくりのためには、インフラ全体の適切な整備を図る必要がある。

２　基本方針

現在、我が国の建築物については、建築基準法や日本建築学会等の技術基準によって設計・施工されており、高い耐震性、安全性が確保されているといえる。

一方、想定を超える地震に対しても常に無傷で耐えられる建築物やまちづくりを求めることは経済的、技術的に問題があり、また、居住性を損ねるため、社会通念上容認されにくい現状がある。

しかし、想定を超える災害が発生した場合には、生命の安全の確保を第一としつつ、被害を最小限に食い止められるような、「地震に強いまちづくり」を目指す必要がある。

特に、防災上重要な建築物については、災害時の救援活動の拠点としての使用に支障をきたす被害を受けないことが極めて重要であり、その対策を行うほか、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

また、地震により、建築物が受ける被害度は建築物個々の特性、建設地盤その他の複雑な要素が関わり合うものであり、建物の性格や地盤特性等に応じた建築物の耐震性の確保については、今後、より促進していく必要がある。

火災が起きた場合には、その火災を極力他の建築物に及ぼさないように、都市計画区域内では、集団的な防災に関する規制を行い、都市防災の効果を高めることを目的として制定された防火地域、準防火地域を指定し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。

また、都市計画区域外の地域においても建築物の不燃化、まちの不燃化を促進する。さらに、指定緊急避難場所の周辺や避難路の沿道についても不燃化を図り、さらに安全なまちとする必要がある。

公園、緑地等公共空地は、避難場所として効用を果たすだけでなく、火災延焼の防止のためにも重要な施設であり積極的な整備を図る。整備に当たっては、土地区画整理事業、市街地再開発事業など面的な整備事業を導入し、市街地の防災性の強化を図る。

なお、安全を重視した総合的な土地利用の確保を図るため、防災まちづくりの方針を町都市計画マスタープランに位置付けることが望ましい。

また、町は、県が作成する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、各種施設の緊急的な整備を図り、町土の安全性向上に努める。特に、防災拠点となる公共施設等の耐震化については、耐震改修促進計画等に定めた数値目標などにより、計画的かつ効果的な実施に努める。さらに、一時避難において多くの住民が利用する避難所については、過去の経験を踏まえ誰もが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備を、耐震化とあわせて進める。

３　対策

◎建物の不燃化・耐震化

(1) 防災上重要な建築物の不燃化・耐震化

［町、県、施設管理者］

町、県及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災拠点建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和 56 年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

(2) 一般の住宅・建築物の不燃化・耐震化

［町、県］

町、県は、耐震改修促進計画に基づき、一般の住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図る。

(3) 天井等の非構造部材・ブロック塀等の耐震化

［町、県、建築物の所有者等］

建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図る。

［県］

特定行政庁は、避難や救助活動上の重要なルートを中心に、建築物の所有者又は管理者に対して、窓ガラス、外装材及び広告板等の落下防止対策の重要性について啓発を行い、落下物発生のおそれのある建築物については、改修を指導する。

また、崩落のおそれのある天井材等の非構造部材、大規模な吊り天井などを有する建築物については、所有者又は管理者に対して改修を指導する。

さらに、ブロック塀及び家具の転倒防止対策、エレベーターにおける閉じ込め防止等、その安全点検及び耐震性の確保の必要性について広く住民に対し、啓発するとともに、危険なブロック塀等に対しては改修を指導する。

(4) あんしん避難所の整備

［県］

県は、過去の経験を踏まえ、非構造部材の耐震化等も図られた、誰もが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備や、地震のリスクなどの情報提供とあわせて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行おうとする市町村に対して技術支援を行う。

［町］

町は、誰もが安心して利用できる避難所（あんしん避難所）の整備に取り組むほか、地震のリスクなどの情報提供とあわせて、災害時における自助・共助の精神（心のバリアフリー）の普及啓発を行う。

◎まちの不燃化

(1) 防火地域等の指定

［町］

都市計画区域内の防火地域に準じ、火災防止上必要な地区は、準防火地域に指定することとされている。

都市計画区域内の町は、今後も必要に応じて、防火地域、準防火地域を指定拡大するとともに、指定済みの地域では、面的な市街地整備事業を導入し、建築物の不燃化、まちの不燃化を図る。

(2) 指定緊急避難場所、避難路周辺における不燃帯の整備

［町］

指定緊急避難場所や避難路が火災、輻射熱等に対して安全であることは、その指定や整備に当たって重要なことであるが、さらに安全性を高めるためには、指定緊急避難場所、避難路だけではなく避難地の周辺や避難路の沿道といったエリアでの不燃化が必要であることから、町は、道路、公園、緑地、河川、耐火建築物群等の連携による延焼遮断空間を確保するという観点での整備を進める。

(3) 公園、緑地等公共空地の整備

［町］

公園、緑地等、都市における緑とオープンスペースは、人々の憩いの場やスポーツ・レクリエーションの場となるほか、災害時においては、避難場所、災害復旧の拠点として重要な役割を果たすと同時に、火災の延焼を防止するなど防災上重要な役割を持っている。このため、都市計画区域内の公園事業、土地区画整理事業等により、公園の整備を積極的に推進するとともに、緑の基本計画の策定による緑地の保全、緑化の推進に努め、防災空間の確保を図ることとする。

(4) 道路網の整備

[国、県、町]

道路管理者は、道路の延焼遮断効果が大きいことに注目し、市街地における新設改良に当たっては、災害危険度等を勘案しながら広い幅員を確保するとともに、植樹帯等を積極的に設置するよう努める。

また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国（経済産業省、総務省）が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

(5) 計画的な防災まちづくりの推進

[町]

災害に強いまちづくりは、計画的に推進することが重要である。このため、都市計画区域を指定している本町においては、町都市計画マスタープランの中に防災まちづくりの方針を盛り込むよう努める。

また、道路、公園、緑地、河川等について、避難路、避難場所、延焼遮断空間等の確保の観点から早急に総点検を行い、早期に整備する必要があるものについては整備計画を策定し、都市計画マスタープランに当面の整備目標として位置付けるとともに、その整備に努めることとし、整備に当たっては、公共用地、国有財産の有効活用を図る。

総点検は、次の視点から実施する。

道路……避難路として迅速かつ安全に避難できる構造を有しているか。また、延焼遮断帯として機能を果たすための空間が確保されているか。

公園、緑地…避難場所、救援活動の拠点、延焼遮断帯として機能を果たすために適正に配置されているか。

延焼遮断帯…道路、公園、緑地、河川等が連携し、延焼遮断帯としての機能を発揮できるか。

第２項　公共施設等災害予防計画

町は、道路等の交通施設をはじめ、河川、砂防、急傾斜地崩壊対策、農地防災事業などにより、地震対策を総合的、計画的に実施、推進する。

事業実施においては、計画を上回る災害が発生しても､その被害を最小限にとどめ、その効果が粘り強く発揮できるように努めるとともに、環境や景観にも配慮する。

こうした公共施設は、日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動においても重要な役割を果たすものであり、老朽化した社会資本については、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

第１　道路

１　現状と課題

道路は日常の社会経済活動だけでなく、地震発生時の応急活動において重要な役割を果たすものである。したがって、都市の基盤となる道路の安全性の向上を図り、事前の予防措置を講じる必要がある。これまで、経済性、効率性を重視した施設整備が行われてきたことから、震災時には道路としての機能が十分発揮できないおそれがある。このため、今後の道路整備においては耐震性の高い施設整備を行い、安全性を高める必要がある。

また、地震発生時の応急活動を円滑に行うためには、警察による交通信号機、道路交通情報板等を活用した適正な交通管理を行う必要がある。

２　基本方針

災害時において道路の機能が十分発揮できるよう整備を行う。橋りょう等の耐震性の向上を図るため、安全性について検討を行い、必要な対策を実施する。また、今後新設する橋りょう等道路構造物についても、地震に対する安全性を十分考慮した整備を行う。

落石等危険箇所についても、災害時の避難、緊急物資の輸送に支障をきたさないよう、危険箇所について重点的にパトロールを実施するとともに、危険箇所の防災対策の推進を図る。

また、警察においても、大規模な震災が発生した場合に、交通信号機等の機能障害を最小限に止めるため、施設の耐震化と電源・制御回線の確保のための対策を推進する。

３　対策

［国、県、町、西日本高速道路株式会社］

被災時の救助・救急活動や救援物資の輸送等の円滑な実施に必要な道路機能を確保するため、国県道における緊急輸送道路等、道路網のリダンダンシー強化（多重化）や落石・崩土危険箇所の解消等、道路防災対策を計画的に実施し、地震に強い道づくりを推進する。

橋りょう等の耐震対策については、跨線橋、跨道橋及び緊急輸送道路など緊急度の高い橋りょうから順次補強を行っていくとともに、今後新設する橋りょうについては、道路橋示方書に基づき整備を行う。また、横断歩道橋、大規模な擁壁、共同溝などについても地震に対する安全性を考慮し、整備を行う。

第２　ため池

１　現状と課題

町内には 157 箇所のため池があり、大半が老朽化している。町内のため池については、阪神・淡路大震災の際ほとんど被害は発生していないが、東日本大震災では被災地域において多くの古いため池が被害を受けており、大原断層地震の被害想定では町内で最大震度６強が想定されていることから、より一層改修の促進を図る必要がある。

２　基本方針

県の被害想定における最大震度を考慮しながら、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池（以下「防災重点農業用ため池」という。）のうち、老朽化の著しいものや耐震性が劣っているもので緊急に整備を要するものについて、機能障害箇所を事前に把握した上で、補修、補強、耐震性の向上等改修整備を優先的に行い、地震によるため池の被災を防止する。

また、防災重点農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民へ適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、町や住民等が連携して訓練を行うなどにより、地域の災害への対応力を高める。

３　対策

［県、町等］

農業用ダム、ため池の管理は水害防止上重要なものであり、阪神・淡路大震災や東日本大震災の経験を踏まえ、一定規模以上のものについて危険度等の基礎的調査を実施し、調査結果に基づき、管理者である町や土地改良区等への安全管理の徹底を指導するとともに、防災重点農業用ため池等で、緊急に整備を要するものについては早期改修に努める。

また、適切な維持管理や監視体制を確保し、防災重点農業用ため池については、緊急連絡体制等を整備するとともに、ハザードマップの作成・周知を行い、地域住民への適切な情報提供を図るなど、防災知識の啓発に努めるとともに、住民等と連携して訓練などを行い、地域住民の地域の災害への対応力を高める。

さらに、震度 4 以上を観測した地域においては、早急に点検・調査を実施し、状況の把握に努める。

第３　学校施設

１　現状と課題

学校施設は児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、公立学校については、災害発生時には地域住民の指定緊急避難場所・指定避難所としての役割を果たす重要な施設であることから、早急に耐震化を促進し、安全性を確保するとともに、防災機能を強化することが求められている。

２　基本方針

児童生徒等の安全を守り、安心で豊かな教育環境を整備するとともに、地域住民の安全と安心を確保するため、実効性のある耐震化計画を策定し、早期に学校施設の耐震化を進めていく。また、指定緊急避難場所・指定避難所として防災機能の充実を図る。

３　対策

［県、町］

ア　学校施設の耐震性の確保並びに不燃化及び堅ろう化の促進

学校施設及び設備を災害から防護し、児童生徒等の安全を図るため、建築に当たっては十分な耐震性を確保し、不燃化及び堅ろう構造化を促進する。

また、校地等の選定・造成をする場合は、災害に対する安全性に留意し、適切な予防措置を講じる。

イ　学校施設・設備等の点検及び整備

既存施設については、耐震診断に基づき補強等を行う。また、建物に加え、電気、ガス、給排水設備等のライフライン及び天井材、外壁、照明器具等の非構造部材についても定期的に安全点検を行い、危険箇所又は要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの補強、補修等の予防措置を図る。

災害に備えた避難及び救助に関する施設・設備の整備を促進し、防災活動に必要な器具等を備蓄するとともに、避難設備等は定期的に点検を行い、整備に留意する。

ウ　危険物等の災害予防

学校等にあっては、ロッカー等、転倒物の固定具設置など、安全を確保できるよう適切な予防措置を講じる。

また、化学薬品等の危険物を取り扱う学校等にあっては、それらの関係法令に従い適切な災害予防措置を講じる。

第４　公共建築物（「防災上重要な建築物の不燃化・耐震化」の再掲）

１　基本方針

庁舎、病院及びその他の公共建築物については、災害時において救援活動の拠点としての機能に支障をきたす被害を受けないよう耐震性を確保する。

２　対策

［国、県、町、施設管理者］

町、県及び施設管理者は、災害時において救援活動の拠点や指定避難所となる学校や社会福祉施設、救急・医療活動の拠点となる病院、情報収集・伝達・応急対策の拠点となる庁舎など防災拠点建築物の不燃化及び耐震化を図る。

これらの建築物については、防災計画に基づき適切な場所に免震構造等の耐震性能が特に優れた建築物の建設を促進する。また、現行の耐震基準（昭和 56 年施行）以前に建築された既存の建築物については、耐震診断の実施に努め、耐震性能が不足すると判断された場合には耐震改修を行う。

第５　文化財

１　現状と課題

地震による被害としては、建造物の倒壊、液状化による地盤沈下、また、美術工芸品等の転倒・落下による損傷等が懸念される。これらに対しては、文化財の構造や材質等に応じた具体的な改善策を講じておく必要がある。

２　基本方針

文化財の保護のため住民の愛護意識の高揚を図るとともに、文化財の適切な保護・管理体制の確立、耐震対策の促進を図る。

３　対策

［県、町］

ア　文化財に対する住民の愛護意識を高め、防災思想の普及を図る。

イ　「文化財所有者のための防災対策マニュアル」等を活用して、文化財の所有者や管理者に対する防災意識の普及を図るとともに、管理・保護について助言を行う。

ウ　適時、適切な指示を実施し、予想される被害を未然に防止する。

（ア）重要文化財建造物等にあっては、定期的な修理など平常時のメンテナンスとともに、耐震診断の結果に基づき耐震性能の向上を図るための対策を促す。

（イ）建造物以外の有形文化財にあっては、移動・転倒・落下等による被害や博物館等の文化財公開施設における展示物の転倒・落下による人命への被害を防止するため、日頃からの備えを促す。

エ　文化財及び周辺の環境整備を実施する。

第３項　ライフライン（電気、ガス、水道等）施設予防計画

水道等ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等を招くことから、県、町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス等のライフライン関連施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進める必要がある。

第１　上水道施設

［町］

１　現状と課題

住民が飲用に適する清浄な水を得ることができるようにすることは、住民の生存、生活の基本的な事項の１つであり、この整備と確保は、行政としての責務である。また、緊急時にも住民の生活や生命を守るために必要な水を供給する行政の役割は、ますます重要性を高めてきている。

〈緊急時のハード面対策〉

①　災害によって被害を受けない水道づくり

②　被災する箇所が生じても、それによってシステム全体の機能が麻痺することがないような水道づくり

③　被災した場合であっても、その早急な復旧が可能な水道づくり

一方、水道事業の立場からは、水道事業は料金収入による独立採算により経営することを基本としており、早急な施設の耐震化や近代化は困難である。しかし、県の被害想定では、最大震度６強が想定されており、緊急時の飲料水の確保は、東日本大震災を例とする大災害時においても、水道事業が中心的役割を果たすことが期待されていることを再認識しておかなければならない。

この基本的認識に立ち、水道事業体としては、生活用水や生活に密接に関わる主体としての社会的使命の重さを改めて自覚し、計画的な施設整備をはじめ、都市行政や防災行政とも連携して、これまでの枠に限定されずに、事業活動のあり方を検討することが必要である。

２　基本方針

耐震性確保の観点から水道施設の総点検を行い、施設の老朽度合い、震度分布図及び液状化危険度分布図など、地形・地質の状況を勘案して、必要な耐震性診断を実施することによって、優先度を見極め、総合的かつ計画的に耐震化を推進する。

また、災害時の広域支援体制の確立や民間事業者との連携を図る。

３　対策

ア　基幹施設及び重要系統の耐震化・近代化

水道施設について部分的な被害が生じても、他の部分においては通常の機能を発揮することができるようにするため、配水池に至るまでの基幹施設について、耐震化を含めた老朽施設の更新を進めるとともに、断水被害の拡大防止の観点から、独立して配水機能を発揮できる配水ブロック化を促進する。

各配水ブロック内においては、優先順位を定めて、重要系統から逐次計画的に施設の近代化を進める。

また、河川等を複数系統の管で横断する場合には、一方を水管橋又は橋りょう添架管、他方を伏越しとする等、工法を変えることもあわせて推進する。

イ　老朽管の更新

石綿セメント管、鋳鉄管等については、耐震性の確保、また、東日本大震災でも立証されたことから、ダクタイル鋳鉄管等耐震管への計画的な布設替えを行う。また、配水本管については離脱が起こりにくい伸縮性のある継手を使用する。

ウ　緊急時の給水の確保

基幹施設の一部がダウンする緊急時においても、他の水道施設によってカバーし、機能を維持できるようにして、水道システムの安定性を向上させる。

このため、配水池の能力を増強するとともに、既に、岡山市と倉敷市との間で行われているように、緊急時に施設間で水の融通を図るために必要な連絡管等を整備する。

エ　水道施設の広域化

応急給水や復旧作業のための用水を確保する上では、被災系統に他の系統から水融通を行うことが有効である。そのため、広域的に水を融通できる広域水道を整備することにより、広域的なバックアップ機能の強化を推進する。

オ　資機材の整備等

民間事業者等との協定締結などにより発災後における上水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても上水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。

第２　下水道施設

［県、町等］

１　現状と課題

下水道は、重要なライフラインの１つであり、震災等により下水道の機能が麻痺した場合、汚水の滞留や未処理下水の流失による公衆衛生被害の発生が考えられる。下水道施設が被災すると住民活動や社会活動に大きな影響が生じる可能性があるが、下水道施設の耐震化の状況は非常に遅れているのが現状である。

そのため、速やかに施設の耐震診断を行い、その結果を踏まえて、優先度の高い施設から耐震性能を確保していく必要がある。

２　基本方針

耐震性の効率的な向上を図るべく、処理場や処理場へ直結する幹線管路など優先順位の高い施設から耐震化を推進していくとともに、被災した場合でも最低限の機能確保や避難支援が可能となるような施設計画や応急対策計画の整備を推進する。

また、被災時の迅速な下水道機能の復旧、事業継続体制の確保を図る。

３　対策

ア　下水道施設の耐震化等

処理場や処理場へ直結する幹線管路など、重要度の高い下水道施設の耐震診断や耐震化を優先的に実施するなど、施設の効率的な耐災害性の向上を図る。

イ　下水道ＢＣＰの策定等

大規模地震発生時における迅速な下水道機能の復旧、事業継続を行うため、下水道に係る事業継続計画（下水道ＢＣＰ）に基づいた訓練・研修等を通じて、その実効性の向上を図る。

ウ　下水道施設の弾力的運用による機能の確保

施設が損傷を受け、下水処理が不能となった場合でも、調整池を活用することにより、必要最低限の処理を行えるよう、応急対策を加味した施設計画とする。

エ　重要幹線や下水処理場内の水路等の複数系列化

重要幹線又は下水処理場内の重要な水路、配管が破断した場合は、システム全体が長期にわたり機能を停止することになる。これを避けるため、重要幹線の二条化や処理場内の重要な水路等の複数系列化について検討する。

オ　下水道施設のネットワーク化

下水道施設が損傷した場合にその機能を代替できるよう、管渠、ポンプ場、下水処理場のネットワーク化について検討する。

また、埋設度の大きい管渠は被害を受けにくいことから、光ファイバー等下水道管理用の通信網を整備し、他の行政機関の通信手段としても活用できるよう検討する。

カ　下水道施設の防災施設としての活用

下水道は下水処理場、ポンプ場等まとまった空間を有しており、これらを避難場所、延焼遮断帯として活用する。

また、高度処理水や雨水貯留施設の貯留水を消防用水、雑用水等として利用することを考慮した施設計画を検討する。

キ　資機材の整備等

民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、必要な資機材の整備等に努めるものとする。また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。

第３　電気施設

［中国電力株式会社岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社］

１　現状と課題

東日本大震災等の過去に発生した大震災の教訓を踏まえ、必要な対策はおおむね実施できている。完了していない対策についても計画的に進めている。また、国が公表した南海トラフ巨大地震の想定に対する対策検討を行い、減災の考え方も取り入れ、必要に応じた対策を進める。

２　基本方針

電力施設の災害を防止し、また、発生した被害の最小化を図り、早期の復旧を実現するため、防災・減災環境の整備と災害発生原因の除去に常に努力を傾注する。

３　対策

ア　配電設備

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため同基準に基づき設計する。

イ　送電設備

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回わるため同基準に基づき設計する。

ウ　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の規模や過去に発生した地震動などを勘案した、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計する。また、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

第４　ガス施設

ＬＰガス

［一般社団法人岡山県ＬＰガス協会］

１　現状と課題

⑴　ＬＰガス製造（充填）施設

ＬＰガス製造事業者は、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

ア　製造施設は、高圧ガス保安法等の関係法令及びＪＬＰＡ基準等の自主基準に基づき維持管理に努める。

イ　製造施設は緊急時に備え、緊急遮断装置、安全装置及び消防設備等の保安用設備を配備する。

ウ　ＬＰガス貯槽は、高圧ガス保安法の耐震基準に適合すること。

エ　危害予防規程において、防災隊の設置及び緊急時の措置基準を定め、従業員の教育・訓練に努める。

(2)　ＬＰガス消費設備

ＬＰガス販売事業者は、一般家庭用等のＬＰガス消費設備の設置及び維持管理等について、関係法令を遵守し、次のとおり措置している。

ア　消費設備は液化石油ガス法等に定める設置工事基準に基づき設置し、定期的に調査・点検し、維持管理に努める。

イ　地震時におけるＬＰガス容器の容器転倒、バルブの損傷等の防止措置及びガス漏れ防止のための安全機器の設置促進に努める。

ウ　消費者に対し、地震発生時のガスの使用中止等の措置及び緊急連絡先等について毎年周知徹底を図る。

２　基本方針

ＬＰガスは、家庭用（県下の約 70%世帯）や業務用の燃料として消費されており、完全の確保はＬＰガス業界に課せられた重大な社会的責務である。

このため、業界をあげて消費設備等の安全対策を一般消費者及び公共機関の理解を得ながら推進するとともに、万一の災害に備えて防災体制等の整備に積極的に取り組む。

３　対策

(1)　ＬＰガス製造（充填）施設関係

実施責任者と主要業務

ア　ＬＰガス製造事業者

ＬＰガス製造事業者は、関係法令等を遵守し、設備の維持管理及び従業員の教育・訓練に努めるとともに、次の事項について検討・整備する。

（ア）　製造施設の耐震性の強化等

特に、配管・ポンプ回りについて定期的な耐震機能の点検を強化するとともにフレキシブル管の増強等を行う。

（イ）　感震器の設置及び緊急措置マニュアルの見直し等

比較的地盤が脆弱な場所にある設備については、感震器を設置するとともに、作動したときの緊急措置マニュアルの見直し整備を図る。

（ウ）　合同防災訓練の実施

防災訓練を公設消防機関等と合同で実施し、防災力の強化に努める。

（エ）　広域応援体制の整備

大規模災害に備え、県内、近県及び中央関係団体との相互広域応援協定を関係者の協力を得て締結する。

（オ）　緊急対策用の防災工具、資機材の把握

定期的に調査し、実態を把握しておくとともに、緊急調達先について検討しておく。

(2)　ＬＰガス設備関係

実務責任者と主要業務

ア　ＬＰガス消費者

自ら保安の責任者であるとの認識の下に、次の事項について各自がＬＰガスの事故防止に努める。

(ア)　ＬＰガスの安全についての知識の習得

ＬＰガス販売事業者や消防機関等から配布されるパンフレットなどにより、地震等発生時の初期防災活動等についての知識を習得し実践する。

(イ)　消防等公共機関や協会等が実施する防災訓練等に参加する。

イ　ＬＰガス販売事業者

全従業員に対して、顧客にＬＰガスと併せて安全を提供することの基本方針を徹底し、関係法令の遵守、防災体制等の整備及び顧客とのコミュニケーションに努めるとともに、特に次の事項について平素から積極的に対応する。

(ア)　ＬＰガス消費設備の耐震性の強化

新規工事施工時及び定期の調査・点検等の際、次の項目についてチェックし、耐震性の維持に努める。

a　容器の転倒防止（容器固定チェーンの二重がけの推進）

b　容器、ガスメータ、調整器等を建物被害の影響を受けにくい場所へ設置

c　配管は可とう性のある材料とし屋内配管にはフレキシブル管を導入

d　埋設配管はＰＥ管等可とう性及び耐食性のある材料を使用

e　安全機器については、感電器を内蔵しているマイコンピューターＳ型等による 24 時間集中監視システムの設置促進

f　岡山県ＬＰガス災害対策要綱に基づく応援隊の受入れについて、顧客先のリスト及び地図の作成をしておく。

第４項　廃棄物処理体制整備計画

１　現状と課題

大規模災害時には、一時的に大量の災害廃棄物が発生し、平常時の体制ではその処理が困難である。

災害時に発生する廃棄物をできる限り迅速かつ計画的、効率的に処理するため、発生する廃棄物量をあらかじめ推計するほか、災害廃棄物の一時保管場所である仮置場の配置や適正な処理方法、減量化、最終処分の計画を事前に策定しておく必要がある。

さらに、広域的な処理を想定した、支援協力体制の構築が求められている。

２　基本方針

町及び県は、発災時における混乱を避け、災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、国の「災害廃棄物対策指針」に基づき、災害廃棄物処理計画をあらかじめ策定する。

策定に当たっては、被害が広域かつ甚大な災害に対処するため、自らが被災するだけでなく、支援する側になることも想定して検討を行う。

また、廃棄物の処理主体となる町は、一般廃棄物処理施設の耐震化、不燃堅ろう化等などの災害対策を講じるとともに、設備の整備に際しては、災害時に、廃棄物を処理しつつ電力供給や熱供給等の拠点としても活用できる機能を備えるよう努める。

３　対策

(1) 廃棄物処理施設の災害予防等

ア　災害予防及び資機材等の備蓄

［町］

a　施設整備等

町は、既存一般廃棄物処理施設について耐震診断を実施し、煙突の補強等耐震性の向上、不燃堅ろう化、浸水対策等を図るとともに、施設の新設に当たっては、耐震性や浸水対策、液状化等に配慮した施設づくりを行う。

また、水道や電気等ライフラインの断絶に備え、予備冷却水の確保、施設の稼働に必要な燃料、薬剤の備蓄、非常用発電機の設置に努めるとともに、廃棄物処理施設が災害時に電力供給や熱供給等の拠点としての機能を発揮できるよう、必要な設備を整備するよう努める。

b　仮設トイレ（マンホールトイレを含む。）、簡易トイレの備蓄

災害時に公共下水道、浄化槽が使用できなくなること及び指定避難所での避難者の生活に対応するため、仮設トイレ、マンホールトイレ、簡易トイレ、消臭剤、脱臭剤等の備蓄を行うほか、仮設トイレを備蓄している建設事業者団体、レンタル事業者団体等に対して、災害時に迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整え、トイレカーやトイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。

(2) 組織体制の整備等

［町］

町は、迅速に適切な廃棄物処理のための初期活動が行えるよう、発災時の動員・配置計画、連絡体制、指揮命令系統等をあらかじめ定めておく。

関係行政機関、周辺市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、協定締結を含め、災害時の協力・支援体制を整備する。

迅速かつ的確に情報収集し、関係機関等との連絡調整、処理計画の実行が行われるよう職員の教育訓練を実施する。

(3) 災害廃棄物処理計画の策定

［町］

町は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、適正かつ円滑・迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理や公費解体及び土砂混じりがれきの撤去を行う場合の体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、具体的に示す。

(4) 災害時の廃棄物処理体制の整備

［町］

町は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努めるとともに、広域処理を行う地域単位で、平常時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害時における廃棄物処理機能の多重性や代替性の確保を図る。

ア　仮設トイレ等し尿処理

町は、指定避難所等に設置する仮設トイレから膨大なし尿の発生が想定されることから、発生量をあらかじめ推計し、迅速な収集運搬体制、処理体制を検討しておく。

イ　避難所ごみ等

町は、指定避難所ごみの発生量をあらかじめ推計し、収集運搬、処理体制の検討を行うとともに、液状化等による収集困難地区からの一般廃棄物の収集運搬体制についても検討しておく。

ウ　災害廃棄物

a　発生量・処理可能量の推計

災害廃棄物の発生量、既存施設での災害廃棄物の処理可能量をあらかじめ把握しておくことは、処理・処分計画の作成等の検討を行うための基礎的な資料となる。町は、あらかじめ地域防災計画で想定される災害規模に応じた発生量及び自区内の処理可能量を推計しておく。

b　処理スケジュール・処理フロー

町は、災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計をもとに、廃棄物の種類ごとに、分別、中間処理、最終処分、再資源化の方法等を検討し、処理スケジュールと処理フローを検討しておく。

c　収集運搬

町は、災害時において優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬方法・ルート、必要資機材、連絡体制・方法について検討しておく。

d　仮置場、仮設焼却炉

町は、想定される災害規模に応じて仮置場の必要面積を算定し、仮置場の候補地を平常時にあらかじめ設定し、あわせて利用方法や仮置場での破砕・選別方法等についても検討しておく。

また、災害廃棄物の発生量・処理可能量を踏まえ、仮設焼却炉や破砕・選別機等の必要性等を把握し、短期間で仮設焼却炉等を設置し、稼働する方策を検討しておく。

e　損壊家屋の解体・撤去

町は、道路担当部署等と調整し、通行上支障がある災害廃棄物の撤去や、倒壊の危険性のある損壊家屋等を優先的に解体するなど、解体・撤去の優先順位を検討しておく。解体作業を円滑に行うため、必要に応じ、建設事業者団体や解体事業者団体等との協定締結を検討しておくとともに、速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

f　最終処分

町は、必要に応じ、災害廃棄物の受入れ可能な最終処分場候補地を平常時に検討しておく。

g　広域的な処理処分

町は、円滑で効率的な災害廃棄物の処理のために、災害廃棄物の広域処理に関する手続方法や契約書（被災側・支援側）の様式等を平常時に検討・準備する。

h　各種相談窓口の設置等

災害時においては、被災者から廃棄物の処理に関し、様々な相談・問い合わせが寄せられることが想定されるため、町は、受付体制（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）及び情報の管理方法を検討しておく。

第５項　危険物施設等災害予防計画

１　現状と課題

危険物には石油類をはじめとして発火性、爆発性があり、災害の発生及び拡大の防止のため平素からの対策が重要である。

また、これら危険物は、大別して製造所のほか、貯蔵所、取扱販売所の形で流通しており、それぞれの流通部門ごとの対策も必要である。

２　基本方針

消防機関等は石油類、高圧ガス及び火薬類の予防対策について施設管理者等を指導し、災害の未然防止に努める。

３　石油類施設災害予防対策

(1) 法令に基づく検査・指導

［消防機関］

町及び消防機関は、消防法及び危険物の規制に関する政令に基づき、次の事項を実施する。

ア　危険物製造所等に対する保安検査、立入検査を実施する。

イ　各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

ア　それぞれの施設に応じた日常の点検事項及び点検方法等を自主的に定める。

イ　施設における化学消火薬剤及び必要資機材の確保を図る。

ウ　自衛消防隊の組織化を促進し、自主的な災害予防体制を確立する。

(3) 輸送対策

［消防機関］

消防機関は、警察の協力を得て輸送中のタンクローリー、携行缶運搬車両を検査し、指導・取締りの強化に努める。

４　高圧ガス施設災害予防対策

(1) 法令に基づく検査・指導

［中国四国産業保安監督部、県、消防機関］

中国四国産業保安監督部、県及び消防機関は、高圧ガス保安法及び関係保安規則に基づき、次の事項を実施する。

ア　高圧ガス設備等の保安検査、立入検査を実施する。

イ　各種の講習会、研修会を通じて法令の周知、取扱いの徹底を図る。

(2) 施設管理者等の措置

ア　保安教育計画の作成及び保安教育を実施する。

イ　定期自主検査を実施する。

(3) 輸送対策

［県（消防保安課）、県警察、消防機関］

県、県警察、消防機関は、高圧ガスの輸送に係る事故対策を強化するため、次の事業を実施する。

ア　高圧ガス移動防災訓練

イ　高圧ガス輸送車両合同取締

第６項　流出油等災害予防計画

１　現状と課題

地震によるオイルタンク等の損傷等によって石油等が流出すると、生物、環境等に著しい被害を及ぼす。

また、広範囲に流出した油等の回収には、非常な労力と時間を要することから、流出防止に万全を期す必要がある。

２　基本方針

陸上施設からの流出予防対策を推進する。

３　対策

(1) 陸上施設の流出防止

［施設管理者］

施設管理者は、次の事項の対策に努める。

ア　危険物の規制に関する政令に基づき、オイルタンク等の安全調査及び保守点検を実施する。

イ　流出防止設備（防油堤、排水溝）を完備する。

ウ　応急資機材（移送機材、土のう、薬剤等）の整備を図る。

第７項　地盤災害予防計画

１　現状と課題

地震による地盤災害は、地域による地盤特性によって大きく異なる。このため、地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形・地質及び地盤を十分理解し、その土地の自然特性及び災害特性に適した土地利用を計画的に実施していく必要がある。

２　基本方針

地盤災害は地域特性が極めて顕著な現象であり、各種施設の被害を未然に防止するため、地域の特性を十分調査検討し、地盤特性に関する知識の普及に努めるとともに、適正な土地利用を推進し、災害時の被害を軽減するための諸対策を講じる。

３　対策

(1) 地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の予防計画

［県］

ア　地すべり予防計画

県は、総合的な地すべり防止工事の実施に向け、町及び関係住民の同意の下に、地すべり防止区域の指定を促進する。

国土交通省及び農林水産省所管の地すべり防止区域及び危険箇所について、地すべり等防止法に基づき、地すべり防止区域内の切土・盛土等の地すべりを誘発助長する行為に制限を加えて地すべりによる災害を防止する。今後とも、地表水の排除、浸透水・地下水の排除等を中心に事業を実施し、地すべり災害の未然防止を図るものとする。

イ　急傾斜地崩壊危険区域予防計画

県は、危険度の高い急傾斜地については「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて急傾斜地崩壊危険区域に指定し、総合的な対策の実施を図る。また、緊急度の把握のため定期的に危険度の高い急傾斜地の調査点検を実施する。

急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長する行為の制限及び急傾斜地崩壊対策事業等の実施を推進する。

県、町その他関係機関は、崩壊危険箇所について平素からパトロールを実施するとともに、地域住民に対し、崖崩れの危険性についての周知徹底と防災知識の普及を図る。また、必要に応じて防災措置の勧告、改善命令等を行う。

(2) 液状化危険地域の予防計画

[県、町]

ア　液状化危険地域の把握

緩く堆積した砂質系地盤の地域、砂を主体とした土砂による埋立地・盛土造成地及び県北部の河川沿いの一部の地域等では、その地質と地下水の条件により、地盤の液状化が発生し、建築物、公共施設、地下埋設物等に対して被害をもたらす可能性がある。このため、過去の液状化災害、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する調査研究の成果を踏まえ、各地域における地盤状況を点検し、液状化現象が予測される地域（液状化危険地域）を把握し、地震被害想定に基づき液状化危険度分布図を作成し、それらの情報を活用し、より実態に即した液状化リスク情報の提供に努める。

イ　液状化防止対策の実施

地域住民に対しては、地盤の液状化に伴う危険性について啓発活動を実施し、防災知識の普及に努める。

あわせて、地盤の液状化を防止する地盤改良、液状化による被害を最小限にとどめる建築物、公共施設、地下埋設物等の耐震強化等、各種対策の普及を図る。

なお、東日本大震災を受け、国において、施設の特性を踏まえ、公共インフラにおける各技術基準のあり方を検討することとしており、その検討結果を踏まえて取り組む必要がある。

(3) 土地利用の適正化

[県、町]

ア　土地条件の評価

土地自然情報を収集・整理し、災害強度の評価を実施し、その結果に基づいた適切な土地利用やハード面及びソフト面での対策に関する調査を実施する。

また、その結果は、危険箇所マップの作成等により災害危険箇所の周知を図るとともに、土地自然に関する情報や評価結果を広く一般住民に対して公開することにより、住民の意識を啓発し、住民と行政が協力した土地利用の適正化の推進に資する。

イ　土地利用の誘導・規制

土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに、都市計画法、宅地造成等規制法等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

(4)大規模盛土造成地マップ等の作成・公表

［町、県］

町及び県は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努めるとともに、宅地の耐震化を実施するよう努める。

第３章　地震災害応急対策計画

第１節　応急体制

第１項　応急活動体制

１　現状と課題

大規模地震が発生した場合においては、職員の被災、交通機関の途絶等が想定されることから、応急活動に従事する要員が自動的に体制につき、即応的な応急活動がとれる体制を確保する必要がある。

特に、被害状況の早期把握がその後の応急対策を実施する上で重要であることから、集合途上における被害情報の収集や周辺の現状把握などもあわせ、初動体制の確立を図る必要がある。

２　基本方針

地震が発生した場合の初動体制として、緊急初動班の配備、業務を定め、必要に応じ、災害対策本部を円滑に設置し、運営できる措置を講じておく。

また、被害状況の把握に努め、住民の生命、財産の被害を最小限に食い止められるよう、応急活動の基礎となる情報収集、情報伝達に努める。

３　対策

(1) 地震に関する防災体制及び職員の配備は、次のとおりとする。

防災体制	町内の震度階	勤務時間内	勤務時間外
警戒体制 （第１次非常配備）	震度４	全管理職職員	全管理職職員 （緊急初動班）
警戒体制 （第２次非常配備）	震度５弱	主任以上の職員	主任以上の職員
非常体制 （第３次非常配備） （災害対策本部の設置の体制）	震度５強以上	全職員	全職員

(2) 警戒体制（第１次非常配備・第２次非常配備）

全職員のうち管理職職員は、勤務時間外に地震発生情報（町に震度４）を知った場合には、緊急初動班として勤務場所に自主参集し、警戒体制（第１次非常配備）をとる。また、主任以上の職員は、勤務時間外に地震発生情報（町に震度５弱）を知った場合には、勤務場所に自主参集し、警戒体制（第２次非常配備）をとる。

(3) 警戒体制での業務

警戒体制での統括責任者（又はその代位者）は、職員を指揮し、次の業務を行う。

ア　被災状況等の情報収集

イ　幹部への情報連絡並びに県への報告

ウ　非常体制へ移行する措置

(4) 非常体制（第３次非常配備）への移行措置

ア　統括責任者は、被災状況等により次の順位で連絡又は登庁を求め、町本部の設置、自衛隊の派遣要請等の判断をあおぐ。

第１位　町長　第２位　副町長　第３位　教育長　第４位　総務部総括参事

イ　被害の状況により町本部が設置されることとなる場合は、統括責任者に連絡する。

(5) 町本部の設置基準

ア　町本部は、次の場合に設置する。

①　勝央町に震度５強以上の地震が発生した場合

②　震度５弱以下であっても、数地区にわたり相当規模の災害が発生し又は発生のおそれがあるとき

イ　町本部を設置したとき及び廃止したときには、美作県民局、津山圏域消防組合等関係機関に報告する。

(6) 職員の配備

ア　全職員は、勤務時間外において震度５強以上の地震発生情報を知ったとき又は自主判断により、勤務場所に出勤するものとする。

イ　各所属長は、職員の配備状況を把握の上、必要によっては被災していない地域からの職員の応援等の措置を講じる。

(7) 町本部組織

町本部組織は、勝央町災害対策本部条例の定めるところによる。

なお、必要に応じて、災害地にあって本部の事務の一部を行うために現地災害対策本部を設置する。

(8) 町本部の応急活動

ア　町本部が設置されたときは、各部署は、あらかじめ定められた業務を所掌する。

イ　町本部は、県本部と連絡調整をし、県が実施する対策と整合を図りながら応急対策を行うものとする。

(9) 複合災害発生時の体制

複合災害が発生した場合において、対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努める。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておく。現地対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行う。

(10) 感染症対策を踏まえた災害対策本部機能の確保

新型コロナウイルス感染症等の流行時には、災害対策本部機能の確保において、感染症対策に十分配慮した環境の整備に心がけることとする。

第２項　地震情報の種別と伝達計画

１　地震に関する警報等の種別

(1) 緊急地震速報（警報）

気象庁は、最大震度 5 弱以上又は長周期地震動階級 3 以上の揺れが予想された場合に、震度 4 以上又は長周期地震動階級 3 以上が予想される地域（県南部、県北部）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度 6 弱以上又は長周期地震動階級 4 が予想されるものを特別警報に位置付けている。

（注）　緊急地震速報（警報）は、地震が発生してからその揺れを検知し解析して発表する情報である。解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所では緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に間に合わない。

(2) 地震情報

気象庁は、地震が発生した場合、その発生時刻や発生場所、地震の規模（マグニチュード）を解析するとともに観測された震度や長周期地震動階級のデータを収集して、その地震に関する情報を速やかに発表する。

２　地震情報の伝達系統

(1) 岡山地方気象台からの伝達

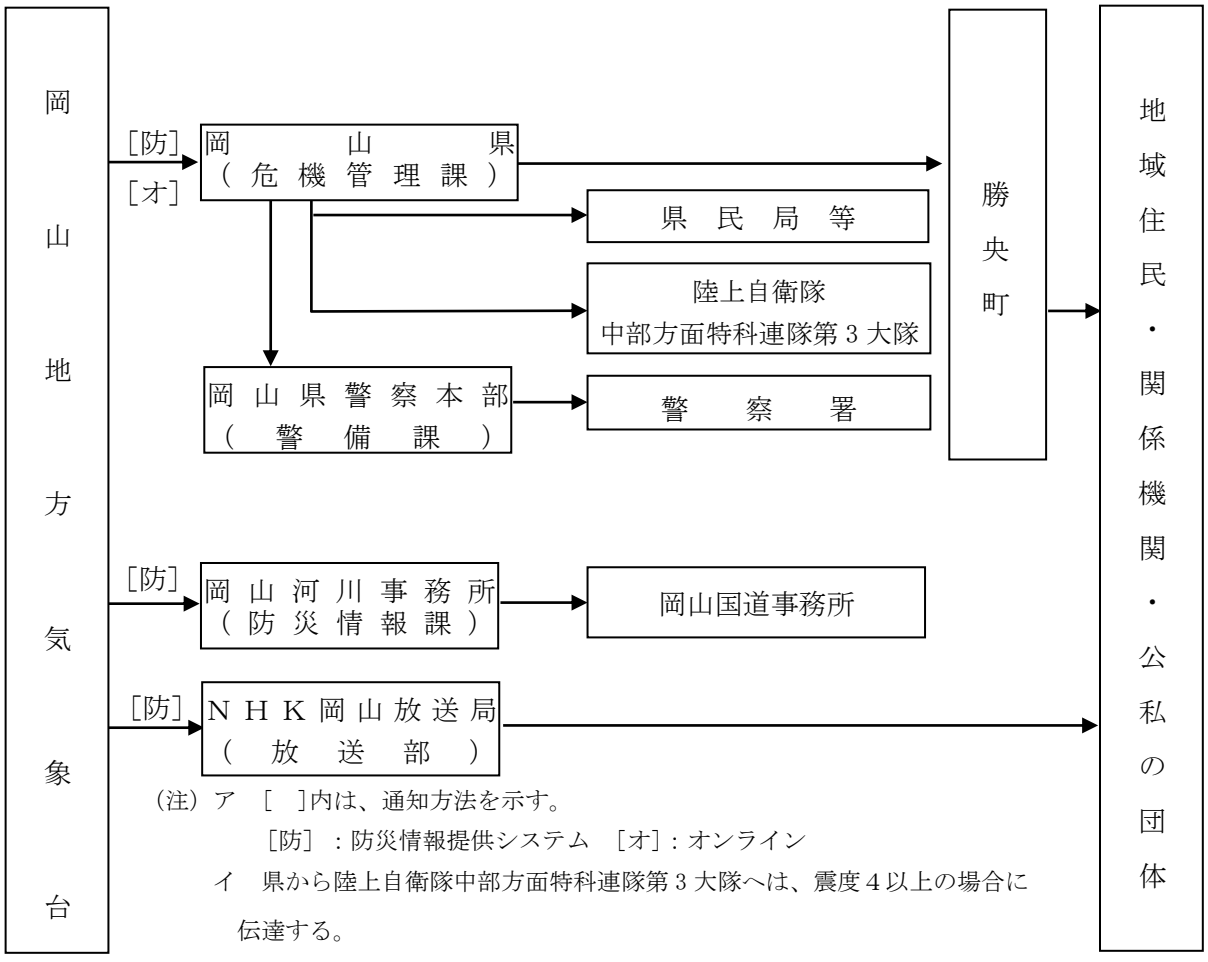

（注）ア　[　]内は、通知方法を示す。

[防]：防災情報提供システム　[オ]：オンライン

イ　県から陸上自衛隊中部方面特科連隊第３大隊へは、震度４以上の場合に伝達する。

(2) 国への地震情報の伝達

震度情報ネットワーク

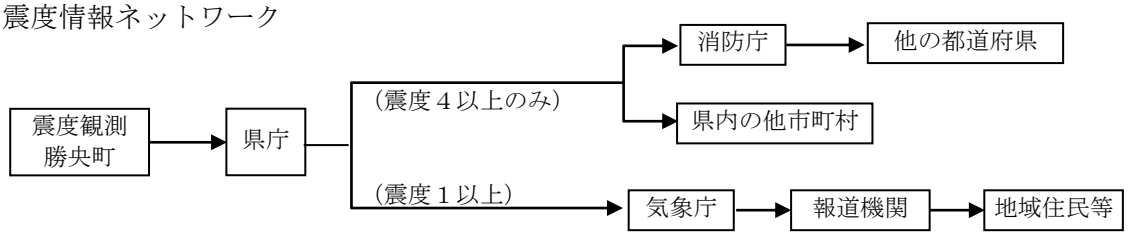

第３項　被害情報の収集伝達計画

１　現状と課題

被害が同時多発し、各防災機関が応急活動に追われると情報の混乱が予想される。応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、有効な通信手段を活用して、町本部と関係機関とが相互に情報を収集・伝達できる体制が必要である。

２　基本方針

災害時には通信回線の被災状況を把握の上、適切な通信手段を確保し、情報の収集を図る。被害情報は、災害初期と引き続く応急対策時に区分して収集し、その情報を国等の関係機関に伝達する。

３　対策

国、公共機関、地方公共団体等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。また、必要に応じて、関係行政機関、関係公共機関等並びにＮＰＯ・ボランティア等及び各種団体の代表者に対し、資料・情報の提供等の協力を求める。

さらに、孤立集落等が発生した場合には、当該集落等との通信手段の確保に特段の配慮を行う。

(1) 通信手段の確保

ア　災害発生直後は直ちに災害情報連絡のために、次の通信手段を確保する。

（ア）防災行政情報ネットワークによる地上系・衛星系・移動系通信回線

（イ）携帯電話、衛星携帯電話等移動通信回線

（ウ）民間等の通信設備の優先利用、優先使用（災害対策基本法第 57 条、第 79 条）

（エ）非常通信の実施

（オ）防災関係機関から情報連絡員の派遣を受け、無線連絡態勢の確保を図る。

イ　通信手段の確保にあわせ、その機能維持等の要員を配置する。

（ア）通信施設の機能確認、維持及び施設の復旧に要する人員

（イ）通信統制、通信運用の指揮等に要する人員

(2) 災害初期の被害情報の収集・連絡

ア　町は、被害について把握できたものを直ちに県へ連絡する。

イ　町は、地震により、火災が同時多発し、又は多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに消防庁及び県に報告する。

ウ　町は、被害状況等を県に報告するものとし、県に報告できない場合にあっては、直接消防庁に報告する。

エ　町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者について、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

オ　人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は県への速やかな連絡に努めるものとする。当該情報が得られた際は、県は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告するものとする。

カ　道路等の途絶によるいわゆる孤立集落については、早期解消の必要があることから、国、指定公共機関、県、市町村は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況とあわせて、相互に情報共有を行う。

　また、被災市町村は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者など要配慮者の有無の把握に努めるものとする。

キ　町は、町内において「震度 5 強」以上を観測する地震を覚知した場合には、第一報について消防庁に対しても直接報告する（被害の有無を問わない。）。

　第一報報告後の連絡方法については、消防庁の指示に従うものとする。

ク　町は、町内において「震度 6 弱」以上の揺れを観測した場合には、発災後速やかに行政機能の確保状況（市町村行政機能チェックリスト）を県に報告する。

区分 / 回線別		平日（9:30～18:15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
NTT 回線	電　話	03-5253-7527	03-5253-7777
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災無線	電　話	(6-72-90-) 49013	(6-72-90-) 49102
	FAX	(6-72-90-) 49033	(6-72-90-) 49036
地域衛星通信ネットワーク	電　話	69-048-500-90-49013	69-048-500-90-49102
	FAX	69-048-500-90-49033	69-048-500-90-49036

＊電話での第一報も可

(3) 収集・連絡の内容

ア　応急対策時においては、救急活動並びに防災活動に従事する各防災関係機関は、それぞれの活動状況と被害状況を県本部に随時報告する。

イ　活動状況については、次のような事項を防災関係機関が相互に密接に情報交換するものとする。

（ア）［町→県］

　町本部等設置状況、応急活動状況、応援の必要性

（イ）［県→町］

県が実施する応急対策の活動状況

（ウ）［県→指定地方行政機関等］

県本部等設置状況、応急活動状況

ウ　町は、被害状況等を県に報告する。通信の途絶等により県に報告できない場合にあっては、直接消防庁に報告する。

エ　町は、災害対策本部において、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応が取れるよう努める。

(4) 収集・連絡体制

応急対策時の被害状況等の情報収集・連絡の基本は、次のフローによるものとする。

ただし、各防災機関において被害の状況等により緊急を要すると判断した場合には、直ちに県本部に連絡する。

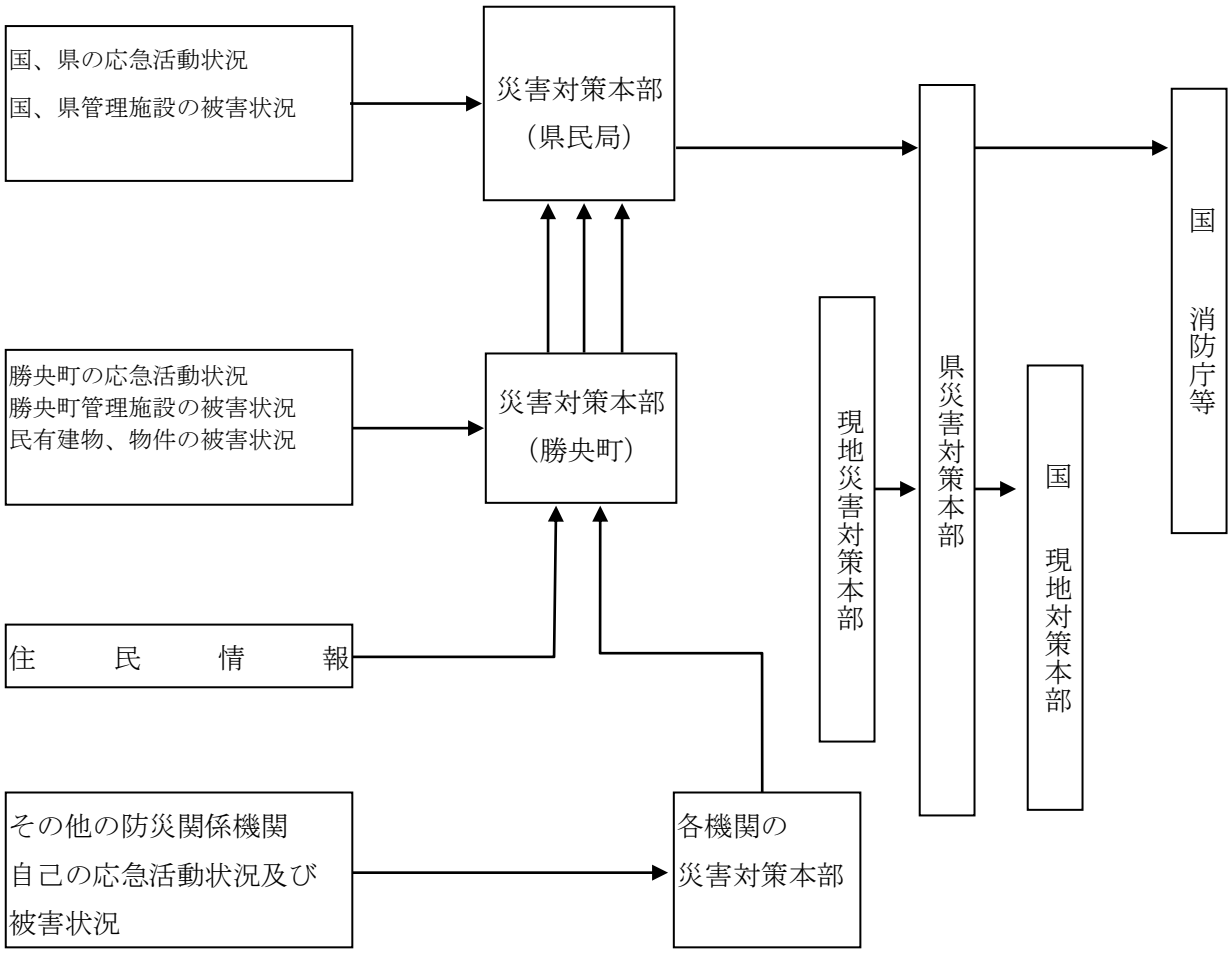

第４項　災害救助法の適用・運用

１　現状と課題

災害が一定規模以上でかつ応急的な救助を必要とする場合は、災害救助法を適用し、被災者の保護と社会秩序の保全を図る。

災害発生時における迅速・的確な法の適用を図るために、手続を整理しておく必要がある。

２　基本方針

制度の概要並びに救助の種類と実施者、適用基準及び手続の概要を示し、災害救助法を適用すべき災害が発生した場合に、迅速に法を適用し、救助を実施する。

３　対策

(1) 制度の概要

災害救助法による救助は、被災者の保護と社会秩序の保全を図るために、法定受託事務として知事及び救助実施市である岡山市長が行う。知事が行う場合は、町長（この項の（１）（２）（４）において同じ。）がこれを補助する。

なお、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長に委任することができる。

知事は、救助の程度、方法及び期間を内閣総理大臣の定める基準に従って定め、その救助に要した費用を国の負担を得て支弁する。ただし、知事は、町に救助に要した費用を一時繰替支弁させることができる。

(2) 救助の種類及び実施者

災害救助法による救助の種類及び実施者を下表のとおりとする。知事は、「応急仮設住宅の供与」、「医療及び助産」、「生業に必要な資金、器具料の給与又は貸与」を実施し、それ以外の救助については、町へ委任するものであるが、平時から町へ事務委任の周知を図り、災害救助事務の円滑化に取り組む。

なお、知事は、町長へ委任した救助であっても、町長から要請があったとき又は知事が特に必要と認めたときは、その救助を応援し、又は自ら実施する。

救助の種類	実施者
応急仮設住宅の供与	知事
医療及び助産	
生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与	
避難所の供与	町長
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	
被災者の救出	
被災した住宅の応急修理	
学用品の給与	
埋葬	
死体の捜索及び処理	
災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去	

(3) 適用基準

県及び町は、次の基準により災害救助法の適用基準の該当の有無について判定する。

該当する場合又は該当すると見込まれる場合は、後記手続をとる。

ア　町の区域内の人口に応じ、下表に定める数以上の世帯の住家が滅失したとき。

町の人口	住家が滅失した世帯数
5,000 人以上　　15,000 人未満	40

(注) 半壊等の換算については、災害救助法施行令第１条第２項等参照

イ　県下の滅失世帯数が 1,500 世帯以上であって、町内の滅失世帯数がアに定める数の２分の１以上である場合

ウ　県下の住家滅失世帯数が 7,000 世帯以上であって、町の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ　災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ　多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令に定める基準に該当するとき。

カ　災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置され、同法第23条の3第2項（同法第24条第2項又は第28条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により当該本部の所管区域が告示され、当該所管区域内の市町村の区域内において当該災害により被害を受けるおそれがあるとき。

(4) 適用手続

ア　県の措置

①　災害が発生した場合は、迅速に被害状況の把握に努め、適用基準に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めるときは、直ちに法の適用を行い、救助を実施する。

②　救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、救助の実施に関する事務の一部を町長に委任する。この場合、知事は、町長に委任する事務の内容及びその期間を町長に通知するものとする。

③　一般基準では救助の万全を期することが困難な場合は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で特別基準を設定する。

④　災害救助法を適用した場合は、内閣府に災害の状況等について中間情報の提供を行うとともに救助完了後は、決定情報の提供を行うものとする。

イ　町の措置

町長は、災害が発生した場合は迅速かつ正確に管内の被害状況を確認し、被災状況が（3）の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に情報提供する。

災害救助法が適用された場合は、知事からの委任に基づき又は補助事務として救助を実施する。

災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に情報提供し、その後の処置に関して知事の指示を受ける。

災害救助法に基づく救助の実施に当たっては、完了までの間、日ごとに救助の実施状況を整理しておくとともに、知事に災害の状況について適宜情報提供をする。

第５項　広域応援

１　現状と課題

南海トラフの巨大地震等の大規模地震においては、建物の倒壊、火災、道路・鉄道・ライフラインの寸断等あらゆる被害の発生が想定され、より一層の広域的な連携が必要となる。

２　基本方針

中国地方５県及び中国・四国地方９県では、大規模広域的災害の発生当初から迅速かつ的確に応急措置等の支援を実施するため、災害等発生時の広域支援に関する協定に基づき、あらかじめ支援相手を定めたカウンターパート制による速やかな連絡員の派遣や情報収集、広域支援本部による包括的な調整等により、被災地のニーズに応じた人的・物的支援等を行うなど、広域支援体制の強化を図る。

また、「応急対策職員派遣制度」やその他の相互応援協定等においても、全国知事会等との連携・調整を図りながら、広域支援体制の実効性の向上を図る。

町及び県は、災害時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。

３　対策

(1) 知事の応援要請

ア　町に対する応援

知事は、町の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるよう配慮する（災害対策基本法第70条１項関係）。

イ　知事は、町の行う災害応急対策の的確かつ円滑な実施を確保するため、特に必要があると認めるときは、市町村相互間の応援について必要な指示又は調整を行う（災害対策基本法第 72 条関係）。

ウ　知事は、災害が発生した場合において、被災により町がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、町長が実施すべき次の応急措置の全部又は一部を代行する（災害対策基本法第73条関係）。

・警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずること。

・他人の土地、建物等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等を行うこと。

・現場にある者を応急措置の業務に従事させること。

(2) 町長の応援要請

ア　知事に対する応援要請

町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、知事に応援を求め、又は応急対策の実施を要請する（災害対策基本法第 68 条関係）。

イ　他の市町村長に対する応援要請

町長は、町の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、他の市町村長に応援を求める（災害対策基本法第 67 条関係）。

また、応援を求められた市町村は、災害応急対策のうち、消防、救急等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り応援を行う。災害応急対策の実施について応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下で行動する。

(3) 職員の派遣

ア　職員の派遣の要請

町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

派遣要請事項

（ア）派遣を要請する理由

（イ）派遣を要請する職員の職種別人員

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件

（オ）その他職員の派遣について必要な事項

イ　職員の派遣の斡旋

知事又は町長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関等の職員の派遣の斡旋を求める。

（ア）派遣の斡旋を求める理由

（イ）派遣の斡旋を求める職員の職種別人員

（ウ）派遣を必要とする期間

（エ）派遣される職員の給与その他の勤務条件

（オ）その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ　「応急対策職員派遣制度」による協力の依頼

町及び県は、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

また、町及び県は、「応急対策職員派遣制度」により、岡山県以外の地方公共団体への応援が円滑に実施できるよう、災害対応業務の内容に応じ派遣する職員のリスト化や業務に必要な資材の準備など、支援体制の整備を図る。

第６項　自衛隊災害派遣要請計画

１　現状と課題

国の防災基本計画では、東日本大震災及び阪神・淡路大震災を教訓に自治体と自衛隊の連携強化が強調されている。

自衛隊の派遣要請については、単に要請手続にとどまらず、自衛隊に関する全般的な認識を深めておく必要がある。

２　基本方針

自衛隊の災害派遣に関しては、防災基本計画に基づき、努めて防衛省防災業務計画と整合を図り、派遣要請等の計画を定める。

３　対策

(1) 町長の派遣要請の要求

ア　町長が自衛隊の派遣要請を必要とした場合、知事に対し、災害派遣要請要求書を提出する。この場合、美作県民局長には、この旨を連絡しておくこととする。

なお、緊急を要する場合その他やむを得ない理由により文書によることができない場合は、とりあえず電話その他の方法により連絡し、事後速やかに文書を提出する。

イ　町長は、アによって知事に対して派遣要請の要求ができない場合には、その旨及び町の地域に係る災害の状況を防衛庁長官又は自衛隊に通知することができる。この場合において、町長は速やかにその旨を知事に通知しなければならない。

(2) 派遣要請の手続

ア　要請手順　町長→要請権者（知事）→日本原駐屯地司令（中部方面特科連隊第 3 大隊長）

イ　連絡方法　NTT 電話　0868-36-5151（内線 237）

FAX　0868-36-5151（内線 238）

防災行政無線

（防災行政無線接続番号）　44-6440-031（交換室）

（防災行政無線接続番号）　44-6440-038（宿直室）

（防災行政無線接続番号）　6440-039（FAX）

ウ　要請依頼の内容（自衛隊法施行令第 106 条）

・災害の状況及び派遣を要請する事由

・派遣を希望する期間

・派遣を希望する区域及び活動内容

・その他参考となるべき事項（現地連絡責任者等）

(3) 自主派遣の基準

自衛隊は、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、次の判断基準により自主出動する。

ア　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

イ　災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

（例）

・通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長、警察署長等から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

・通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ウ　海難事故、航空機の異常を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであること。

エ　その他災害に際し、上記アからウに準じ、特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(4) 災害派遣の自衛官の権限

災害派遣の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、町長、警察官がその場にいない場合に限り、次の措置をとることができる。

なお、当該措置をとったときは、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。

	措置権限	根拠条文	関連規定
災害対策基本法	ア　警戒区域の設定並びにそれに基づく立入制限・禁止及び退去命令	第 63 条第３項	
	イ　他人の土地、建物等の一時使用等	第 64 条第８項	通常生ずべき損失の補償第 82 条
	ウ　現場の被災工作物等の除去等	第 64 条第８項	除去した工作物等の保管第 64 条９項
	エ　住民等を応急措置の業務に従事させること	第 65 条第３項	従事した者に対する損害の補償第 84 条
	オ　自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置	第 76 条の３第３項	
自衛隊法	ア　警察官がその場にいない場合の避難等の措置	第 94 条	警察官職務執行法第４条及び第６条
	イ　警察官がその場にいない場合に救助等のための立ち入り		
	ウ　天災等により海上で救済が必要な場合の救助		海上保安庁法第 16 条

(5) 自衛隊の救援活動

ア　自衛隊の主な救援業務は、次のとおり。

・被害状況の把握及び伝達
・避難の援助
・遭難者等の捜索救助
・水防活動
・消火活動
・道路等の啓開又は水路の啓開
・応急医療、救護及び防疫
・人員及び物資の緊急輸送
・給食及び給水
・入浴支援
・救援物資の無償貸付け又は譲与
・危険物の保安・除去

イ　それぞれの救援業務に係る県及び町の対応については、マニュアルを作成する。

(6) 町の主な対応事項

ア　派遣部隊との連絡職員を指名する。

イ　応援を求める内容、所要人員及び資機材等の確保について計画を立て、部隊到着後は速やかに作業が開始できるようあらかじめ準備しておく。

ウ　部隊が到着した場合は、部隊を目的地に誘導するとともに部隊指揮官と協議して、作業が他の機関の活動と競合重複することなく、最も効果的に分担できるよう配慮する。

エ　自衛隊の宿泊施設（又は宿営場所）及び車両等の保管場所の準備をする。

災害が大規模かつ特殊な場合は、他県からの自衛隊部隊を受け入れるための宿営場所及び車両等の保管場所を、災害派遣要請権者と協議して準備する。

オ　ヘリコプターの離発着地を確保する。

(7) 災害派遣に伴う経費の負担区分

ア　自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた町が負担し、下記の基準とする。

（ア）派遣部隊の宿営及び救援活動に必要な土地、建物等の使用料及び借上料

（イ）派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱費（自衛隊の装備品を稼働させるため通常必要とする燃料を除く。）、水道料、汚物処理料、電話等通信費（電話設置費を含む。）及び入浴料

（ウ）派遣部隊の救援活動に必要な自衛隊装備以外の資機材等の調達、借り上げ、運搬、修理費

（エ）有料道路の通行料

イ　負担区分について疑義が生じた場合、又はその他必要経費が生じた場合は、その都度協議して決める。

派遣要請要求書の様式

年　　月　　日

知　事あて

市町村名

災害派遣に関する要請

標記の件に関し、下記により速やかに部隊の派遣を要請します。

記

１　災害の状況及び派遣を要請する事由

２　派遣を必要とする期間

自　　年　　月　　日　　時から

至　　年　　月　　日　　災害が終了するまで

３　派遣を希望する区域及び活動内容

(1)派遣を希望する区域

(2)活動内容

４　その他参考となるべき事項（作業用資料、宿舎の準備状況など）

(1) 連絡場所及び連絡職員

(2) 宿舎

(3) 食料

(4) 資材

（注）緊急の場合、電話等により要請し、事後文章（２部）を提出する。

注：用紙の大きさは、Ａ４とする。

撤収要請依頼

年　　月　　日

知事あて

市町村名

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けましたが、災害復旧も概ね終了しましたから、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

１　撤収要請依頼日時
　　年　　月　　日

２　派遣要請依頼日時
　　年　　月　　日

３　撤収作業場所

４　撤収作業内容

注：用紙の大きさは、Ａ４とする。

ウ　災害派遣要請等手続系統

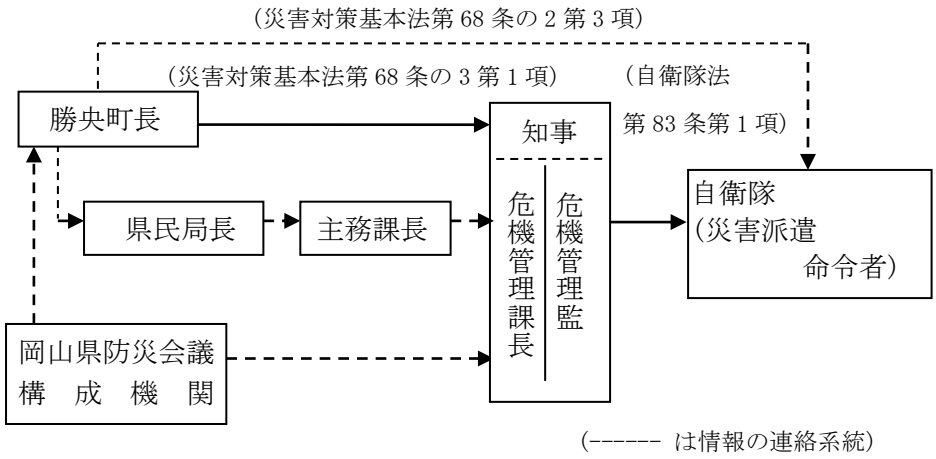

(8)　災害派遣部隊の受入れ

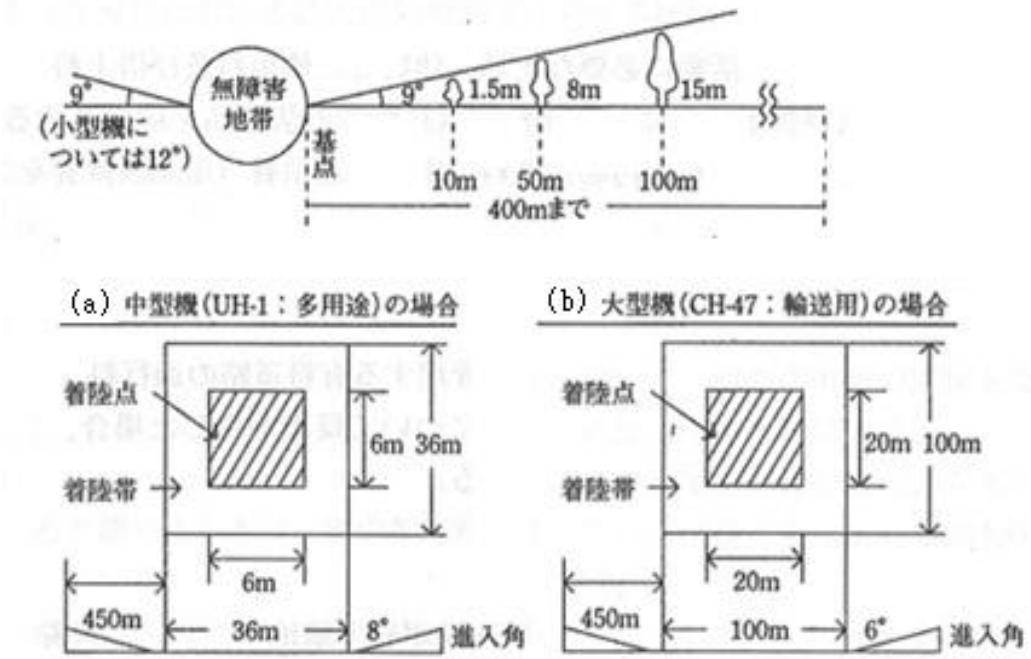

第２節　緊急活動

第１項　救助計画

１　現状と課題

震災時には、広域的又は局地的に、倒壊家屋の下敷きや車両事故等により、救助を必要とする多数の負傷者が発生すると考えられるが、消防、警察、自衛隊又は地域住民の協力によって、迅速かつ的確に、救助を行う必要がある。

また、東日本大震災においては、地域の家庭動物の保護収容等の問題もあった。

２　基本方針

防災関係機関は、緊密な連携の下に、災害により生命、身体が危険となった者を早急に救助し、負傷者については、医療機関に収容する。特に、発災当初の 72 時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。

また、救助等に携わった職員等の惨事ストレス対策にも努める。

さらに、家庭動物の保護収容等については、あらかじめ災害時の動物の管理について考慮しておき、必要な措置が行えるよう努める。

３　対策

(1) 救助活動

町は、救助活動に関する調整を行うとともに、必要に応じて、県又は他市町村への応援要請を行う。

また、被災を免れた近隣市町村は、県、町からの応援要請に基づき、又は自らの判断により救出活動を行う。

消防機関、警察は、あらかじめ定められた手順に従い、住民、自主防災組織等の協力を得て、迅速かつ的確に救出活動を行う。

また、必要に応じて、他の消防機関、他都道府県警察本部等に応援を要請する。

災害現場で活動する職員等に対して、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。

(2) 負傷者の応急手当

消防機関（救急救命士、救急隊員を含む。）及び自衛隊は、救出した傷病者に対して、専門的に習得している処置を行うとともに、必要に応じて、緊急の治療を要する者について、救護班又は医療機関へ搬送することとする。

住民に対しては、講習又は訓練等により習得した止血、人工呼吸、心臓マッサージ等簡易な手当を施すことにより、救護等に協力するよう要請する。

(3) 捜索対象施設の確認

町は、警察、消防機関、医療機関等と連絡を密にして、行方不明者等の情報収集に努める。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者の捜索に当たっては、各機関の受持ち責任区域割り等を行うなど効果的な捜索活動が行われるよう総合調整を図る。

住民、事業所等に対しては、救助隊に対する行方不明者の情報提供や捜索活動の協力を要請する。

(4) 救助方法

町、消防機関、警察等防災機関等による救助は、救命の処置を必要とする負傷者を優先することを原則とするが、延焼火災が発生し、同時に多数の救出が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救助活動を行い、また、延焼火災がなく、同時に多数の救出が必要となる場合は、多数の人命を救護できる現場を優先に効率的な救助活動を行う。

また、生き埋めになった負傷者の声などを聞き漏らさないようにするため、救出に当たる重機類の音や上空のヘリコプターの音等を一斉に停止させる「サイレントタイム」を設定する等、現場の特性に応じた効果的な救助活動に努める。

(5) 救助用資機材の確保

町は、救助資機材の借上協定等に基づいて、関係団体から資機材を借上げ、調達する。

消防機関、県警察等防災機関は、必要な救助用資機材については、原則として各救助関係機関で調達するが、各機関相互に活用できる資機材については、貸し出しなど協力する。

(6) 被災した家庭動物の保護

町は、県と連携を図りながら、家庭動物の保護に努めるとともに、必要に応じ、指定避難所での家庭動物のためのスペースの確保に努める。

第２項　資機材動員計画

１　現状と課題

現行の地域防災計画においては、町の備蓄資機材だけでは不足が見込まれ、地元建設業者等の関係業者からの借上調達を行うものとされている。地元建設業協会とは応援協定が締結されているものの、さらに多くの関係業者との応援協定の締結に努めるなど、地震発生時における円滑な資機材の調達が確保されるよう措置する必要がある。

２　基本方針

町においては、地域の自然的条件や想定される被害状況等を勘案し、緊急輸送路とのアクセス条件などを考慮した備蓄場所の選定を進めるとともに、必要に応じて、町、県、中国地方整備局、西日本高速道路株式会社などの関係機関が相互に補完し合う体制の整備についても検討を進める。

さらに、町及び県においては、地震発生時に資機材の調達が確実に担保されるよう、関係業界との応援協定等の締結を積極的に検討する。

３　対策

町については、町において備蓄している資機材や当該地域内における関係業界などからの資機材の調達を行い、被害状況等によって、県や他の市町村に対し、必要な資機材の動員を依頼する。

また、関係団体からの資機材の動員を確実なものとするため、関係団体との応援協定等の締結に努める。

第３項　救急・医療計画

１　現状と課題

大規模災害時を想定した多数の傷病者に対応可能な行政機関、医療機関、消防機関の情報収集や連絡・連携体制が不十分である。また、医療機関の震災時における医療の継続提供能力も現状では十分とは言い難いため、これらの体制の整備を図る必要がある。

傷病者・患者の搬送については、大規模震災時には、広域的に多数の傷病者の発生が考えられるが、現状の傷病者搬送体制が、原則として消防機関のみであること、また、道路の損壊や渋滞又は医療機関そのものが被災すること等により、傷病者搬送に支障を来すことが考えられる。また、医療機関の被災により、入院患者等の広域的な転院に対応する必要が生じることが考えられる。

２　基本方針

災害時の混乱期における医療は、基本的に各医療機関がそれぞれのスタッフ、備蓄品等を活用するとともに他の医療機関との連絡協力を図りながら実施するが、行政は、これらの医療機関の活動をバックアップするため、県災害保健医療福祉調整本部及び地域災害保健医療福祉調整本部の立ち上げ等により指揮命令系統を確立し、早期の情報の収集・提供及び医療活動の総合調整を迅速かつ的確に実施できる体制を構築する。また、医療機関は、可能な限り診療体制の確保及び効率的な医療提供に努める。

傷病者・患者の搬送については、医療機関の被災状況又は道路の損壊状況等の情報を踏まえた上で、迅速かつ的確に行う。

３　対策

(1) 医療体制

ア　指揮命令系統の確立及び医療活動に関する総合調整

町及び消防機関は、自主防災組織等と連携して次の業務を行う。

（ア）広域災害救急医療情報システムの活用により、医療機関情報の収集・提供

（イ）避難所、居宅等における傷病者情報の収集・提供

（ウ）救護所の設置と救護班の派遣要請　地域災害保健医療調整本部

また、派遣された災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）や災害派遣精神医療チーム（ＤＰＡＴ）等の受入体制の整備に努める。

イ　救護所の設置・救護班の編成

町は、傷病者の発生状況を把握し、指定避難所等に救護所を設置する。

また、必要に応じて、地域災害保健医療調整本部に対して救護班の派遣を要請する。

ウ　医療機関のライフラインの確保

町は、医療機関からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して、優先的復旧の要請を行う。

また、ライフライン事業者に対して、応急復旧までの間、医療機関への水等の優先的な供給を要請するとともに、必要に応じて自衛隊の応援派遣を県に要請する。

エ　効率的な医療の実施

医療機関は、あらかじめ策定した BCP やマニュアルに従うとともに、次により効率的な医療を実施する。

（ア）治療の優先順位による患者の選別（トリアージ）を適切に行う。

（イ）重複診療回避等のため、診療記録の写しの患者への交付を検討する。

（ウ）被災状況を地域災害保健医療調整本部へ報告するとともに、他の医療機関と相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて医療機関相互間での協力に努める。

（エ）医療従事者が不足するときは、地域災害保健医療調整本部に対し、医療従事者の派遣要請を行う。

なお、医療機関の種別ごとの役割は、次のとおりとする。

①　救護所

(ｱ)　患者の応急処置

(ｲ)　搬送を要する傷病者の後方医療機関への収容の要請

②　病院・診療所

(ｱ)　来院、搬送・転送、入院中の患者の処置（重症患者に対して優先処置）

(ｲ)　転送を要する傷病者の後方医療機関への転送及び転送の要請

(ｳ)　被災地への救護班の出動

(ｴ)　多くの患者の避難が必要になる場合を想定し、近隣医療機関等と相互支援協定の締結等を行うとともに、災害時に、患者の積極的な受け入れや搬送などに協力する。さらに、その旨を BCP に記載する。

③　災害拠点病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点病院）

(ｱ)　上記②の病院の役割

(ｲ)　後方医療機関としての役割を担うとともに、被災地外医療機関への緊急電話、無線等により、重症患者の被災地外への早期転送（ヘリ搬送を含む。）を行う。

(ｳ)　なお、隣接する災害拠点病院は、その機能を相互に補完して対応する。

オ　人工透析・難病患者等への対応

県及び町は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、患者団体へ的確な医療情報の提供を行うとともに、水、医薬品等の確保については、水道事業者、医薬品卸業者等に対して、医療機関への優先的な供給を要請する。

カ　小児・周産期医療への対応

県及び町は、広域災害救急医療情報システムの活用等により、的確な医療情報の収集・提供を行う。

(2) 傷病者搬送

ア　搬送手段の確保

町は、傷病者搬送用車両の確保について、県災害保健医療福祉調整本部、地域災害保健医療福祉調整本部又は消防機関から要請があった場合、公用車の手配を行う。それでもなお、車両が不足する場合は、災害対策基本法第 65 条第１項（応急措置の業務）により、一般車両を確保することとする。一般車両で対応する場合は、規制除外車両の標章等の交付を受けることとする。

傷病者の搬送は、原則として地元消防機関で行うこととする。ただし、消防の救急車両が確保できない場合は、県、町及びその他関係機関に搬送用車両の手配、配車を要請する。

イ　搬送先の確認

消防機関は、広域災害救急医療情報システム等を活用し、医療機関の被災状況や道路の損壊状況等の情報を迅速に把握して、医療機関等との緊密な連携を図りながら、収容先医療機関の確認及び搬送を行う。

ウ　搬送経路の確保

震災により搬送経路となるべき道路が損害を受けている場合、国、県、町等は所管する道路の啓開を迅速に行うこととする。

また、各道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

第４項　避難及び避難所の設置・運営計画

第１　避難方法

１　現状と課題

地震は、時間・場所を選ばず突如として発生するものであり、時間帯によっては、家族の居場所さえ把握することが困難な場合がある。したがって、避難先において住民の避難状況を早急に把握する必要がある。

また、発災時の状況によっては、被災者の保護のために緊急に被災者の運送を行う必要が生じる可能性がある。

２　基本方針

避難は、地域住民が自主的に、又は勧告や指示に基づいて行うが、要配慮者にあっては、状況に応じて適当な場所に集合させ、車両等による避難も検討するなど、迅速な避難に努める。指定緊急避難場所等においては、早急に避難行動要支援者、その他住民の避難状況を把握するとともに、行方不明者について必要な措置を講じる。

また、被災者を運送する必要性が生じることが想定される場合には、あらかじめ被災者の運送手段を検討し、準備しておく。

３　対策

(1) 避難指示

ア　指示の基準

町長は、災害が発生するおそれがあり、住民等の生命及び身体を保護するため必要があるときは、あらかじめ定めた判断基準等により必要と認める地域の住民等に対し避難の指示をする。

なお、町長は、避難の指示を行う場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事に対し、当該勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることができる。

イ　指示の内容

避難の指示を行う際は、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を図る。

・避難指示の理由
・避難の指示が出された地域名
・避難経路及び避難先
・避難行動における注意事項

ウ　指示の伝達方法

避難の指示をしたときは、町長は直ちに指示が出された地域の住民に対して、サイレン、放送、広報車等により伝達するほか、警察官、自主防災組織等の協力を得て伝達し、その旨の周知徹底を図る。

エ　避難指示の解除

町は、避難指示の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。

(2) 避難誘導及び一般住民の避難

町職員は、警察官、消防職員その他の避難措置の実施者と協力し、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への誘導に努めるものとする。

なお、誘導に当たっては、できるだけ自主防災組織、自治会、町内会ごとの集団避難を行い、避難行動要支援者の避難支援を優先して行うこととする。

地域住民に対しては、避難時においては、できる限り、要配慮者に配慮しながら、町内会ごと等の集団で避難を行うよう要請する。

また、住民に新型コロナウイルス感染症を含めた感染症の濃厚接触者がいる場合は、個室や避難所で専用の避難スペースに避難誘導するとともに、行方不明者の把握に努め、行方不明者がある場合は、町職員、警察官、消防職員等に連絡する等必要な措置を講ずるように要請する。

避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

(3) 学校等の施設内にいる者の避難

学校等の管理者は、当該施設内にいる者について、事前に作成している避難誘導マニュアルに従って避難誘導及び負傷者や行方不明者等の把握に努める。

(4) 企業等の従業員等の避難

企業等においては、災害時の行動マニュアルに基づき、事業所ごとの実情に応じて組織した自主的な防災組織を中心に、迅速に避難することに努めることとするが、場合によっては、都市部を中心に大量の帰宅困難者等の発生が予想されることから、企業等は、膨大な数の帰宅者等が一斉帰宅行動をとることによる混乱を回避するため、一時滞在施設の確保や備蓄品の保管等の従業員や顧客等が滞在可能な環境の整備に努める必要がある。

また、発災直後の従業員等の行動ルールの明確化、被災状況の把握や従業員の家族等の安否確認体制の充実を図ること等により、一斉帰宅を抑制する対策の実施に努める必要がある。

また、大規模構造物の周辺への倒壊、出火による周辺への延焼、有毒ガス等の漏えい、地域に発生した災害の拡大防止活動等により、周辺地域に二次災害を及ぼさないための予防対策の強化と応急活動体制の強化を進める必要がある。

第２　指定避難所の設置

１　現状と課題

地震が発生し、住民の避難が必要となった場合、被災状況によっては、あらかじめ指定した指定避難所の開設が困難な場合も考えられる。このため、被災状況を速やかに確認の上、該当地区すべての住民等に指定避難所の設置状況を周知する必要がある。

また、指定避難所の収容力の不足が想定される地域において、指定避難所への避難者そのものを低減させる対策を検討する必要がある。さらに、災害の規模等によっては、被災市町村の区域外への広域的な避難（広域一時滞在）が必要となる場合もあり、その対策を事前に検討しておく必要がある。

２　基本方針

被災市町村は、指定避難所の被災状況の確認、指定避難所の開設及び住民への周知等を速やかに行う必要があるが、当該市町村が自ら指定避難所を開設することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請するなど、適切な対応の実施に努める。

また、指定避難所の収容力の不足などが想定される地域においては、他の公共、民間施設の借上げ等により、指定避難所への避難者の集中を避ける方策を講じ、指定避難所及び地域全体の最適化に努める。

さらに、町及び県は、広域一時滞在が必要となった場合、あるいは、避難者等の受入れなどの対応を要請された場合について、事前にその対策を検討し、適切な対応が可能となるよう努める。

３　対策

(1) 指定避難所の被災状況の確認

地震発生後の指定避難所の被災状況及び安全確認については、あらかじめ定めた設置マニュアルに基づいて行う。

また、安全確認の結果に基づいて応急修理等の必要な措置を行う。

(2) 指定避難所の開設

町は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、施設の安全を確認の上、指定避難所を開設し、設置状況を速やかに住民に周知するとともに県に報告する。なお、町は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するものとする。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。

町は、災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるが、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、あらかじめ指定した施設以外の施設についても、管理者の同意を得て避難所として開設する。また、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。さらに、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

(3) 広域応援協力

町長は、自ら指定避難所の開設が困難な場合、他市町村又は県へ避難所の開設につき応援を要請する。

(4) 指定避難所の収容力不足への対応

避難者の中には、建物・ライフライン被害を受けていなくても、地震等に対する自宅の安全性を危惧して避難する人、あるいは、生活必需品等の不足を懸念して避難する人もいることから、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定の迅速な実施や物資供給の対応により、安全な自宅への早期復帰を促すことも可能となる。指定避難所不足の補完には、場合によってはこうした対応や社会福祉施設、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借上げ等により避難所を確保する。

(5) 広域避難

町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、町域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町から求めがあった場合には、受入先の候補となる地方公共団体及び当該地方公共団体における避難者の受入能力（施設数、施設概要等）等、広域避難について助言を行う。

町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際にあわせて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

また、町、県、運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

(6) 広域一時滞在

被災した場合、町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、当該他の都道府県との協議を求める。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、要求を待たないで、広域一時滞在のための要求を町に代わって行う。

町は、指定避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

第３　指定避難所等の運営体制

１　現状と課題

指定避難所は、あらかじめ定めた運営マニュアルによって運営することを基本とするが、責任者として予定した者が被災し、必要な体制が確保できない、又は指定避難所で生活している自治組織の役員等が他へ転出する等の理由により、マニュアルどおり避難所運営ができない場合、迅速にその対応を行う必要がある。

また、避難所生活においては、健康管理、防犯、衛生上の観点等、避難者の良好な生活環境の確保や精神面でのケアが必要となるほか、在宅避難者への対応にも留意する必要がある。

さらに、災害発生後一定の時期がくれば、避難所としての使命は終了し、平常の利用に復することになるが、その際には、避難者との協議に基づいて円滑な移行が図られなければならない。

２　基本方針

避難所生活では、対応すべき事柄が多岐にわたることから、町は、指定避難所の運営は自治組織と連携して行い、対外業務及び施設管理の外は、原則として自治組織をサポートする立場で活動する。

指定避難所の設置に伴い、メンタルヘルス面での機能を持った避難所救護センターを設置するとともに、保健師等による巡回相談等も行う。町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

また、生活機能低下、特に生活不活発病（廃用症候群）の早期発見などの予防対策を進めることにより、その改善に向けた整備を図るとともに、指定避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、指定避難所管理者、避難者自治組織の３者で協議していく。

さらに、町及び県は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等、旅館やホテル等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、指定避難所の早期解消に努めることを基本とし、その際の取扱い等をあらかじめ定めておく。

３　対策

指定避難所の運営に関しては、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

(1) 維持管理体制の確立

町はマニュアルに基づき指定避難所維持管理責任者等の職員を配置する。この場合、配置完了の確認を行い、行政側の体制確保に遺漏がないよう配慮する。

当該職員は、所定のマニュアルに基づき自治組織を構築する。

なお、その際は、女性の参画について配慮するとともに、自治組織のリーダーの転出等の場合にも管理体制に支障を及ぼさないように、自治組織においては、業務ごとにリーダーとあわせてそれをサポートする者を選任しておく。

また、指定避難所の運営に当たっては、女性の参画や在宅避難者を含めた避難者の状況把握のための体制確保に配慮するものとする。

(2) 自治組織、施設、行政による連携

指定避難所運営上の諸課題に対応するため、避難者自治組織、維持管理責任者、施設管理者は、定期的な協議の場を設けるものとする。

(3) 生活環境への配慮

指定避難所の運営に当たっては、避難者の生活環境を確保するため、次のような措置を講じる。

ア　避難所開設当初から状況に応じて、パーテーションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努め、食事供与の状況、トイレの設置状況、し尿処理状況、入浴施設の設置状況、ごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態を随時把握し、必要な対策を講じる。

イ　町は、それぞれの指定避難所に受け入れている避難者に係る情報及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りにきている被災者等に係る情報の早期把握に努める。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、避難行動要支援者等の要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について地方公共団体に提供する。

ウ　町は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

エ　町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。

オ　避難所の運営における意思決定の場への女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、男女別の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、性別や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。

カ　町は、指定避難所等における女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲示するなど、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

キ　被災による生活環境の悪化に起因した子どもの心身への影響を軽減するため、避難所内又は避難所外に、子どもが安心して生活できる安全な居場所機能を持つスペース又は部屋を設けるよう努める。

ク　やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

ケ　必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

コ　町は、指定避難所に同行避難してきた家庭動物について、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理について、獣医師会等と連携し必要な措置を講ずる。

サ　町は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

シ　町は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、当該スペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ、物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を当該スペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。

(4) 精神面の対応

避難所生活に伴い精神的に不安定な状況に陥る者が多くなる傾向が報告されており、特に精神的な面でのメンタル・ケアの必要がある。そのため内科に加え、精神科の診療を行うことができる避難所救護センターを設置する。

(5) 平常体制への復帰対策

避難者の減少等に伴い、指定避難所の規模縮小・統合・供用終了の措置をとる場合は、あらかじめ定めたマニュアルに従い対応し、円滑な移行に努める。

第５項　道路啓開

１　現状と課題

町内の道路網は、広域高速交通網として全線が供用されている中国縦貫自動車道があり、また、幹線ネットワークとしては、国道 179 号、429 号の一般国道がある。

また、これら一般国道と有機的に接続する主要地方道、さらに地域の生活を支える道路として一般県道、町道がある。

これら既存道路を活用しつつ、災害時の緊急支援物資の輸送、救急・消防活動等の緊急活動の迅速かつ円滑な実施を確保するための幹線道路ネットワークの整備を進める一方で、地震発生時における緊急活動を支援する道路啓開作業を迅速に行うための体制整備について検討する。

２　基本方針

地震発生直後の道路は、自動車、落下物及び倒壊物等が散在しており、これらの障害物を除去し、また、路面の亀裂、陥没等の破損箇所を修復すること（道路啓開）は、人命救助、消火及び救援活動を円滑に行うための必須条件である。

これらを制約された条件下で効果的に行うためには、関係機関と協議の上で、あらかじめ地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを緊急輸送道路ネットワークとして位置付け、各道路管理者において迅速な啓開作業を実施する体制整備を行う。

３　対策

(1) 緊急輸送道路の選定基準

緊急輸送道路の選定基準を以下に示す。

ア　高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡するインターアクセス道路等で震災発生時に県内を広域的にネットワーク化する幹線道路であること。

イ　救援活動の基幹となる広域的幹線道路であること。

ウ　県本庁舎、出先庁舎及び災害対策本部が設置される市町村役場を結ぶ主要幹線道路を確保するため定めた道路であること。

エ　救援物資等の備蓄倉庫及び集積地点（空港・港湾等）を結ぶ道路であること。

オ　主要公共施設（病院、血液センター等）、警察署、自衛隊の庁舎及び消防署を結ぶ道路であること。

カ　道路幅員は、原則として２車線以上であること。

(2) 緊急輸送道路の種類

緊急輸送道路は、地震発生後の利用特性により、以下の３つに区分する

ア　第１次緊急輸送道路

県庁所在地、県民局・地域事務所所在の市町、重要港湾、空港及び広域物流拠点を連絡する道路

イ　第２次緊急輸送道路

第１次緊急輸送道路と市町村役場、重要な防災拠点（行政機関、公共機関、警察署、消防署等）を連絡する道路

ウ　第３次緊急輸送道路

その他の道路

(3) 緊急輸送道路の指定

県及び町はあらかじめ関係法令等を参考にし、国土交通省中国地方整備局、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、警察、隣接県及び市町村等の関係機関と協議の上、それぞれが管理する幹線道路を中心として、(1) に規定する選定基準に基づき、地域防災計画に定められた関係機関の応急活動を支える路線を選定し、これらを有機的に連絡させた緊急輸送道路ネットワークを指定しておく。

また、この緊急輸送道路は、選定基準に基づき必要に応じ変更する。

(4) 緊急輸送道路の啓開

ア　各道路管理者は、地震発生後直ちにあらかじめ指定した緊急輸送道路（国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に定める緊急輸送ルートを含む。以下同じ。）について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、特に、救助・救急活動や支援物資、医療・応急活動用燃料の輸送に必要なルート確保を優先し、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋りょうについては、必要に応じて仮設橋りょうの設置を検討する。

イ　県は、県内の道路の被災状況などの情報把握に努めることとし、特にあらかじめ指定した緊急輸送道路については、県、岡山国道事務所、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社において構成する「岡山県道路情報連絡会」を積極的に活用し、国及び関係機関との情報共有を図る。

ウ　道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去や応援復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

エ　道路管理者及び警察は、緊急輸送道路の啓開を実施するに当たり、路上の障害物の除去が必要な場合には、消防機関及び自衛隊等の協力を得て実施する。

第６項　交通の確保計画

１　現状と課題

交通網をズタズタに寸断した阪神・淡路大震災は、車両の大洪水を巻き起こし、災害対策基本法による交通規制が実施された後においても渋滞は解消されなかった。

その一因として、被災地に近接する都道府県において、被災地に向う車両の通行禁止又は制限が十分にできなかったこと。そして、被災地における交通整理に当たる警察官が救助活動に従事し、本来の交通整理に従事することができなかったことなどがあげられる。

そのため、「陸上交通の確保」については、県、県公安委員会、県警察、市町村等が協力して行う必要がある。

２　基本方針

広域交通規制対象道路を中心に緊急交通路を指定し緊急通行車両の通行を確保する。

また、住民に対する災害発生時の対応について啓発を行うとともに、帰宅困難者の混乱防止・帰宅支援を行う。

３　対策

(1) 陸上交通の確保

［県、県公安委員会］

緊急通行車両の確認を行い、標章及び証明書を交付する。

なお、県公安委員会においては、規制除外車両の確認を行い、標章及び証明書を交付するほか、平常時の緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出により、緊急通行車両等事前届出済証及び規制除外車両事前届出済証を交付して、緊急交通路指定時のこれら車両の確認手続の簡素・効率化を図る。

［県公安委員会、県警察］

ア　緊急交通路の指定による緊急通行車両の通行の確保

（ア）緊急交通路を指定し、消防、警察、救護関係の緊急通行車両が円滑に運行できるよう道路機能を確保する。

（イ）緊急交通路において通行を不能とする放置車両や立ち往生車両等がある場合は、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。また、道路上の障害物がある場合は、道路管理者、重機保有事業所等の協力を得て優先的に撤去する。

（ウ）警察災害派遣隊等の支援が必要な場合は、派遣を要請する。

（エ）被災地における緊急通行車両の円滑な運行を確保するため、必要な区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を規制する。

イ　緊急通行車両及び規制除外車両の確認

緊急通行車両の事前確認及び規制除外車両の事前届出制度について、周知及び適正な運用を図るとともに、災害時における緊急通行車両の確認事務の迅速、適正な処理に努める。

ウ　交通広報

（ア）交通規制の状況に関する情報提供や交通総量の抑制について、交通情報板等を活用するとともに、日本道路交通情報センター、マスコミ等による広範囲な広報活動を実施する。

（イ）規制現場措置として、迂回路マップ等を活用し、ドライバーに対する現場広報を実施する。

（ウ）住民等に対し、災害発生時のドライバーとしての対応についての意識啓発に努める。

[県、県警察]

ア　交通整理要員及び関係資機材の確保

県、県警察は、岡山県警備業協会との協定の締結等による交通誘導等の整理要員及び誘導資機材の確保等、必要な措置を講じる。

[県、町]

ア　救援物資搬送車両の方法・制限

被災地及びその周辺の交通量を極力制限するため、救援物資の集積所を確保（ヘリコプター離発着地の併設が望ましい。）するとともに、被災地域には小型貨物により効果的な搬送を行う。

[道路管理者]

ア　管理する道路等の破損等により交通の被害が出た場合は、応急の復旧を図る。

イ　道路施設の破損等により交通の危険が生じたときは、警察と協議して区間を定めて通行を禁止し、又は制限する。

ウ　応急復旧工事の実施が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

エ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。実施に当たっては、「災害対策基本法に基づく車両移動に関する運用の手引（平成 26 年 11 月国土交通省道路局）」を参照する。

オ　知事は、エの措置に関し、道路管理者である岡山市以外の市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

[自衛隊及び消防本部]

自衛官及び消防職員は、現場に警察官がいない場合は、緊急通行車両の通行の確保のための措置を行う。

[鉄道事業者]

線路、橋りょう等に被害が発生した場合は、列車の避難等を行うとともに応急復旧に努める。

独力での復旧が困難な場合は、県又は県を通じて自衛隊に応援を要請する。

[住民等]

被災地域及びその周辺において実施される警察官等による交通整理の指示に従うほか、被災地域における一般車両の走行を極力自粛する。

(2) 帰宅困難者対策

［県（危機管理課）、町、防災関係機関等］

県、町、防災関係機関等は連携し、適切な情報提供、指定避難所の開設などにより帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止する必要がある。そのため、特に都市部において公共交通機関が停止した場合には、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策の基本原則や安否確認手段について、平常時から積極的に広報しておくとともに、退避経路の案内など滞留者の誘導対策、建築物に付随する屋根瓦、看板等の落下物による被害などの二次災害の防止に努める。

また、大規模な集客施設等の管理者に対して、滞留者の誘導体制の整備を促すとともに、必要に応じ、主要駅周辺に男女のニーズの違いや要配慮者のニーズに配慮した一時的な滞在場所の確保を推進する。さらに、徒歩帰宅者に水の提供やトイレの使用等の支援が行えるよう、コンビニエンスストア及びガソリンスタンド等に対し、平常時から協力を要請しておく。

また、学校等においては、保護者への児童生徒等の引き渡しルールなどをあらかじめ決めておくなど、一斉帰宅による混乱を避けるためのルールづくりを促進する。

第７項　消火活動に関する計画

１　現状と課題

阪神・淡路大震災の消火活動においては、消防水利の損壊、応援隊相互の通信混乱等予期せぬ事態により、消火活動が阻まれた。

また、東日本大震災の消火活動では、揺れに伴う火災もさることながら、半数が津波による火災であり、消防設備、消防水利の損壊、がれきによる通路閉鎖など、消火延焼対策の課題が指摘されている。これらのことを踏まえ、効果的、機能的な消火活動ができる計画を策定しておく必要がある。

２　基本方針

地震の「揺れ」に伴う火災が、広域的に同時多発した場合の消火活動の困難さを考えれば、「火災を発生させない」、「火災が発生しても延焼を拡大させない」といった事前の対策を十分講じておくとともに、こうした火災が発生した場合には応援を受けることを前提にした消火活動の計画等の整備を図る。

３　対策

(1) 火災発生状況等の把握

町長又は消防長は、消防団（職）員を指揮し、管内の消防活動に関する次の事項について情報を収集する。

ア　延焼火災の状況

イ　自主防災組織の活動状況

ウ　消防ポンプ自動車その他の車両の通行可能道路

エ　消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利活用可能状況

(2) 消火活動の留意事項

町長又は消防長は、関係防災機関と相互に連絡をとりながら、次の事項に留意し、消防活動を指揮する。

ア　延焼火災件数の少ない地区は、集中的な消火活動を実施し、安全地区を確保する。

イ　木造住宅密集市街地や危険物等の取扱施設の火災発生情報を早期に収拾・把握するとともに、特に避難場所へ通じる避難路確保のための消火活動を行う。

ウ　多数の延焼火災が発生している地区は、住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

エ　危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ　救護活動の拠点となる病院、避難場所、幹線避難路及び防火活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

カ　自主防災組織が実施する消火活動との連携を図る。

キ　巡回班を設け、地震発生後の火災発生に備え、自主防災組織等と連携の上、被災地区を警戒する。

(3) 応援要請

火災の状況又は災害の規模により、町の消防力によっては防御が著しく困難な場合には、次により応援要請を行う。

災害が発生した場合、町長等は、岡山県消防防災ヘリコプター支援協定に基づき県に消防防災ヘリコプターの出動要請を行うほか、岡山県下消防相互応援協定第５条に基づき、他の市町村長等に応援要請を行う。

(4) 応援隊の対応専任者

ア　応援隊の受入れについて、県本部や派遣自治体等の連絡調整に当たる専任者を設置する。

イ　専任者の任務については、概ね次のとおり。

（ア）緊急消防援助隊等の対応

（イ）応援ルート及び集結場所の選定

（ウ）応援隊に関する各種連絡

(5) 応援隊等の指揮命令

応援隊等の指揮命令は、町長又は町長から委任を受けた津山圏域消防組合消防本部消防長がとる。

(6) 消防部隊相互の通信体制

無線交信における県内消防、県外消防及び全国共通波の使用周波数の運用を定める。

(7) 情報の収集・連絡体制

大規模災害における各現場の出動部隊等との情報の収集・連絡体制の確立を図る。

第８項　危険物施設等の応急対策計画

１　現状と課題

地震により危険物施設等が損壊、火災等により危険な状態になり、又は爆発する等の災害が発生した場合は、地域住民に多大な危害を及ぼすおそれがあるので、応急的保安措置を実施する必要がある。

２　基本方針

防災関係機関による石油類、高圧ガス及び火薬類の応急的保安措置を講じる。

３　対策

(1) 石油類施設の応急対策

ア　施設管理者の措置

（ア）施設の状況により、石油類を安全な場所に移動し、又は注水冷却する等の安全措置を講じる。

（イ）自衛消防隊その他の要員により、初期消火活動や延焼防止活動を実施する。

（ウ）警察、町等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

イ　町の措置

（ア）施設管理者に対し、危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

（イ）警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

（ウ）消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(2) 高圧ガス施設の応急対策

ア　施設管理者の措置

（ア）施設の状況により、設備内のガスを安全な場所に移動し、充填容器が危険な状態となったときは、安全な場所に移動し、又は水（地）中に埋める等の措置をする。

（イ）警察、町等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

イ　町の措置

（ア）施設管理者に対し、危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

（イ）警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

（ウ）消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(3) 火薬類施設の応急対策

ア　施設管理者の措置

（ア）火薬類を安全な地域に移す余裕がある場合は、これを移し、かつ見張人をつける。

（イ）火薬類を安全な地域に移す余裕のない場合は、水中に沈め、又は火薬庫の入口等を密閉し防火の措置を講じる。

（ウ）警察、町等に通報するとともに、付近住民に避難の周知を図る。

イ　町の措置

（ア）施設管理者に対し、危害防止の指示をし、又は自らその措置を講じる。

（イ）警戒区域を設定し、住民の立入制限、退去等を命令する。

（ウ）消防隊を出動させ、救助及び消火活動を実施する。

(4) 放射性物質の応急対策

ア　町の措置

（ア）事故の状況により次の応急措置を実施する。

①　異常事態発生に伴う放射線モニタリング

②　消火及び当該放射性物質への延焼防止

③　警戒区域の設定による立入制限

④　避難若しくは避難の勧告、指示等

⑤　汚染の拡大防止及び除染

⑥　医療機関との連携による放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者の救出

⑦　地域住民等に対する広報

イ　避難誘導

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

ウ　広域一時滞在

町は、避難場所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることのできる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第９項　災害警備活動に関する計画

１　現状と課題

被災地域においては、社会的な混乱や人心の動揺等により不測の事態が生じるおそれがあるので、社会秩序の維持が重要な課題となる。

２　基本方針

関係機関は災害発生後の社会秩序を維持するため必要な措置を講じる。特に避難所等における防犯体制の整備に努める。

３　対策

(1) 防犯

警察は、町等関係機関と連携を密にして、次の措置を講じる。

ア　避難所、警戒区域及び重要施設（駅、金融機関等）の警戒

イ　自主防犯組織に対する指導と連携によるパトロールの実施

ウ　被災地に限らず災害に便乗した各種不法事犯等の予防及び取締り

エ　災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び住民に対する情報提供

オ　必要な地域への移動交番の派遣

カ　鉄砲、刀剣類に対する確実な保管・管理等の指導

キ　その他治安維持に必要な措置

第10項　緊急輸送計画

１　現状と課題

地震災害時には、道路上の倒壊物、交通渋滞等により、救出・救助活動や消火活動のほか、物資の供給に支障が生ずることが想定される。

応急対策を迅速に実施するためには、緊急輸送を円滑に行う必要がある。

２　基本方針

緊急輸送においては、被災地の状況の把握のほか、そこに至る広域的な輸送ルートの確保を図り、輸送順位を考慮の上、必要な人員、応援隊及び資機材等が円滑に輸送できる措置を講じる。

また、緊急輸送に必要な燃料の確保を行う。

３　対策

(1) 陸上輸送

ア　各道路管理者は高速道路、国道、県・町道等について、早急に被害状況を把握し、障害物の除去、応急復旧等を行い緊急車両の通行の確保を図る。

イ　道路上の倒壊物等の除去は、道路管理者が民間（土木建築業者）等の協力を得て早急に実施する。

ウ　放置車両や立ち往生車両等が発生した場合において、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し、車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者が自ら車両の移動等を行う。

(2) 空路輸送

自衛隊のほか、関係機関のヘリコプター空輸に対応する必要がある。

町は、ヘリコプター離発着地の確保を図る。

(3) 県・町本部の輸送ルートの調整

ア　県及び町本部は、輸送ルートに関する情報を収集し、適切な輸送ルートを判断の上、防災関係機関等に情報提供又は指示をする。

イ　輸送ルートについては、県外からの応援隊及び資機材等にも関連するので、その情報は報道機関を通じて全国的に周知徹底を図る。

(4) 人員、物資の輸送順位

ア　輸送第１段階

交通規制の地点においては、一般車両の被災地への進入を抑制するなど緊急通行車両を優先させ、輸送の円滑化を図る。

輸送第１段階では、特に次の輸送に配慮するものとする。

（ア）人命の救助等に要する人員、物資

（イ）応急対策に必要な人員、資材

イ　輸送第２段階

人命の救助活動及び応急対策の進行状況等を勘案して必要な車両の通行措置を図る。

（ア）救援物資（食料、飲料水、衣服、寝具等）

（イ）応急復旧等に必要な人員、物資

第11項　救援物資等の受入れ、集積、搬送、配分計画

１　現状と課題

大規模な震災が発生した場合は、全国各地からの救援物資を避難所や居宅で避難生活する被災者に確実に配布できる体制を整えておく必要があるが、町において救援物資の受入れから配分までのすべてを行うことは、保管場所や要員の不足等により困難である。

なお、搬送については、陸上輸送に支障が出ることが予想されるため、その対応を検討する必要がある。

また、援助物資の搬送車両により交通が渋滞することや、必要以上の物資が届けられ、その保管、管理に後々まで影響を及ぼすこと等への対策も検討する必要がある。

２　基本方針

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

援助物資の受入地は被災地外に設け、そこで仕分け等をした後、必要に応じて町内へ搬送し、受入地での受入れ・仕分け等の作業及び受入地から町内の集積場所までの搬送については県で対応し、当該集積場所からの作業については、町で対応する。

搬送には、陸海空のルートを検討し、特にヘリコプターの利用のための条件整備を図る。

３　対策

(1) 必要とする物資等の把握・情報提供

指定避難所等に不足している物資を、必要に応じて新物資システム（B-PLo）を活用し、各指定避難所の責任者から報告を受け、備蓄品で対応できない物資あるいは自主調達できない物資の品目及び数量並びに把握した時間を県に連絡する。また、指定避難所等を巡回し、避難者のニーズを把握する。

なお、指定避難所に届いた物資の品目及び数量を把握し、不足している物資の品目及び数量、過剰になっている物資の品目及び数量を取りまとめ、町内で調整の上、県に報告し、物資の有効活用を図る。

避難所の責任者に対しては、避難所内の自治組織を通じる等により、当該避難所の被災者が必要とする物資を把握し、町に連絡するよう教示する。

なお、避難所以外の施設等に避難している被災者や在宅避難者が必要とする物資については、自主防災組織や自治会等の地域組織によって把握し、避難所の責任者を通じて町に連絡するよう教示する。

(2) 物資の受入体制等

町は、プッシュ型支援も想定し、あらかじめ物資の地域内輸送拠点を指定しておく。

また、その選定の際には、効率的な被災者支援の観点から、民間流通事業者の協力も視野に入れ、災害時の協力協定を締結するなど、そのノウハウの活用もあらかじめ検討しておく。

なお、管内に地域内輸送拠点が確保できない場合は、近隣非被災市町村に要請して、地域内輸送拠点を確保する。

指定された受入場所には職員を配置し、県から搬送された物資を保管し、指定避難所等からの要請により必要な物資を配送する。

また、指定避難所等の住民は、物資の仕分け、指定避難所内での搬送を積極的に行うものとする。

(3) 輸送方法

道路、橋りょう等の被害状況等に基づき、集積場所及び輸送ルートを設定し、県に図面等により報告する。

なお、ヘリコプター臨時離着陸場の確保を図ることとし、その離着陸場の設置に当たっては、マニュアルに従い安全面での支障がないようにする。

集積場所から指定避難所への輸送については、県トラック協会等に協力を要請するとともに、公用車、バイク等の輸送手段の確保に努める。

(4) 物資の配布方法

町は、指定避難所へ搬送された物資を、各指定避難所の維持管理責任者の指示により、各自治組織を通じて配布する。なお、配布に当たっては、要配慮者を優先する。

また、積極的な被災者台帳の作成等を通じて在宅避難者等、指定避難所以外で避難生活を送っている被災者の把握に努め、広報車や地域組織を通じる等により、援助物資について指定避難所にとりにくるように情報伝達し、配布するとともに、指定避難所までとりにくることが困難な者に対しては、地域組織の協力を得る等の方法により届けるものとする。

物資等のルート

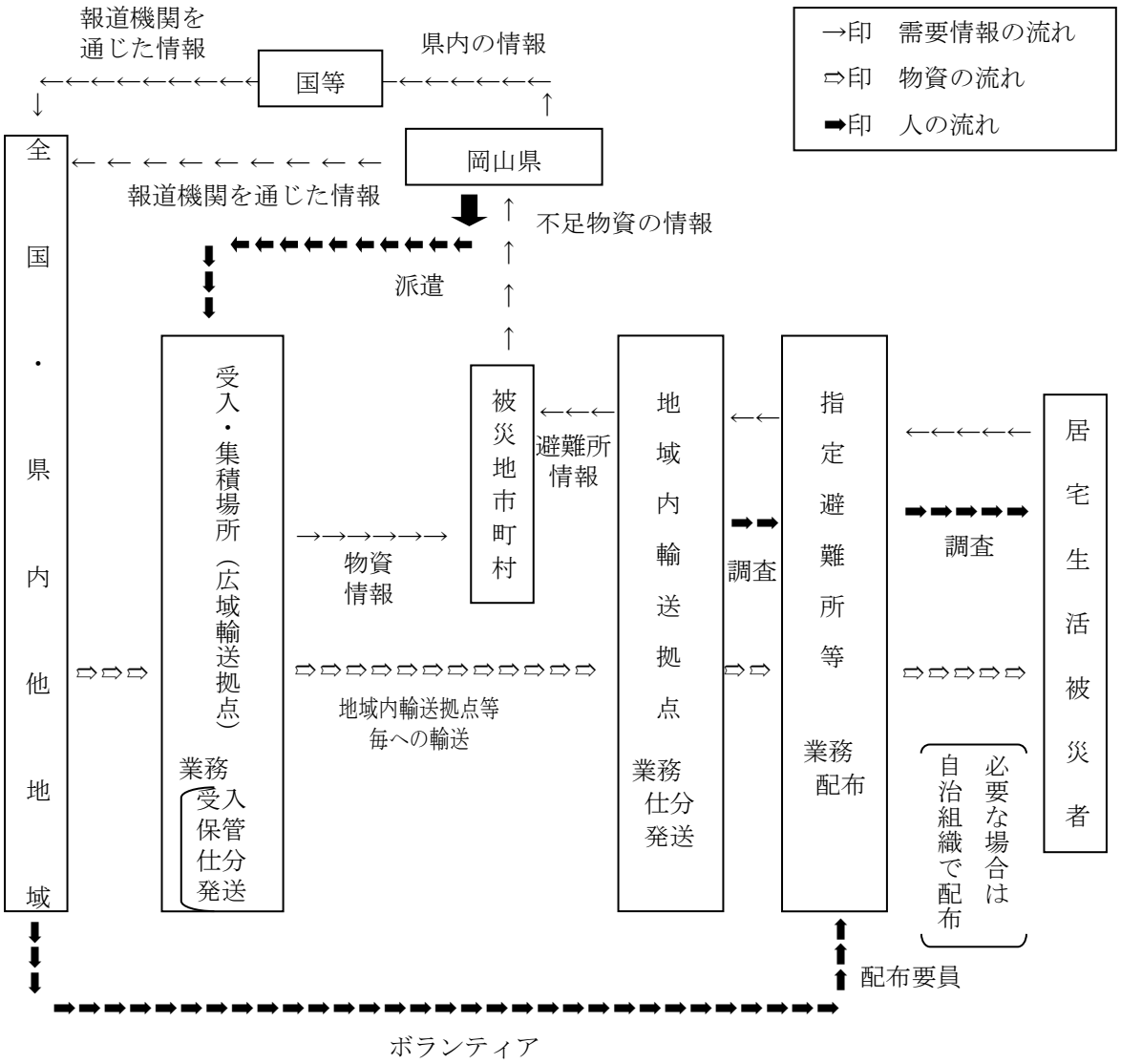
→印　需要情報の流れ
⇨印　物資の流れ
➡印　人の流れ
報道機関を通じた情報
県内の情報
国等
岡山県
全国・県内他地域
報道機関を通じた情報
不足物資の情報
派遣
受入・集積場所（広域輸送拠点）
業務
受入保管仕分発送
物資情報
被災地市町村
避難所情報
地域内輸送拠点等毎への輸送
地域内輸送拠点
業務
仕分発送
調査
指定避難所等
業務
配布
調査
必要な場合は自治組織で配布
居宅生活被災者
配布要員
ボランティア

第12項　ボランティアの受入れ、調整計画

１　現状と課題

災害時には、平常時に比べて各種救援を必要とする者が増加し、通常の行政システムの処理能力をはるかに超えることが予想される。そのため、ボランティア活動への期待が高まるが、その内容も発災直後には人命救助や負傷者の手当等、次段階では救援物資の仕分け及び輸送、避難所や在宅の被災者に対する食事や飲料水の提供その他の生活支援、高齢者や障害のある人等の要配慮者に対する物心両面での支援というように、時間経過とともに変化していくことが予想される。

一方、このようなボランティア活動が無秩序に行われると現場の混乱につながるおそれがある。

そのため、行政としても、ボランティア活動が円滑に行われるよう環境整備を行う必要がある。

２　基本方針

ボランティア活動が円滑に行われるよう、ボランティアに対するニーズを把握するとともに、町、日本赤十字社岡山県支部及び県・町社会福祉協議会等と連携を保ちながら、ボランティア申出者の受付、調整ができる体制を整備する。

ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしている NPO 等との連携を図るとともに、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有する。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開することに努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。

新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、感染症対策の観点を取り入れたボランティアの受入れや活動が行われるよう、県、町、社会福祉協議会、災害中間支援組織等が連携してボランティアの募集範囲や支援活動の調整等を行う。

３　対策

(1) ボランティアの受入体制

［県］

県本部に総合ボランティア班を設け、町、日本赤十字社岡山県支部、県・町社会福祉協議会、災害中間支援組織及び県内各大学と連携を保ち、被害状況等の情報を交換しながら、生活支援、医療等の分野ごとのボランティアを所管する組織を統括し、連絡調整を行うとともに、当該班に申出があったボランティアを分野ごとのボランティアを所管する組織に振り分ける。

また、総合ボランティア班は、必要に応じて報道機関の協力を得て、必要とするボランティアの種類・人数等について全国に情報提供し、参加を呼びかける。

［町］

町本部は、指定避難所等のボランティアニーズを把握し、町社会福祉協議会が設置する町災害ボランティアセンターに情報の提供を行う。

［日本赤十字社岡山県支部］

日本赤十字社岡山県支部は、先遣隊等による情報を県に連絡するとともに、独自に養成し、又は募集したボランティアにより、救助活動を行う。

なお、ボランティアの募集、受付及び派遣に当たっては、県本部の総合ボランティア班と連携をとりながら行うものとする。

［社会福祉協議会］

県・町社会福祉協議会は、高齢者、障害のある人等の要配慮者を中心とした被災者の生活支援における一般ボランティア活動の円滑な実施を図るため、必要と判断した場合は、それぞれ次の体制を整備する。また、感染症の状況や被災地のボランティアニーズ等を踏まえ、町及び県と協議し、ボランティアの募集範囲等について判断する。

ア　県社会福祉協議会は、県災害ボランティアセンター（岡山県災害福祉救援本部）を設置し、次の業務を行う。次の業務を行う。

（ア）ボランティアに関するニーズ（種類、人数等）についての情報収集提供

（イ）広域的なボランティアの受付、コーディネート等

（ウ）県内の他市町村社会福祉協議会及び他府県の社会福祉協議会への協力要請等の連絡調整

（エ）県本部や町本部との連絡調整

（オ）その他町災害ボランティアセンター及び近隣市町村災害ボランティアセンターの活動の支援に関すること。

イ　町社会福祉協議会は、町災害ボランティアセンターを設置し、次の業務を行う。

（ア）被災地のボランティアニーズの把握

（イ）ボランティアの受付及び登録

（ウ）ボランティアのコーディネート

（エ）ボランティアに対する具体的活動内容の指示

（オ）ボランティア活動に必要な資機材、物資等の調達及び供給

（カ）ボランティア活動の拠点等の提供

（キ）ボランティアが不足する場合における必要な種類及び人数を示しての県災害ボランティアセンター又は近隣市町村災害ボランティアセンターへの活動要請

（ク）県に対する県災害救援専門ボランティアの活動要請

（ケ）その他ボランティア活動の第一線の拠点としての活動

ウ　他の市町村の社会福祉協議会が被災により機能を十分に果たせない場合、町社会福祉協議会は、岡山県内社会福祉協議会における災害時の相互支援に関する協定に基づき、県社会福祉協議会の調整により災害救援活動を行う。

［専門ボランティアの受入れ及び活動の調整］

県が登録する災害救援専門ボランティア（災害ボランティア・コーディネーター、介護、手話通訳、要約筆記、外国語通訳・翻訳、建築物応急危険度判定）については県（県民生活部）が、その他の専門ボランティアについては、当該ボランティア活動に関係する団体等が、それぞれ受入れ及び活動に係る調整等を行う。

［ボランティアの健康に関する配慮］

ア　町、関係機関等は、それぞれのボランティアが自らの健康状態等を的確に判断し、無理のない範囲で活動するような環境づくりを行う。

イ　町、関係機関等は必要に応じ、医師、看護師等の派遣、救護所の設置、健康相談の実施等の措置を講じる。

ウ　町、関係機関等は、被災地でのボランティア活動において感染症の発生、拡大がみられる場合は、災害ボランティア担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

第３節　民生安定活動

第１項　要配慮者支援計画

１　現状と課題

要配慮者については、それぞれの特性に応じた対策が立てられる必要がある。

避難は、家族とともに行われるが、家族による援助を受けにくい者も多くいる。単独行動は、被災家屋に取り残されるおそれがあり、安否確認が困難となるので、極力避け、地域住民の協力応援を得て、避難することが望ましい。

要配慮者に加え、一般の避難住民の中にも、常時医療の対象となる者、避難生活により慢性的疾患が顕著になる者等、特に介護を要する者が現われるので、必要に応じて要配慮者とともに、適切な医療介護環境の整った施設への入所や福祉避難所等へ避難をさせる必要がある。

２　基本方針

被災後は、すべての対策について、災害規模や状況に応じた要配慮者のための配慮を十分に行う。

町及び県は、要配慮者の特性に応じた避難先を確保し、医療・福祉対策との連携の下での速やかな支援の実施を図る。また、避難生活の中でも、できる限り自立した生活を過ごすことができるよう支援する。

３　対策

(1) 避難行動要支援者支援体制

町は、災害応急対策を行うに当たっては、避難行動要支援者支援を行うチームを組織するものとし、町内で対応が困難な場合には、他市町村又は県へ応援を要請する。

(2) 福祉避難所の開設

町は、指定避難所に避難してきた者で、高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に配慮し、福祉避難所の対象となる者がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、あらかじめ指定している地域における身近な福祉避難所を開設するとともに、地域における拠点的な福祉避難所の施設管理者に開設を要請し、その設置情報を速やかに周知することにより、要配慮者の支援を迅速に実施する。

その際、相談に当たる介助員を配置すること等により、避難者が必要な福祉サービスや保健医療サービスを受けられるような要配慮者の支援体制の充実を図るとともに、これら福祉避難所で支援を行う専門的な人員の広域応援体制を構築することに努める。

また、地域における身近な福祉避難所については、福祉避難所担当職員を派遣し、福祉避難所の管理運営に当たらせ、地域における拠点的な福祉避難所の設置及び管理に関しては、施設管理者に委託することになることから、町は、県と連携し、関係機関等との連絡調整、ボランティアの調整等を行う福祉避難所担当職員を配置する。

なお、福祉避難所の収容能力を超えるなど、町で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

社会福祉施設は、被災した社会福祉施設、町、県の要請に応じて、自らの施設入所者の処遇を確保しつつ、可能な限り被災した要配慮者を受け入れるものとする。

(3) 迅速な避難

町は、消防機関、警察等と連携し、あらかじめ定めた避難計画等に従って、地域住民が要配慮者とともに避難するよう配慮する。特に、避難行動要支援者に対しては、発災時においては本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。

また、社会福祉施設、要配慮者を雇用する事業所等については、要配慮者の的確な状況の把握に努め、他の社会福祉施設や他市町村、県等との連携のもとに、迅速な避難が行われるよう、当該施設等の管理者を指導する。

地域住民に対しては、地域の要配慮者の避難誘導について地域ぐるみで協力支援するよう要請する。

社会福祉施設の管理者及び職員は、あらかじめ定めたマニュアルに基づき、入所者の避難を行う。

避難に当たっては、できるだけ施設近隣住民の協力を求め、迅速な避難に努める。

(4) 避難後の対応

町は、要配慮者を支援するため、あらかじめ定めた避難計画等に従い、次の措置をとる。

ア　地域社会の協力を得て、速やかに避難行動要支援者の安否確認を行うとともに、それぞれが必要とする支援内容を把握する。

イ　ボランティア等生活支援のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

ウ　要配慮者の特性等に応じた情報提供等を迅速かつ的確に行う。

エ　柔らかい食品、粉ミルク等を必要とする者に対し、その確保・提供を行う。

オ　指定避難所・居宅の必要資機材（車いす、障害者用トイレ、ベビーベッド、ほ乳びん等）を指定避難所又は居宅へ迅速に設置・提供する。

カ　指定避難所及び居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談等を行う。

キ　指定避難所又は在宅の要配慮者のうち、福祉避難所や社会福祉施設、医療機関等への避難を要する者について、当該施設への受入要請等必要な措置をとる。

なお、健康状態の悪化等により、福祉避難所等での生活が困難となった要配慮者については、社会福祉施設・医療機関等への緊急入所・受診等により適切に対応する。

また、社会福祉施設からライフラインの復旧の要請があった場合、ライフライン事業者に対して優先的復旧の要請を行う。

避難住民は、避難所又は地域で要配慮者を支援しながら、ともに協力して生活する。

なお、指定避難所では、要配慮者の意欲保持のため、住民の一人として、何らかの役割を果たしてもらうよう配慮するものとする。

(5) ２次的避難

町は、それぞれの災害弱者の状況に応じて、県内外の施設等へ受入れを要請するとともに、町内で対応が困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

(6) 宿泊施設提供事業の実施

町は、県に対して宿泊施設提供事業を実施する意思を明確に提示し、県から宿泊施設の情報提供を受ける。

町が宿泊施設提供事業を実施する場合は、宿泊施設を利用する要支援者等の選定、宿泊施設との宿泊や食事に関する連絡調整、要支援者等の宿泊施設への移送手段の確保等を行う。また、宿泊施設を利用する被災者が孤立しないよう連絡体制を構築する。

第２項　被災者に対する情報伝達広報計画

１　現状と課題

避難者等被災者の不安の解消や混乱の防止等のためには、被災者のニーズに対応した正確な情報を提供することが必要となる。

そのため、食料等の配給や医療機関の状況など被災生活に必要な情報が被災者にスムーズに伝わる体制や被災者の求める情報が何かを確認する体制の整備とともに、住民からの問い合わせ等に的確に対応できる体制についても整備が必要となる。

２　基本方針

町及び県は、大規模停電時も含め被災者等に対して必要な情報が確実に伝達され、かつ共有されるように、情報伝達の際の役割・責任等の明確化に努める。情報伝達に当たっては、新聞、ラジオ、テレビ等のマスコミ及びポータルサイト運営業者の協力を得て迅速に行い、また、指定避難所への掲示、広報車等も活用して、警報、安否情報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

その際、障害のある人や外国人等の要配慮者、孤立する危険のある地域の避難者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者等に配慮する。

特に、指定避難所避難者への情報伝達等については、指定避難所の維持管理責任者を窓口にし、避難者の自治組織を通じる等により伝達等を行う。広報に当たっては、関係機関相互の連携を保ち、情報の混乱が生じないようにする。

３　対策

町及び県は、要配慮者や災害により孤立した集落の被災者など、情報が入手困難な被災者等に対し、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るとともに、居住地以外の市町村への被災者に対し、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者台帳の作成、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の県及び町が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る。

また、情報伝達に当たっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関及びポータルサイト運営業者の協力を得ておくなど、災害時の情報伝達手段を確保しておく。さらに、安否情報、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット、携帯電話等を活用して、的確な情報を提供できるよう努める。

(1) 被災者への情報伝達

町は、あらかじめ広報事項等について定めておき、広報車等により、又は自主防災組織を通じる等により広報を行うとともに、必要に応じて県に広報の要請を行う。

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等を明らかにしておくとともに、衛星携帯電話や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

ライフライン事業者等関係機関は、水道、電気、ガス等の被害状況、復旧見込み等生活関連情報について、各自の責任において広報する。

また、町、県、ライフライン事業者はＬアラート（災害情報共有システム）で発信する災害関連情報等の多様化に努めるとともに、情報の地図化等による伝達手段の高度化に努める。

なお、適宜、県・町にこれらの情報提供をするものとする。

○主な広報事項

ア　災害の発生状況

イ　高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

ウ　地域住民等のとるべき措置等の呼びかけ

エ　災害応急対策の状況、復旧見込み

オ　道路情報、医療情報その他の生活情報

カ　その他必要事項

(2) 指定避難所避難者への情報伝達等

町は、効果的な手段による避難者への情報伝達と避難者の情報へのニーズの把握に努めるため、次の事項を内容としたマニュアルを作成しておく。

ア　情報収集・伝達体制及び自治組織の関わり方

イ　町本部との連絡方法の確保

ウ　町本部等へ連絡すべき事項、連絡様式

エ　収集すべき避難者等の情報、収集・報告様式

オ　指定避難所内に伝達する情報の内容、周知・伝達方法（放送設備利用、掲示、自治組織を通じる等）及び必要な様式

カ　その他必要事項

また、災害時に孤立する可能性がある集落等については、あらかじめ集落等の連絡代表者等、指定避難所と町本部の連絡窓口を明らかにしておくとともに、衛星携帯電話や無線通信等、非常時の連絡手段の確保に努める。

(3) 被災者の安否確認への対応

町は、住民の安否情報を各避難所単位で収集し、町本部において一元的に管理して専用窓口で一般住民等からの安否照会に対応する等、あらかじめその対応方法について定めておく。なお、安否照会の対応には、業務に支障が出るのを避けるため、専用電話を設置するものとする。

町及び県は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

また、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係市町村、消防機関、県警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合には、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

(4) 報道機関等への情報の提供及び報道の要請

町は、報道機関を通じて情報提供し、又は報道を要請する。

なお、実際に情報提供し、又は報道要請するに当たっては、県本部と調整を図るものとする。

(5) サイレントタイムの設定

町は、県の示した指針に沿って、サイレントタイム設定マニュアルを作成しておく。

第３項　風評・パニック防止対策計画

１　現状と課題

災害時に被災者等への情報が乏しい場合、断片的情報が人々に伝わる間にそれが変質して風評となることがある。

混乱時の民生及び社会秩序の安定を図るために、風評の防止対策も考慮しておかなければならない。

２　基本方針

被災の市町村は風評の発生防止対策及び解消対策を実施する。

３　対策

(1) 発生防止対策

ア　町は、被災地及び指定避難所等に定時的に張り紙、又は車両巡回による広報手段により、情報の提供、均一化を図る。

イ　報道機関の協力を得て情報の周知に努める。

(2) 風評解消対策

風評情報を入手したときは、その時点の状況に応じた広報手段により、速やかに適切な措置を行う。

第４項　食料供給、炊き出し計画

１　現状と課題

大規模震災においては、ライフラインが破壊され、炊き出し等は不可能となるため、県外や他市町村から食料を供給する必要が生じる。

また、学校が指定避難所として活用されることから、ライフライン復旧後は学校給食施設等が炊き出し等に利用されることになる。

そのため、次のような事項を盛り込んだ被災者に対する食料供給のマニュアルを策定する必要がある。

(1) 体制の明確化及び複数の救援活動を実施できる体制

(2) 被災直後からの食料の確保・供給のマニュアル化

(3) 避難体制との連携

(4) 他県、他市町村からの援助食料等の円滑な受入体制の確保

２　基本方針

被災地の被災状況や被災者のニーズ等を迅速に把握し、事前に定めたマニュアルにより円滑な食料供給を行う。

食料の迅速かつ的確な確保・供給を図るため、事前に定めた調達・配分計画及びその手続に関するマニュアルに基づいた確保・供給を行う。

なお、その際には、被災者台帳の活用等により、要配慮者、孤立状態、在宅、応急仮設住宅の避難者及び広域避難者に対しても物資等が円滑に提供されるよう努めるとともに、被災地の実情や男女のニーズの差違、食物アレルギー対策にも十分配慮する。

また、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるとともに、食料以外の緊急物資の供給体制との連携を十分図る。

３　対策

町は、事前に策定している計画及びマニュアルに基づき、被災者の食料の供給のために必要な緊急食料等の調達を次により行う。

(1) 被災者に対して供給する食料、食材等の品目、量の決定と供給
(2) 備蓄、食品加工業者、外食産業等からの調達及び供給の実施
(3) 炊き出しに必要な場所（調理施設・避難所等）の確保及び整備
(4) 炊き出しに必要な責任者、実施人員の決定・確保
(5) 必要に応じ、県への食料、食材、資材等の調達の要請
(6) 町援助食料集積地を指定し、責任者等受け入れ体制を確立
(7) 供給ルート、運送体制の確立
(8) 避難所ごとの被災者、自治組織等受入体制の確立
(9) 被災者への食料の供給方法（配分・場所・協力体制等）の広報の実施
(10) ボランティアによる炊き出しの調整

第５項　飲料水の供給計画

１　現状と課題

被災地への飲料水の供給については、水源の確保とともに、被災者への配水手段を確保することが重要である。このため、町のタンク車等の使用可能状況及び道路状況を早急に調査し、体制を整える必要がある。

２　基本方針

管内の地域において、それぞれ独自に給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るように努め、最低必要量（供給を要する人数×約３リットル）の水を確保できないときは、県に速やかに応援を要請する。

３　対策

町及び水道事業者等は、あらかじめ定められたマニュアルに従い、飲料水の確保が困難な地域において臨時給水所を設置し、給水車等により応急給水を行うとともに、住民に対して給水場所や給水時間等について広報する。

この場合において、給水に当たって医療機関から要請があったときは、優先的な給水に配慮する。

なお、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、日本水道協会岡山県支部相互応援対策要綱等に基づき近隣市町村等に支援要請を行うとともに、県に次の事項を示して調達斡旋を要請する。

(1) 給水を必要とする人員
(2) 給水を必要とする期間及び給水量
(3) 給水する場所
(4) 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量
(5) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

また、自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、保健所と協力し、衛生上の注意を広報する。

地震発生後、約８日を目途に仮設共用栓等を設置し、生活に最低限必要な水を供給するよう努める。その場合の供給水量は１人１日 20 リットル程度を目標とする。

住民に対しては、地震発生後３日間以上は、貯えた水等をもってそれぞれ飲料水を確保するよう努めることとし、飲料水が確保できない場合は町等の応急給水により確保するよう教示する。

また、地域内の井戸・湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合においては、特に衛生上の注意を払うよう注意を喚起しておくほか、町等の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬・配分を行うよう要請する。

第６項　生活必需品等調達供給計画

１　現状と課題

震災発生により必要となる物品は個人で確保することが肝要であるが、確保できない場合は、町、県が供与する必要がある。

２　基本方針

町、県は特定の生活必需品について確保し、供与する。なお、その際には被災地の実情や男女のニーズの差違にも十分配慮する。

３　対策

町は、災害時において被災者への生活必需品の給（貸）与の必要があると認めたときは、次により生活必需品を給（貸）与する。

(1) 町の備蓄品の放出

(2) あらかじめ協力を依頼してある生活必需品の業者からの調達

(3) 県への応援要請

住民等に対しては、各自の備蓄品、非常持出品又は調達により対応できる場合は、当該必需品で対応し、備蓄品、非常持出品又は調達により対応できない場合には、町に給（貸）与を申請する。なお、その際においては、できるだけ各自の備蓄品等を相互に融通し合って対処するよう努める。

第７項　遺体の捜索・処理・埋葬計画

１　現状と課題

火葬場が損壊し使用できない場合や、使用可能であっても遺体数が火葬能力を大幅に上回る場合の当該市町村（広域市町村を含む。以下「市町村等」という。）の体制について考慮しておく必要がある。

２　基本方針

実施主体である町において、次の事項について対応マニュアルを策定する。

(1) 遺体捜索体制の確立、必要機器の確保

(2) 遺体安置場所の確保体制

(3) 他市町村等及び隣県の協力による埋葬（火葬）

(4) 棺、骨壷、ドライアイス等の確保体制

３　対策

(1) 遺体捜索・処理体制の確立、必要機器の確保

町は、県警察、防災関係機関の協力を得て遺体の捜索を行い、発見したときは速やかに収容する。

また、警察・医師に依頼して、遺体の検視・死体調査、身元確認等及び医学的検査を行うとともに、検視等の終了した遺体について概ね次により処理する。

ア　遺体の身元識別のため遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

イ　遺体の身元識別のための相当の時間を必要とし、又は遺体が多数のため短時間に埋火葬ができない場合等においては、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め埋火葬等の処置をするまでの間一時安置する。

なお、迅速に対応するため、捜索・処理体制、資機材（柩、骨壷、ドライアイスを含む。）の確保方法について事前に計画を立てておく。

また、独力では対応できないときは、遺体捜索等の実施及び実施のための要員・資機材等について、県又は他市町村に応援を要請する。要請に当たっては、次の事項を示すものとする。

ア　遺体捜索、遺体処理、埋葬の別とそれぞれの対象人数

イ　捜索地域

ウ　埋葬施設の使用の可否

エ　必要な輸送車両の数

オ　遺体処理に必要な資機材の品目別数量

(2) 検視・死体調査、遺体安置場所の確保

町は、指定避難所として使用されている施設を除き、適当な場所に遺体安置場所を設ける。

(3) 火葬場の確保

町は、管内の火葬場の処理能力を調査しておく。

また、職員招集体制、勤務時間延長等の災害発生時（応援を含む。）の特別対応対策について、事前に計画を立てておくものとする。

(4) 遺体の搬送方法の確保

町は、事前に搬送用車両の確保方法について計画を立てておく。

町は、管内の全火葬場の最寄りのヘリコプター離発着地について把握しておくものとする。

(5) 遺体の埋火葬

町は、実際に埋葬を行う者に、棺、骨壺等の現物を給付することとする。

また、警察の検視を終えた身元が判明しない遺体の埋火葬を実施する。なお、埋火葬に当たっては次の点に留意するものとする。

ア　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、埋火葬に当たっては土葬又は火葬とする。

イ　被災地以外に漂着した遺体等のうち身元が判明しない者の埋火葬は、行旅死亡人としての取扱いをする。

ウ　遺留品は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第縁故者に引き渡すものとする。

第８項　災害時廃棄物応急処理計画

１　現状と課題

災害時には、損壊家屋の解体撤去等に伴い発生するがれきなど災害廃棄物が短時間で大量に発生するほか、指定避難所からの生活ごみや、公共下水道など汚水処理施設の被災に伴うし尿の発生が想定される。

このため、災害が発生したときは、町及び県は、被害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者の健康や被災地の衛生状態を良好に保つため、速やかに体制を整備し応急対策を講じる必要がある。

また、災害時の廃棄物の処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮しつつ計画的に行うとともに、町単位での対応が困難な場合は、広域的な相互協力体制を整備することが重要である。

２　基本方針

町及び県は、あらかじめ策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて広域処理を含め、災害廃棄物の処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するものとする。加えて、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、ＮＰＯ等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限り再生利用と減量化に努める。

広域的な相互協力体制の整備に当たっては、被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援可能な協力を行うとともに、県は体制整備に関する調整を行う。

３　対策

(1) 体制の整備等

ア　情報の収集、連絡

災害時には、被害の状況を直ちに把握することが、災害廃棄物の迅速で円滑な処理を行う上で重要である。

［県・町］

県は、町を通じて情報収集を行い、これらの情報を国へ報告するとともに、関係行政機関、民間事業者団体等との緊密な情報連絡を図る。

［町］

町は、廃棄物処理施設の被害状況、災害廃棄物等の発生量、収集運搬体制、仮設トイレの必要数等に係る情報を収集し、必要なものについて、県へ報告を行う。

イ　体制の整備

［町］

町は、あらかじめ定めた災害廃棄物処理計画に基づき、被災後直ちに指揮命令・情報収集・連絡体制を構築する。

建設事業者団体、産業廃棄物事業者団体などと平常時に災害支援協定を締結している場合は、協定に基づき協力・支援要請を行う。

被災していない市町村は、支援ニーズを把握した上で支援体制構築に協力する。

［民間事業者］

町等の協力・支援要請に基づき、町の処理体制に協力する。

(2) 災害廃棄物処理実行計画の作成

［町］

町は、発災前に策定した災害廃棄物処理計画をもとに、災害廃棄物の発生量や処理可能量を把握し、具体的な処理方法等処理の全体像を示した災害廃棄物処理実行計画を作成する。

(3) 一般廃棄物の処理等

ア　仮設トイレ等し尿処理

［町］

町は、被災者の生活に支障が生じないよう、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置を早期に完了する。特に災害発生の初期段階では断水や下水道、浄化槽の機能停止に伴い仮設トイレが不足するおそれがあり、その調達を迅速かつ円滑にできる体制を整備する必要がある。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、要配慮者にも配慮するとともに、管理に必要な消毒剤、脱臭剤等を確保する。

また、仮設トイレの設置後は計画的に管理を行い、し尿の収集運搬、処理をする。

［住民・企業］

地震発生から３日程度の期間に必要な携帯トイレは、原則として家庭及び企業等において賄う。

イ　避難所ごみ等

［町］

町は、速やかに臨時のごみステーション及び収集日時を定め、また、指定避難所のごみの一時的な保管場所を定めて、住民及び避難者に周知するとともに、臨時のごみステーションや指定避難所のごみの保管場所に集められたごみをできるだけ速やかに回収し、あらかじめ選定した処理場へ搬入し、処理を行う。

ウ　一般廃棄物処理施設等の復旧等

町は、適正に廃棄物処理施設の復旧を図る。また、施設の復旧事業を実施している間に排出される廃棄物を処理するための施設を確保する。

(4) 災害廃棄物の処理

[町]

町は、災害廃棄物処理実行計画に基づき計画的に処理を行う。また、自区内での災害廃棄物の処理が困難と判断した場合は、近隣市町村及び県に広域支援を要請する。

ア　損壊家屋の解体・撤去

町は、通行上支障がある災害廃棄物を撤去し、倒壊の危険性のある建物を優先的に解体・撤去する。この場合においても分別を考慮し、緊急性のあるもの以外はミンチ解体を行わない。

平常時に把握した石綿含有建材の使用状況を確認し、その情報を関係者へ周知し、他の廃棄物への混入を防ぐ。

イ　収集運搬

町は、道路の復旧状況や優先的に回収する災害廃棄物の種類、収集運搬ルート等を踏まえ収集運搬体制を整備する。また、適正な処理及びリサイクルのため必要な分別排出を住民やボランティアに周知する。

ウ　仮置場

町は、被害状況を反映した発生推計量をもとに、必要面積の見直しを行う。

仮置場の確保に当たっては、平常時に選定している仮置場を候補地とするが、災害時には落橋、崖崩れ、水没等により仮置場の候補地へアプローチできないなどの被害状況を踏まえ、必要に応じて候補地を見直す。

設置に当たっては、効率的な受入れ、分別及び処理ができるよう分別保管し、周辺住民への環境影響を防ぐよう、設置場所、レイアウト及び搬入導線等を検討する。

また、仮置場の規模、仮置きする廃棄物及び選別作業等の種類、仮置き予定期間と返却後の土地用途を勘案し、可能な範囲で供用前の仮置場の土壌汚染状況を把握する。

エ　仮設焼却炉等

町は、仮設焼却炉・仮設破砕・選別機の必要性及び必要基数を検討し、必要と判断した場合は、仮設焼却炉の設置場所を決定する。

設置後は、災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、仮設焼却炉等の運営・管理を適切に行う。

オ　分別・処理・再資源化

被災地の復旧・復興時に、廃棄物の資源としての活用が望まれることから、町は、復興計画や復興事業の進捗にあわせて分別・処理・再資源化を行う。分別・処理・再資源化の実施に当たっては、廃棄物の種類ごとの性状や特徴、種々の課題に応じた適切な方法を選択する。

カ　最終処分

再資源化や焼却ができない災害廃棄物を埋め立てるため、最終処分必要量の受入れが可能な処分先の確保が重要である。町は、処分先が自区内で確保できない場合は、広域的な処理を検討する。

キ　環境対策、モニタリング

町は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、発災直後は特に廃棄物処理施設、廃棄物運搬経路や化学物質等の使用・保管場所等を対象に、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

ク　広域的な処理・処分

町は、被害状況を踏まえ、処理期間が長く復旧・復興に時間が掛かると判断した場合は、広域的な処理・処分の必要性について検討する。

広域的な処理を行う場合には、国や県と連携し、処理・処分受入先を確保する。

ケ　有害廃棄物・適正処理が困難な廃棄物の対策

町は、有害廃棄物の飛散や危険物による爆発・火災等の事故を未然に防ぐため回収を優先的に行い、保管又は早期の処分を行う。

［町、県、事業者］

建築物等への被害があり、有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を連携して行う。

(5) 住民等への啓発・広報、相談窓口の開設

［町］

町は、被災者に対して災害廃棄物に係る啓発・広報を行う。

また、被災者相談窓口（通信網復旧後は専用コールセンターの設置など）を速やかに開設するとともに、平常時に検討した方法に従い相談情報を管理し、必要に応じ、自動車や船舶などの所有物や思い出の品・貴重品などに関する被災者相談窓口も開設する。

第９項　防疫及び保健衛生計画

第１　防疫

１　現状と課題

被災地においては、生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件により感染症等の疾病が発生しやすく、また、まん延する危険性も高い。

このため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の法令により防疫の実施方法が定められているところであり、また、その具体的方法等については「岡山県感染症対策マニュアル」を活用し、的確かつ迅速な防疫活動を行う。

なお、災害発生の季節により環境衛生条件は変化するため、状況に応じた防疫措置が求められる。

２　基本方針

災害発生時における防疫措置は、感染症の発生の未然防止に万全を期するために、臨時に多数の避難者を収容し衛生状態が悪化し、感染症発生の原因になる可能性の高い避難所をはじめとして、的確かつ迅速に実施する。また、このために必要な資機材、人員の確保に努める。

３　対策

町は、次により防疫活動を行う。

(1) 防疫用資機材を確保し、衛生委員等の協力を得て、便槽・家屋等の消毒等を行う。

(2) 感染症を媒介するねずみ、昆虫等を駆除するため、ごみ捨て場所等に殺虫剤・殺そ剤を散布する。

(3) 知事が感染症予防のため水道等の使用を停止した場合は、飲料水等生活に必要な水を非被災水道事業者等から確保し供給する。

(4) 避難所においては、避難者の健康状態の調査を実施するとともに、避難所の自治組織等の協力を受けて防疫活動を実施する。特に、簡易トイレ等の消毒を重点的に行う。

(5) 知事の指示に従い、臨時予防接種を実施する。

なお、次の場合には、県に対して必要に応じて応援を要請する。

ア　臨時予防接種の実施に当たり、対象者の把握、対象者へ連絡等をする必要がある場合

イ　自ら防疫活動の実施が困難であり、必要な人員及び資機材の応援を必要とする場合

第２　健康管理

１　現状と課題

住民の健康管理については、「自分の健康は自分でつくる」との住民自らの自覚と自己責任を基本理念とし、行政は平常時から健康管理のための社会的な環境整備を行っているところである。

緊急時においても基本的にこの理念は変わらないが、被災後の生活環境の劣悪さや心身の負担の大きさは、種々の感染症まん延の温床となるとともに、健康を自己責任で保持するには大き過ぎるストレスとなるものである。

そのため、被災者に対しては予防医学的な観点や心のケアの面から公的な保健医療面での支援が不可欠となる。

２　基本方針

町の保健衛生機能だけでは不十分と考えられるので、速やかに管轄保健所の機能強化を行い、心身の健康相談を行うための会場設定や巡回による訪問相談指導体制を構築し、避難所救護センターや医療機関との連携を図る必要がある。

この場合のマンパワーは、被災地の保健所や町スタッフだけでは不足することが予想されるため、被災地以外の保健所等の医師や、保健所及び市町村保健師等の応援を求める。

３　対策

被災した場合は、被災住民の健康管理を行えるシステムをできるだけ早期に確立することとし、町独自での対応が困難な場合は、県に対して要員派遣等の応援を求める。

被災地以外の市町村は、県の求めに応じて被災地への保健スタッフの派遣について協力する。なお、県は、保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、災害の状況に応じ、町のみの対応では不十分な場合は、次の対策を行う。

ア　被災地の保健所等を拠点として町との協力の下に、避難所巡回や戸別訪問を行うための医師、保健師、栄養士等からなる保健チームの編成を行う。

イ　県内他地域からの保健所医師、保健師、栄養士等のマンパワーの確保に努めるとともに、必要な場合は他県に対して人員派遣の要請を行う。

ウ　避難所等の高齢者、障害者等の生活機能の低下の防止等のため、必要に応じて、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の避難所への派遣を受ける。

第10項　文教対策計画

１　現状と課題

大規模地震が発生した場合、通信回線の不通等により、休業の周知はもとより、児童生徒等の安否の確認、さらには被災により他府県等に疎開する児童生徒等に対する転入学の手続及び受入れに関する情報の周知に困難が生じる。

学校（幼稚園等を含む。）の再開については、臨時校舎の使用も考慮されるが、指定避難所としての使用が長期化する場合は、教育の再開時期が問題となる。また、授業再開時には、被災した児童生徒等もおり、その連絡が困難な場合もある。

２　基本方針

地震災害により通常の教育を行うことができなくなった場合は、早急に仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧を実施するとともに、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校在籍児童等の就学奨励費の再支給等、就学に支障をきたさないよう応急の教育に必要な措置を講じる。

また、他府県等への被災した児童生徒等の受入れについては、受入れ先の教育委員会等に弾力的な受入れを依頼するとともに、受入れに関する情報、手続等について学校から直接保護者等に情報を提供する等、災害時の情報提供体制を整備し、周知を図る。

学校の再開は、指定避難所となっている学校では避難者の生活に配慮しつつ、適切な時期に学校教育を再開する。その周知については、他府県も含めた災害時の情報ネットワークを通じて行う。

３　対策

(1) 被害状況、休業措置等の報告

校長（園長を含む。）は、被害が発生した場合は、別に定める系統により、その状況を速やかに電話連絡するとともに、岡山県災害報告規則に基づき報告書を提出する。

また、臨時休業の措置を講じた場合は、学校教育法施行規則第 63 条等により、教育委員会又は知事へ同様に報告する。

(2) 教育施設の確保

ア　応急措置

校長（園長を含む。）は、被害施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡をとり、次の応急措置を行う。

（ア）災害発生後、二次災害の防止等のため、施設・設備の安全点検を早急に行い、必要に応じて、危険建物の撤去、応急復旧措置を行う。

（イ）被災建物で、大破以下の建物は、応急修理した上で使用することとするが、この場合、建築士（構造技術者）の判定により、構造性能の安全性の確認を行った後使用する。

（ウ）被災校（園）舎が応急修理によっても使用不能の場合は、無災害又は被害僅少の地域の学校施設、公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げることとするが、この場合、児童生徒等の安全とともに教育的な配慮を行う。

（エ）教育設備の破損、滅失については、早急に修理、補充する必要があるが、修理、補充の不可能な場合には、無災害又は被害僅少の学校の設備を一時的に借用し、使用するよう手配する。

イ　臨時校（園）舎

災害により校（園）舎が使用できず、一週間以上にわたり授業ができない場合は、臨時校（園）舎を使用して授業を行う。

（ア）臨時校（園）舎は、無災害若しくは被害僅少な学校（園）の校（園）舎、又は公民館、公会堂その他の民有施設等を借り上げて行う。

（イ）校（園）長は、応急教育施設の予定場所を事前に調査し、応急使用、応急整備の可否等について施設の設置者と交渉し、教育委員会へ報告する。

（ウ）被災地域が広範囲にわたり、児童生徒等の通学できる地域内に臨時校（園）舎が借用できないときは、教員、児童生徒等が起居できる建物を臨時的に借り上げて応急授業を行う。

(3) 被災した児童生徒の就学援助措置等

ア　授業料等の減免

（ア）県立高等学校の生徒が災害により授業料の減免を必要とするときは、岡山県立学校の授業料及び受講料の減免に関する規則（昭和 51 年岡山県規則第 22 号）により、減免の措置を講じる。

（イ）災害発生地に居住していた児童生徒が岡山県立学校へ進学又は進級する場合において、入学選抜手数料、入学金及び進級料の減免を必要とするときは、岡山県立学校入学選抜手数料、入学金及び進級料減免基準により、減免の措置を講じる。

（ウ）私立高等学校の設置者が災害により授業料の減免を行うときは、県は私立高等学校納付金減免補助金交付要綱により、設置者への助成を行う。

イ　教科書・学用品等の給与

（ア）県教育委員会は、災害のため教科書を滅失、き損した児童生徒がある場合は、補給を要する冊数を調査するとともに、教科書特約供給所に必要事項を指示し、児童生徒の学習に支障を生じないよう適切な措置を講じる。

（イ）県は、自ら学用品等の給与の実施又は他市町村からの応援要請事項の実施が困難な場合、教科書については文部科学省へ応援を要請する。

（ウ）県は、町の実施する学用品等の給与について、特に必要があると認められるときは、他市町村に応援するよう指示する。

（エ）町は、自ら学用品等を給与することが困難な場合は、他市町村又は県へ応援を要請する。

（オ）災害救助法が適用された場合の教科書その他学用品については、県子ども・福祉部と連携をとり、迅速な措置を講じる。

また、その場合の対象者、期間、経費等については、災害救助法施行規則による。

ウ　心のケアの実施

被災児童生徒の心の傷への対策として「心のケア」を実施することとし、県及び町は、教職員への研修、精神科医と臨床心理士による巡回相談を行う。

また、学校（園）は、児童生徒等や保護者を対象とした相談活動を行う。

エ　被災した児童生徒等への対応

校長は、避難所に告示板等を設け、又は教職員を通じて、直接保護者に他府県の対応等の情報及び手続の方法を知らせる。

県は、国に対し、弾力的受入れの考え方を確認し、協力を依頼するとともに、他府県等に対しても弾力的受入れを依頼する。また、所管の学校に対し、転入学等の必要手続きに係る弾力化の通知をするとともに、受入れについて元在籍校に連絡するよう依頼する。

また、県は、災害対策本部を通じ、マスコミに情報伝達を依頼するとともに、受入れに伴う転入学等に関する窓口を設け、問合せに対応する。その場合は、里親制度との連携を図る。

オ　学校の再開

県及び町は、施設の診断及び他施設との調整を行う。また、災害時における広報等により、被災地域内の保護者へ連絡する。

校長は、授業再開までに、通学路の安全の確認等を行う。

また、教職員や保護者等との連絡体制を整備し、再開の周知連絡を行う。

カ　社会教育施設等の保護

（ア）社会教育施設等

社会教育施設等の被災については、滅失の場合を除き、補強修理を行い、被災を最小限度にとどめなければならない。また、被災社会教育施設を避難所として一時使用する場合又は利用者に開放する場合は、学校施設の応急修理に準じて修理を行い、建築士等による構造上の安全を確認した上で使用する。

（イ）文化財

国指定又は登録の文化財が滅失、き損した場合、当該文化財の管理者は、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 33 条、第 61 条、第 80 条、第 118 条及び第 120 条及び第 136 条により町教育委員会及び県教育委員会を経由して文化庁へ届け出る。

県指定の文化財が滅失、き損した場合、岡山県文化財保護条例（昭和 50 年岡山県条例第 64 号）第８条、第 27 条及び第 36 条により町教育委員会を経由して県教育委員会へ届け出る。

文化財の応急修理については、文化財としての価値を損なわないよう、国、県の技術指導により実施する。

第４節　機能確保活動

第１項　ライフライン（電気、ガス、水道等）施設応急対策計画

１　基本方針

電気、ガス、上下水道等のライフライン施設等に被害が発生した場合は、被災住民、避難者への対応等、生活に大きな混乱を生じるだけでなく、その後の復旧活動、経済活動の継続・再開にも支障をきたすことにもなるため、あらゆる応急対策の前提として重要である。

また、県及び町は、情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、ＧＩＳの活用等による情報提供に努める。

各ライフライン事業者においては、早急な機能確保を前提とした復旧活動体制の整備に努め、特に①広域的な支援体制の整備、②復旧予定時期の明示、③施設台帳のバックアップシステムの整備などについて検討する。

第１　ガス施設応急対策計画

１　LP ガス事業者

LP ガスの使用中等に地震が発生した場合、速やかに次の措置を行う。

ア　応急対策

LP ガスは地域住民にとって欠くことのできない燃料であり、民生安定を図る上から、迅速かつ的確な災害応急対策を実施して、被害の拡大及び二次災害の防止に努めるとともに、可能な限り早期に再供給体制を整備する必要がある。

このため、LP ガス協会・支部（以下「協会・支部」という。）は、災害対策要綱等に基づき、県、町等と連携を密にし、総力をあげて応急対策を実施する。特に指定避難所となる公共施設や病院、老人ホーム等の要配慮者の収容施設を最優先に実施する。

イ　復旧対策

民生安定を図るため、迅速かつ的確に復旧作業を実施し、早期に再供給体制を整備する必要がある。このため、協会・支部及び協議会等は、県、町と連携を密にし、復旧に総力をあげるとともに、近県及び中央関係団体の応援を得て復旧作業を実施する。

２　LP ガス消費者

LP ガスの使用中等に地震が発生した場合、速やかに次の措置を行う。

ア　ガス栓・器具栓及び容器のバルブを閉止し、火気の使用を停止する。

イ　販売店に被害状況を連絡する。

第２　上水道施設応急対策計画

１　応急給水の実施

町は、水道施設の被災により、各地域での断水が予想されるため、施設の機能回復までの暫定措置として、給水車等による応急給水を実施する。

断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努めるものとする。

この場合、地震発生後は、指定避難所や医療施設などを中心に、施設の性格に応じた優先的な給水を実施することとし、時間的経過により、被災者の状況等を把握した上で、要配慮者に配慮したよりきめ細かな給水を実施する。

２　施設の復旧

被災者の生活再建にとって、生活用水の供給は必要不可欠であり、早急な施設の復旧体制の整備に努める必要がある。

ア　管施設は、その多くが道路などの地下に埋設されていることから、その復旧に当たっては、施設台帳の果たす役割が重要であることに鑑み、被災による施設台帳の滅失等に備え、施設台帳の分散化を図る。

イ　資機材の調達や復旧作業の迅速化を図るため、管内の施工業者との間で、災害発生時を想定した協力の確認（協定締結等）に努める。

ウ　施設の復旧に当たっては、各地域ごとの復旧予定時期などを地域住民に周知するよう努める。

３　他自治体との協力体制の整備

日本水道協会岡山県支部では、災害時に備えて、水道災害相互応援要綱を策定しており、県下市町村相互の支援体制を整備している。

さらに、県下市町村の支援で不十分な場合には、日本水道協会等を通じ他府県への協力支援を要請する。

第３　下水道施設応急対策計画

町は、町が管理する下水道施設について、県に準じた対策を講じることとするが、県施設と比べ管渠延長が長大なこと、住民と密着している避難所等に接続する、特に重要な管渠ルートの確認や下水道台帳の電算化、バックアップシステムなどについても検討する。

第４　電気施設応急対策計画

中国電力株式会社岡山支社、中国電力ネットワーク株式会社は、災害時には、防災業務計画に基づき、あらかじめ定めている対策要員を動員し、災害対策組織を設置の上、電力施設の被害状況等を迅速・的確に把握し、復旧に必要な要員及び資機材を確保するとともに、地方公共団体及び防災関係機関と協調し、応急復旧を迅速に実施する。

第５　電気通信施設応急対策計画

NTT 西日本株式会社（岡山支店）は、平常時においては、通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策を推進するなど、電気通信設備の安全・信頼性強化に向けた取組の推進に努め、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点に通信確保に配慮することとする。

電気通信施設の応急対策については、県・町及び指定行政機関等と連携して重要通信の確保はもとより、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般の通信も最大限確保するために、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施する。

第２項　住宅応急対策計画

１　現状と課題

通常ストックとして応急仮設住宅を確保していないため、震災時の応急仮設住宅の供給に当たっては、被災状況の的確な把握、適切な設置場所と供給戸数の決定に基づいた迅速な対応が必要である。

また、現行の耐震基準に適合しない住宅が少なくないなど、一次被災住宅等の地震等による二次災害の発生が予想されるため、専門家による応急危険度判定を活用し、これら被害の防止に努める。

２　基本方針

地震被災地の住民の生活を再建し、円滑な地域の復興を図るためには、住民の生活基盤となる住宅に関する不安を解消することが重要である。

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。なお、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮する。

さらには、地震発生後に応急危険度判定士により、被災住宅・被災宅地の応急危険度判定を行い、その結果を活用することにより、地震等による住宅での二次災害の防止を図るほか、住宅等の応急復旧に関する指導・助言等をはじめ、仮設住宅等への入居の情報提供の場としての住宅応急支援窓口を設置する。

３　対策

(1) 応急仮設住宅の供与

ア　実施責任者

（ア）応急仮設住宅の設置に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

（イ）災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の設置は、知事が行う。ただし、権限の一部を委任された場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行うとともに県に報告する。

イ　災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の供与

（ア）建設による供与

①　設置予定場所

応急仮設住宅の設置場所は、県又は町の公有地とするが、私有地の場合は所有者と町の間に賃貸借契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすくライフラインとの接続が容易な保健衛生上適当な場所とするとともに、防火水槽等の消防水利を確保する。

特に、県又は町は、あらかじめ応急仮設住宅の建設地を予定しておくよう努めることとし、生活の実態に即した用地の提供に積極的に協力する。

②　建物の規模等

１戸当たりの面積及び費用は、災害救助法施行細則（昭和 35 年岡山県規則第 23 号）による。

なお、町が設置する場合において建設資材の町外調達により、限度額の施行が困難な場合は県に要請し、知事の承認を受けて当該輸送費を別枠とする。

また、高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合、老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を検討する。

なお、町に応急仮設住宅の建設を委任する場合は、建設戸数、規格、規模、構造、単価及びその他必要な要件を協議する。

③　建設着工時期及び供与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、その供与期間は、完成の日から建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 85 条第３項又は第４項に規定する期限までとする。

（イ）入居基準

住宅が全焼、全壊又は流失した者で、居住する住宅がなく、自らの資力でもってしても、住宅を確保することのできない者であること。

（ウ）応急仮設住宅の入居者の選定

応急仮設住宅の入居者の選定については、原則として町が行う。

（エ）管理

応急仮設住宅の管理は、原則として町長が行う。

なお、運営に当たっては、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性や子ども・若者をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物（特定動物を除く。）の受入れに配慮するものとする。

（オ）協力要請

県は、応急仮設住宅の建設に当たっては、関係団体に対して協力要請をする。また、町が行う場合も同様とする。

エ　借上げによる供与

県は、災害が発生し必要と認めた場合は、関係団体に対し、応急仮設住宅として被災者に提供可能な民間賃貸住宅の情報提供及びその円滑な提供に向けた協力を要請し、情報提供を受けた民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として供与する。また、状況に応じ、知事は、町長に借上げを委任する。

なお、入居要件・供与期間等は建設型に準じる。

(2) 被災住宅の応急対策

ア　被災住宅の応急修理

（ア）被災住宅の応急修理については、原則として町が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

（イ）応急修理の内容

①　災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等により住家の被害が拡大するおそれがある者に対して、被害の拡大防止のための緊急修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から10日以内に完了する。

②　災害によって住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して、日常生活に必要な最小限度の部分の修理を実施する。なお、修理は、災害の発生の日から３カ月以内に完了する。（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６カ月以内。）

③　被災住宅の応急修理は、居住のために必要な最小限度の部分について、災害の発生の日から３カ月以内に完了する（災害対策基本法に基づく国の災害対策本部が設置された場合は６カ月以内）。

（ウ）協力要請

県は、町の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行うとともに町から応援要請があった場合は、岡山県建設労働組合等協定を締結した団体に対して協力を要請する。

イ　住宅等に流入した土石等障害物の除去

（ア）住宅等に流入した土石等障害物の除去については、原則として町が行うが、災害救助法が適用された場合においては、県と緊密な連携のもとに行う。

（イ）土石等障害物の除去の内容

①　障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことができない最小限度の部分について、災害の発生の日から 10 日以内に完了するものとする。

②　障害物除去の対象住宅に居住している者で、自らの資力では修理することができない者を対象者とする。

(3) 被災住宅・被災宅地の危険度判定

地震が発生した場合は、地震等による二次災害の防止のため、岡山県被災建築物応急危険度判定士登録制度及び岡山県被災宅地危険度判定士登録制度を活用して、被災住宅・被災宅地の危険度判定を速やかに行う。また、県は、建築技術者等の派遣等により、積極的に町の活動を支援する。

(4) 公営住宅への一時入居

県及び町は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 号の４第４項に基づく目的外使用として公営住宅の空き家に被災者を一時入居させることができる。

ア　公営住宅の空き家情報収集と調整

県は、被災市町村以外の協力を得て、県内の公営住宅の空き家を一時入居用住宅として提供できる戸数を取りまとめ、町に情報の提供を行い、統一窓口として戸数の割り当てや入居申込の調整業務を行う。

イ　入居基準

住宅が全壊、半壊、全焼、半焼又は一部損壊した罹災証明書のある者で、現に居住する住宅がない者

ウ　使用期間

県営住宅については、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第８号）第 211 条、町営住宅については、勝央町営住宅条例（昭和 35 年３月 25 日条例第７号）第４条の例外入居に定めるところにより、それぞれ１年を超えない範囲内で行政財産の目的外使用として使用を許可する。

エ　他県への協力要請

県内での公営住宅の確保ができない場合は、他の都道府県に一時入居用の公営住宅の提供要請を行う。

(5) 住宅応急支援窓口の設置

県は、町との連携を図り、住宅に関する総合的な支援窓口を設置し、町や「災害時における被災住宅の建築相談に関する協定」の締結団体による相談業務の支援を行う。

町は、被災者の利便を考慮し、できるだけ被災地域内又はその隣接地に、住宅の応急修理、障害物の除去、被災住宅の危険度判定、公営住宅への一時入居、仮設住宅への入居等、個人住宅への支援策や住宅確保に関する相談窓口を設置し、住宅相談に応じる。

(6) 建設資機材の調達

町は、住宅応急対策に必要な建設資機材の調達を行う。

不足する場合は、県に協力を求め、県は、建設業界等の関連業界、他県及び国に対して速やかに協力要請を行う。

(7) 関係業界との協力

県及び町は、住宅応急対策に関し、関係業界との協力事項及び要請方法等について、個々の団体と協力体制の確立を図る。なお、必要な場合は協定の締結を行う。

(8) 民間賃貸住宅等の活用

民間賃貸住宅の空き家情報や仲介・斡旋に関係する業界団体と協力し、これら民間団体が有するネットワーク情報を町が利用できる体制を整備する。

被災地域が広範囲にわたる場合は、周辺市町村の協力や連携を図るための調整を行う。

また、雇用促進住宅や社宅等も有効活用できるよう関係部局を通じて協力を求める。

第３項　公共施設等応急対策計画

１　現状と課題

阪神・淡路大震災でも明らかなように、地震発生時には台風・豪雨等による一般災害とは異なり、各種の災害が同時・複合的に発生し、各方面に甚大な被害が予想される。特に、道路、河川をはじめとした公共施設は、住民の日常生活及び社会、経済活動にとって重要であるばかりでなく、地震発生時の応急対策活動においても、極めて重要であり、被害状況等の情報収集を含めた施設復旧計画について、各施設管理者が十分な検討を行っておく必要がある。

２　基本方針

各公共施設の管理者は、各々が管理する公共施設の緊急点検を行い、これらの被害状況等の把握に努め、二次災害の防止や被災者の生活確保を最優先した施設復旧を行うとともに、必要に応じて他の復旧活動と有機的に関連した復旧活動を行う。

３　対策

(1) 復旧体制の整備

ア　県、町及びその他の公共施設管理者は、人員や資機材の確保を図り、迅速な復旧作業が行えるよう、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との協定の締結等に努める。

イ　道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

ウ　各公共施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の複製を分散保存するなどバックアップシステムの整備に努める。

(2) 各公共施設ごとの応急復旧計画

ア　河川施設の応急対策

町及びその他の河川管理者は、地震発生後直ちに施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努めるとともに、堤防施設にクラック等が生じている場合にはビニールシートを覆い、また、堤防及び水門の破壊については、土のうや矢板等による応急締切を行うなど、施設の性格や被害の状況に応じた効果的な応急対策に努める。

イ　砂防施設等の応急対策

町及び県は、専門職員を活用して、地震発生後直ちに砂防施設、治山施設及び土砂災害危険箇所の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、不安定土砂の除去、仮設防護棚の設置、ビニールシートの設置など、被害状況に応じたできる限りの応急工事を実施する。

また、調査の結果、危険性が高いと判断された箇所について、関係住民に周知するとともに、必要に応じて土砂流動監視装置の設置などにより、適切な警戒避難体制の整備を図る。

さらに、関係機関が一体となった総合的な土砂災害対策を推進するため、岡山県総合土石流災害対策等推進連絡会を積極的に活用する。

ウ　ため池施設の応急対策

町及び県は、地震発生後直ちにため池施設の緊急点検を行い、被害状況の把握に努め、施設決壊による周辺地域への災害防止のために、ビニールシートや土のう等による応急復旧を行い、被害の程度によっては、速やかに放水の処置をとる。

エ　公共建築物の応急対策

官公庁舎、学校施設、病院及びその他の公共施設については、災害対策の指令基地や避難施設等としての利用が想定されることから、各管理者において、被災建築物応急危険度判定士など専門技術者を活用し、施設の緊急点検を実施し、被害状況の把握に努め、できる限り応急復旧による機能確保を図る。

(3) 交通施設の応急復旧計画

ア　各道路管理者は、地震発生後直ちに、あらかじめ指定した緊急輸送道路について優先的に道路パトロールを行い、それぞれが管理する道路の被害状況を調査し、地震の発生地域や被害状況を勘案した上で、車両通行機能の確保を前提とした早期の復旧作業に努める。

この場合、二車線復旧を原則とするが、やむを得ない場合には、一車線とし、適当な場所に待避所を設けるとともに、橋りょうについては、必要に応じて仮設橋りょうの設置を検討する。

イ　道路管理者は、一般社団法人岡山県建設業協会など関係団体との間に応援協定等を締結し、障害物の除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む）や応急復旧等を迅速に行うため、道路法等に基づき、協議会の設置によって他の道路管理者及び関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を作成するとともに、必要に応じてその見直しを行うものとする。また、道路管理者は、当該計画も踏まえて、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努める。

ウ　道路管理者及び県警察は、啓開作業を実施するに当たり、状況に応じて消防機関及び自衛隊等の協力を得て必要な措置をとる。

第４章　地震災害復旧・復興計画

第１節　復旧・復興計画

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、町及び県が主体的に取り組むとともに、国がそれを支援する等適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すこと、また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図る。

第１項　地域の復旧・復興の基本方向の決定

１　町及び県は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又はさらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

２　被災地の復旧・復興は、町が主体となって、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、県はそれを支援する。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。あわせて、障害のある人、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

３　町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、県、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

第２項　被災者等の生活再建等の支援

町及び県は、被災者等の生活再建等を支援するために、次の措置を行う。

１　基本方針

県及び町は、被災者等の生活再建に向け、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたり、きめ細かな支援を講じる。

県及び町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

また、被災者の救済及び自立支援や被災地域の総合的な復旧・復興対策等を推進するため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

２　対策

［県、町］

(1) 住まいの確保

ア　復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組みを計画的に実施するものとする。

イ　災害危険区域等における被災者等の住宅再建に当たっては、防災集団移転促進事業等を活用し、極力安全な地域への移転を推奨する。

ウ　町は、国や県と連携し、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

(2) 生活資金等の支給等

ア　被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給により、被災者の生活再建を支援し、被災地の速やかな復興を図る。また、支援金の支給を迅速かつ的確に行うため、申請に係る業務の実施体制の整備等を図る。

イ　被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際には、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう必要な措置を講じる。

ウ　災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給、災害援護資金の貸付け、生活福祉資金の貸付け及び母子父子寡婦福祉資金の貸付けを行う。

エ　必要に応じ、税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。

(3) 被災者の見守り、相談支援等

町は、応急仮設住宅に入居する被災者等が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、必要に応じて、関係機関と連携しながら、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援等を行い、県はその取組を支援する。

(4) 被災者等の中長期的な心のケア

災害復興期においては心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）症状や生活再建プロセスで生じる二次的ストレスにより心身の変調が生じてくる事が多く、精神疾患に関する相談支援や被災者の心のケアに当たる支援者の支援などの強化が必要である。

このため県は、町等が行う、精神保健相談、仮設住宅入居者等への訪問支援などの個別支援をはじめとした心のケアに関する後方支援、技術的援助を関係機関と協力しながら中長期的に実施する。

(5) 雇用の確保等

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。あわせて、自営業、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図る。

(6) 迅速な罹災証明書の交付

ア　災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

イ　住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

ウ　町は、罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の町や民間団体との応援協定の締結、応援の受入体制の構築等を計画的に進めるなど、迅速な罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

エ　住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。

オ　効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

カ　県は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して町の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、町に対し必要な支援を行うとともに、被害が複数の市町村にわたる場合には、調査・判定方法にばらつきが生じることのないよう、定期的に、各市町村における課題の共有や対応の検討、各市町村へのノウハウの提供等を行うこと等により、被災市町村間の調整を図るものとする。

(7) 情報、サービスの提供等

ア　被災者の自立に対する援助、助成措置については、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった地方公共団体と避難先の地方公共団体が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

イ　町は必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成及び活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成へのデジタル技術の活用を推進する。

ウ　県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

第３項　公共施設等の復旧・復興計画

１　基本方針

公共施設等の復旧計画は、被災者の生活再建を支援し、災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。

このため、復旧計画の策定に当たっては、迅速な原状復旧を基本としつつ、被災状況等を勘案し、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくりについても検討する。

２　対策

(1) 基本方向の決定

町は、社会・経済活動の早期回復や被災者の生活支援のため、公共施設等の復旧に当たっては、実情に即した迅速な復旧を基本とし、早期の機能確保に努めることとし、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案した上で、必要に応じて、さらに災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興についても検討する。

(2) 迅速な復旧事業計画の作成

町は、公共施設等の復旧に当たっては、事前協議制度や総合単価制度などの活用を図り、早急な災害査定に努めるとともに、迅速な復旧を目標とした復旧計画を策定し、緊急度の高いものから順次復旧していく。

また、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

(3) さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）の作成

町は、被害想定を踏まえ、平常時から復興段階におけるまちづくりに必要な施策の検討、住民合意プロセスを含めた事業実施の手順等を整理した指針やガイドラインを作成するなど、計画的な復興に備えることが重要である。

また、公共施設等の復旧に当たっては、被災状況、地域の特性及び関係公共施設管理者の意向等を勘案し、必要と判断した場合には、可及的速やかに、さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する。

指針やガイドライン、復興計画の作成に当たっては次の点に留意する。

ア　関係住民の意向の尊重

さらに災害に強いまちづくり計画（復興計画）を作成する場合には、従来の都市構造が大幅に変更になることが予想されることから、関係住民の意向を尊重し計画に反映させるよう努めることとし、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール等についての情報を積極的に住民へ提供する。

イ　土地区画整理事業や都市再開発事業等の活用

計画の実施に当たっては、土地区画整理事業や都市再開発事業等を活用するとともに、道路の拡幅、オープンスペースの確保、耐震性貯水槽の設置、ライフラインの共同溝化・耐震化等を盛り込む。

ウ　被災市街地復興特別措置法等の活用

建築物の相当数が滅失している地域においては、必要に応じ、被災市街地復興特別措置法による被災市街地復興推進地域を定め、建築行為の制限や土地区画整理事業等の特例を活用する。

エ　学校とまちづくりの連携

町は、被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の防災対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第４項　激甚災害の指定に関する計画

１　基本方針

甚大かつ広範囲に及ぶと思われる地震被害に対して早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠であり、特に復旧事業の財源確保においては、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下「激甚法」という。）に基づく国による激甚災害の早期指定が復旧事業の進捗を左右する極めて重要な手続きであることに鑑み、国の激甚災害指定に向けた各種情報収集の必要性や早期指定に向けた国への働きかけについて定める。

２　対策

(1) 被害状況の収集

激甚法による国の激甚災害の指定は、激甚法等に規定する基準を満たす都道府県及び市町村について、必要と認められる措置を個別に政令において指定することとなっており、県及び町においては、国の早期指定のためにも、各種施設ごとの正確かつ迅速な情報の収集を行う必要がある。

町は、町の区域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査等について協力する。

(2) 激甚災害の早期指定

激甚災害には、被害規模が著しく大きくかつ被災地域が広範囲にわたる災害が発生したごとに指定する「本激」と、年間の災害査定後、ある市町村において被害が一定基準を超えれば当該市町村を指定する「局激」がある。県では被害状況を勘案し、これらの指定について、防災所管課である危機管理課が総合的な窓口として、国との連絡調整に努めるとともに、各関係部局においても、国の関係省庁との連絡を密接にし、早期指定の促進を図る。

（激甚災害指定のフロー）

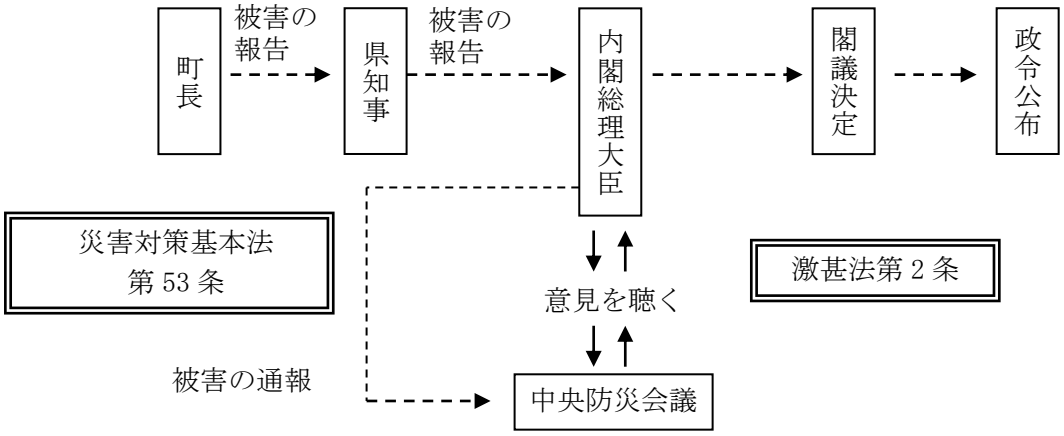

第２節　財政援助等

第１項　災害復旧事業に伴う財政援助・助成計画

１　基本方針

災害復旧事業の迅速かつ円滑な実施には、国における財政援助が不可欠であるが、災害復旧事業費の決定は、知事の報告その他地方公共団体が提出する資料及び実地調査の結果等に基づいて決定されるものであることから、関係機関は復旧事業費の決定及び決定を受けるための早期の査定実施が可能となるよう努める。

２　法律等により一部負担又は補助するもの

災害復旧事業については、個別の法律により国が全部又は一部を負担し、又は補助することとなっており、その対象となる事業は次のとおりであり、これら事業を積極的に活用することにより、迅速な施設復旧を図る。

(1) 法律

ア　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

イ　公立学校施設災害復旧費国庫負担法

ウ　公営住宅法

エ　土地区画整理法

オ　海岸法

カ　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

キ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律

ク　予防接種法

ケ　農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

コ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）

サ　防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律

(2) 要綱等

ア　公立諸学校建物其他災害復旧費補助

イ　都市災害復旧事業国庫補助

３　激甚災害に係る財政援助措置

激甚法に基づき激甚災害の指定を受けた場合には、各復旧事業に関する特別の財政援助措置がとられることとなっており、その対象は次のとおりとなっており、県及び町は被害の状況を速やかに調査し、国との連絡を密にし、早期に激甚災害の指定を受けられるよう努める。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

ア　公共土木施設災害復旧事業

イ　公共土木施設災害関連事業

ウ　公立学校施設災害復旧事業

エ　公営住宅等災害復旧事業

オ　生活保護施設災害復旧事業

カ　児童福祉施設災害復旧事業

キ　老人福祉施設災害復旧事業

ク　身体障害者更生援護施設災害復旧事業

ケ　婦人保護施設災害復旧事業

コ　感染症指定医療機関災害復旧事業

サ　感染症予防事業

シ　堆積土砂排除事業（公共的施設区域内、公共的施設区域外）

ス　湛水排除事業

(2) 農林水産業に関する特別の助成

ア　農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置

イ　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

ウ　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

エ　天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例

オ　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

カ　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

キ　共同利用小型漁船の建造費の補助

ク　森林災害復旧事業に対する補助

(3) 中小企業に対する特別の助成

ア　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

イ　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例

ウ　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4) その他の財政援助措置

ア　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

イ　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

ウ　市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

エ　母子及び父子並びに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

オ　水防資機材費の補助の特例

カ　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

キ　公共土木施設、公立学校施設、農地・農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する特別の財政援助

ク　雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第２項　災害復旧事業に必要な融資及びその他の資金計画

１　基本方針

地震により被害を受けた個人、法人及び団体等の復旧を促進し、被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復を図るため、災害復旧に関する各種の融資制度を整理するとともに、県、町、金融機関その他の関係機関において講ずべき措置を明確にする。

２　個人被災者への融資等

地震により被害を受けた個人の生活の安定のため、県、町その他の関係機関は次の生活支援策を実施する。

(1) 災害弔慰金の支給

地震により死亡した者の遺族に対して町を通じて災害弔慰金を支給する。

(2) 災害障害見舞金の支給

地震により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して町を通じて災害障害見舞金を支給する。

(3) 被災者生活再建支援金

被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

(4) 災害援護資金の貸付け

地震により被害を受けた世帯の世帯主に対して町を通じて災害援護資金を貸し付ける。

(5) 生活福祉資金の貸付け

地震により被害を受けた低所得者に対して、速やかに自立更生させるため、県社会福祉協議会を通じて、生活福祉資金を貸し付ける。

(6) 母子父子寡婦福祉資金の貸付け

地震により被害を受けた母子又は父子世帯及び児童、寡婦に対して、県及び町は母子父子寡婦福祉資金を貸し付ける。

(7) 公的負担の免除等

町においては、被災状況等を勘案し、必要に応じて税の期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとることとし、国に対しても同様の措置を行うよう要請する。

(8) 罹災証明の交付

町においては、上記の支援策を早期に実施するため、地震発生後早期に罹災証明の交付体制を確立し、被災者に対して罹災証明を交付する。

(9) 被災者への広報

町においては、被災者の自立に対する援助、助成措置について、被災者への広報に努め、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

３　被災中小企業への融資等

地震により被害を受けた中小企業者の再建を促進するため、岡山県中小企業支援資金や、政府系中小企業金融機関の融資により施設の復旧等に必要な資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう町は次の措置を実施する。

(1) 中小企業関係の被害状況、資金需要等について調査し、その現状の早期の把握に努め、政府及び政府系中小企業金融機関等に対し、融資の協力を要請する。

(2) 金融機関に対し、被害の状況に応じ、貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和等について要請する。

(3) 信用保証協会の保証枠の拡大を要請し、資金の円滑化を図る。

(4) 特別融資制度の創設、既往債務の負担軽減、税制上の特別措置などについて国に要請する。

(5) 町及び中小企業関係団体を通じて特別措置の中小企業者への周知徹底を図るとともに、経営相談窓口を充実させ、中小企業者の経営指導に努める。

(6) 岡山県中小企業支援資金融資制度による融資を優先的に行うよう県に要請する。

(7) 国、県及び町は、被災中小企業等に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、相談窓口等を設置する。

４　農林漁業関係者への融資等

地震により被害を受けた農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、災害復旧資金の融通を中心に町は次の措置を実施する。

(1) 天災融資法による経営資金等の融資措置の促進並びに利子補給及び損失補償を実施する。

(2) 株式会社日本政策金融公庫法に基づく災害復旧資金融資の斡旋を実施する。

(3) 農業災害補償法に基づく農業共済団体等に対し、災害補償業務の迅速、適正化を図るよう要請する。

５　住宅関連融資等

町は、被災地における損壊家屋の状況を調査し、住宅金融公庫法の規定による次の資金の融通が適用される場合には、地震により住宅に被害を受けた者に対して、当該資金の斡旋を行う。

(1) 災害復興住宅資金

(2) 地すべり等関連住宅資金

(3) 宅地防災工事資金

(4) 産業労働者住宅資金

(5) マイホーム新築資金

(6) リフォームローン

第３項　義援金等の配分計画

１　基本方針

災害時には各方面から義援金が寄託されるが、寄託された義援金は、速やかにかつ公平に被災者に配分・支給される必要があり、また、被災市町村が複数にわたる場合は、その配分割合を決める必要があるため、義援金の募集、受付、配分等の基本的な事項について定める。

２　対策

県、町及び日本赤十字社、報道機関等の義援金収集団体は、配分委員会を組織し、当該災害に係るすべての義援金の使用・配分について協議する。

第３節　町復興本部の設置及び町復興計画

第１項　町復興本部の設置

町は、大規模災害等により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興本部を設置する。

第２項　町復興計画

町は、迅速に復興が図れるよう、大規模災害からの復興に関する法律が適用される大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、同法第 10 条に基づく復興計画を策定することができる。

町の復興計画は、国の復興基本方針及び県の復興方針に即して、県と共同で策定することができる。

町は、国や県、関係機関の計画やそれに基づく取組とも整合が図れるよう調整する。

町は、復興計画を策定する場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について定める。また、計画の策定過程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努める。

１　復興計画の区域
２　復興計画の目標
３　被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
４　復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
５　復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項
６　復興計画の期間
７　その他復興事業の実施に関し必要な事項

勝央町地域防災計画の作成・修正の経緯		
平成 ９年３月	勝央町地域防災計画の作成	
平成 12 年３月	〃	の一部修正
平成 25 年９月	〃	の一部修正
平成 26 年３月	〃	の一部修正
平成 27 年２月	〃	の一部修正
平成 28 年３月	〃	の一部修正
令和 ２年３月	〃	の一部修正
令和 ３年３月	〃	の一部修正
令和 ５年３月	〃	の一部修正
令和８年 11 月	〃	の一部修正

勝央町地域防災計画

令和８年１１月　発行

編集
発行　勝央町防災会議

（勝央町防災会議事務局）
勝央町役場　総務部
〒709-4316 勝央町勝間田 201
ＴＥＬ　0868（38）3111
ＦＡＸ　0868（38）3120